

# 資 料 編

# (資 料 編)

## 目 次

### 1 防 災 組 織 ・ 体 制 関 係

	頁
資料 1 - 1 瀬戸市防災会議条例	資1- 1-1
資料 1 - 2 瀬戸市防災会議運営要綱	資1- 2-1
資料 1 - 3 瀬戸市防災会議委員等名簿	資1- 3-1
資料 1 - 4 瀬戸市防災会議傍聴要綱	資1- 4-1
資料 1 - 5 瀬戸市災害対策本部条例	資1- 5-1
資料 1 - 6 瀬戸市災害対策本部運営要綱	資1- 6-1
資料 1 - 7 瀬戸市災害対策本部組織図	資1- 7-1
資料 1 - 8 瀬戸市災害対策本部業務分担	資1- 8-1
資料 1 - 9 非常配備基準と非常配備体制	資1- 9-1
資料 1 - 10 災害初動対処のための警戒本部設置要綱	資1-10-1

### 2 相 互 応 援 協 定 等 関 係

資料 2 - 県 愛知県等締結の災害救援に関する協定・覚書	資2-県-1
資料 2 - 市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書	資2-市-1

### 3 自 主 防 災 組 織 関 係

資料 3 - 1 自主防災組織の設置状況	資3- 1-1
資料 3 - 2 自主防災組織設置推進要綱	資3- 2-1
資料 3 - 3 瀬戸市防災ボランティア受入体制等に関する実施要綱	資3- 3-1
資料 3 - 4 瀬戸市災害時協力事業所登録制度実施要綱	資3- 4-1
資料 3 - 5 地区防災計画一覧	資3- 5-1

### 4 防 災 上 注 意 す べ き 施 設 等 関 係

資料 4 - 1 高層建築物	資4- 1-1
資料 4 - 2 危険物施設等施設数一覧	資4- 2-1
資料 4 - 3 液化石油ガス貯蔵施設	資4- 3-1
資料 4 - 4 放射性同位元素取扱事業所	資4- 4-1
資料 4 - 5 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	資4- 5-1
資料 4 - 6 地すべり危険箇所	資4- 6-1
資料 4 - 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律 による土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧	資4- 7-1
資料 4 - 8 山地災害危険地区	資4- 8-1
資料 4 - 9 重要水防箇所及び防災重点農業用ため池	資4- 9-1
資料 4 - 10 林野火災特別地域	資4-10-1

## 5 防災対策用施設関係

資料5-1	(1) 指定緊急避難場所	資5-1-1
	(2) 指定避難所(地震)	資5-1-3
	(3) 指定避難所(風水害)	資5-1-4
資料5-2	応急仮設住宅建設予定地	資5-2-1
資料5-3	防災活動拠点	資5-3-1
資料5-4	緊急輸送道路	資5-4-1
資料5-5	道路通行規制区間(異常気象時通行規制区間)	資5-5-1
資料5-6	応急給水拠点・応急給水配水池	資5-6-1

## 6 防災対策用資機材関係

資料6-1	災害対策用備蓄資機材等	資6-1-1
資料6-2	防災備蓄用倉庫等設置状況	資6-2-1
資料6-3	消防水利施設設置状況	資6-3-1
資料6-4	水防用資機材	資6-4-1
資料6-5	所管別車両表	資6-5-1
資料6-6	スピーカー搭載車	資6-6-1
資料6-7	通信用施設	資6-7-1
資料6-8	防災用機器	資6-8-1
資料6-9	ヘリコプターの保有機関	資6-9-1
資料6-10	ヘリポート可能箇所	資6-10-1
資料6-11	応急危険度判定活動備蓄備品	資6-11-1

## 7 防災活動協力団体等関係

資料7-1	緊急維持修繕工事協定締結業者一覧	資7-1-1
資料7-2	水道施設緊急修繕工事協力締結業者一覧	資7-2-1
資料7-3	下水道施設緊急修繕工事協力業者一覧	資7-3-1
資料7-4	し尿収集・運搬業者一覧	資7-4-1
資料7-5	電気工事業者一覧	資7-5-1
資料7-6	輸送業者一覧	資7-6-1
資料7-7	愛知県石油商業組合東尾張連合会東尾張瀬戸地区会員	資7-7-1
資料7-8	医療関係者名簿	資7-8-1
資料7-9	(一社)瀬戸旭医師会集団災害時連絡表	資7-9-1
資料7-10	歯科関係者名簿	資7-10-1
資料7-11	歯科医師会災害時(緊急)連絡網	資7-11-1
資料7-12	薬剤関係者名簿	資7-12-1
資料7-13	瀬戸旭長久手薬剤師会集団災害時連絡表	資7-13-1
資料7-14	愛知県災害拠点病院	資7-14-1

## 8 気象・災害履歴関係

資料 8 - 1	特別警報・警報・注意報の細分区域及び発表基準	資8- 1-1
資料 8 - 2	東海地方に影響のあった主な台風	資8- 2-1
資料 8 - 3	台風の大きさと強さの分類	資8- 3-1
資料 8 - 4	緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称	資8- 4-1
資料 8 - 5	愛知県に関わる地震とその被害	資8- 5-1
資料 8 - 6	過去の大地震と被害	資8- 6-1
資料 8 - 7	気象庁震度階級	資8- 7-1
資料 8 - 8	長周期地震動階級	資8- 8-1
資料 8 - 9	火山に関する情報	資8- 9-1
資料 8 - 10	南海トラフ地震に関する情報	資8-10-1

## 9 その他の資料

資料 9 - 1	土砂災害警戒区域等に属する要配慮者利用施設一覧	資9- 1-1
資料 9 - 2	瀬戸市消防警防本部設置要綱	資9- 2-1
資料 9 - 3	瀬戸市震災対策消防計画	資9- 3-1
資料 9 - 4	瀬戸市議会 B C P（業務継続計画）	資9- 4-1

# 資料 1 - 1 瀬戸市防災会議条例

〔 昭和 38 年 3 月 14 日 〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 平成 9 年 3 月 31 日 条例 第 11 号  
平成 12 年 3 月 31 日 条例 第 2 号  
平成 24 年 9 月 28 日 条例 第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、瀬戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 瀬戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (3) 市の教育委員会の教育長
  - (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
  - (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (7) 市長が特に必要と認めて任命する者

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 2 瀬戸市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市防災会議条例（昭和38年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、瀬戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が議長となる。

2 防災会議は、毎年、会長が必要と認めるときに開催する。

3 委員は、やむをえない事由により防災会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出なければならない。

4 委員は、前項により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(専決処分等)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で、速やかに措置を要するとき。

2 一部特定な機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して専決処分することができる。

3 会長は、前各項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、会長が任命する。

(幹事会)

第6条 防災会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が議長となり、必要に応じ議長が招集する。

3 幹事会は、防災会議に委任された事項を処理し、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を瀬戸市市長直轄組織危機管理課に置く。

- 2 事務局に局長及び書記を置く。
- 3 局長及び書記は、瀬戸市職員のうちから市長が指名する。

(準用規定)

第8条 第3条第2項及び第3項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第9条 条例第3条第5項第1号から第5号に規定する委員に異動があった場合は、後任者は、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の傍聴)

第10条 防災会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める瀬戸市防災会議傍聴要綱によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年9月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

## 資料 1 - 3

## 瀬戸市防災会議委員等名簿

	職 名	備 考
会 長	瀬 戸 市 長	
委 員	愛 知 県 瀬 戸 警 察 署 長	第 1 号委員
委 員	瀬 戸 市 副 市 長	第 2 号委員
委 員	瀬 戸 市 教 育 委 員 会 教 育 長	第 3 号委員
委 員	瀬 戸 市 消 防 長	第 4 号委員
委 員	瀬 戸 市 消 防 団 長	〃
委 員	西日本電信電話(株)東海支店名古屋設備部長	第 5 号委員
委 員	日 本 郵 便 (株) 瀬 戸 郵 便 局 長	〃
委 員	東邦ガスネットワーク(株)設備部名古屋地域センター 瀬戸事業所長兼春日井事業所長	〃
委 員	中部電力パワーグリッド(株)旭名東支社長	〃
委 員	(一社) 瀬戸旭医師会 副会長	〃
委 員	瀬戸歯科医師会 会長	〃
委 員	瀬戸旭長久手薬剤師会 副会長	〃
委 員	(一社) 愛知県LPガス協会尾張支部瀬戸旭分会長	〃
委 員	瀬戸市自治連合会 会長	第 6 号委員
委 員	瀬戸市自治連合会防火防災部会長	〃
委 員	瀬戸市女性防火クラブ協議会長	〃
委 員	愛知工業大学 教授	〃
委 員	瀬戸市議会 議長	第 7 号委員
委 員	瀬戸市議会 副議長	〃
委 員	瀬戸市議会総務生活委員長	〃
委 員	愛知県尾張県民事務所長	〃
委 員	愛知県尾張建設事務所長	〃
委 員	愛知県瀬戸保健所長	〃
委 員	公立陶生病院長	〃
委 員	瀬戸市社会福祉協議会長	〃
委 員	愛知県トラック協会尾東支部瀬戸旭・守山部会長	〃

委員 26名

	職 名	備 考
幹 事	愛 知 県 瀬 戸 警 察 署 警 備 課 長	
幹 事	西日本電信電話(株)東海支店名古屋営業所所長	
幹 事	日 本 郵 便 ( 株 ) 瀬 戸 郵 便 局 総 務 部 長	
幹 事	東邦ガスネットワーク(株)春日井事業所チーフ	
幹 事	中部電力パワーグリッド(株)旭名東支社総務グループ長	
幹 事	( 一 社 ) 瀬 戸 旭 医 師 会 事 務 局 長	
幹 事	愛 知 県 尾 張 県 民 事 務 所 防 災 安 全 課 長	
幹 事	危 機 管 理 監	(議長)
幹 事	経 営 戦 略 部 長	
幹 事	行 政 管 理 部 長	
幹 事	地 域 振 興 部 長	
幹 事	市 民 生 活 部 長	
幹 事	健 康 福 祉 部 長	
幹 事	都 市 整 備 部 長	
幹 事	議 会 事 務 局 長	
幹 事	教 育 部 長	
幹 事	消 防 署 長	
幹 事	経 営 戦 略 部 政 策 推 進 課 長	
幹 事	行 政 管 理 部 行 政 課 長	
幹 事	地 域 振 興 部 産 業 政 策 課 長	
幹 事	市 民 生 活 部 生 活 安 全 課 長	
幹 事	健 康 福 祉 部 社 会 福 祉 課 長	
幹 事	都 市 整 備 部 都 市 計 画 課 長	
幹 事	都 市 整 備 部 維 持 管 理 課 長	
幹 事	都 市 整 備 部 水 道 課 長	
幹 事	教 育 部 学 校 教 育 課 長	
幹 事	瀬 戸 市 小 中 学 校 長 会 長	
幹 事	消 防 本 部 総 務 課 長	
幹 事	公 立 陶 生 病 院 事 務 局 長	
幹 事	瀬 戸 市 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長	

幹 事 30名

※防災会議事務局：市長直轄組織危機管理課

## 資料 1 - 4 瀬戸市防災会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市附属機関等の設置及び運営に関する指針第7に基づき、防災会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

2 報道関係者席には、報道関係者が報道のために会議を傍聴しようとする場合に、あらかじめ議長に申し出て、その許可を得た者でなければ入ることができない。報道のために映像の撮影、音声等の録音をしようとする場合についても、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、住所及び氏名を記入した傍聴申込書を議長に提出して行わなければならない。

3 前項の傍聴の申込みの受付は、当該会議の開始予定時刻の60分前から開始し、開始予定時刻の15分前に締め切る。

4 傍聴を希望する者の人数が傍聴の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人とし、このうち、一般席の傍聴人の定員は、6人とする。

(傍聴整理券)

第5条 傍聴を認めた者に対しては、傍聴整理券を交付する。

2 傍聴人は、傍聴席に入るとき又は係員に提示を求められた場合は、傍聴整理券を提示しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴整理券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、その他他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを持っている者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、傘の類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、写真機、映写機、ポケットベル、携帯電話、パーソナルコンピュータの類を携帯している者（あらかじめ議長の許可を得た報道関係者を除く。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、襟巻、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月29日から施行する。

# 資料 1－5 瀬戸市災害対策本部条例

〔 昭和 38 年 3 月 14 日  
条 例 6 号 〕

改正 平成 8 年 3 月 29 日 条例第 14 号  
平成 24 年 9 月 28 日 条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、瀬戸市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策本部副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、災害対策本部員その他の本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(平 8 条例 14・旧第 4 条繰下)

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第14号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第25号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## 資料1-6 瀬戸市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市災害対策本部条例(昭和38年瀬戸市条例第6号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、瀬戸市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 市長は、本市域内において災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、本部を設置し、非常配備体制を指令する。

2 本部の非常配備体制については、第9条に定めるとおりとする。

3 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害が発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が完了し、本部による組織的対応の必要がないと認めたときは、これを廃止するとともに、非常配備体制を解除する。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長が条例第2条第2項の規定に基づき本部長の職務を代理する場合の順位は、副市長を第1順位とし、教育長を第2順位とする。

(本部員)

第4条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、経営戦略部長、行政管理部長、地域振興部長、市民生活部長、健康福祉部長、都市整備部長、教育部長、消防長及び議会事務局長をもって充てる。

(本部員会議)

第5条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じて招集する。

3 本部員会議は、本部長が議長となり、災害予防及び応急災害対策に係る重要な活動方針等を協議する。

(室、部及び班)

第6条 本部に別表第1に掲げる室、部及び班を置く。ただし、災害の状況により、本部長が別に指示したときは、この限りではない。

2 室に室長及び副室長、部に部長及び副部长並びに班に班長及び班員を置く。

- 3 室長及び副室長、部長及び副部長並びに班長は、それぞれ別表第2に掲げる者とし、班員は、同表に掲げる担当課に属する職員から、部長が選任する。
- 4 室長及び部長は、本部長の命を受けて、室及び部に属する班の担当業務の実施を監督指導する。
- 5 副室長及び副部長は、室長又は部長を補佐し、室長及び部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 班長は、班員を指揮して担当業務を遂行し、班長に事故があるときは、室長又は部長が班員の中から適任者を指名し、その職務を代理させる。
- 7 班の担当業務は、別表第2に掲げるとおりとする。

#### (総務チーム)

第7条 部の業務遂行体制の強化を図るため、各部に総務チームを置く。

- 2 総務チームは、部長が指名する者をもって編成するとともに、その内の1名をチームリーダーとして指定する。
- 3 総務チームの担当業務は、別表第2に掲げるとおりとする。

#### (地域防災支援員)

第8条 災害時の避難所非常配備職員として、各避難所に地域防災支援員を置く。

- 2 地域防災支援員の担当事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

#### (本部運営会議)

第9条 本部運営室に本部運営会議を置く。

- 2 本部運営会議は、本部運営室長、本部事務局班長、統括部の各班長又はその指名する者及び本部運営室長が指名する者をもって構成し、本部運営室長が必要に応じて招集する。
- 3 本部運営会議は、本部運営室長が議長となり、災害予防及び災害応急対策に係る本部長の指揮活動に資する情報の分析と整理及び活動方針案の検討等の諸業務を行う。

#### (非常配備体制)

第10条 第2条第2項に規定する非常配備体制の配備基準及び配備要員については、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、本部長が指示したときは、この限りではない。

- 2 室長、部長、班長及びその他の各課(公所)長は、前項の非常配備体制に基づき、職員の招集計画を作成し、これを各職員に周知させておくものとする。

#### (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

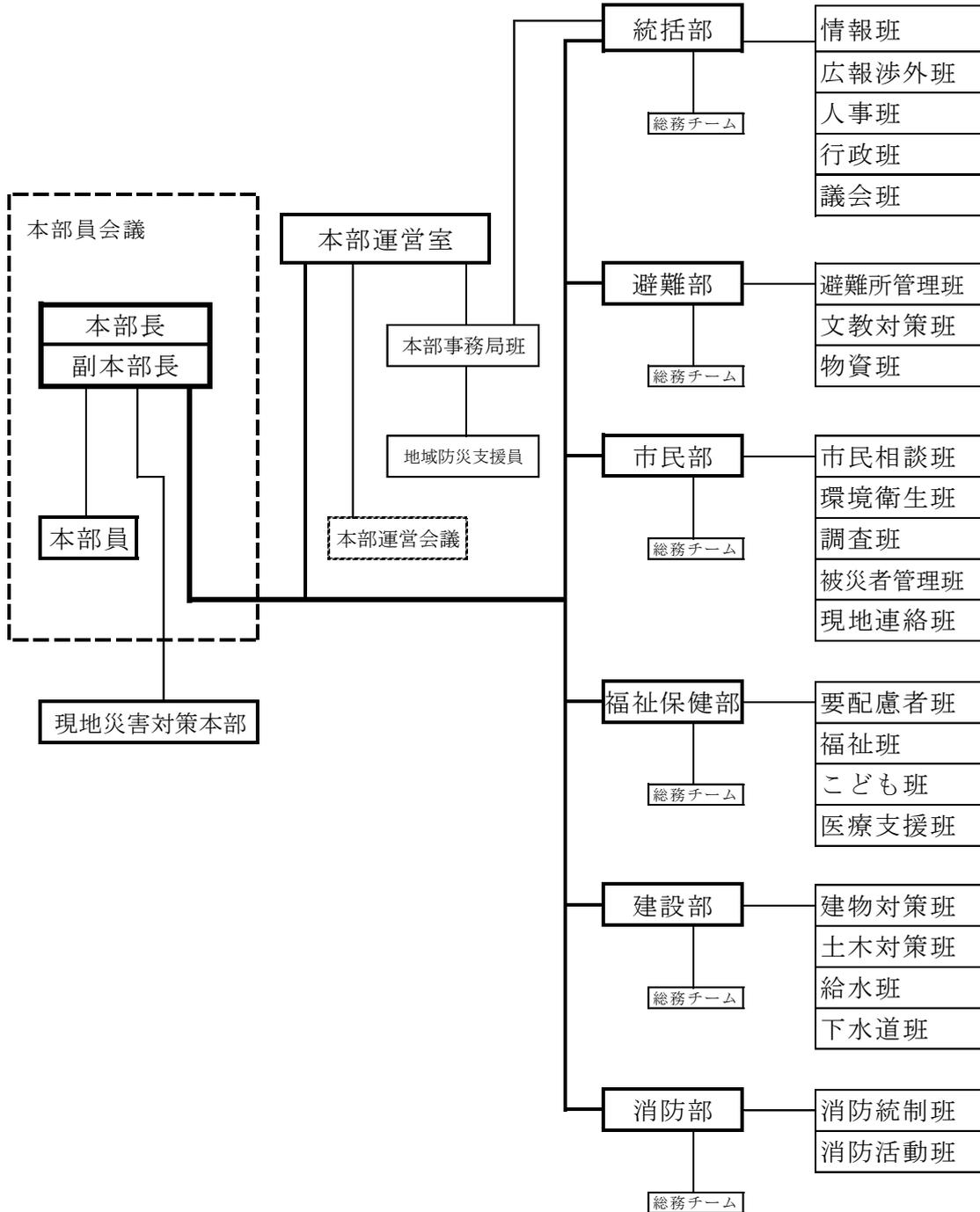
附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

# 資料 1 - 7 瀬戸市災害対策本部組織図

別表第 1 (第 6 条関係)

## 瀬戸市災害対策本部の組織



# 資料 1 - 8 瀬戸市災害対策本部業務分担

別表第 2 (第 6 条、第 7 条、第 8 条関係)

## 瀬戸市災害対策本部の編成と担当業務

### 1 基本事項

担当業務の遂行要領	1	部は、本要綱に定める班の編成により、担当業務を遂行する。この際、班の職員数が不足する場合には、部内の班相互間で支援することを原則として、部一丸となって担当業務の完遂に努める。
	2	部長は、部に新たな業務が命ぜられ、既存の班編成では業務の遂行ができない場合、必要な班を編成し、担当課を指定して業務を遂行する。
	3	部長は、部内での支援の調整ができない場合、本部長に要請して必要な支援を受け、担当業務に必要な体制を整備する。
総務チーム担当業務	1	部内の非常時の連絡員への呼集連絡
	2	部内の参集状況及び職員被災状況の把握及び報告
	3	部内の情報の取りまとめ及び報告並びに関係機関への通報
	4	各班の災害応急対策活動状況の把握及び報告
	5	部内の班相互間での職員の支援に係る調整
	6	本部運営室との連絡及び調整
	7	部長指示事項及び情報共有すべき事項の伝達及びその他部長の命ずる事項
地域防災支援員担当業務	1	災害時の避難所非常配備職員として、避難所の開設・運営
	2	地域で行われる防災訓練への参画等、地域防災への支援
各部共通の担当業務	1	所管する施設及び設備の被害状況の把握及び報告並びに必要な防災対策処置
	2	所管する施設が避難所となる場合の開設及び初期期の運営管理並びに避難所の自主運営組織に対する協力及び支援
	3	担当業務に関する防災関係機関(協定締結機関及び団体等)への応援要請に関する連絡調整及び受入れ
	4	担当業務に関する被災者の相談への対応
	5	部が実施した災害予防及び災害対策に関する記録・整理
	6	災害対策本部(本部運営室)への連絡員の配置
	7	部間における業務連携及び人的支援
	8	その他、本部長から命じられた事項

※地域防災支援員の配備は、災害時の必要に応じて決定、指示するものとする。

### 2 本部の編成及び担当業務

部室	室長：危機管理監 副室長：危機管理課長			
本部運営室	班	担当課等 * 班長	業務内容	
	市 長 直 轄 組 織	本 部 事 務 局 班	危 機 管 理 課 *	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事
				2 現地災害対策本部の設置及び廃止に関する事
				3 災害救助法の適用申請に関する事
				4 避難勧告等の決定及び伝達に係る事務に関する事
				5 災害の公示及び災害報告(国・県等)に関する事
				6 気象予報の受理、情報収集及び伝達に関する事
				7 本部員会議及び本部運営会議の庶務に関する事
				8 応援協定都市等への応援要請に関する事
				9 自衛隊災害派遣の要請に関する事
				10 防災行政無線の確保に関する事
				11 県情報ネットワークに関する事
				12 あいち災害対応業務支援システム全般に関する事
13 災害記録の総括に関する事				

※部局名・担当課等名は行政組織における名称

部室		部長：経営戦略部長 副部長：行政管理部長	
班	部局	担当課等 * 班長	業務内容
	情報班	経営戦略部	政策推進課* 情報政策課
2 本部長等の秘書に関する事			
3 災害・被害情報の収集及び取りまとめに関する事			
4 災害事案の集約・分析(あいち災害対応業務支援システム・消防防災GIS)に関する事			
5 災害事案のトリアージに関する事			
6 あいち災害対応業務支援システム(被害情報管理)に関する事			
7 災害対策活動状況の取りまとめに関する事			
8 収集資料の整理に関する事			
9 市情報システムの運用に関する事			
10 災害復興計画等の企画立案及び進捗管理に関する事			
広報渉外班	市長直轄組織	シティプロモーション課*	1 避難情報(避難所、避難勧告等)等の広報に関する事
			2 災害状況の広報資料等の収集作成に関する事
			3 災害記録の撮影に関する事
			4 報道関係機関への対応に関する事
			5 要望陳情に関する事
			6 災害情報の提供に関する事
			7 その他防災上必要な広報に関する事
統括部	人事班	行政管理部	1 職員の動員に関する事
			2 各部の人員状況の取りまとめに関する事
			3 災害応急対策等のための職員の応援の調整に関する事
			4 職員の被害調査に関する事
			5 職員の給食及び健康管理に関する事
			6 災害応急対策活動従事者(職員等)の公務災害補償及び労働安全衛生に関する事
			7 職員等の派遣要請及び斡旋に関する事
			8 殉職者に対する慰霊措置に関する事
行政班	行政管理部・出納室・行政委員会事務局	行政課* 財政課 会計課 行政委員会事務局	1 市庁舎等の被害調査及び応急対策に関する事
			2 市有財産の被害調査の取りまとめ及び応急対策に関する事
			3 災害対策用車両、資機材及び燃料の確保に関する事
			4 車両の運用調整に関する事
			5 災害対策用電話等通信連絡手段の確保に関する事
			6 他部に属さない事項に関する事
			7 災害応急対策等に係る財政措置に関する事
			8 災害応急対策等経費の統計整理に関する事
			9 災害事案の登録(あいち災害対応業務支援システム・消防防災GIS)支援に関する事
			10 財政全般に関する事
			11 見舞金及び義援金の出納に関する事
			12 災害応急対策経費の出納に関する事
			13 その他の経費の出納に関する事
議会班	議会事務局	議事課*	1 市議会議員の被災状況の把握及び連絡調整に関する事
			2 市議会議員からの被害情報の集約及び報告に関する事
			3 市議会議員への災害・被害情報の提供に関する事
			4 国・県関係者の災害視察・見舞等の対応に関する事

※部局名・担当課等名は行政組織における名称

部室		部長：地域振興部長 副部長：教育部長		
班	部局	担当課等 * 班長	業務内容	
避難部	避難所管理班	まちづくり協働課*	1 避難所の運営管理に係る統制に関する事	
			2 避難所に係る状況の把握及び報告に関する事	
			3 避難者名簿の作成(避難所関連システム)に関する事	
			4 あいち災害対応業務支援システム(避難所・避難者管理)に関する事	
			5 自治会等との連絡調整(情報伝達)に関する事	
	文教対策班	教育部	教育政策課* 学校教育課 図書館	1 教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事
				2 児童生徒の避難及び救護に関する事
				3 学校教育再開に関する事
				4 児童生徒のこころのケアに関する事
				5 保健衛生及び学校給食の保全措置に関する事
				6 教育行政に係る相談に関する事
				7 避難所開設及び運営の支援に関する事
				8 学校給食施設における応急炊出しの支援に関する事
				9 その他学校教育全般に関する事
	物資班	地域振興部	産業政策課* ものづくり商業振興課 観光課 文化課 スポーツ課	1 被災者用救援食料、物資の確保、管理及び供給に関する事
				2 救援物資の受け付け及び保管に関する事
				3 あいち災害対応業務支援システム(救援物資管理)に関する事
				4 応援協定事業所等への物資及び輸送等の協力要請に関する事
5 商業に係わる被害調査に関する事				
6 農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事				
7 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事				
8 産業施設の被害調査及び応急対策に関する事				
9 被災した中小企業者に対する金融措置に関する事				
10 農林業に係わる罹災証明に関する事				
11 事業所の被害状況の把握に関する事				
12 雇用及び事業再建等に係る相談窓口の設置に関する事				
13 産業の早期復旧支援に関する事				
14 工業及び農林業に係わる被害調査に関する事				
15 罹災失業者の相談に関する事				
16 中小企業向けの罹災証明に関する事				
17 文化財の被害調査及び保全対策に関する事				
18 文化施設に係わる被害調査及び応急対策に関する事				

※部局名・担当課等名は行政組織における名称

部室		部長：市民生活部長 副部長：生活安全課長	
班	部局	担当課等 * 班長	業務内容
		市民相談班	市民生活部
2 罹災証明の受付に関する事			
3 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事			
4 公営住宅、みなし仮設住宅及び応急仮設住宅等のあっせん、入居受付等及び入居管理（仮設住宅管理システム）に関する事			
5 交通安全及び防犯対策に関する事			
6 遺体の収容施設及び火葬場の確保等に関する事			
7 遺体の収容、安置、埋火葬及び慰霊に関する事			
8 その他市民との対応に関する事			
環境衛生班	市民生活部	環境課* クリーンセンター	1 廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関する事
			2 トイレ利用の確保に関する事
			3 ごみ及びし尿の処理処分に関する事
			4 塵芥及び災害廃棄物の収集処理に関する事
			5 廃棄物処理等に係る広域応援の受入れ調整等に関する事
			6 清掃用車両及び作業員の確保に関する事
			7 死亡獣畜の処理に関する事
			8 被災者の防疫に関する事
			9 その他被災地の衛生に関する事
調査班	市民生活部	税務課*	1 電話等による被害通報の受付、整理及び伝達に関する事
			2 災害事案の登録(あいち災害対応業務支援システム・消防防災GIS)に関する事
			3 被害状況(被災住家等)の調査に関する事
			4 被災住家調査結果の被災家屋台帳への登録(被災者支援システム)に関する事
			5 罹災証明書及び被災住家等証明書の発行(被災者管理システム)事務に関する事
			6 被災に伴う市税等の減免措置及び徴収猶予に関する事
			7 その他被害通報等に係る現地調査に関する事
被災者管理班	市民生活部	市民課*	1 被災者台帳(被災者支援システム)の作成及び管理に関する事
			2 安否情報の照会・回答に関する事
			3 安否情報システムの運用及び管理に関する事
			4 埋火葬の許可及び斎苑の火葬炉の使用許可に関する事
			5 現地連絡班及び市民サービスセンターとの連絡調整に関する事
現地連絡班	市民生活部	水野支所* 幡山支所* 品野支所*	1 対象地域内の被害状況等の収集に関する事
			2 市民からの問い合わせや相談への対応に関する事
			3 被害対策情報等の地域住民への周知及び提供に関する事
			4 現地対策本部が当該地区に設置された場合の支援に関する事
			5 その他市民との対応に関する事

※部局名・担当課等名は行政組織における名称

部室		部長：健康福祉部長 副部長：社会福祉課長		
福祉保健部	要配慮者班	高年齢者福祉課＊ 社会福祉課 国保年金課	1 高齢者・障害者等要配慮者(避難行動要支援者)の避難支援に関する事	
			2 避難行動要支援者名簿(災害時支援台帳)に関する事	
			3 高齢者・障害者等要配慮者の避難生活に関する事	
			4 福祉避難所の開設及び運営に関する事	
	福祉班	健康福祉部	社会福祉課＊ 高年齢者福祉課 子ども未来課 国保年金課	1 福祉施設の被害調査及び取りまとめに関する事
				2 犠牲者遺族(犠牲者遺族管理システム)に関する事
				3 義援金及び見舞金の配分に関する事
				4 被災者生活再建支援金(被災者支援システム)に関する事
				5 災害弔慰金(被災者支援システム)に関する事
				6 災害障害見舞金(被災者支援システム)に関する事
				7 災害援護資金(被災者支援システム)に関する事
				8 福祉関係団体との連絡調整に関する事
9 災害ボランティアセンターの設置及び連絡調整に関する事				
10 災害ボランティアの募集及び運用に関する事				
11 災害ボランティアの受入れに関する事				
12 ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関する事				
子ども班	健康福祉部	保育課＊ 子ども未来課 健康課 国保年金課 児童発達支援センター	1 被災者に対する子育て支援及び相談に関する事	
			2 子ども及び保護者のこころのケアに関する事	
			3 保育所等管理施設の被害調査及び応急復旧に関する事	
			4 園児の安全対策及び応急保育に関する事	
			5 避難所における乳幼児保育に係わる支援や相談に関する事	
			6 園児及び保護者のこころのケアに関する事	
医療支援班	健康福祉部	健康課＊ 社会福祉課 高年齢者福祉課 子ども未来課 保育課 国保年金課	1 医師会等医療関係団体との連絡調整に関する事	
			2 医療ボランティアの運用に関する事	
			3 救護所の開設に関する事	
			4 救急患者の収容及び診療助産に関する事	
			5 救急医薬品の配送調整に関する事	
			6 医療救護の応援要請に関する事	
			7 防疫及び消毒に関する事	
			8 被災者の保健医療及び相談に関する事	
			9 その他医療救護及び保健衛生に関する事	

※部局名・担当課等名は行政組織における名称

部室		部長：都市整備部長 副部長：都市計画課長		
班	部局	担当課等 *班長	業務内容	
建設部	都市整備部	建物対策班	都市計画課* 財政課	1 建物の被害調査に関する事
			2 市内公共交通に関する事	
			3 避難所の応急危険度判定の実施に関する事	
			4 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事	
			5 被災宅地危険度判定の実施に関する事	
			6 危険度判定結果に伴う避難勧告等に係る助言に関する事	
			7 応急仮設住宅の建設に関する事	
			8 被災住宅の応急修理に関する事	
			9 建築業者との連絡調整に関する事	
			10 災害救助法に定める住家流入土砂等の除去に関する事	
			11 損壊家屋及びびがれき等の処理(倒壊家屋管理システム)に関する事	
			12 災害事案の登録(あいち災害対応業務支援システム、消防防災GIS等)に関する事	
			13 その他建築相談に関する事	
建設部	都市整備部	土木対策班	維持管理課* 建設課 用地課	1 道路及び河川等の被害調査及び応急対策に関する事
			2 道路障害物等の除去及び緊急輸送道路の確保に関する事	
			3 危険場所立入制限及び監視強化措置等の実施に関する事	
			4 危険地域からの避難勧告等に係る助言に関する事	
			5 所管工事現場の災害防止措置に関する事	
			6 通行不能箇所の表示に関する事	
			7 都市公園等(避難及び防災活動拠点)の確保に関する事	
			8 道路等の災害復旧に係る国及び県等との連絡調整に関する事	
			9 災害事案の登録(あいち災害対応業務支援システム、消防防災GIS等)に関する事	
			10 土木業者との連絡調整に関する事	
建設部	都市整備部	給水班	水道課* 浄水場管理事務所	1 水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事
			2 給水関係団体及び関係業者との連絡調整に関する事	
			3 応急復旧資機材の調達及び会計に関する事	
			4 ダム関係施設の貯水放流に関する事	
			5 断水の巡回広報に関する事	
			6 送水及び配水の応急措置に関する事	
			7 被災地の応急給水に関する事	
			8 緊急送水及び配水工事に関する事	
			9 所管工事現場の災害防止措置に関する事	
			10 災害事案の登録(あいち災害対応業務支援システム、消防防災GIS等)に関する事	
			11 その他給水に関する事	
建設部	都市整備部	下水道班	下水道課* 浄化センター管理事務所	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事
			2 下水道関係団体及び関係業者との連絡調整に関する事	
			3 応急復旧資機材の調達及び会計に関する事	
			4 所管工事現場の災害防止措置に関する事	
			5 災害事案の登録(あいち災害対応業務支援システム、消防防災GIS等)に関する事	
			6 その他下水道に関する事	

※部局名・担当課等名は行政組織における名称

部室		部長：消防長      副部長：消防次長		
消防部	消防統制班	消防本部	担当課等 * 班長	業務内容
			総務課* 予防課	1 災害及び被害情報並びに気象情報の収集に関する事
				2 県防災航空隊、緊急消防援助隊等との連絡調整に関する事
				3 消防相互応援に関する事
				4 消防団及び自主防災組織との連携に関する事
				5 消防部等の活動記録及び集計に関する事
				6 災害事案の登録(あいち災害対応業務支援システム、消防防災GIS等)に関する事
				7 他部及び関係機関との連絡調整に関する事
	8 その他消防に関する事			
	消防活動班	消防署*	1 災害に対する防除及び被害の軽減に関する事	
			2 救助(行方不明者捜索含む)及び救急業務に関する事	
			3 避難勧告等発令時の住民の避難誘導に関する事	
4 警戒及び災害情報の広報の実施に関する事				

※部局名・担当課等名は行政組織における名称

# 資料 1 - 9 非常配備基準と非常配備体制

別表第 3 (第 9 条関係)

## 瀬戸市災害対策本部等の非常配備体制

### 1 風水害等の場合

区分	配備基準	配備要員
準備体制	大雨、洪水、強風のいずれかの「注意報」が発表されたとき	1 各部班は、必要な当番者を定めておく。 2 当番者は、自宅又は登庁可能な場所で情報収集に努める。
警戒本部体制	第 1 警戒体制 1 大雨、洪水、暴風のいずれかの「警報」が発表されたときで、市域が警報の基準雨量等以下の気象状況で推移するとき	1 本部運営室：2 名（警戒本部長（代行）を含む） 2 建設部：4 名 3 消防部：通常体制で対応する。
	第 2 警戒体制 1 台風の接近等に伴い、大雨、洪水、暴風のいずれかの「警報」が発表されたときで、市域が警報の基準雨量等以下の気象状況で推移するとき 2 市域が台風の進路上にあり、その接近が一両日に迫ったとき 3 その他警戒本部長が必要と認めたとき	1 本部運営室：3 名（警戒本部長（代行）を含む） 2 統括部：4 名 3 避難部：1 名 4 市民部：2 名 5 建設部：4 名 6 その他必要に応じて警戒本部長（代行）が招集
	第 3 警戒体制 1 大雨、洪水、暴風のいずれかの「警報」が発表されたときで、市域が警報の基準雨量等を超過又は継続する気象状況にあるとき 2 市域への台風襲来が確実視され、接近が間近となったとき 3 風水害等による軽微な被害が発生しているとき 4 庄内川水防警報（準備）が発表されたとき 5 その他警戒本部長が必要と認めたとき	1 本部運営室：5 名（警戒本部長、本部事務局班長を含む） 2 統括部：7 名 3 避難部：5 名 4 市民部：3 名 5 福祉保健部：3 名 6 建設部：5 名（土木対策班長を含む） 7 その他必要に応じて警戒本部長が招集
災害対策本部体制	第 1 非常配備体制 1 次の場合で本部長が必要と認めたとき (1) 大雨、洪水、暴風の「警報」が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予測されるとき (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (3) 台風による被害が予測されるとき (4) 大規模な火事、爆発その他の事故が発生し、総合的な防災対策を必要とするとき 2 その他本部長が必要と認めたとき	1 本部長、副本部長及び本部員：全員 2 本部運営室：全員 3 総務チーム：各部のチームリーダー全員 4 班長：全員 5 班員：第 3 警戒体制要員に加えて各班長が必要数を招集
	第 2 非常配備体制 1 次の場合で本部長が必要と認めたとき (1) 大雨、洪水、暴風の「警報」が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予測されるとき (2) 台風による広範囲かつ大規模な被害が予測されるとき (3) 大規模な火事、爆発その他の事故による重大な被害が発生し、総合的な防災対策を必要とするとき 2 その他本部長が必要と認めたとき	1 本部長、副本部長及び本部員：全員 2 部長級職員（本部員以外）：全員 3 本部運営室：全員 4 総務チーム：各部のチームリーダー全員及びその指名する者 5 班長：全員 6 班員：第 1 非常配備体制要員に加えて各班長が必要数を招集 7 上記班長以外の課（公所）長：全員 8 上記班員以外の課（公所）の職員：各課（公所）長が必要に応じて招集 9 消防部：全員
	第 3 非常配備体制 市の全域又は相当な地域に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合で、本部長が必要と認めたとき	職員全員

※警戒本部体制については、災害対策本部体制に準じた部・班とする。

※第 2・第 3 警戒本部体制及び第 1 非常配備体制における消防部の配備要員は、消防部長の計画による。

## 2 地震の場合

区分	配備基準	配備要員
準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1 各部班は、必要な当番者を定めておく。 2 当番者は、自宅又は登庁可能な場所で情報収集に努める。
警戒本部体制	第1警戒体制 1 市域で「震度3」を観測したとき 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	1 本部運営室：2名（警戒本部長（代行）を含む） 2 消防部：通常体制で対応する。
	第2警戒体制 1 市域で「震度4」を観測したとき 2 その他警戒本部長が必要と認めたとき	1 本部運営室：3名（警戒本部長（代行）を含む） 2 統括部：4名 3 避難部：1名 4 市民部：2名 5 建設部：5名 6 その他必要に応じて警戒本部長（代行）が招集
	第3警戒体制 1 市域で「震度4」を観測し、被害が発生したとき 2 その他警戒本部長が必要と認めたとき	1 本部運営室：5名（警戒本部長、本部事務局班長を含む） 2 統括部：7名 3 避難部：5名 4 市民部：3名 5 福祉保健部：3名 6 建設部：7名（土木対策班長を含む） 7 その他必要に応じて警戒本部長が招集
災害対策本部体制	第1非常配備体制 1 市域で「震度5弱」を観測したとき 2 その他本部長が必要と認めたとき	1 本部長、副本部長及び本部員：全員 2 本部運営室：全員 3 総務チーム：各部のチームリーダー全員 4 班長：全員 5 班員：第3警戒体制要員に加えて各班長が必要数を招集 6 上記班長以外の課・室（公所）長：全員 7 上記班員以外の課・室（公所）の職員：各課・室（公所）長が必要に応じて招集 8 消防部：全員
	第2非常配備体制 1 市域で「震度5弱」を観測し、被害の拡大等により総合的な災害応急対策等が必要と認めたとき 2 その他本部長が必要と認めたとき	1 本部長、副本部長及び本部員：全員 2 部長級職員（本部員以外）：全員 3 本部運営室：全員 4 総務チーム：各部のチームリーダー全員及びその指名する者 5 班長：全員 6 班員：第1非常配備体制要員に加えて各班長が必要数を招集 7 上記班長以外の課（公所）長：全員 8 上記班員以外の課（公所）の職員：各課（公所）長が必要に応じて招集 9 消防部：全員
	第3非常配備体制 1 市域で「震度5強」以上を観測したとき 2 その他本部長が必要と認めたとき	職員全員

※警戒本部体制については、災害対策本部体制に準じた部・班とする。

※第2・第3警戒本部体制における消防部の配備要員は、消防部長の計画による。

# 資料 1 - 1 0 災害初動対処のための警戒本部設置要綱

## (趣旨)

第 1 この要綱は、瀬戸市災害対策本部が設置されるまでの間で、災害が発生するおそれがある場合の迅速かつ適切な初動対処を実施するため必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第 2 危機管理監は、市内に震度 3 の地震が観測されたとき、気象に関する警報が発令されたとき等、前条の初動対処を実施する必要があると認めるときは、警戒本部を設置する。

2 危機管理監は、警戒本部を設置したときは、速やかに市長に報告する。

3 警戒本部は、市長直轄組織危機管理課に置くものとする。

## (組織)

第 3 警戒本部の組織は、通常、危機管理監を本部長として、別表に掲げる部課等の職員をもって編成する。

2 警戒本部長は、前項で規定する者以外の職員について、初動対処上必要と認めるときは、各部課等の長に要請し、その支援を受けて警戒本部に配置する。

3 各部課等の長は、1 項で規定する編成に必要な職員及び前項により要請のあった職員について適任の職員を指定し、警戒本部の業務に従事させるものとする。

## (掌握事務)

第 4 警戒本部に配置された者は、瀬戸市災害対策本部運営要綱に定める当該職員が属する課室の掌握事務に準じて必要な業務を実施するほか、警戒本部長又はその指名する者の指示に従い必要な業務に従事する。

## (廃止)

第 5 警戒本部長は、次の事項に該当するときは、警戒本部を廃止する。

(1) 瀬戸市災害対策本部が設置されたとき

(2) 警戒等初動対処の必要が認められなくなったとき

2 警戒本部長は、警戒本部を廃止したときは、速やかに市長に報告する。

## (雑則)

第 6 警戒本部の運営に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、「災害の初動対策を確立するための警戒本部設置要綱」（平成9年7月1日制定）について、件名及び内容の一部を改正したものであり、平成20年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表 警戒本部の組織（第3関係）

部 室【災害対策本部】	第1警戒体制		第2警戒体制		第3警戒体制	
本部運営室	2名		3名		5名	
統括部	—		4名		7名	
避難部	—		1名		5名	
市民部	—		2名		3名	
福祉保健部	—		—		3名	
建設部	風水害等	地震	風水害等	地震	風水害等	地震
	4名	—	4名	5名	5名 【土木対策 班長含む】	7名 【土木対策 班長含む】
合 計	風水害等	地震	風水害等	地震	風水害等	地震
	6名	2名	14名	15名	28名	30名
摘 要	<p>1 各警戒体制における各課・班等の配備職員数の内訳については、各部が別に定める。</p> <p>2 地域防災支援員(138名)については、別に定める。</p> <p>3 第2警戒体制及び第3警戒体制においては、表中に示す配備職員数の他、必要に応じて警戒本部長が招集する。</p> <p>4 消防部の組織は、第1警戒体制においては通常体制、第2・第3警戒体制においては消防部長の計画によるもの。</p>					

## 資料 2 一県 愛知県等締結の 災害救援に関する協定・覚書

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

No.	協定等名	締結団体
1	災害時等の応援に関する協定書	9 県 1 市
2	全国都道府県における災害時等の 広域応援に関する協定	全国知事会
3	被災市町村広域応援の実施に関する協定	市長会、町村会
4	四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋 市
5	災害対策基本法に基づく通信設備の 優先利用等の協定について	愛知県 愛知県警察
6	災害時における放送要請に関する協定	愛知県 NHK名古屋放送局
7	災害時の放送に関する協定	愛知県、三重県、岐阜県、名古屋市 民放各社
8	災害に係る情報発信等に関する協定	愛知県 ヤフー株式会社
9	愛知県防災情報システムによる 災害情報の提供等に関する協定書	愛知県 報道 1 4 社
10	災害映像情報の提供及び放送利用に関する協定書	名古屋テレビ放送株式会社 他 4 社
11	災害映像情報の提供及び利用に関する協定書	株式会社朝日新聞名古屋本社 他 5 社
12	ヘリコプターによる災害映像情報の 提供に関する協定書	愛知県 NHK名古屋放送局
13	中部地方整備局が整備する光ファイバ網と 愛知県が整備する光ファイバ網との 接続に関する協定書	愛知県 国土交通省中部地方整備局
14	中部地方整備局が整備する光ファイバ網と 愛知県が整備する光ファイバ網との 接続及び運用に関する細目協定	愛知県 国土交通省中部地方整備局 企画部・河川部・道路部
15	中央防災無線網による現地対策本部用映像回線設 備の設置に関する協定書	愛知県 内閣府

No.	協定等名	締結団体
16	愛知県内広域消防相互応援協定	市（23）、町（6） 消防の一部事務組合（12）
17	愛知県における航空機を用いた市町村等の 消防支援協定	愛知県 県内市町村
18	災害時における隊友会の協力に関する協定書	愛知県 公益社団法人隊友会愛知県隊友会
19	愛知県と日本郵政株式会社との包括的連携に関する協定書・災害時における支援に関する覚書	愛知県 日本郵便株式会社
20	災害時における石油類燃料の 優先供給等に関する協定書	愛知県 愛知県石油商業組合
21	災害時における液化石油ガス等の 優先供給に関する協定書	愛知県 愛知県LPGガス協会
22	災害時給油所石油備蓄事業における 備蓄石油類燃料の供給等に関する協定書	愛知県 愛知県石油商業組合
23	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	愛知県 石油連盟
24	災害時における車両の調達に関する協定書	愛知県 愛知県レンタカー協会
25	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車工業株式会社 他5社
26	災害時における応急生活物資供給等の 協力に関する協定書	愛知県 愛知県生活協同組合連合会
27	災害時における燃料及び応急生活物資の 供給等の協力に関する協定	愛知県 J Aグループ愛知
28	災害時における応急生活物資供給等の 協力に関する協定書	愛知県 愛知県パン協同組合、敷島製パン株式会社、 フジパン株式会社、山崎製パン株式会社 名古屋工場
29		愛知県 飲料水メーカー
30	災害時対応にかかる運用に関しての覚書	あいち産業科学技術総合センター産業技術センター、 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
31	災害時における応急生活物資供給等の 協力に関する覚書	愛知県 森永乳業株式会社

No.	協定等名	締結団体
32		愛知県 大手スーパー
33	災害時における応急生活物資供給等の 協力に関する協定書	愛知県 コンビニ6社
34		愛知県 株式会社ケーヨー
35	災害時における応急生活物資等の供給等の 協力に関する協定書	愛知県 イオン株式会社
36	災害時における応急生活物資共有等の 協力に関する協定書	株式会社ファーストリテイリング
37	災害時における応急対策用資材等の供給等の 協力に関する協定書	愛知県 愛知県テントシート工業組合
38	災害時におけるLPガス応急生活物資等 に関する協定	愛知県 愛知県LPガス協会
39	災害時における仮設トイレ等の 賃貸借に関する協定書	愛知県 全国建設機械器具リース業協会中部支部
40	災害時における棺等葬祭用品の 供給に関する協定書	愛知県 愛知県葬祭業協同組合
41	災害時における応急生活物資供給等の 協力に関する協定書	愛知県 中日本段ボール工業組合
42	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の 協力並びに徒歩帰宅者支援に関する協定書	全日本冠婚葬祭互助協会
43	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の 協力に関する覚書	全日本冠婚葬祭互助協会
44	災害時における避難所等の清掃業務の 支援に関する協定書	愛知県 愛知ビルメンテナンス協会
45	愛知県と公益社団法人CivicForce(シビックフォ ース)との災害時等における 相互協力に関する協定	愛知県 公益社団法人CivicForce
46	愛知DMATに関する協定	愛知県 独立行政法人国立病院機構名古屋医療セ ンター他33病院、日本赤十字社愛知県支 部

No.	協定等名	締結団体
47	愛知D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書	愛知県 愛知県精神科病院協会 独立行政法人国立病院機構東尾張病院他 4病院
48	災害救助法に基づく救助に係る委託に関する協定	愛知県 日本赤十字社愛知県支部
49	災害用医薬品等の供給に関する協定書	愛知県 東海歯科用品商協同組合愛知県支部
50		愛知県 日本産業・医療ガス協会東海地域本部
51		愛知県 愛知県医薬品卸協同組合
52	災害用衛生材料等の供給に関する協定書	愛知県 中部衛生材料協同組合
53	災害用医療機器等の供給に関する協定書	愛知県 愛知県医療機器販売業協会
54	災害時の医療救護に関する協定書	愛知県 愛知県医師会
55	災害時の医療救護活動に関する協定書	愛知県 愛知県病院協会
56		愛知県 愛知県薬剤師会
57	災害時の歯科医療救護に関する協定書	愛知県 愛知県歯科医師会
58	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書	愛知県 愛知県柔道整復師会
59	災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する協定書	愛知県 愛知県鍼灸マッサージ協会、愛知県鍼灸師会
60	災害時の看護救護活動に関する協定書	愛知県 愛知県看護協会
61	災害時における動物救護活動に関する協定書	愛知県 愛知県獣医師会

No.	協定等名	締結団体
62	水道災害相互応援に関する覚書	県内市町村等
63	東海四県水道災害相互応援に関する覚書	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
64	東海四県及び名古屋市との 工業用水道災害相互応援に関する協定書	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 名古屋市
65	公益社団法人日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定	愛知県 公益社団法人日本水道協会中部地方支部 及び県支部
66	愛知県建設部公共土木施設防災安全協定書	(標準例)
67	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木 施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書	愛知県 愛知県建設業協会
68		愛知県 愛知県土木研究会
69		愛知県 日本建設業連合会中部支部
70		愛知県 愛知県プレハブ建築協会
71	災害時における応急仮設住宅の 建設に関する協定書	愛知県 愛知県日本ツーバイフォー建築協会東海 支部
72		愛知県 愛知県全国木造建設事業協会
73		愛知県 愛知県日本木造住宅産業協会
74		日本ムービングハウス協会
75	災害時における住宅の早期復興に向けた 協力に関する協定書	独立行政法人住宅金融支援機構
76	災害時における民間賃貸住宅の提供 に関する協定	愛知県 愛知県宅地建物取引業協会、全日本不動産 協会愛知県本部、愛知共同住宅協会、愛知 県農業協同組合中央会、愛知建設組合、 全国賃貸住宅経営者協会連合会

No.	協定等名	締結団体
77	災害時における被災住宅・建築物復旧相談業務に関する協定書	愛知県 愛知県建築士事務所協会
78	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	愛知県 愛知県建設業協会 他 1 1 団体
79	災害時における県営住宅の被災調査業務に関する協定	愛知県 愛知県公営住宅営繕協議会
80	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援	愛知県 愛知県測量設計業協会
81	に関する協定書	愛知県 愛知県地質調査業協会
82	災害又は事故における橋梁緊急点検等に関する協定	愛知県 一般社団法人建設コンサルタント協会中部支部
83	愛知県建設部が管理する橋梁の緊急的な応急対策の支援に関する協定書	愛知県 一般社団法人日本橋梁建設協会
84		愛知県 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部
85	災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定	愛知県 日本自動車連盟中部本部愛知支部
86		愛知県 全日本高速道路レッカー事業協同組合
87		愛知県 愛知レッカー事業協同組合
88	災害時における愛知県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策の支援に関する協定書	愛知県港湾空港建設協会
89	災害時における愛知県が管理する港湾・漁港施設の緊急的な応急対策業務に関する協定書	一般社団法人海洋調査協会
90	災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書	愛知県 日本郵便株式会社
91	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	愛知県 コンビニ等
92	災害時における徒歩帰宅者支援に関する覚書	愛知県 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

No.	協定等名	締結団体
93	災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	愛知県 中部電力株式会社
93	災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定	愛知県 西日本電信電話株式会社
94	標高表示板および避難誘導標識板の電柱への設置に関する覚書	愛知県 N T T 西日本名古屋支店
95		愛知県 中部電力株式会社
96	中京競馬場の災害拠点としての使用に関する覚書	愛知県 豊明市、名古屋競馬株式会社 日本中央競馬会中京競馬場
97	道の駅「とよはし」の防災活動拠点としての活用に関する協定書	愛知県 国土交通省中部地方整備局、豊橋市
98	災害時における「道の駅筆柿の里・幸田」施設使用に関する協定書	愛知県 国土交通省中部地方整備局、幸田町
99	災害時における「どんぐりの里いなぶ」施設使用に関する協定書	愛知県 国土交通省中部地方整備局、豊田市
100	災害時における「にしお岡ノ山」施設使用に関する協定書	愛知県 国土交通省中部地方整備局、西尾市
101	災害時における物流施設の使用等に関する覚書	愛知県 佐川急便株式会社
102	災害時における物流施設の使用等に関する協定	愛知県 ヤマト運輸株式会社
103		愛知県 西濃運輸株式会社
104		愛知県 名鉄運輸株式会社
105	災害発生時等における物資等の緊急輸送に関する協定書	愛知県 愛知県トラック協会
106	災害発生時の物資の保管等に関する協定書	愛知県、岐阜県、三重県 東海倉庫協会
107	災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定書	愛知県 愛知県バス協会

No.	協定等名	締結団体
108	災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書	愛知県 愛知県タクシー協会 名古屋タクシー協会
109	船舶による輸送等に関する協定書	愛知県 中部沿海海運組合、東海内航海運組合、全 国内航タンカー海運組合東海支部
110	船舶による災害時の輸送等に関する協定	愛知県 愛知県水難救済会
111	災害時における交通の確保等の業務に関する協定	愛知県警察 愛知県警備業協会
112	災害時における車両等の除去活動についての協定	愛知県警察 日本自動車連盟中部本部愛知支部
113	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	愛知県警察 愛知災害救助犬協会
114	災害時における遺体搬送の協力に関する協定書	愛知県 全国霊柩自動車協会
115	災害時における化学物質等の調査に関する協定書	愛知県 社団法人愛知県環境測定分析協会
116	災害時におけるフロン類の回収に関する協定書	愛知県 愛知県フロン回収・処理推進協議会
117	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	愛知県 愛知県解体工事業連合会
118		愛知県 愛知県衛生事業協同組合
119		愛知県 愛知県産業廃棄物協会
120		愛知県 愛知県建設業協会
121		愛知県 愛知県土木研究会
122		愛知県 日本建設業連合会中部支部
123	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県内市町村等

No.	協定等名	締結団体
124	中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書	愛知県、富山県、石川県 福井県、長野県、岐阜県 静岡県、三重県、滋賀県
125	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県内市町村及び一部事務組合、 愛知県流域下水道管理者、県内公共下水道管理者
126	災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する協定書	愛知県 日本下水道管路管理業協会
127	愛知県・日本下水道事業団災害支援協定	愛知県 日本下水道事業団
128	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書	愛知県 日本下水道施設業協会
129	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	愛知県、県内市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部
130	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	愛知県 東邦瓦斯株式会社
131		愛知県 中部電力株式会社
132	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	愛知県 愛知県行政書士会
133	災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書	愛知県 愛知県建築士事務所協会、愛知建築士会、 愛知県土地家屋調査士会、愛知県不動産鑑定士協会
134	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	愛知県 愛知県司法書士会
135	災害時における被災者支援に関する協定書	愛知県 愛知県理容生活衛生同業組合
136		愛知県 愛知県美容業生活衛生同業組合
137		愛知県 愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合、 愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合
138		愛知県 愛知県クリーニング生活衛生同業組合

No.	協定等名	締結団体
139	中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書	愛知県 中部電力株式会社
140	関西電力株式会社の原子力発電所の安全確保に係る情報連絡体制に関する合意書	愛知県 関西電力株式会社
141	日本原子力発電株式会社の原子力発電所の異常時に関する情報連絡に関する合意書	愛知県 日本原子力発電株式会社
142	独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子炉施設に係る情報連絡体制に関する合意書	愛知県 独立行政法人日本原子力研究開発機構
143	ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書	愛知県 ボランティア団体等
144	防災啓発活動に関する覚書	愛知県 あいち防災リーダー会
145	地域協働による防災・減災のための人材育成に関する協定書	愛知県、あいち防災協働社会推進協議会、名古屋市、国立大学法人名古屋大学、愛知県商工会議所連合会、中部経済連合会、防災のための愛知県ボランティア連絡会、なごや災害ボランティア連絡会
146	防災教育・啓発活動に関する覚書	愛知県 名古屋大学減災連携研究センター
147	防災啓発情報等の発信に関する協定書	愛知県 N T T タウンページ
148	愛知県の防災取組に対する地域防災力向上の相互協力に関する協定	愛知県 三井住友海上火災保険株式会社
149		愛知県 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
150		愛知県 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
151		愛知県 国際ロータリー第2760地区
152	災害時における調査及び技術支援等の相互協力に関する協定	愛知県、国土交通省中部地方整備局、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、公益社団法人土木学会中部支部、公益社団法人地盤公学会中部支部、公益社団法人砂防学会東海支部、公益社団法人砂防学会信越支部、公益社

No.	協定等名	締結団体
		団法人日本地すべり学会中部支部
153	道路の法面に関する防災協定	愛知県 一般社団法人全国特定法面保護協会中部 支部

※ 愛知県地域防災計画 附属資料第15-2参照



# 資料 2 - 市 瀬戸市締結の 災害応援等に関する協定・覚書

令和 6 年 6 月 1 8 日現在

## 【物資供給（食料、生活必需品、燃料、救助用資機材等）に関する協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
1	災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定	イオン瀬戸みずの店 他 5 社	食糧、生活必需品等の優先提供	平成 1 6 年 3 月 1 5 日
2	災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定	愛知県石油商業組合 東尾張連合会	燃料油類及び応急措置用資機材の供給等	平成 1 6 年 3 月 1 8 日
3	災害時における応急対策用資機材の賃借に関する協定書	株式会社成清トランスポート 他 4 社	応急対策用資機材の賃貸	平成 2 3 年 4 月 2 8 日
4	災害時における物資の供給協力に関する協定書	株式会社ホームセンターアント瀬戸店 他 2 社	応急生活物資供給等の協力	平成 2 3 年 6 月 1 日
5	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	愛西市 他 3 8 団体	応急生活物資供給等の協力	平成 2 6 年 7 月 2 2 日
6	災害時における液化石油ガス等の供給に関する協定	愛知県 L P ガス協会 尾張支部 瀬戸旭分会	液化石油ガス等の優先供給	平成 2 8 年 9 月 2 7 日
7	災害救助物資の緊急調達に関する協定	あいち尾東農協組合	食糧、生活必需品等の優先提供	令和 3 年 2 月 1 日
8	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	株式会社マルイチ	段ボール製簡易ベッド等の調達	令和 2 年 1 0 月 2 1 日
9	災害時におけるキャンピングカーの貸与に関する協定	株式会社レクビィ	災害時におけるキャンピングカーの貸与	令和 3 年 8 月 1 1 日
10	災害時における応急対策用資機材等の賃貸に関する協定	株式会社ダイワテック	ソーラーシステムハウス、バイオトイレの貸与	令和 5 年 8 月 1 7 日

### 【水道、飲料水に関する協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
11	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部 に属する会員・支部等	応急給水作業、応急 復旧作業等に関する 相互応援	平成16年 7月30日
12	災害時における救援物資提供 に関する協定	コカコーラボトラーズジ ャパン株式会社	救援物資提供 (飲料水)	平成18年 1月11日
13	災害時における地下水供給 に関する協定書	公立陶生病院組合 電源開発株式会社	地下水の供給	平成23年 8月16日
14	災害時における井水(飲料水)の 供給に関する協定書	株式会社アイラ	応急生活物資供給 等に協力(飲料水)	平成25年 7月23日
15	災害時における飲料水の供給 に関する協定	鈴一物産株式会社	飲料水及び給水用 機材の供給	平成31年 3月18日

### 【輸送・配送に関する協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
16	災害時における物資の緊急輸送等 に関する協定	愛知県トラック協会 尾東支部瀬戸旭・守山部会	物資の緊急輸送等 の業務に関し協力	平成30年 2月1日
17	災害時における施設利用の協力 に関する協定	尾張旭市、長久手市、尾張東 流通センター株式会社 瀬戸総合卸売市場株式会社	支援物資の集配拠 点として利用	平成30年 5月7日

### 【医療・救護に関する協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
18	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 瀬戸旭医師会	災害時の医療救護(医 療救護班の派遣)	平成22年 3月16日
19	災害時の歯科医療救護 に関する協定	瀬戸歯科医師会	災害時の医療救護(歯 科医療救護班の派遣)	平成22年 3月16日

	協定等名	締結団体	要旨	締結日
20	災害時の医療救護に関する協定	瀬戸旭長久手薬剤師会	災害時の医療救護（応急医薬品等の供給）	平成22年 3月16日
21	瀬戸市立休日急病診療所を災害時の医療救護所に指定することに関する協定書	一般社団法人 瀬戸旭医師会	医療救護所として診療所を指定	平成29年 7月7日
22	災害時における施設利用の協力に関する協定	瀬戸旭看護専門学校組合	施設利用の協力	令和2年 2月26日
23	災害時における在宅酸素療養者への協力に関する協定	帝人ヘルスケア株式会社 他3社	酸素等供給の協力	令和2年 2月26日

### 【避難所に関する協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
24	災害時における指定避難所に対する応急危険度判定の協力に関する協定	公益社団法人 愛知県建築士会瀬戸支部	応急危険度判定の実施	平成27年 3月27日
25	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人樹の里 他28事業所	福祉避難所の開設、要配慮者等の受入れ	平成29年 12月20日
26	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	有限会社九重観光 株式会社寿屋、株式会社プランニングオフィス	宿泊施設の提供等に協力	令和2年 6月23日
27	風水害時における施設使用等に関する協定	道泉寺 他13団体	避難場所等として協力	令和2年 8月20日
28	災害時における施設使用等に関する協定	学校法人名古屋学院大学	避難場所等として協力	令和2年 7月22日
29		株式会社パロー	避難場所等として協力	令和2年 12月16日
30		株式会社教育システム	学校施設を避難所等として使用	令和3年 3月30日
31		株式会社テクノエイト	避難場所等として協力	令和4年 5月26日

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
32	地震災害時における施設使用等に関する協定	株式会社パロー	避難場所等として協力	令和4年 12月20日
33	地震災害時における施設使用等に関する協定	朝日インテック株式会社 株式会社LOVELEDGE	避難場所等として協力	令和6年 6月18日

### 【廃棄物、下水処理に関する協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
34	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県 県内市町村及び一部事務組合 愛知県流域下水道管理者 県内公共下水道管理者	一般廃棄物及び下水処理業務に関し、相互に協力	平成26年 1月1日
35	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人 愛知県産業資源循環協会	災害廃棄物処理の協力	平成27年 7月24日
36	災害時における下水・し尿及び浄化槽汚泥の処理等に関する協定	株式会社尾東 株式会社アイチ衛生 有限会社品野衛生社	災害汚物処理の協力	平成27年 10月1日
37	し尿処理相互応援に関する協定書	尾張旭市	し尿処理における相互応援	令和4年 4月1日

### 【放送に関する協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
38	災害時等における放送要請に関する協定	グリーンシティケーブルテレビ株式会社	放送要請する際の手続き	平成15年 3月28日
39	防災・緊急情報放送に関する協定	株式会社尾張東部放送	防災臨時放送及び緊急情報放送の運用	平成17年 10月21日

### 【その他、各種団体等との協定】

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
40	災害発生時における相互協力に関する協定	瀬戸市内郵便局	相互の協力要請	平成29年 6月30日
41	瀬戸市地域ボランティア支援本部の開設及び運営等に関する協定	社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会	災害ボランティア本部の開設、運営	平成21年 2月9日
42	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局	情報交換及び現地情報連絡員の派遣等	平成23年 8月26日
43	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会	電源復旧の支援	平成25年 6月20日
44	災害時における応急対策の協力に関する基本協定書	愛知県公共嘱託登記土地 家屋調査士協会	応急復旧及びその他の応急処置の協力	平成25年 7月29日
45	災害時におけるアマチュア無線による情報収集等に関する協定書	瀬戸アマチュア無線クラブ	災害情報の収集・伝達の協力	平成25年 11月15日
46	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等	平成26年 7月7日
47	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	地図製品等の支給	平成28年 11月18日
48	災害時における家屋被害認定業務に関する協定	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 他3団体	家屋被害認定調査にかかる応援要請	令和2年 5月29日
49	災害時の支援活動に関する協定	一般社団法人 瀬戸青年会議所	災害支援活動の協力	令和2年 11月16日
50	災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	停電復旧作業等の協力	令和3年 3月12日

51	災害発生時における防疫活動等に関する協定	公益社団法人愛知県ペストコントロール協会	災害等の発生時における防疫活動等	令和3年 11月12日
----	----------------------	----------------------	------------------	----------------

**【地方公共団体間の相互応援等に関する協定】**

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
51	災害応援に関する協定書	尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市	応急措置等の相互応援	平成8年 8月30日
52	災害時相互応援に関する協定	熊本県 長洲町	災害発生時の相互応援	平成29年 5月4日
53		宮城県 東松島市	災害発生時の相互応援	平成29年 11月10日
54		宮城県 宮城郡 七ヶ浜町	災害発生時の相互応援	平成29年 11月21日
55		熊本県 上益城郡 御船町	災害発生時の相互応援	平成30年 4月20日
56	愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定	春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	災害発生時の相互応援	平成29年 7月31日
57	災害応急対策活動の相互支援に関する協定	福井県越前町、愛知県常滑市、兵庫県丹波篠山市、岡山県備前市、滋賀県甲賀市	応急生活物資提供等の相互応援	平成29年 12月2日
58	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	名古屋市 他30団体	遺体の火葬、火葬場の業務に必要な物資等の提供・斡旋、火葬場の業務に係る人員の派遣等に関し、相互に協力	令和4年 3月31日
59	瀬戸市と天草市の交流連携に関する協定書	熊本県 天草市	災害発生時の連携協力	令和3年 10月1日

**【消防の相互応援等に関する協定】**

No.	協定等名	締結団体	要旨	締結日
60	隣接市町との消防相互応援協定締結状況	尾張旭市、春日井市、豊田市、名古屋市、尾三消防組合、多治見市、土岐市	隣接市町との消防相互応援協定締結状況	-
61	愛知県内広域消防相互応援協定	市（23）、町（6）、消防の一部事務組合等（12）	県内での消防相互応援	平成15年 4月1日
62	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	市（17）、町（1）、消防の一部事務組合等（5）	高速道路における消防の相互応援	平成30年 7月31日
63	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県 市、町、村	愛知県による航空機を用いた消防支援を求めることに関し必要事項を規定	令和4年 4月1日

## 資料3-1 自主防災組織の設置状況

自主防災組織

令和6年4月1日 現在

### 1 瀬戸防火防災協会連合会（防火防災委員）

連 区	人 員	街頭消火器 設置本数	連 区	人 員	街頭消火器 設置本数
道 泉	3 4	8 8	品 野	2 6	8 3
深 川	3 7	6 6	西 陵	4 2	8 9
古瀬戸	1 7	7 4	八幡台	4 1	8 4
東 明	1 3	6 8	原山台	1 0	5 6
祖母懐	2 0	8 6	萩山台	3 0	6 4
陶 原	4 4	1 0 8	下品野	1 8	9 7
長 根	4 4	1 0 8	山 口	2 1	1 3 3
效 範	6 3	2 0 2	本 地	1 5	8 4
水 南	2 0	1 2 1	菱 野	1 2	4 6
水 野	2 2	1 3 7	新 郷	1 8	7 9
2 0 連区		5 4 7人	1, 8 7 3本		

### 2 瀬戸防火防災協会連合会（自主防災リーダー）

連 区	人 員	連 区	人 員
道 泉	1 3	品 野	3 9
深 川	4	西 陵	1 7
古瀬戸	1 7	八幡台	2 8
東 明	2 1	原山台	9
祖母懐	1 4	萩山台	1 2
陶 原	3 1	下品野	1 6
長 根	3 6	山 口	1 2
效 範	3 0	本 地	1 6
水 南	1 3	菱 野	1 6
水 野	2 4	新 郷	7
2 0 連区		3 7 6人	

### 3 地域自警団

名 称	人 員	名 称	人 員
上半田川町自警団	1 8	片草町自警団	4
下半田川町自警団	2 4	白岩町自警団	6
定光寺町自警団	1 9	5 自警団 7 1人	

4 瀬戸市女性防火クラブ協議会

名 称	人員	名 称	人員
定光寺町 女性防火クラブ	33	祖母懐 女性防火クラブ	28
水野 婦人防火クラブ	19	西陵 女性防火クラブ	20
道泉 女性防火クラブ	52	效範 女性防火クラブ	32
下品野 女性防火クラブ	24		
7 女性(婦人)防火クラブ 208人			

5 防災会

名 称	人員	名 称	人員
末広町防災会	7	朝日町防災会	10
2 防災会 17人			

6 瀬戸市自衛消防連絡協議会

名 称	人員	名 称	人員
株成田製陶所本社工場自衛消防隊	5	リンナイ(株)瀬戸工場自衛消防隊	10
株成田製陶所山口工場自衛消防隊	14	品野セラミックタイル工業(株)自衛消防隊	10
東芝ライフスタイル(株)愛知事業所自衛消防隊	7	(株)ジェイテクトギヤシステム消防隊	10
株マルイチ自衛消防隊	7	富士特殊紙業(株)自衛消防隊	10
伊藤忠セラテック(株)自衛消防隊	21	河村電器産業(株)本地地区自衛消防隊	17
河村電器産業(株)暁地区自衛消防隊	17	豊田合成(株)瀬戸工場自衛消防隊	55
ホーユ(株)瀬戸工場自衛消防	44	テクノエイト(株)自衛消防隊	62
鈴一物産(株)自衛消防	6	名糖産業(株)瀬戸工場自衛消防隊	72
株東濃LIXIL製作瀬戸工場自衛消防	12	リンナイ(株)暁工場自衛消防隊	10
18 自衛消防隊 389人			



## 資料 3 - 2 自主防災組織設置推進要綱

(昭和 49 年 6 月 4 日愛知県防災会議決定)

### 1 趣旨

大規模災害が発生した場合には、火災の同時多発、道路の寸断、建物の倒壊、河川の氾濫、消火栓施設の損壊等のため防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、地震による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民又は施設の関係者による自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このため、地震による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

### 2 設置推進機関

災害対策基本法第 5 条第 2 項に基づき、市町村が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

### 3 設置推進する自主防災組織

#### (1) 地域の自主防災組織

住民の各地域における自発的な防災組織

#### (2) 施設の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

### 4 地域の自主防災組織の設置

#### (1) 自主防災組織の重点推進地区

全県的に設置を推進するが、特に次の被災危険の高い地域に重点を置いて推進を図るものとする。

ア 木造家屋の集中している地域

イ 消防水利の不足している地域

ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域

エ 大雨等により災害の可能性が比較的高い地域

#### (2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりをするものとする。

ア 町内会、自治会等の自治組織に町内会活動の一環としての防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 防犯協会、防火協会等何等かの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

5 施設の自主防災組織の設置

(1) 設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

ア 高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の製造所、貯蔵所又は取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行う必要がある施設

なお、法令により防火管理者等をおき、消防活動等を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その防災活動の充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。

(2) 複合用途施設の自主防災組織

同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けることが望ましい。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができるものとする。

6 自主防災組織の連絡機構

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は、同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡機構を設けることが望ましい。

7 自主防災組織の設置推進活動

市町村は、設置の推進を図るため防災関係機関との連携をはかりながら、次の活動を実施する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわ

せて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

町内会長等地域の防災指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

また、地域での防災の予防・啓発に努め、いざというときに組織の中心になって活動することができる自主防災組織リーダーの育成を図る。

8 自主防災組織に対する援助

(1) 市町村

ア 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に援助に努めるものとする。

イ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資機材の提供等援助に努めるものとする。

(2) 県

市町村の自主防災組織の設置推進活動及び自主防災組織に対する援助について、積極的に指導及び援助に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村の自主防災組織の設置推進活動に対し、積極的に協力すること。

附 則

この要綱は、昭和49年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月31日から施行する。

## 資料 3-3 瀬戸市防災ボランティア受入体制等に関する実施要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、瀬戸市地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合に備えて、防災ボランティアの受入体制、並びに活動機能等の円滑化を図るための必要事項を定めるものとする。

(ボランティア本部の設置等)

第2 地域に大規模な災害が発生したときは、瀬戸市福祉健康センター（やすらぎ会館）等内に災害ボランティアセンターを次により設置するものとする。

- (1) 災害ボランティアセンターの設置場所は、瀬戸市福祉健康センター（やすらぎ会館）等のボランティアの受入れが実施しやすいところとする。
- (2) 災害ボランティアセンターには、ボランティアの受付及びオリエンテーションなどを行うために別図に示す基準に基づき備品等を配置し、十分な空間を確保するように努めるものとする。
- (3) 災害ボランティアセンターには、ボランティア活動の内容に応じて、別表1に掲げる資機材を備えるよう努めるものとする。

(コーディネーターの配置等)

第3 ボランティア活動に対する統制、支援等を行うために災害ボランティアセンターに地域コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を次により配置するものとする。

- (1) 配置するコーディネーターの人数は、瀬戸市の人口から10名を基準とし、災害の規模やボランティアの参集状況等に応じて増減するものとする。
- (2) コーディネーターは、自立的活動を原則として災害ボランティアセンターにおいて、他のコーディネーターと連携を図り、個人又は団体ボランティア及び外部ボランティアの受入れを行うものとする。
- (3) コーディネーターは、災害対策本部から被害状況及び応急対策に関わる情報を把握し、別表2に示す被災者等からの支援要請の適否を判断し、受入れたボランティアを派遣するものとする。
- (4) コーディネーターは、ボランティアに対しボランティア活動終了時の災害ボランティアセンターへの報告、活動記録等の提出を義務付けるものとする。
- (5) コーディネーターは、災害ボランティアセンターの人員が不足するときは、受入れたボランティアの中からアシスタントを確保する。また、必要に応じて災害対策本部と調整を図り広域ボランティア支援本部等に応援を要請するものとする。
- (6) コーディネーターは、復旧状況等の進展にともない、災害対策本部との調整を図り、ボランティアの撤退についての判断を行うものとする。

(ボランティアの携行品等)

第4 ボランティアの主な個人携行品として、別表3に掲げる資材を参考とするものとする。

(平常時のボランティアの組織の推進等)

第5 市は、ボランティア組織の育成と活動の支援に努め、防災意識の高揚を図るとともに、次により平常時におけるボランティアの登録等の受付体制等を整備するものとする。

(1) 防災ボランティアとしての登録については、5名以上の団体単位を原則とする。

(2) 防災ボランティアの登録は、次に掲げる窓口で行うものとする。

ア 瀬戸市社会福祉協議会

イ 瀬戸市市長直轄組織危機管理課

(3) 前項の登録窓口には、次に掲げる書類を整理しておくものとする。

ア 防災ボランティア登録名簿

イ 応援依頼票

ウ 受付票(個人用)

エ 受付票(団体用)

オ 活動記録票

2 市は、災害発生時に備えて、各種ボランティア団体間のネットワーク化に努めるものとする。

3 市は、県等が主催するボランティアのコーディネーター研修会等に、ボランティア団体のリーダー等を派遣し、コーディネーターの養成に努めるものとする。

(雑 則)

第6 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの受入れ、活動等に関して必要なことが生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

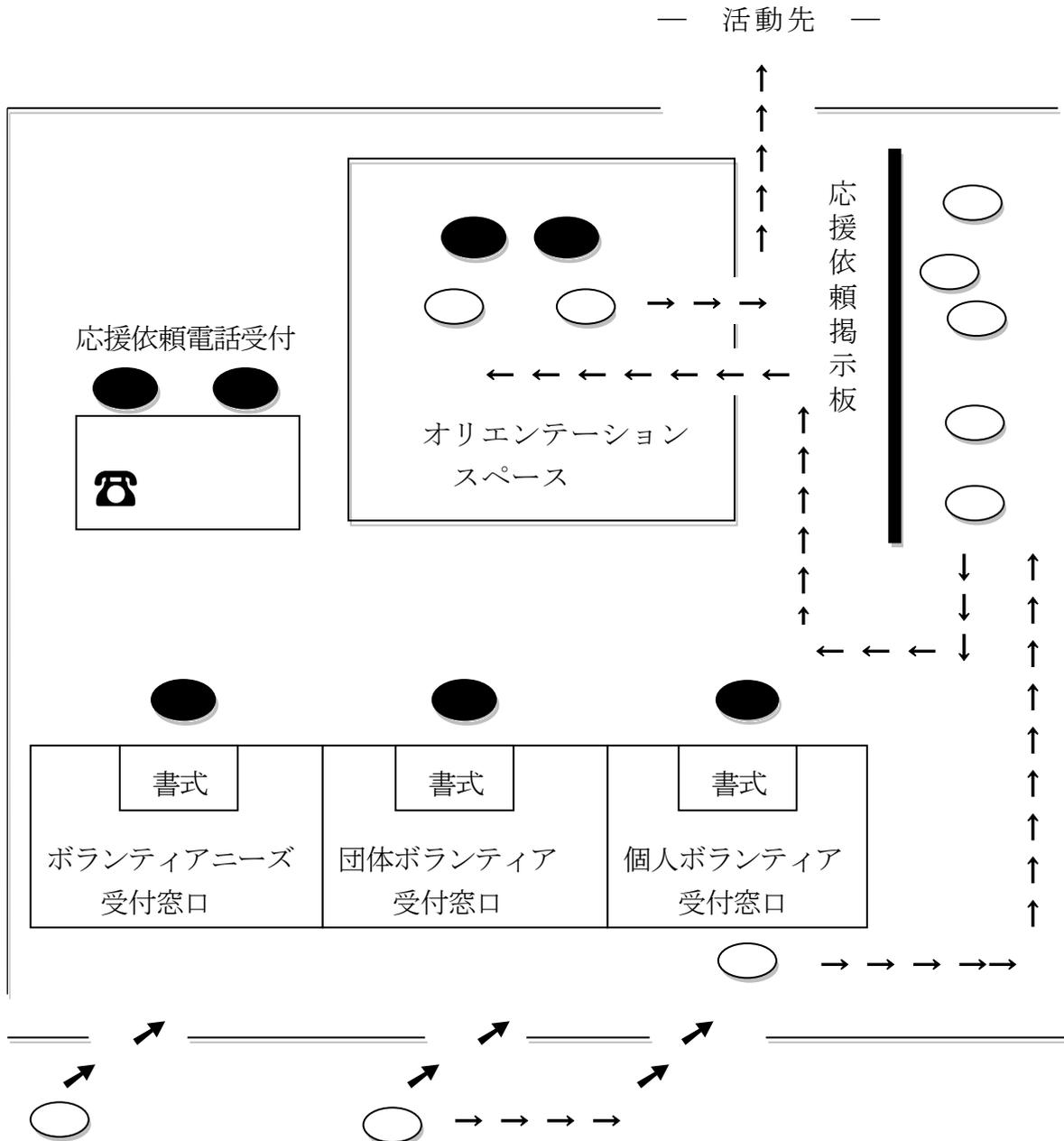
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 図

災害ボランティアセンターのイメージ図



別表 1 災害ボランティアセンターに必要な資機材

必要資機材	備 考
被災地域の地図	全体が見える「道路地図」と個々の家がわかる「住宅地図」の両方
コピー、簡易印刷機	書類の大量配布が必要
パソコン	パソコン等OA機器
仮設電話	通話が安定
FAX	在宅ボランティア等との連絡に使用できる
携帯電話	戸外での活動は極めて多い
トランシーバー	近距離の連絡に使用できる
ラジオかテレビ	情報源
長机、いす	
スタッフジャンバー	市民と共同作業時の目印・認識
腕章	同 上
名刺	あて名印刷用シートを利用してもよい
ポストイットカード	「簡易受付システム」で不可欠、日常でも重宝
事務用品一式	
懐中電灯・乾電池	
自転車	錠・鍵と荷台付きのもの
バイク	荷台付き
軽トラックか軽バン	移動事務所にもなる
ヘルメット	危険回避のため作業には必要
軍手	ボランティア予備用
マスク	ホコリ、アスベスト防止用
工具類	スコップ、バール、トラロープ他
救急箱、医薬品	
非常食	
紙コップ、紙皿	
割り箸	
宿泊用具	
暖房器具	

別表 2 ボランティア活動の被災者支援予測ニーズ

予測ニーズ	摘 要	予測ニーズ	摘 要
家屋診断		安否確認	市から依頼
引っ越し		安否確認	身障連依頼
カーボランティア		保育	
シート張り		カウンセラー	
屋内片付け		マッサージ	
屋外片付け		洗濯	
物資仕分け		散髪	
警備		メール便	連絡等
衣類仕分け		常駐	留守番等
仮設風呂		物資調達	衣料品等
施設風呂		炊き出し	
介護他		ふろ炊き	
義援金手伝い		その他	介護類
本部事務手伝い		市からの依頼	

ボランティアニーズの分類（参考）

ボランティアニーズ		最適なボランティアの種類 (ボランティアの分類パターン)
活 動 内 容	活動期間	
専門性・特殊性低い	短期 長期	一般ボランティア（日帰り） 一般ボランティア（長期滞在）
専門性・特殊性高い	短期 長期	組織力、実行力、専門的能力を 有するボランティア

(注) 県ボランティア受け入れネットワーク化に関する報告書参考

別表 3 ボランティアの主な個人携行品

持参携行品	備考
健康保険証の写し	
デイパック等	ウエストポーチなどでもよい
雨具等	レインコートがよい
マスク	ホコリ防止用
帽子	防寒、危害防止
軍手	
携帯ラジオ	
懐中電灯	小型のものでよい。ただし夜間作業は少ない
常備薬	
タオル	
小銭とテレホンカード	
弁当	
水筒	
携行非常食料と水	
ポケット灰皿	
ごみ袋等	帰宅時にごみを片づけるため
携帯電話等	
リチウムイオンバッテリー	携帯電話等の充電用
その他	

# 応援依頼票

No.		受付日      年      月 ( )
		記入者
<b>応援依頼票</b>		
応援依頼者	名    前	ふりがな -----
	住    所	〒
	連 絡 先	☎ (自宅・携帯電話)
依頼用件	依頼内容	
	必要人員	
	活動期間	月    日 ( ) ~                  月    日 ( )
活動場所	住    所	
	交通手段	
対    応	受理    送致 (                                  ) へ 調整できず                  保留                  不受理	
備    考		

依頼把握担当のコーディネーターが記入する欄

## 災害ボランティア個人受付カード

※2回目以降の受付の方は、太枠内のみ記入して下さい。

No.

受付年月日	年 月 日 ( )			
フリガナ			生 年 月 日	昭和 ・ 平成
氏 名				年 月 日 ( 歳)
携 帯 電話番号	— —		性 別	男 ・ 女
ボランティア 活動保険の加入	1. 加入済 ⇒ 月 日頃に ( 社協で加入) 2. 未加入 ⇒ 加入手続きをして下さい。 ※保険未加入者には活動の紹介ができません			

フリガナ				
住 所	〒 —			
自宅電話番号	— —		Mail	
緊急連絡先	氏 名	(続柄 )	電話	— —
血 液 型	A ・ B ・ O ・ AB (RH + ・ - 不明)			
職 業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> ( 社協職員) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
資 格	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 救命救急士 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー <input type="checkbox"/> 運転免許所 ( <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 自二) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
特 技	<input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> 自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> 地理/土地勘 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> イラスト <input type="checkbox"/> その他 ( )			
活動予定期間	月 日 ~ 月 日			

※特段の必要に応じて災害ボランティアセンターから連絡を行うなどの目的以外には使用しません。  
また、災害ボランティアセンターが責任を持って保管・管理いたします。

※【備考】	※受付担当者	※保管担当者

# 災害ボランティア団体受付カード

No.

受付年月日	年 月 日 ( )		
フリガナ			女性 名
団体名			合計 男性 名
フリガナ			— —
代表者名			— —
			Mail
住 所	自宅 ・ 会社 ・ 社協 ・ 学校 ・ その他 ( )		
	〒 —		
	TEL — —		
緊急連絡先 住 所	自宅 ・ 会社 ・ 社協 ・ 学校 ・ その他 ( )		
	〒 —		
	TEL — —		
緊急連絡先	氏名	( )	
緊急連絡先 電 話 番 号	— —		( )
Mail			
ボランティア 活動保険の加入	1. 加入済 名 ⇒ 月 日頃に ( 社協で加入) 2. 未加入 名 ⇒ 加入手続きをして下さい。 ※保険未加入者には活動の紹介ができません		
活動予定期間	月 日 ~ 月 日		

※特段の必要に応じて災害ボランティアセンターから連絡を行うなどの目的以外には使用しません。また、災害ボランティアセンターが責任を持って保管・管理いたします。

<b>※【備考】</b>	<b>※受付担当者</b>	<b>※保管担当者</b>

## ボランティア活動記録

No.		受付日 月 日 ( )
		記入者
<b>活動記録</b>		
活動参加者	受付番号	
	名前	ふりがな
主な活動内容	活動内容	
	活動期間	月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
	活動場所	
	延長の必要性	どちらか一方に○ 1 活動を延長すべき 2 活動を延長する必要なし
問題点		
改善策・感想		
備考		

ボランティア団体の代表者、又はボランティア本人が記入する欄

## 資料 3-4 瀬戸市災害時協力事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等が発生した際及び平常時に災害等の発生に備えて実施する訓練、準備等において、保有する施設、資器材、組織力等を消防機関及び地域の救援、訓練活動等に提供する事業所等を登録し、災害に強いまちづくりを推進することを目的とした、瀬戸市災害時協力事業所登録制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に店舗、工場、事業所、営業所、活動拠点等を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 災害 火災、地震災害、台風、風水害、車両事故等の地域住民の生命、身体及び財産に危険を及ぼすおそれのあるものをいう。

(登録手続)

第3条 制度の趣旨に賛同し、登録しようとする事業所等の代表者は、瀬戸市災害時協力事業所登録（変更）届（第1号様式）を消防長に提出しなければならない。登録内容を変更するときも同様とする。

- 2 消防長は、前項に規定する届の提出があった場合、登録することが適当であると認めたときは、当該事業所等の代表者に瀬戸市災害時協力事業所登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）及び表示証を交付するものとする。

(協力項目)

第4条 前条第2項の登録証の交付を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 平常時において地域で実施する内容は、次のとおりとする。
  - ア 地域の防災訓練への参加
  - イ 地域の防災に関する会合等への参加
  - ウ 清掃等地域活動への参加
  - エ 地域活動に対する事業所等の施設の提供
  - オ その他、地域との連携強化上必要な協力
- (2) 災害時において、自らの判断で消防及び地域と連携して実施する内容は次のとおりとする。
  - ア 初期消火、救出救護、障害物の除去等の組織力提供
  - イ 食料品、飲料水等の物資提供
  - ウ 資器材等の貸出
  - エ 一時避難場所等の提供
  - オ その他、防災上必要な協力

2 消防長は、災害時において登録事業所に前項第2号に規定する協力を要請することができる。

(登録事業所の公表)

第5条 消防長は、登録事業所の名称、所在地等を市ホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

2 登録事業所は、自らが瀬戸市災害時協力事業所であることを、ロゴ等を含め名刺等の印刷物に自由に表示することができるものとする。

(経費負担)

第6条 第4条第1項の規定による協力項目（以下「協力項目」という。）の実施に要した費用は、当該協力項目を実施した登録事業所が負担するものとする。

ただし、第4条第2項に規定する消防長の要請による救援活動の費用については、消防本部及び登録事業所が協議し、消防本部がこれを負担することが適当であると認められる場合に限り、これを負担するものとする。

(登録期間)

第7条 登録事業所の登録期間は、登録証の交付の日から2年間とする。なお、登録事業所から次条第1項第3号の規定による登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録の抹消)

第8条 消防長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

(1) 廃業又は休止等により防災協力の意思が確認できないとき。

(2) 登録事業所を第三者に譲渡し、又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。

(3) 瀬戸市災害時協力事業所登録抹消届（第3号様式）を消防長に提出し、登録事業所の登録の抹消を申し出たとき。

(4) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないとして消防長が認めたとき。

2 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証及び表示証を消防長に返還しなければならない。

(情報の交換)

第9条 消防本部及び登録事業所は、協力項目に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(庶務)

第10条 登録等に関する庶務は、消防本部予防課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行する。

瀬戸市災害時協力事業所登録(変更)届

登録番号
※1

※1 記入不要

(宛先)瀬戸市消防長

  年
   月
   日

事業所名称:※2

代表者職・氏名:

事業所住所:

事業所電話番号:

事業所FAX番号:

担当部署・氏名:

※2 略称でなく、正式にご記入ください。

当事業所は、「瀬戸市災害時協力事業所」として、下表☑により瀬戸市または瀬戸市民の災害対応に協力します。

☐をダブルクリック／ON/OFFを選択

平常時	災害時物資提供	災害時一時避難場所等提供
<input type="checkbox"/> 地域防災訓練参加 <input type="checkbox"/> 地域防災関係会合参加 <input type="checkbox"/> 清掃等地域活動の参加 <input type="checkbox"/> 地域活動への施設提供 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 食料品(レトルト食品、米等) <input type="checkbox"/> 飲料(缶、ペットボトル等) <input type="checkbox"/> 医薬品等(薬品、おむつ等) <input type="checkbox"/> 日用品等(タオル、軍手等) <input type="checkbox"/> 衣類・生活用品等(服等) <input type="checkbox"/> 寝具等(布団、毛布、枕等) <input type="checkbox"/> 仮設物等(トイレ、風呂等) <input type="checkbox"/> 資器材(バール、重機等) <input type="checkbox"/> 電化製品(ラジオ、照明等) <input type="checkbox"/> アウトドア用品等(自転車等) <input type="checkbox"/> 学用品等(文具、鞆等) <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 消防水利 <input type="checkbox"/> その他 ※ 提供施設の所在地
<b>災害時組織力提供</b> <input type="checkbox"/> 初期消火活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救護活動 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 障害物除去 <input type="checkbox"/> 特殊技能者派遣 <input type="checkbox"/> その他		

上表の具体的内容・提供数等／その他独自の取組等

登録番号

## 瀬戸市災害時協力事業所登録証

(事業所名)

(代表者)

様

貴事業所(団体)は、瀬戸市災害時協力事業所登録制度実施要綱第4条の登録要件に適合していると認められますので、瀬戸市災害時協力事業所登録証を交付いたします。

(協力内容)
--------

年 月 日

瀬戸市消防長 ○○○○印

第3号様式(第8条関係)

## 瀬戸市災害時協力事業所登録抹消届

登録番号

(宛先)瀬戸市消防長

年 月 日

事業所名称:<sup>ふりがな</sup>※2

代表者職・氏名:<sup>ふりがな</sup>

事業所住所:

事業所電話番号:

事業所FAX番号:

担当部署・氏名:

※2 略称でなく、正式にご記入ください。

瀬戸市災害時協力事業所の登録を抹消したいので申し出ます。  
登録抹消の際には、登録証及び表示証を返還いたします。

表示証(第3条関係)



## 瀬戸市災害時協力事業所登録制度 登録事業所一覧

No.		1	2	3	4
基本情報	事業所名	大橋運輸㈱	直水建設	特別養護老人ホーム たんぼぼ菱野の里	
	登録日	H29.4.14	H29.4.14	H29.4.14	R4.5.26 登録抹消
	所在地	瀬戸市西松山町2-260	瀬戸市品野町6-1228-1	瀬戸市南菱野町128-1	
平時時	地域防災訓練参加	○			
	地域防災関係会合参加	○			
	清掃等地域活動への参加	○			
	地域活動への施設提供	○		○	
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動	○			
	負傷者の救護活動	○		○	
	避難誘導	○			
	障害物除去	○			
	特殊技能者派遣		○		
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)			○	
	飲料(缶、ペットボトル)			○	
	医薬品等(薬品、おむつ等)			○	
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(パール、重機等)				
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
	その他	○			
	災害時等一提供	駐車場	○		○
グラウンド					
体育館					
会議室		○			
消防水利					
その他				○	
上記具体的内容 独自の取組等等	・災害時、弊社ガソリンスタンドに於いて消防車両等への軽油の提供	・ドローンによる偵察、ドローンを使用した捜索等			

No.	5	6	7	8	
基本情報	事業所名	瀬戸ガス水道(株)	(株)水野モータース	(株)成清トランスポート	(株)瀬戸自動車学校
	登録日	H29.5.17	H29.5.19	H29.5.23	H29.5.30
	所在地	瀬戸市弁天町83	瀬戸市品野町7-153-2	瀬戸市山の田町147-1	瀬戸市紺屋田町65-18
平常時	地域防災訓練参加				
	地域防災関係会合参加				
	清掃等地域活動への参加				
	地域活動への施設提供		○		○
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動	○	○		
	負傷者の救護活動	○	○		
	避難誘導	○	○		
	障害物除去	○	○		
	特殊技能者派遣	○	○		
	その他	○			
	災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)			
飲料(缶、ペットボトル)					
医薬品等(薬品、おむつ等)					
日用品等(タオル、軍手等)					
衣類・生活用品(服等)			○		
寝具等(布団、毛布)			○		
仮設物等(トイレ、風呂等)		○			
資器材(パール、重機等)		○	○		
電化製品(ラジオ、照明)					
アウトドア用品(自転車等)					
学用品(文具、鞆等)					
その他	○				
災害時等一提供	駐車場	○		○	○
	グラウンド				
	体育館				
	会議室	○			
	消防水利				
その他		○			
上記具体的内容独自の取組等等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの確保(水道・排水・ガス等)に特化しており、避難所設営等が可能</li> <li>・提供資器材:コンプレッサー</li> <li>・提供重機:ホイールローダー、バックホー(OP含む)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供資器材:ジャッキ</li> <li>・提供重機:リフト(OP付)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時の協力内容は、必要に応じて調整</li> <li>・駐車場は教習所内の全体(災害時のみ)</li> </ul>	

No.	9	10	11	12	
基本情報	事業所名	信和建設㈱	フラワー美容室	(有)丸起産業	㈱こだま
	登録日	H29.5.31	H29.5.31	H29.6.1	H29.6.14
	所在地	瀬戸市山の田町200	瀬戸市泉町13-8	瀬戸市高根町2-90-1	瀬戸市新田町19
平常時	地域防災訓練参加	○		○	
	地域防災関係会合参加	○		○	
	清掃等地域活動への参加	○		○	
	地域活動への施設提供				
	その他				○
災害時組織力提供	初期消火活動				
	負傷者の救護活動				
	避難誘導			○	
	障害物除去	○		○	
	特殊技能者派遣	○	○	○	
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)		○		
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)			○	
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(パール、重機等)	○		○	
	電化製品(ラジオ、照明)		○		
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他					
災害時避難場所等提供	駐車場	○			
	グラウンド				
	体育館				
	会議室	○			
	消防水利				
その他					
上記具体的内容独自の取組等等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供資器材:スコップ、パール</li> <li>・提供重機:バックホウ、クレーン付4tトラック</li> <li>・県・市の防災協定に基づく要請を優先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師派遣</li> <li>H2910.12協力内容変更</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型無人飛行機の操縦技術指導</li> </ul>	

No.		13	14	15	16
基本情報	事業所名	㈱尾張東部放送	㈱中外陶園	㈱名古屋銀行瀬戸支店	富士特殊紙業㈱
	登録日	H29.6.22	H29.7.6	H29.7.18	H29.7.19
	所在地	瀬戸市栄町45バルティセと1F	瀬戸市薬師町50	瀬戸市陶原町1-1	瀬戸市暁町3-143
平常時	地域防災訓練参加	○			○
	地域防災関係会合参加	○			○
	清掃等地域活動への参加				○
	地域活動への施設提供		○		
	その他	○			
災害時組織力提供	初期消火活動				○
	負傷者の救護活動				○
	避難誘導				○
	障害物除去				
	特殊技能者派遣				
	その他	○			
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)				
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				○
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(バール、重機等)				○
	電化製品(ラジオ、照明)	○			
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他	○	○			
災害時避難場所等提供	駐車場		○	○	○
	グラウンド				
	体育館				
	会議室				○
	消防水利				
その他	○				
上記具体的内容独自の取組等等	情報提供その他	・提供物資 段ボール ・提供施設所在地 薬師町1番地 M パーク駐車場		・日用品:軍手 ・資器材:フォークリフト (OP不足時は提供可能)	

No.	53	54	55	56	
基本情報	事業所名	瀬戸信用金庫	丸五運送(株)	医療法人 山手クリニック	(株)尾東
	登録日	H29.7.24	H29.7.25	H29.9.6	H29.9.11
	所在地	瀬戸市東横山町119-1	瀬戸市平町2-72	瀬戸市山手町283-1	瀬戸市川北町1-97
平常時	地域防災訓練参加				
	地域防災関係会合参加				
	清掃等地域活動への参加				
	地域活動への施設提供	○※			○
	その他	○※			○
災害時組織力提供	初期消火活動				
	負傷者の救護活動			○	
	避難誘導				
	障害物除去				
	特殊技能者派遣				○
その他		○		○	
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)				○
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				○
	衣類・生活用品(服等)				○
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				○
	資器材(バール、重機等)				
	電化製品(ラジオ、照明)				○
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他	○※			○	
災害時一時提供	駐車場		○	○	○
	グラウンド	○※			
	体育館				
	会議室				
	消防水利				
その他				○	
上記具体的内容独自の取組等等	・平常時及び災害時のAEDの提供 ※1【水南連区】 本社(東横山町)での協力内容です。 ※2一時避難場所は【菱野連区】 瀬戸信用金庫グラウンド(南ヶ丘町234)	・救援物資等の輸送		・し尿処理や廃棄物収集などの車両提供、技術提供をしていただけます。 ※1一時避難場所は【効範連区】 本社(川北町) 【水野連区】 営業所(上本町713-1)の両方を提供していただけます。	

No.	21	22	23	24	
基本情報	事業所名	(株)月昇天 ティア瀬戸南	坂田内科	中央病院	
	登録日	H29.10.26	H29.11.6	H29.11.13	R6.4.1 登録抹消
	所在地	瀬戸市田中町	瀬戸市西本町1-11	瀬戸市陶原町3-12	
平時時	地域防災訓練参加	○			
	地域防災関係会合参加				
	清掃等地域活動への参加				
	地域活動への施設提供				
	その他		○		
災害時組織力提供	初期消火活動		○		
	負傷者の救護活動				
	避難誘導				
	障害物除去				
	特殊技能者派遣				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)				
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(バール、重機等)				
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他					
難災害時一時提供	駐車場	○	○	○	
	グラウンド				
	体育館				
	会議室				
	消防水利				
その他					
上記具体的内容独自の取組等等		・重機やダンプによる障害物除去(オペレーターの派遣含む) ・資器材提供(ブルーシート、敷鉄板、土のう) ・集会所を一時的な避難所とする。 ・土場は駐車場、待機所として提供	・AED提供(2台)	・AED提供(4台)	

No.		25	26	27	28
基本情報	事業所名	(株)月昇天 ティア新瀬戸	(有)坂石材		河村電器産業(株) 本社・暁工場
	登録日	H29.11.30	H30.1.26	R4.9.30 登録抹消	H30.2.16
	所在地	瀬戸市川西町1-113	瀬戸市若宮町3-110-2		瀬戸市暁町3-86
平時時	地域防災訓練参加	○	○		
	地域防災関係会合参加	○	○		○
	清掃等地域活動への参加	○			○
	地域活動への施設提供	○			
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動		○		
	負傷者の救護活動				
	避難誘導				
	障害物除去		○		
	特殊技能者派遣		○		
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)	○			
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(パール、重機等)		○		
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
	その他				
災害時等一提供	駐車場	○	○		
	グラウンド				
	体育館				
	会議室				
	消防水利				
その他	○				
上記具体的内容独自の取組等等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水500ml50本</li> <li>・ウーロン茶20本(ビン)</li> <li>・災害時館内トイレ使用可</li> <li>・駐車場に仮設トイレ設置可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン車3t</li> <li>・1・5tトラック</li> <li>・1・5tフォークリフト</li> <li>※OP含む</li> </ul>			

No.		29	30	31	32
基本情報	事業所名	河村電器産業(株) 本地工場	学校法人南山学園 聖霊高等学校 聖霊中学校	聖カピタニオ 女子高等学校	三洋電陶(株)
	登録日	H30.2.16	H30.5.22	H30.6.4	H30.6.29
	所在地	瀬戸市山の田町155	瀬戸市せいれい町2	瀬戸市西長根町137	瀬戸市柳ヶ坪町92
平常時	地域防災訓練参加	○			
	地域防災関係会合参加	○		○	
	清掃等地域活動への参加	○	○		
	地域活動への施設提供				
	その他	○			
災害時組織力提供	初期消火活動				
	負傷者の救護活動				
	避難誘導				
	障害物除去				
	特殊技能者派遣				○
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)				
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				○
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				○
	資器材(パール、重機等)				○※1
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他					
災害時避難場所等提供	駐車場		○		○
	グラウンド		○	○	
	体育館				
	会議室				
	消防水利		○		
その他					
上記具体的内容独自の取組等等	・グラウンドを利用したドローン訓練への協力				※1資器材:フォークリフト(OPあり) ・飲料不可の井戸水(停電時は発動機で可動)

No.		33	34	35	36
基本情報	事業所名	コメダ珈琲 瀬戸山口店	(株)成田製陶所 本社工場	(株)成田製陶所 山口工場	(株)成田製陶所 穴田工場
	登録日	H30.7.4	H30.7.20	H30.7.20	H30.7.20
	所在地	瀬戸市今林町395	瀬戸市道泉町70	瀬戸市大坂町333	瀬戸市穴田町973
平常時	地域防災訓練参加				
	地域防災関係会合参加				
	清掃等地域活動への参加				
	地域活動への施設提供		○※1	○※1	○※1
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動				
	負傷者の救護活動				
	避難誘導				
	障害物除去				
	特殊技能者派遣		○	○	○
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)				
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)		○※2	○※2	○※2
	資器材(バール、重機等)		○※3	○※3	○※3
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他					
災害時等一提供	駐車場	○	○	○	○
	グラウンド				
	体育館				
	会議室		○	○	○
	消防水利				
その他					
上記具体的内容 独自の取組等等			※1工場敷地を防災訓練などで使用可能。 ※2仮設物：工場内の既設トイレが使用可能。 ※3資器材：AED、フックリフト（OP含む）、移動式消防ポンプ	※1工場敷地を防災訓練などで使用可能。 ※2仮設物：工場内の既設トイレが使用可能。 ※3資器材：AED、フックリフト（OP含む）、移動式消防ポンプ	※1工場敷地を防災訓練などで使用可能。 ※2仮設物：工場内の既設トイレが使用可能。 ※3資器材：AED、フックリフト（OP含む）、移動式消防ポンプ

No.		37	38	39	40
基本情報	事業所名	天理教東尾分教会	鈴一物産㈱		法務省瀬戸少年院
	登録日	H30.9.5	H30.11.26	R4.10.3 登録抹消	H31.2.13
	所在地	瀬戸市八幡町271	瀬戸市弁天町72		瀬戸市東山町14
平時	地域防災訓練参加				○
	地域防災関係会合参加				○
	清掃等地域活動への参加				○
	地域活動への施設提供				
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動				
	負傷者の救護活動				
	避難誘導				
	障害物除去				
	特殊技能者派遣				
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)		○		
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(バール、重機等)				
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他		○			
災害時避難場所等提供	駐車場				
	グラウンド	○			
	体育館				
	会議室				
	消防水利				
その他				○※1	
上記具体的内容独自の取組等等			・LPガス容器等 ・ウォーターサーバー 及び水ボトル		※1家庭寮(施設敷地内の1戸建の建物。寝具類・電気・ガス・水道・トイレ・風呂あり。)

No.	41	42	43	44	
基本情報	事業所名	瀬戸パークホテル	眼鏡市場 瀬戸店	ネットヨタ中京(株) 瀬戸店	名古屋トヨペット(株) 瀬戸店
	登録日	H31.3.19	R1.6.11	R1.8.23	R1.8.28
	所在地	瀬戸市深川町11	瀬戸市陶原町6-8	瀬戸市小坂町146	瀬戸市見付町37
平常時	地域防災訓練参加	○			
	地域防災関係会合参加			○	○
	清掃等地域活動への参加			○	
	地域活動への施設提供				
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動	○			
	負傷者の救護活動	○			
	避難誘導	○			
	障害物除去	○			
	特殊技能者派遣				
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)			○	○
	飲料(缶、ペットボトル)				○
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)	○			
	寝具等(布団、毛布)	○			
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(バール、重機等)				
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他				○	
災害時避難場所等提供	駐車場	○	○	○	○
	グラウンド				
	体育館				
	会議室				○
	消防水利				
その他	○		○	○	
上記具体的内容独自の取組等等	・その他は施設利用可		・トヨタプリウスPHV等の充電スタンド(Gステーション)使用提供	・トヨタプリウスPHV等の充電スタンド(Gステーション)使用提供 ・AEDの設置(店舗内)	

No.	45	46	47	48	
基本情報	事業所名	㈱岩田清掃		名糖産業㈱ 瀬戸工場	㈱ナリタテクノ
	登録日	R1.11.5	R3.2.25登録抹消	R2.2.4	R2.6.23
	所在地	瀬戸市山の田町43-303		瀬戸市南山口町1-1	瀬戸市上陣屋町20
平時	地域防災訓練参加	○			
	地域防災関係会合参加				
	清掃等地域活動への参加				
	地域活動への施設提供				
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動				
	負傷者の救護活動				
	避難誘導				
	障害物除去	○			
	特殊技能者派遣				
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)			○	
	飲料(缶、ペットボトル)	○			
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)			○	
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)			○(トイレ)	
	資器材(バール、重機等)				○(バール、その他)
	電化製品(ラジオ、照明)				○(照明、その他)
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)			○	
その他					
災害時避難場所等提供	駐車場	○		○	○
	グラウンド				
	体育館				
	会議室			○	○
	消防水利			○	
その他					
上記具体的内容独自の取組等等				資器材(バール、AED、フォークリフト) 電化製品(照明、送風機、スポットクーラー) ※平日7:00~17:30までの対応。但し駐車場は利用可能。	

No.	49	50	51	52	
基本情報	事業所名	誠美社工業(株)	(株)赤羽コンクリート	(有)赤津オイル商会	(株)レクビィ
	登録日	R2.9.15	R2.12.11	R3.6.11	R3.8.11
	所在地	瀬戸市暁町3-91	瀬戸市穴田町983	瀬戸市すみれ台3-7	瀬戸市品野町3-3
平時	地域防災訓練参加				○
	地域防災関係会合参加		○		
	清掃等地域活動への参加				
	地域活動への施設提供				
	その他		○		
災害時組織力提供	初期消火活動			○	
	負傷者の救護活動				
	避難誘導			○	
	障害物除去	○			
	特殊技能者派遣	○	○		
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)				
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)				
	仮設物等(トイレ、風呂等)		○(トイレ)		
	資器材(パール、重機等)	○	○(リフト、パール)		
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他					
災害時一時避難場所等提供	駐車場	○	○		
	グラウンド				
	体育館				
	会議室				
	消防水利		○		
その他				○	
上記具体的内容独自の取組等等	重機による障害物除去(重機操作員の派遣含む) 資器材提供(パール・重機等) 災害時一時避難場所として駐車場の貸出	リフトによる障害物除去(リフト操作員の派遣含む) 資器材提供(パール・重機等) コンクリート対応防災訓練(資材、場所の提供)		キャンピングカー展示車両内の利用  ※提供施設所在地: レクビィステーション(品野町1-126-1) 「道の駅瀬戸しなの」隣接	

No.		53	54	55	56
基本情報	事業所名	中部建設株式会社	サンワテクノス株式会社 名古屋サービスセンター	ホンダロジコム株式会社 瀬戸物流センター	地域密着 介護老人福祉施設 エイジトピア南山口
	登録日	R4.5.20	R4.7.5	R4.7.5	R5.6.27
	所在地	瀬戸市西長根町26-2	瀬戸市山の田町43番地の436	瀬戸市山の田町43番地の436	瀬戸市南山口町122
平常時	地域防災訓練参加	○			
	地域防災関係会合参加				
	清掃等地域活動への参加	○			
	地域活動への施設提供	○			
	その他				
災害時組織力提供	初期消火活動				
	負傷者の救護活動				
	避難誘導				
	障害物除去	○			
	特殊技能者派遣	○			
	その他				
災害時物資提供	食料品(レトルト、米等)				
	飲料(缶、ペットボトル)				
	医薬品等(薬品、おむつ等)				
	日用品等(タオル、軍手等)				
	衣類・生活用品(服等)				
	寝具等(布団、毛布)		○		
	仮設物等(トイレ、風呂等)				
	資器材(バール、重機等)	○(ブルーシート、敷鉄板)			
	電化製品(ラジオ、照明)				
	アウトドア用品(自転車等)				
	学用品(文具、鞆等)				
その他		○	○		
災害時一時提供	駐車場	○			○
	グラウンド	○			
	体育館				
	会議室	○			○※
	消防水利				
その他					
上記具体的内容独自の取組等等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機やダンプによる障害物除去(オペレーターへの派遣含む)</li> <li>・資器材提供(ブルーシート、敷鉄板、土のう)</li> <li>・集会所を一時的な避難所とする。</li> <li>・土場は駐車場、待機所として提供</li> </ul>	・AED提供(2台)	・AED提供(4台)	※災害時一時避難場所として、会議室等を提供(施設の被災状況による)	



## 資料 3 - 5 地区防災計画一覧

番号	連区名	地区団体名等	計画名	策定年月
1	品野連区	品野連合自治会	品野連合自治会地区防災計画	令和2年9月
2	菱野連区	菱野連区自治会	菱野連区自治会地区防災計画	令和2年12月
3	新郷連区	新郷連区自治会	新郷連区自治会地区防災計画	令和3年1月
4	本地連区	本地連区自治会	本地連区自治会地区防災計画	令和5年4月
5	古瀬戸連区	古瀬戸連区自治連合会	古瀬戸連区地区防災計画	令和5年11月
6	原山台連区	原山台連区自治会	原山台連区自治会地区防災計画	令和5年12月
7	下品野連区	下品野連区自治会	下品野連区地域防災計画	令和6年8月

# 地区防災計画提案の手引き

令和2年12月21日  
瀬戸市市長直轄組織  
危機管理課

## 1 地区防災計画制度とは

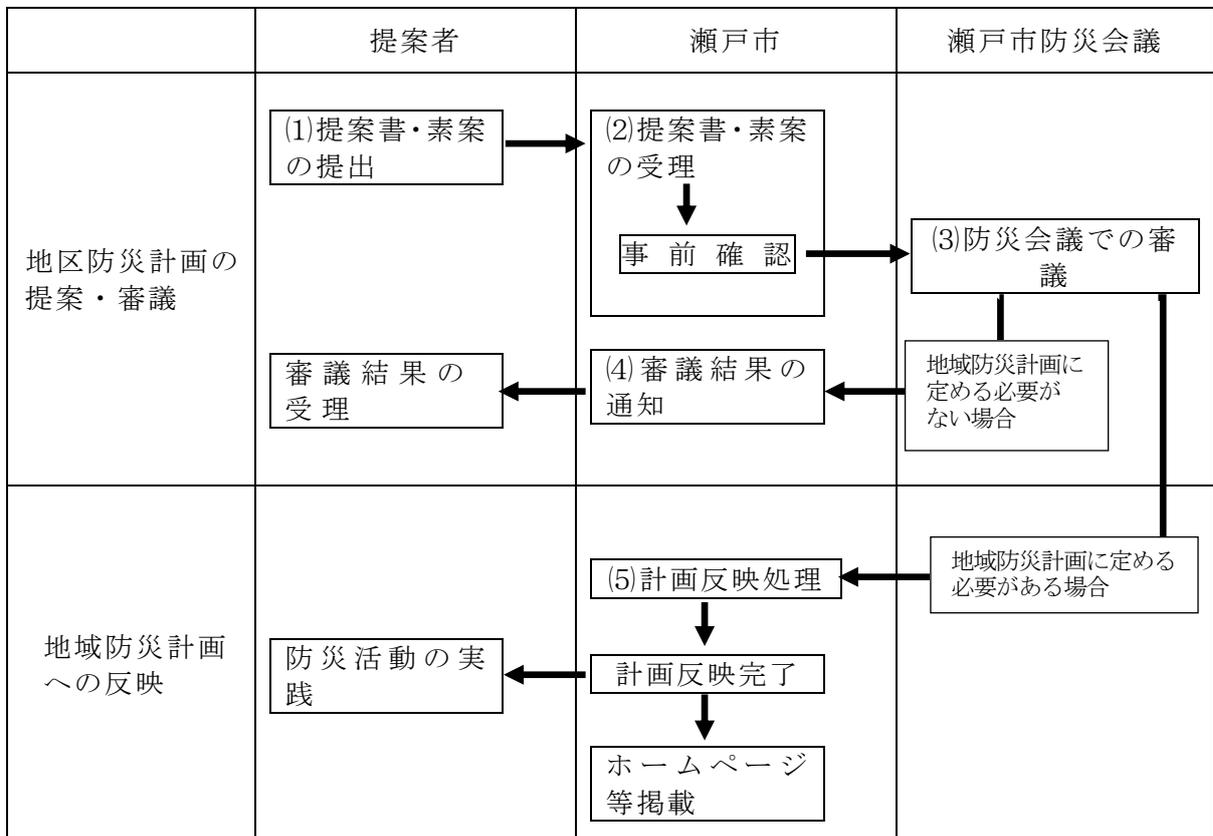
これまで災害対策は、国や都道府県、市町村などの公的機関が防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」といいます。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成26年4月1日施行）。

地区防災計画制度では、地区居住者等が作成した地区防災計画の素案を瀬戸市地域防災計画へ定めるよう瀬戸市防災会議会長（市長）に対して提案を行うことができます。これを計画提案といいます。

## 2 計画提案の流れ



## (1) 提案書・素案の提出

地区防災計画を作成した場合、次の提出書類を市役所の危機管理課に提出し、計画提案を行ってください。

### 【提出書類】

	提出書類	備考
1	地区防災計画提案書（様式1）	紙媒体（1部）
2	地区防災計画の素案	紙媒体（1部）とPDFデータ
3	当該地区居住者等であることを証明する書類	個人の場合：住民票 運転免許証の写し等 法人の場合：登記事項証明書
4	計画作成に当たり合意形成を行った過程がわかる資料	会議の議事録や会議日程、参加者がわかる資料等（地区防災計画の素案に記載があれば省略できます）

## (2) 提案書・素案の受理及び事前確認

原則として、毎年瀬戸市防災会議の開催月の2か月前の月末までに受理した提案書・素案について、危機管理課で事前確認をした上で瀬戸市防災会議に付議します。

## (3) 瀬戸市防災会議での審議

作成された地区防災計画は、瀬戸市防災会議で瀬戸市地域防災計画に定める必要があるかどうか審議されます。

主な審議項目は次のとおりです。

- ・瀬戸市地域防災計画に抵触していないこと
- ・計画作成に関して地区居住者等の間で合意や理解がなされていること

## (4) 審議結果の通知

瀬戸市防災会議において瀬戸市地域防災計画に定める必要があるか否かを判断し、必要がないと判断した場合のみ、様式2によりその旨及び理由を提案代表者へ通知します。

## (5) 瀬戸市地域防災計画への反映

- ① 瀬戸市防災会議において瀬戸市地域防災計画に定める必要があると認められたときは、瀬戸市地域防災計画の資料編に地区防災計画名や策定年月等を掲載します。
- ② 瀬戸市地域防災計画に定められた地区防災計画は、個人情報等の非公開情報について掲載可否を確認した上で、市公式ホームページに掲載させていただきます。

【記載例】

## 資料〇－〇 地区防災計画一覧

番号	連区名	地区団体名等	計画名	策定年月
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区防災計画	令和〇年〇月

### (6) 計画の更新

地区居住者等は、活動の検証等を踏まえ、計画の見直しを行うことが重要です。見直した内容によっては、再度、「2 計画提案の流れ」に沿って手続きを行うことになる場合もあることから危機管理課にご相談ください。

様式 1

年 月 日

(宛先)

瀬戸市防災会議会長

瀬戸市長

(提案代表者)

### 地区防災計画提案書

災害対策基本法第42条の2に基づき、瀬戸市地域防災計画に下記のとおり地区防災計画を定めることを提案します。

#### 記

1 計画名称等

「〇〇地区防災計画」

〇〇〇年〇月策定

2 提案者

住所・所在地	氏名・法人名

3 添付書類

(1) 地区防災計画の素案

(2) 資格証明書類

- ・住民票等（提案者が個人の場合）
- ・登記事項証明書等（提案者が法人の場合）

4 問い合わせ先

年 月 日

(提案代表者) 様

瀬戸市防災会議会長  
瀬戸市長

審議結果通知書

災害対策基本法第42条の2に基づき、 年 月 日付け提案をされた  
地区防災計画について、 年度瀬戸市防災会議にて審議された結果を下記  
のとおり通知します。

記

1 計画素案名称等

名 称	
策 定 年 月	

2 審議結果

(1) 実施日

(2) 審議結果及び理由

# 資料 4 - 1 高層建築物

令和 6 年 4 月 1 日 現在

(単位：棟)

階別 連區別	11 階	12 階	13 階	14 階	15 階	合 計
道 泉	3					3
深 川	1	1				2
古瀬戸						
東 明						
祖母懐						
陶 原	2	1	2	2	1	8
長 根					2	2
效 範	4	1	1	1	2	9
水 南	1	1	1	4		7
水 野	1					1
下品野						
品 野						
山 口						
西 陵						
原山台	1					1
萩山台						
八幡台						
本 地	1					1
菱 野					1	1
新 郷		1				1
合 計	14	5	4	7	6	36

## 資料 4 - 2 危険物施設等施設数一覽

令和 6 年 4 月 1 日 現在

(単位：棟)

施設別 連區別	危険物施設			液化石油 ガス施設	毒物劇物 施設	合計
	製造所	貯蔵所	取扱所			
道 泉		7	1	3 6		4 4
深 川		2		3 1	1	3 4
古瀬戸		2	3	5 4		5 9
東 明		1 5	1 1	8 5	4	1 1 5
祖母懐		2		4 4		4 6
陶 原		6	4	5 0		6 0
長 根		1 6	1 0	8 1		1 0 7
效 範		7	5	7 0		8 2
水 南		6	6	4 4	1	5 7
水 野	1	4 5	1 8	8 9	3	1 5 6
下品野	2	1 8	8	9 4	1	1 2 3
品 野		1 2	3	6 9		8 4
山 口		4	6	1 0 7		1 1 7
西 陵				6		6
原山台						0
萩山台						0
八幡台						0
本地		2 0	8	5 4	5	9 4
菱野		3 0	1 3	6 2	5	1 1 4
新郷		2	2	4 0		4 8
合 計	3	1 9 4	9 9	1, 0 3 0	2 0	1, 3 4 6

## 資料 4 - 3 液化石油ガス等貯蔵施設

令和 6 年 4 月 1 日 現在

事業所名	所在地	貯蔵量	備考
(株)丸美瀬戸燃料	川北町 1 丁目 1 番地	17,500 kg	液化石油ガス
(株)成田セラミック バーナー工業	穴田町 9 7 3 番地	110,000 kg	液化石油ガス
鈴一物産(株)	弁天町 8 番地	50,000 kg 30,000 kg	液化石油ガス
豊田合成(株)	惣作町 1 4 1 番地	21,923 kg	液化天然ガス

## 資料 4 - 4 放射性同位元素取扱事業所

令和 6 年 4 月 1 日 現在

事業所名	所在地
公立陶生病院組合	瀬戸市西追分町 1 6 0
公益財団法人科学技術交流財団	〃 南山口町 2 5 0 番 3

## 資料 4 - 5 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

令和 6 年 4 月 1 日 現在  
(法律に基づき県知事が指定したもの)

番号	箇所番号	指定番号	箇所名	目 標	地域要件			人家	工事
					勾配	長さ	高さ		
1	110330	2	東権現	御嶽神社東	48	30	5	9	完了
2	110287	24	須原	陶祖公園西	40	160	12	9	完了
3	110280	37	紺屋田	富士特殊紙業(株) 瀬戸寮東	50	75	10	5	完了
4	110303	55	進陶	小金神社東	30	82	13	14	完了
5	110344	63	東吉田	瀬戸モーターズ西	80	224	15	21	完了
6	110296	64	仲切 (I)	忠霊塔南	50	185	10	29	完了
7	110300	128	藤四郎	陶祖公園東	50	95	17	6	未
8	110295	129	仲切 (II)	忠霊塔北	35	40	7	8	完了
9	110312	253	東郷	小島商店南	45	109	10	15	一部完了
10	110227	386	上半田川町前田	榎戸橋東	85	345	23	20	完了
11	110348	453	水無瀬町	瀬戸警察署南東	55	60	8	8	完了
12	110263	457	落合町	久雲寺西	36	440	26	32	一部完了
13	110298	478	古瀬戸町II	古瀬戸小学校西	52	195	9	13	完了
14	110255	510	水北町 (I)	山畑大橋北	46	210	11	13	完了
15	110243, 210119	561	片草町-1 片草町-2	片草町民会館北東	52	320	22	6	完了
16	110341	610	西吉田町 見付町	光國寺北西	51	129	10	19	一部完了

(注) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

愛知県建築基準条例に基づく災害危険区域にも指定

## 資料 4-6 地すべり防止区域

令和 6 年 4 月 1 日 現在

市町村名	箇所名	所在地	地すべり防止区域の概要		
			面積 (h a)	人家数	公共的建物数
瀬戸市	山手	瀬戸市山手町	5.73	35	

# 資料 4 - 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律による土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧

令和6年4月1日 現在

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
1	上松山町二丁目-5-1 (204-K-001)	上松山町二丁目	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H18.9.26
2	上松山町二丁目-5-2 (204-K-002)	上松山町二丁目	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H18.9.26
3	上松山町一丁目-1-1 (204-K-003)	上松山町一丁目	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H18.9.26
4	上松山町二丁目-1-2 (204-K-004)	上松山町一丁目	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H18.9.26
5	城ヶ根町-1-1 (204-K-006)	城ヶ根町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H18.9.26
6	城ヶ根町-1-2 (204-K-007-1)	城ヶ根町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H26.5.30再指定
7	坊金町-1-1 (204-K-008)	坊金町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H18.9.26
8	坊金町-1-2 (204-K-009)	坊金町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H18.9.26
9	水北町 (204-K-010)	水北町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
10	水北町-10 (204-K-011)	水北町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
11	下陣屋町Ⅱ (204-K-012)	下陣屋町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
12	下陣屋町-2 (204-K-013)	下陣屋町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
13	三沢町-1 (204-K-014)	三沢町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
14	三沢町1丁目 (204-K-015)	三沢町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
15	八王子町 (204-K-016)	八王子町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
16	八王子町-2A (204-K-017)	八王子町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
17	八王子町-2B (204-K-018)	八王子町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
18	水北洞 (204-D-001)	水北町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H19.8.28
19	曾野町(I)A (204-K-019)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
20	曾野町(I)B (204-K-020)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
21	曾野町-17 (204-K-021)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
22	曾野町II (204-K-022)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
23	曾野町-13 (204-K-023)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
24	曾野町IA (204-K-024)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
25	曾野町IB (204-K-025)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
26	曾野町-15 (204-K-026)	曾野町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
27	赤津町-1 (204-K-027)	赤津町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
28	長谷口町-1 (204-K-028)	長谷口町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
29	名鉄白坂バス停北 (204-K-029)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
30	白坂町-6 (204-K-030)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
31	白坂町-1 (204-K-031)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
32	白坂町-3 (204-K-032)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
33	白坂町-2 (204-K-033)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
34	白坂町-4 (204-K-034)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
35	白坂町-5A (204-K-035)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
36	白坂町-5B (204-K-036)	白坂町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
37	中畑町A (204-K-037)	夙山町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
38	中畑町B (204-K-038)	夙山町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
39	太子町 (204-K-039)	太子町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
40	塩草町-2 (204-K-040)	塩草町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
41	塩草町-2 (204-K-041)	塩草町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
42	塩草町-2 (204-K-042)	塩草町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
43	西山路町-2 (204-K-043)	西山路町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
44	西山路町-3 (204-K-044)	西山路町	急傾斜地	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
45	産砂川 (204-D-002)	曾野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
46	山干川 (204-D-003)	曾野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
47	八王子沢 (204-D-004)	長谷口町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
48	尋所洞 (204-D-005)	白坂町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H21.3.17
49	西山路沢(右支川) (204-D-006)	西山路町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H21.3.17
50	西山路沢(左支川) (204-D-007)	西山路町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H21.3.17
51	西山路洞 (204-D-008)	西山路町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H21.3.17
52	中山路川 (204-D-009)	西山路町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H21.3.17
53	鹿乗町-2 (204-K-045)	十軒町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
54	鹿乗町-3 (204-K-046)	十軒町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
55	十軒町-8 (204-K-047)	みずの坂3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
56	十軒町-4 (204-K-048)	十軒町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
57	十軒町-1 (204-K-049)	十軒町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H22.11.26
58	内田町1丁目(I)A (204-K-050)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
59	内田町1丁目(I)B (204-K-051)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
60	内田町-2 (204-K-052)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
61	内田町1丁目(Ⅱ)A (204-K-053)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H22.11.26
62	内田町1丁目(Ⅱ)B (204-K-054)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
63	内田町1丁目(Ⅱ)C (204-K-055)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
64	内田町-4 (204-K-056)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
65	内田町1丁目(Ⅲ)A (204-K-057)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
66	内田町1丁目(Ⅲ)B (204-K-058)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
67	内田町1丁目(Ⅲ)C (204-K-059)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
68	内田町-3 (204-K-060)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
69	水北町-1 (204-K-061)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
70	水北町(Ⅰ)A (204-K-062)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H22.11.26
71	水北町(Ⅰ)B (204-K-063)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
72	水北町(Ⅰ)C (204-K-064)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H22.11.26
73	水北町(Ⅰ)D (204-K-065)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
74	余床町-2 (204-K-066)	余床町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
75	余床町-1 (204-K-067)	余床町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
76	余床町A (204-K-068)	余床町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
77	余床町B (204-K-069)	余床町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
78	庄内川第2支川 (204-D-010)	鹿乗町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H22.11.26
79	庄内川第3支川 (204-D-011)	鹿乗町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H22.11.26

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
80	水野川第1支川 (204-D-012)	十軒町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
81	十軒洞 (204-D-013)	十軒町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
82	十軒沢 (204-D-014)	十軒町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
83	水野川第2支川 (204-D-015)	三沢町1丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
84	余床川第2支川 (204-D-016)	余床町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
85	余床川 (204-D-017)	余床町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H22.11.26
86	上品野町A (204-K-070)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
87	上品野町B (204-K-071)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
88	上品野町(Ⅱ)A (204-K-072)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
89	上品野町(Ⅱ)B (204-K-073)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
90	上品野町-1 (204-K-074)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
91	白岩町-2 (204-K-075)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
92	白岩町-4 (204-K-076)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
93	上品野町-8 (204-K-077)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
94	上品野町(Ⅲ) (204-K-078)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
95	上品野町-2A (204-K-079)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
96	上品野町-2B (204-K-080)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
97	上品野町-2C (204-K-081)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
98	上品野町-3 (204-K-082)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
99	上品野町-4A (204-K-083)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
100	上品野町-4B (204-K-084)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
101	日の出町-1 (204-K-085)	日ノ出町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
102	日の出町-3 (204-K-086)	日ノ出町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
103	日の出町-4 (204-K-087)	日ノ出町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
104	定光寺町-2 (204-K-088)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
105	定光寺町-18 (204-K-089)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
106	定光寺町-3 (204-K-090)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
107	定光寺町 (204-K-091)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
108	下半田川町-2 (204-K-092)	下半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
109	下半田川町-3 (204-K-093)	下半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
110	下半田川町-1 (204-K-094)	下半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
111	上半田川町 (204-K-095)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
112	上半田川町(I) A(204-K-096)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
113	上半田川町(I) B(204-K-097)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
114	上半田川町(I) C(204-K-098)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
115	上半田川町-2 (204-K-099)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
116	前田 A (204-K-100)	前田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
117	前田 B (204-K-101)	前田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
118	白岩町A (204-K-102)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
119	白岩町E (204-K-103)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
120	白岩町C (204-K-104)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
121	白岩町B (204-K-105)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
122	白岩町-1A (204-K-106)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
123	白岩町-1B (204-K-107)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
124	白岩町-1C (204-K-108)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
125	白岩町D (204-K-109)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
126	広之田町-2 (204-K-110)	広之田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
127	北丘町-5 (204-K-111)	北丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
128	北丘町-6 (204-K-112)	北丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
129	落合町-2 (204-K-113)	落合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
130	落合町 (204-K-114)	落合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
131	品野町-4 (204-K-115)	落合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
132	品野町-1A (204-K-116)	落合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
133	品野町-1B (204-K-117)	落合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
134	品野町-1C (204-K-118)	落合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
135	品野町-1D (204-K-119)	広之田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
136	広之田町 (204-K-120)	広之田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
137	品野町-2 (204-K-121)	品野町8丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
138	品野町8丁目 (204-K-122)	品野町8丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
139	穴田町-5 (204-K-123)	穴田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
140	ゆりの台 (204-K-124)	ゆりの台	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
141	すみれ台4丁目 (204-K-125)	すみれ台4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
142	西山町1丁目-1 (204-K-126)	西山町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
143	下陣屋町IA (204-K-127)	上陣屋町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
144	下陣屋町IB (204-K-128)	上陣屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
145	窯神町A (204-K-129)	窯神町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
146	窯神町B (204-K-130)	窯神町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
147	窯神町 (204-K-131)	窯神町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
148	仲切(I)A (204-K-132)	仲切町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
149	仲切(I)B (204-K-133)	仲切町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
150	古瀬戸町IC (204-K-134)	古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
151	古瀬戸町IB (204-K-135)	古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
152	古瀬戸町IA (204-K-136)	古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
153	藤四郎C (204-K-137)	藤四郎	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
154	藤四郎A (204-K-138)	藤四郎	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
155	藤四郎B (204-K-139)	藤四郎	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
156	東古瀬戸町A (204-K-140)	東古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
157	東古瀬戸町B (204-K-141)	東古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
158	東古瀬戸町C (204-K-142)	東古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
159	東拝戸町A (204-K-143)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
160	東拝戸町B (204-K-144)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
161	東拝戸町C (204-K-145)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
162	東拝戸町D (204-K-146)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
163	東拝戸町E (204-K-147)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
164	東拝戸町F (204-K-148)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
165	東拝戸町G (204-K-149)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
166	東拝戸町H (204-K-150)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
167	東拝戸町-4 (204-K-151)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
168	西拝戸町 (204-K-152)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
169	東拝戸町-1A (204-K-153)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
170	東拝戸町-1B (204-K-154)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
171	西拝戸町-6 (204-K-155)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
172	西拝戸町-5 (204-K-156)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
173	西拝戸町-2 (204-K-157)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
174	西拝戸町-1 (204-K-158)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
175	東古瀬戸町-1 (204-K-159)	東古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
176	古瀬戸町ⅡB (204-K-160)	古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
177	古瀬戸町ⅡC (204-K-161)	古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
178	古瀬戸町ⅡA (204-K-162)	古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
179	古瀬戸町ⅡD (204-K-163)	古瀬戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
180	王子沢町 (204-K-164)	王子沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
181	寺本町-1B (204-K-165)	寺本町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
182	寺本町-1A (204-K-166)	寺本町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
183	王子沢町-1 (204-K-167)	王子沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
184	王子沢町-2 (204-K-168)	王子沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
185	仲洞町東洞町A (204-K-169)	仲洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
186	仲洞町東洞町B (204-K-170)	王子沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
187	仲洞町東洞町C (204-K-171)	東洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
188	仲洞町東洞町G (204-K-172)	仲洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
189	仲洞町東洞町H (204-K-173)	仲洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
190	仲洞町東洞町F (204-K-174)	仲洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
191	仲洞町東洞町E (204-K-175)	仲洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
192	仲洞町東洞町D (204-K-176)	仲洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
193	東洞町-1A (204-K-177)	東洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
194	東洞町-1B (204-K-178)	東洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
195	東町-1 (204-K-179)	東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
196	東町A (204-K-180)	東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
197	東町B (204-K-181)	東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
198	東町-2A (204-K-182)	東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
199	東町-2B (204-K-183)	東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
200	南東町-1 (204-K-184)	南東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
201	南東町B (204-K-185)	南東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
202	南東町A (204-K-186)	南東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
203	西洞町-1 (204-K-187)	西洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
204	西洞町C (204-K-188)	西洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
205	西洞町B (204-K-189)	西洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
206	西洞町A (204-K-190)	西洞町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
207	中山町東 (204-K-191)	中山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
208	東郷町-1A (204-K-192)	東郷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
209	東郷町-1B (204-K-193)	東郷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
210	東郷 (204-K-194)	東郷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
211	仲郷町-1B (204-K-195)	仲郷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
212	仲郷町-1A (204-K-196)	東郷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
213	仲郷町-1C (204-K-197)	仲郷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
214	中山町-1A (204-K-198)	中山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
215	中山町-1B (204-K-199)	中山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
216	春雨町-1 (204-K-200)	春雨町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
217	萩殿町4丁目 (204-K-201)	萩殿町4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
218	萩殿町4丁目A (204-K-202)	萩殿町4丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
219	萩殿町4丁目B (204-K-203)	萩殿町4丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
220	萩殿町4丁目C (204-K-204)	萩殿町4丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
221	萩殿町3丁目(Ⅱ)A (204-K-205)	萩殿町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
222	萩殿町3丁目(Ⅱ)B (204-K-206)	萩殿町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
223	宝ヶ丘町-4A (204-K-207)	宝ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
224	宝ヶ丘町-4B (204-K-208)	宝ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
225	宝ヶ丘町-1 (204-K-209)	宝ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
226	原山台7丁目-1 (204-K-210)	原山台7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
227	八幡台9丁目-1 (204-K-211)	今林町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
228	凧山町-3A (204-K-212)	凧山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
229	凧山町-3B (204-K-213)	凧山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
230	凧山町-3C (204-K-214)	凧山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
231	南東町C (204-K-215)	南東町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
232	白岩二の南沢 (204-D-018)	白岩町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
233	金地川 (204-D-019)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
234	上品野六の沢 (204-D-020)	上品野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H25.3.22
235	楠洞川 (204-D-021)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
236	上品野七の沢 (204-D-022)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
237	水野川第8支川 (204-D-023)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
238	水野川第7支川 (204-D-024)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
239	大戸下川(水野川第6支川) (204-D-025)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
240	上品野四の沢 (204-D-026)	上品野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H25.3.22
241	上本沢 (204-D-027)	上本町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H25.3.22
242	苔宮洞(蛇ヶ洞川第2支川) (204-D-028)	上半田川町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
243	大石本川 (204-D-029)	上半田川町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
244	蛇ヶ洞川第4支川 (204-D-030)	下半田川町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
245	定光寺一の沢 (204-D-031)	定光寺町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
246	定光寺1の沢 (204-D-032)	定光寺町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
247	寺前川 (204-D-033)	落合町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
248	水野川第12支川 (204-D-034)	白岩町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
249	穴田沢 (204-D-035)	穴田町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
250	拝戸川支川 (204-D-036)	西拝戸町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
251	寺本川第3支川 (204-D-037)	東町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
252	寺本川第4支川 (204-D-038)	中山町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H26.3.18
253	寺本川第2支川 (204-D-039)	中山町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
254	寺本川第1支川 (204-D-040)	中山町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
255	東茨川第1支川 (204-D-041)	萩殿町4丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
256	東茨川第4支川 (204-D-042)	宝ヶ丘町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H26.3.18
257	上松山町-1 (204-K-216)	上松山町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
258	北松山町1丁目A (204-K-217)	北松山町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
259	北松山町1丁目B (204-K-218)	北松山町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
260	西松山町2丁目 (204-K-219)	西松山町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
261	背戸側町 (204-K-220)	背戸側町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
262	仲切(Ⅱ) (204-K-221)	仲切町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
263	萩殿町-1 (204-K-222)	萩殿町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
264	萩殿町2丁目-2 (204-K-223)	萩殿町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
265	須原A (204-K-224)	須原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
266	須原B (204-K-225)	須原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
267	須原町B (204-K-226)	須原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
268	須原町A (204-K-227)	須原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
269	紺屋田町-6 (204-K-228)	紺屋田町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
270	紺屋田 (204-K-229)	紺屋田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
271	紺屋田町-1 (204-K-230)	紺屋田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
272	紺屋田町-3 (204-K-231)	紺屋田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
273	紺屋田町-4A (204-K-232)	紺屋田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
274	紺屋田町-4B (204-K-233)	紺屋田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
275	紺屋田町-2 (204-K-234)	紺屋田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
276	萩殿町2丁目 (204-K-235)	春雨町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
277	五位塚町-1A (204-K-236)	五位塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
278	五位塚町-1C (204-K-237)	五位塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
279	五位塚町-1B (204-K-238)	五位塚町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
280	五位塚町-1D (204-K-239)	五位塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
281	東古瀬戸町-2 (204-K-240)	五位塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
282	幡野町 (204-K-242)	幡野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
283	水無瀬町 (204-K-243)	水無瀬町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
284	水無瀬町・見付町 (204-K-244)	水無瀬町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
285	西吉田町見付町C (204-K-245)	見付町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
286	西吉田町見付町B (204-K-246)	見付町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
287	西吉田町見付町D (204-K-247)	見付町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
288	西吉田町見付町A (204-K-248)	西吉田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
289	秋葉町-1 (204-K-249)	秋葉町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
290	東吉田 (204-K-250)	東吉田町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
291	水無瀬町-1 (204-K-251)	水無瀬町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
292	熊野町 (204-K-252)	原山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
293	熊野町-3 (204-K-253)	熊野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
294	原山町 (204-K-254)	原山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
295	熊野町-1 (204-K-255)	熊野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
296	東権現町I D (204-K-256)	熊野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
297	東権現町I A (204-K-257)	東権現町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
298	東権現町I C (204-K-258)	東権現町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
299	東権現町I B (204-K-259)	東権現町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
300	東権現 (204-K-260)	東権現町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
301	東権現町II B (204-K-261)	東権現町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
302	東権現町II A (204-K-262)	東権現町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
303	西茨町-1 (204-K-263)	西茨町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
304	上ノ切町-1 (204-K-264)	上ノ切町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
305	東茨町-2 (204-K-265)	東茨町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
306	東茨町-1 A (204-K-266)	東茨町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
307	東茨町-1 B (204-K-267)	萩殿町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
308	東茨町-3 (204-K-268)	東茨町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.3.20
309	東印所沢 (204-D-043)	東印所町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
310	紺屋田沢 (204-D-044)	紺屋田町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
311	瀬戸川支川 (204-D-045)	熊野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
312	西茨川 (204-D-046)	東権現町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
313	萩殿一の沢 (204-D-047)	萩殿町4丁目	土石流	○	×	尾張建設事務所	H27.3.20
314	片草町-1A (204-K-269)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
315	片草町-1B (204-K-270)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.6.30
316	片草町-1C (204-K-271)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
317	片草町A (204-K-272)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
318	片草町B (204-K-273)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
319	片草町C (204-K-274)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
320	片草町-32A (204-K-275)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
321	片草町-32B (204-K-276)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
322	片草町-2 (204-K-277)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
323	片草町-3 (204-K-278)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
324	片草町-7 (204-K-279)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
325	片草町-33 (204-K-280)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
326	東松山町-1 (204-K-281)	東松山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
327	東松山町(Ⅱ) (204-K-282)	東松山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
328	東松山町(Ⅳ) (204-K-283)	東松山町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
329	小金町 (204-K-284)	小金町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
330	小金町-1 (204-K-285)	小金町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
331	進陶町A (204-K-287)	進陶町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
332	進陶 (204-K-289)	進陶町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H27.6.30
333	一里塚町 (204-K-290)	一里塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
334	一里塚町中山町 (204-K-291)	一里塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
335	川合町 (204-K-292)	川合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
336	川合町-2 (204-K-293)	川合町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
337	片草一の沢 (204-D-048)	片草町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
338	日の出川 (204-D-049)	片草町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H27.6.30
339	日の出川支川 (204-D-050)	片草町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H27.6.30
340	片草四の沢 (204-D-051)	片草町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
341	一里塚第3支川 (204-D-052)	川合町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
342	一里塚支川 (204-D-053)	川合町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
343	中山沢 (204-D-054)	中山町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H27.6.30
344	中品野町-1 (204-K-295)	中品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
345	井山町-2 (204-K-296)	井山町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
346	鳥原町ー1 (204-K-297)	鳥原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
347	鳥原町ー2 (204-K-298)	鳥原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
348	鳥原町 (204-K-299)	鳥原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
349	品野町ー6A (204-K-300)	品野町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
350	品野町ー6B (204-K-301)	品野町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
351	品野町ー5A (204-K-302)	品野町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
352	品野町ー5B (204-K-303)	品野町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
353	品野町3丁目A (204-K-304)	品野町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
354	品野町3丁目B (204-K-305)	品野町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
355	窯町ー6 (204-K-306)	窯町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
356	窯町ー5 (204-K-307)	品野町五丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
357	窯町ー3 (204-K-308)	窯町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
358	窯町ー1 (204-K-309)	窯町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
359	窯町ー4 (204-K-310)	窯町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
360	鳥原町ー3 (204-K-311)	窯町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
361	窯町ー2 (204-K-312)	窯町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
362	下半田川町 (204-K-313)	下半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
363	下半田川町ー13 (204-K-314)	下半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
364	上之山町ー1A (204-K-315)	上之山町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
365	上之山町一1B (204-K-316)	上之山町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
366	上之山町3丁目 (204-K-317)	上之山町三丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
367	屋戸町吉野町A (204-K-318)	屋戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
368	屋戸町吉野町B (204-K-319)	吉野町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
369	屋戸町吉野町C (204-K-320)	吉野町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
370	西山路町一1 (204-K-321)	西山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
371	上半田川町(Ⅱ) (204-K-322)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
372	上半田川町一1 (204-K-323)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
373	定光寺町一4 (204-K-324)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
374	定光寺町一6 (204-K-325)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
375	定光寺町一7A (204-K-326)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
376	定光寺町一7B (204-K-327)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
377	定光寺町一12 (204-K-328)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
378	上半田川町一3 (204-K-329)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
379	上半田川町一4 (204-K-330)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
380	定光寺町一19 (204-K-331)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
381	中洞川 (204-D-055)	上品野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
382	大洞川 (204-D-056)	中品野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
383	鳥原川支川 (204-D-057)	鳥原町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
384	鳥原川一の沢 (204-D-058)	鳥原町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
385	下半田川一の沢 (204-D-059)	下半田川町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
386	下半田川二の沢 (204-D-060)	下半田川町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
387	北日向川 (204-D-061)	下半田川町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
388	南山口川 (204-D-062)	上之山町三丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
389	上之山沢A (204-D-063)	上之山町三丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
390	上之山沢B (204-D-064)	上之山町三丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
391	吉野沢 (204-D-065)	吉野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
392	掛下沢 (204-D-066)	掛下町一丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
393	縄洞(蛇ヶ洞川第3支川) A (204-D-067)	上半田川町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
394	縄洞(蛇ヶ洞川第3支川) B (204-D-068)	上半田川町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
395	下半田川三の沢 (204-D-069)	下半田川町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
396	杵ヶ洞 (204-D-070)	定光寺町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H28.3.25
397	定光寺二の沢 (204-D-071)	定光寺町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
398	定光寺三の沢 (204-D-072)	定光寺町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H28.3.25
399	陶栄町A (204-K-332)	陶栄町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H29.6.30
400	陶栄町B (204-K-333)	陶栄町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H29.6.30
401	陶栄町C (204-K-334)	陶栄町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H29.6.30
402	城ヶ根町 (204-K-241-1)	城ヶ根町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
403	上之山2丁目-2 (204-K-294-1)	上之山2丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
404	東山町1丁目 (204-K-335)	東山町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
405	萩殿町3丁目(I)A (204-K-336)	萩殿町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
406	萩殿町3丁目(I)B (204-K-337)	萩殿町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
407	萩殿町3丁目(I)C (204-K-338)	萩殿町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
408	高根町西長根町A (204-K-339)	西長根町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
409	高根町西長根町B (204-K-340)	西長根町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
410	高根町西長根町C (204-K-341)	西長根町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
411	萩山台7丁目(II) (204-K-342)	萩山台7丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
412	萩山台7丁目(I) (204-K-343)	萩山台7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
413	萩山台7丁目(III) (204-K-344)	萩山台7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
414	八幡台7丁目 (204-K-345)	萩山台7丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
415	せいれい町 (204-K-346)	せいれい町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
416	八幡町I (204-K-347)	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
417	坂上町-1A (204-K-348)	坂上町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
418	坂上町-1B (204-K-349)	坊金町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
419	南菱野町-1 (204-K-350)	南菱野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
420	西拝戸町-3 (204-K-351)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
421	西谷町A (204-K-352)	西谷町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
422	西谷町B (204-K-353)	西谷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
423	西谷町C (204-K-354)	西谷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
424	宝ヶ丘町-3A (204-K-355)	宝ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
425	宝ヶ丘町-3B (204-K-356)	宝ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
426	八幡町 (204-K-357)	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
427	八幡町-1 (204-K-358)	八幡町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
428	西拝戸町-4A (204-K-359)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
429	西拝戸町-4B (204-K-360)	西拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
430	東拝戸町-2A (204-K-361)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
431	東拝戸町-2B (204-K-362)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
432	東拝戸町-2C (204-K-363)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
433	東拝戸町-3 (204-K-364)	東拝戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
434	宝ヶ丘町-5 (204-K-365)	宝ヶ丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
435	海上町-1 (204-K-366)	海上町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
436	海上町-2A (204-K-367)	海上町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
437	海上町-2B (204-K-368)	海上町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
438	矢形町-1 (204-K-369)	矢形町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
439	塩草町-4 (204-K-370)	塩草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
440	東本地町-3 (204-K-371)	東本地町3丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
441	南山口町-2 (204-K-372)	南山口町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
442	見付町-1 (204-K-373)	見付町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
443	山路町-1 (204-K-374)	西山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
444	山路町-2A (204-K-375)	山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
445	山路町-2B (204-K-376)	山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
446	山路町-2C (204-K-377)	山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
447	山路町-3 (204-K-378)	東山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
448	駒前町-1A (204-K-379)	駒前町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
449	駒前町-1B (204-K-380)	駒前町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
450	八幡川支川 (204-D-073)	宝ヶ丘町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
451	戸越川A (204-D-074)	東白坂町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
452	戸越川B (204-D-075)	東白坂町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
453	東拝戸川 (204-D-076)	西拝戸町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
454	東拝戸洞 (204-D-077)	西拝戸町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
455	海上沢第1支川A (204-D-078)	海上町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
456	海上沢第1支川B (204-D-079)	海上町	土石流	○	×	尾張建設事務所	H30.9.14
457	海上沢第1支川C (204-D-080)	海上町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
458	海上沢第1支川D (204-D-081)	海上町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14
459	海上洞 (204-D-082)	海上町	土石流	○	○	尾張建設事務所	H30.9.14

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
460	内田町-1 (204-K-381)	内田町1丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
461	本郷町 (204-K-382)	本郷町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
462	水北町-7 (204-K-383)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
463	水北町-8 (204-K-384)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
464	水北町-3 (204-K-385)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
465	水北町-4 (204-K-386)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
466	水北町-2 (204-K-387)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
467	水北町-9 (204-K-388)	水北町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
468	穴田町-4 (204-K-389)	穴田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
469	穴田町-6 (204-K-390)	穴田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
470	小田妻町2丁目 (204-K-391)	小田妻町2丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
471	岩屋町-4 (204-K-392)	岩屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
472	岩屋町-6 (204-K-393)	岩屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
473	岩屋町-1 (204-K-394)	岩屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
474	岩屋町-2 (204-K-395)	岩屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
475	鳥原町-6 (204-K-396)	鳥原町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
476	西山路町-5A (204-K-397)	西山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
477	西山路町-5B (204-K-398)	西山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
478	西山路町-6 (204-K-399)	西山路町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
479	吉野町-6 (204-K-400)	吉野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
480	内田一の沢 (204-D-083)	内田町1丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
481	内田二の沢 (204-D-084)	内田町1丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
482	内田三の沢 (204-D-085)	内田町1丁目	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
483	御前川第1支川 (204-D-086)	水北町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
484	数成川第1支川 (204-D-087)	穴田町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
485	数成川第2支川 (204-D-088)	穴田町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
486	鳥原川第2支川 (204-D-089)	岩屋町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
487	岩屋沢 (204-D-090)	岩屋町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
488	暁洞川 (204-D-091)	岩屋町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
489	岩屋洞 (204-D-092)	岩屋町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
490	五位塚川 (204-D-093)	五位塚町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
491	五位塚洞 (204-D-094)	五位塚町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
492	北拝戸町 (204-D-095)	西拝戸町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
493	川合沢 (204-D-096)	川合町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R1.11.22
494	北丘町-1 (204-K-401)	北丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
495	北丘町-2 (204-K-402)	北丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
496	北丘町-3 (204-K-403)	北丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
497	北丘町-4 (204-K-404)	北丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
498	北丘町-9 (204-K-405)	北丘町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
499	曾野町-1A (204-K-406)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
500	曾野町-1B (204-K-407)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
501	曾野町(Ⅱ)A (204-K-408)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
502	曾野町(Ⅱ)B (204-K-409)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
503	曾野町(Ⅱ)C (204-K-410)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
504	余床町-1 (204-K-411)	余床町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
505	余床町-2A (204-K-412)	余床町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
506	余床町-2B (204-K-413)	余床町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
507	曾野町-2 (204-K-414)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
508	曾野町-3 (204-K-415)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
509	曾野町-5 (204-K-416)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
510	曾野町-8 (204-K-417)	曾野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
511	鹿乗町-4 (204-K-418)	鹿乗町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
512	鹿乗町-6 (204-K-419)	鹿乗町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
513	川平町-3A (204-K-420)	川平町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
514	川平町-3B (204-K-421)	川平町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
515	定光寺町-1 (204-K-422)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
516	広之田町-1A (204-K-423)	広之田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
517	広之田町-1B (204-K-424)	広之田町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
518	定光寺町-10 (204-K-425)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
519	上品野町-6 (204-K-426)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
520	上品野町-7 (204-K-427)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
521	片草町-34 (204-K-428)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
522	片草町-35A (204-K-429)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
523	片草町-35B (204-K-430)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
524	上品野町-11A (204-K-431)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
525	上品野町-11B (204-K-432)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
526	上品野町-12A (204-K-433)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
527	上品野町-12B (204-K-434)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
528	上品野町-13 (204-K-435)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
529	上品野町-14 (204-K-436)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
530	上品野町-15 (204-K-437)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
531	上品野町-17 (204-K-438)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
532	片草町-4A (204-K-439)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
533	片草町-4B (204-K-440)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
534	片草町-4C (204-K-441)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
535	片草町-5A (204-K-442)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
536	片草町-5B (204-K-443)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
537	片草町-6 (204-K-444)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
538	白岩町-3A (204-K-445)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
539	白岩町-3B (204-K-446)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
540	白岩町-5 (204-K-447)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
541	上品野町-18 (204-K-448)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
542	上品野町-19A (204-K-449)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
543	上品野町-19B (204-K-450)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
544	上品野町-19C (204-K-451)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
545	上品野町-20 (204-K-452)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
546	上品野町-21 (204-K-453)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
547	定光寺町-17 (204-K-454)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
548	定光寺町-20 (204-K-455)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
549	定光寺町-23 (204-K-456)	定光寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
550	川平町 (204-K-457)	川平町	急傾斜地の崩壊	○	×	尾張建設事務所	R2.3.27
551	上半田川町-20 (204-K-458)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
552	上半田川町-22A (204-K-459)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
553	上半田川町-22B (204-K-460)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
554	上半田川町-23A (204-K-461)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
555	上半田川町-23B (204-K-462)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
556	上半田川町-25 (204-K-463)	上半田川町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
557	上品野町-27A (204-K-464)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
558	上品野町-27B (204-K-465)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
559	上品野町-28 (204-K-466)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
560	上品野町-31 (204-K-467)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
561	上品野町-32 (204-K-468)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
562	上品野町-33 (204-K-469)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
563	上品野町-35 (204-K-470)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
564	上品野町-36 (204-K-471)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
565	上品野町-44 (204-K-472)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
566	上品野町-47 (204-K-473)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
567	上品野町-49 (204-K-474)	上品野町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
568	片草町-12 (204-K-475)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
569	片草町-24 (204-K-476)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
570	片草町-26 (204-K-477)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
571	片草町-29 (204-K-478)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
572	片草町-30 (204-K-479)	片草町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
573	白岩町-6 (204-K-480)	白岩町	急傾斜地の崩壊	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27

番号	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する県建設事務所	指定年月日
574	余床川一の沢A (204-D-097)	余床町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
575	余床川一の沢B (204-D-098)	余床町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
576	曾野川 (204-D-099)	曾野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	R2.3.27
577	白岩二の沢 (204-D-100)	白岩町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
578	定光寺四の沢 (204-D-101)	定光寺町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
579	片草五の沢 (204-D-102)	片草町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
580	上品野八の沢 (204-D-103)	上品野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	R2.3.27
581	片草七の沢 (204-D-104)	片草町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
582	上品野一の沢 (204-D-105)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
583	上品野二の沢 (204-D-106)	上品野町	土石流	○	×	尾張建設事務所	R2.3.27
584	上品野三の沢 (204-D-107)	上品野町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
585	白岩の沢 (204-D-108)	白岩町	土石流	○	○	尾張建設事務所	R2.3.27
合計 585箇所							

## 資料 4 - 8 山地災害危険地区

### 1 国有林

(令和 6 年 4 月 1 日 現在)

番号	区 分	山腹崩壊危険地区 地区数	崩壊土砂流出危険地区 地区数	合計
1	川平町	1	4	5
2	鹿乗町	1	1	2
3	十軒町	4	5	9
4	余床町	1	6	7
5	定光寺町	0	4	4
6	川平町 - 鹿乗町	1	1	2
7	余床町 - 曾野町	1	1	2
合 計		9	2 2	3 1

### 2 民有林

(令和 6 年 4 月 1 日 現在)

番号	区 分	山腹崩壊危険地区 地区数	崩壊土砂流出危険地区 地区数	合 計
1	定光寺町	3	1	4
2	下半田川町	2	1	3
3	上半田川町	8	0	8
4	片草町	4	3	7
5	白岩町	3	3	6
6	上品野町	6	9	1 5
7	鳥原町・岩屋町	1	0	1
8	針原町	1	0	1
9	凧山町	1	0	1
1 0	白坂町	1	0	1
1 1	南白坂町	1	1	2

番号	区 分	山腹崩壊危険地区 地区数	崩壊土砂流出危険地区 地区数	合計
1 2	北白坂町	4	1 3	1 7
1 3	海上町	1	4	5
1 4	北丘町	2	1	3
1 5	紺屋田町	2	0	2
1 6	広之田町	1	0	1
1 7	熊野町	2	0	2
1 8	西白坂町	1	0	1
1 9	東松山町	1	0	1
2 0	東町	1	0	1
2 1	萩殿町	2	0	2
2 2	上之山町	1	0	1
2 3	中山町	1	0	1
2 4	西茨町	1	0	1
2 5	東印所町	1	0	1
2 6	宝ヶ丘町	1	0	1
2 7	五位塚町	1	1	2
2 8	岩屋町	0	3	3
2 9	長谷口町	0	1	1
3 0	西白坂町	0	3	3
3 1	東白坂町	0	4	4
3 2	上山路町	0	1	1
3 3	東山路町・上山路町	0	1	1
3 4	広久手町	0	3	3
3 5	中白坂町	0	1	1
3 6	巡間町	0	1	1
3 7	西拝戸町	0	1	1
3 8	川合町	0	1	1
合 計		5 4	5 7	1 1 1

## 資料4-9 重要水防箇所及び防災重点農業用ため池

### 1 重要水防箇所

#### (1) 国土交通省管理区間

(注)表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間をいう。位置欄の数値は、河口からの距離を示す。

令和6年4月1日 現在

番号	河川名	右左	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種別	摘要 (水防工法)
1	庄内川	左	36.2k+10m～ 36.4k	鹿乗町	180	A	堤防高	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
2	庄内川	左	36.4k+30m～ 36.4k+130m	鹿乗町	120	A	堤防高	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
3	庄内川	左	36.4k+150m～ 36.6k+130m	鹿乗町	190	A	堤防高	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
4	庄内川	左	36.8k+100m～ 37.0k+100m	鹿乗町	150	A	堤防断面	断面不足 天端不足 (シート張り工)
5	庄内川	左	36.8k+100m～ 37.0k+180m	鹿乗町	260	A	堤防高	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
6	庄内川	左	37.2k～ 37.6k+120m	鹿乗町	480	A	堤防高	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
7	庄内川	左	37.2k+100m～ 37.4k+100m	鹿乗町	170	A	堤防断面	断面不足 天端不足 (シート張り工)
8	庄内川	左	38.0k+30m～ 38.2k+160m	鹿乗町	370	A	堤防高	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
9	庄内川	左	36.0k+100m～ 36.2k+10m	鹿乗町	130	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)
10	庄内川	左	38.0k+150m～ 38.2k+150m	鹿乗町	200	B	水衝洗掘	洗堀の未施工 (木流し工)
11	庄内川	左	38.2k+160m～ 38.4k+40m	鹿乗町	70	B	堤防高	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)

番号	河川名	右左	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種別	摘要 (水防工法)
12	庄内川	左右	38.4k+30m	川平町 ～ 春日井 市玉野 町	1箇所	A	工作物	H26.5 築堤(嵩上 げ)(玉野橋)
13	庄内川	左右	40.0k+75m	川平町 ～ 春日井 市玉野 町	1箇所	A	工作物	桁下不足 (城嶺橋)
14	庄内川	左右	36.4k+56m	鹿乗町 ～春日 井市高 蔵寺町	1箇所	B	工作物	H24 築堤護岸(嵩 上げ)、愛知用水、 高蔵寺サイフォン橋

(2) 市管理区間

番号	水系名	河川名	左右	地名	延長 (m)	重要 度	理由	摘要 (水防工法)
1	庄内川	普通河川	左	紺屋田町(市道品野 36号線橋梁下流 250m)	250	B	水衝	木流し工 積土のう工
2		紺屋田川	右		250	B	水衝	木流し工 積土のう工

2 防災重点農業用ため池

令和6年4月1日 現在

区分	番号	ため池名	浸水想定区域(面積)(ha) ※1	備考
監視 ため池 ※2	1	広久手第2池	10.8	
	2	吉田池	9.7	
	3	荒子池	6.0	
	4	鳥林池	27.6	
	5	二又池	17.2	
	6	山ノ田池	5.9	
	7	緑地池	3.8	
	8	前田洞池	1.1	
	9	新道池	11.4	
警戒 ため池 ※3	10	陣田池	12.7	耐震 診断 未 実施
	11	新田洞池	5.1	
	12	権道路池	15.1	
	13	余床上池	0.4	
	14	余床下池	4.5	
	15	新池	11.4	
	16	北日向川池Ⅰ	2.4	
	17	北日向川池Ⅱ	1.8	
	18	日向川池Ⅰ	2.2	
	19	樋ヶ沢川ため池Ⅱ	5.6	
	20	小金池	4.3	
	21	観音下池	3.4	
	22	曾野ため池Ⅰ	0.6	

※1 「浸水想定区域」：ため池の堤防が決壊した場合に、浸水する区域

※2 「監視ため池」：ため池の堤防が決壊した場合に、人家等へ影響を与えるおそれがあるものであって、ハード対策及びソフト対策を実施済みのもの

※3 「警戒ため池」：ため池の堤防が決壊した場合に、人家等へ影響を与えるおそれがあるものであって、ハード対策及びソフト対策を講じる必要があるもの

## 資料 4 - 1 0 林野火災特別地域

令和 6 年 4 月 1 日現在

地域名	構成市町村等名
名古屋地域	瀬戸市、名古屋市、春日井市、尾張旭市、日進市、みよし市、東郷町、尾三消防組合
あすけ地域	豊田市 (旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町の町村域)
北設楽地域	設楽町、東栄町、豊根村
計 (3 地域)	11 市町村、1 消防組合





資料5-1 (1) 指定緊急避難場所 令和6年6月18日公告

名称	異常な現象の種類						所在地
	(地震 <sup>(39)</sup> )			(風水害 <sup>(23)</sup> )			
	地震	大規模な火事	洪水	崖崩れ・土砂災害	及び地滑り	内水氾濫	
窯神グラウンド	グラウンド						東安戸町 30-1
旧道泉小学校	運動場						道泉町 44
瀬戸SOLAN小学校	運動場						道泉町 76-1
道泉地域交流センター			センター内				道泉町 53-5
陶祖公園	野球場等						藤四郎町 42
旧深川小学校	運動場						宮脇町 53
深川公民館			館内				宮脇町 53
朝日インテックオープンフィールド(旧古瀬戸小学校)	運動場						古瀬戸町 70
古瀬戸公民館			館内				西拝戸町 16-10
旧東明小学校	運動場						東明町 50
東明公民館			館内				西拝戸町 16-3
にじの丘学園	運動場						中山町 1-57
祖母懐公民館			館内				上ノ切町 43
南公園	野球場等						西茨町 113-44 外
陶原小学校	運動場						原山町 1-3
水無瀬中学校	運動場						原山町 1
県立瀬戸工科高等学校	運動場						東権現町 22-1
陶原公民館			館内				熊野町 98
長根小学校	運動場						東長根町 166
聖加パテオ女子高等学校	運動場						西長根町 137
長根公民館			館内				城屋敷町 22
平町公園	公園内						平町 3 丁目 142
效範小学校	運動場						效範町 1 丁目 1
東山小学校	運動場						東山町 71
県立瀬戸高等学校	運動場						東山町 1 丁目 5
效範公民館			館内				北山町 39
水南小学校	運動場						東松山町 154
水南公民館			館内				東松山町 154
市民公園	野球場等						上本町 1
水野小学校	運動場						小田妻町 2 丁目 22

名称	異常な現象の種類					所在地
	(地震)		(風水害)			
	地震	大規模な火事	洪水	崖崩れ・土砂災害	及び地滑り	
水野中学校	運動場					日の出町 34
県立瀬戸北総合高等学校	運動場					本郷町 260
水野地域交流センター			館内			中水野町 1 丁目 150
西陵小学校	運動場					すみれ台 1 丁目 77
南山中学校	運動場					ひまわり台 5 丁目 1
西陵地域交流センター			センター内			はぎの台 1 丁目 1
定光寺公園	公園内					定光寺町 50
品野台小学校	運動場					上品野町 1234
掛川小学校	運動場					下半田川町 592-41
品野中学校	運動場					広之田町 2-5
品野台地域交流センター			センター内			上品野町 1211
上半田川町民会館			館内			上半田川町 362-1
下半田川町民会館			館内			下半田川町 842
下品野小学校	運動場					品野町 6 丁目 223
下品野地域交流センター			館内			品野町 6 丁目 116
幡山東小学校	運動場					八幡町 455
山口公民館			館内			田中町 108
本地会館			館内			駒前町 20-1
幡山西小学校	運動場					幡西町 203
幡山中学校	運動場					幡中町 106
幡山公民館			館内			幡山町 71
県立瀬戸西高等学校	運動場 (体育館)					緑町 1 丁目 140
新郷地域交流センター			センター内			東赤重町1丁目 100
原山小学校	運動場					原山台 3 丁目 98
萩山小学校	運動場					萩山台 2 丁目 22
光陵中学校	運動場					萩山台 9 丁目 244
八幡小学校	運動場					八幡台 3 丁目 1
原山公民館			館内			原山台 8 丁目 163
萩山公民館			館内			萩山台 4 丁目 2-2
八幡公民館			館内			八幡台 1 丁目 145-2

※指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。 (※災害対策基本法第49条の8)

## (2) 指定避難所 (地震)

27校

令和6年6月18日公告

名称	収容場所	収容定員(目安)			所在地
		長期 (3 m <sup>2</sup> /人)	初期 (2 m <sup>2</sup> /人)	直後 (1 m <sup>2</sup> /人)	
旧道泉小学校	体育館	100	200	320	道泉町 44
瀬戸SOLAN 小学校	体育館・柔剣道場	265	535	870	道泉町 76-1
旧深川小学校	体育館	80	160	255	宮脇町 53
朝日インテックウー ブンフィールド (旧古瀬戸小学校)	体育館	95	190	305	古瀬戸町 70
旧東明小学校	体育館	95	190	310	東明町 50
にじの丘学園	体育館	400	800	1,300	中山町 1-57
陶原小学校	体育館	135	275	445	原山町 1-3
水無瀬中学校	体育館・柔剣道場	210	420	685	原山町 1
長根小学校	体育館	95	190	310	東長根町 166
效範小学校	体育館	95	195	315	效範町 1丁目 1
東山小学校	体育館	95	190	305	東山町 71
水南小学校	体育館	95	190	305	東松山町 154
水野小学校	体育館	95	190	310	小田妻町 2丁目 22
水野中学校	体育館・柔剣道場	270	540	880	日の出町 34
西陵小学校	体育館	95	190	305	すみれ台 1丁目 77
南山中学校	体育館・柔剣道場	280	565	915	ひまわり台 5丁目 1
品野台小学校	体育館	110	220	360	上品野町 1234
掛川小学校	体育館	85	165	270	下半田川町 592-41
品野中学校	体育館・柔剣道場	290	575	935	広之田町 2-5
下品野小学校	体育館	95	190	310	品野町 6丁目 223
幡山東小学校	体育館	95	190	305	八幡町 455
幡山西小学校	体育館	95	190	305	幡西町 203
幡山中学校	体育館・柔剣道場	275	550	890	幡中町 106
原山小学校	体育館	95	190	305	原山台 3丁目 98
萩山小学校	体育館	95	190	305	萩山台 2丁目 22
光陵中学校	体育館・柔剣道場	290	580	945	萩山台 9丁目 244
八幡小学校	体育館	95	190	305	八幡台 3丁目 1
	小計	4,120	8,250	13,370	

※全ての災害において、市内全域で相当な被害が予測される場合には、全指定避難所（地震・風水害）50ヶ所を順次または同時開設する場合もある。

### (3) 指定避難所（風水害） 22施設 令和6年4月1日公告

名称	収容場所	収容定員(目安)			所在地
		長期 (3 m <sup>2</sup> /人)	初期 (2 m <sup>2</sup> /人)	直後 (1 m <sup>2</sup> /人)	
道泉地域交流センター	センター内	45	90	145	道泉町 53-5
深川公民館	館内	40	85	135	宮脇町 53
古瀬戸公民館	館内	35	70	115	西拝戸町 16-10
東明公民館	館内	40	85	135	西拝戸町 16-3
祖母懐公民館	館内	55	115	185	上ノ切町 43
陶原公民館	館内	60	115	185	熊野町 98
長根公民館	館内	60	115	190	城屋敷町 22
效範公民館	館内	80	160	265	北山町 39
水南公民館	館内	40	75	125	東松山町 154
水野地域交流センター	センター内	75	150	245	中水野町 1丁目 150
西陵地域交流センター	センター内	95	190	305	はぎの台 1丁目 1
品野台地域交流センター	センター内	60	120	195	上品野町 1211
上半田川町民会館	館内	15	30	50	上半田川町 362-1
下半田川町民会館	館内	40	80	130	下半田川町 842
下品野地域交流センター	センター内	70	140	225	品野町 6丁目 116
山口公民館	館内	70	135	220	田中町 108
本地会館	館内	40	65	110	駒前町 20-1
新郷地域交流センター	センター内	105	205	335	東赤重町1丁目 100
幡山公民館	館内	40	80	130	幡山町 71
原山公民館	館内	35	75	120	原山台 8丁目 163
萩山公民館	館内	35	70	115	萩山台 4丁目 2-2
八幡公民館	館内	40	80	130	八幡台 1丁目 145-2
	小計	1,175	2,330	3,790	

※全ての災害において、市内全域で相当な被害が予測される場合には、全指定避難所（地震・風水害）49ヶ所を順次または同時開設する場合もある。

※指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。（※災害対策基本法第49条の8）

## 資料5-2 応急仮設住宅建設予定地

予定地名称	現況	面積 (㎡)	建設可能戸数
窯神グラウンド	野球場	9,500	88
南公園	野球場	15,200	68
	駐車場(南)		
	駐車場(北)		
市民公園	野球場	41,000	126
	テニスコート(A)		
	テニスコート(B)		
	陸上競技場		
陶祖公園	野球場	5,700	58
定光寺公園	公園広場	6,000	48
山口公民館附属運動場	多目的広場	3,100	44
北スポーツ施設	野球場	14,200	90
	テニスコート		
陶原公民館附属運動場	多目的広場	5,800	68
白山町1丁目学校用地	学校用地	9,000	98
合 計			688

## 資料 5-3 防災活動拠点

### 1 防災活動拠点

名 称	面積 (㎡)	所 在 地	
窯神グラウンド	約 10,200	東安戸町 30-1	① ヘリポート ② 指定緊急避難場所 (地震)
市民公園	約 28,000	上本町 1	① 都市公園 ② 野球場、陸上競技場、テニスコート、駐車場、体育館、武道館、弓道場等 ③ 指定緊急避難場所 (地震) (野球場等の屋外施設)
文化センター駐車場	約 9,300	西茨町 113-3 外	駐車場地区
白山町 1 丁目学校用地	約 23,200	白山町 1 丁目 46 (埋蔵文化財センター西)	学校用地
計	約 70,700		4 地点

※ 防災活動拠点は、地方公共機関等がライフライン (電気・ガス・電話・水道) 等の応急復旧活動に伴う復旧用資機材の集積や応援市町村及び消防機関の支援部隊の集結場所及び瓦礫の仮置場等として活用するものである。

#### 【補完施設】

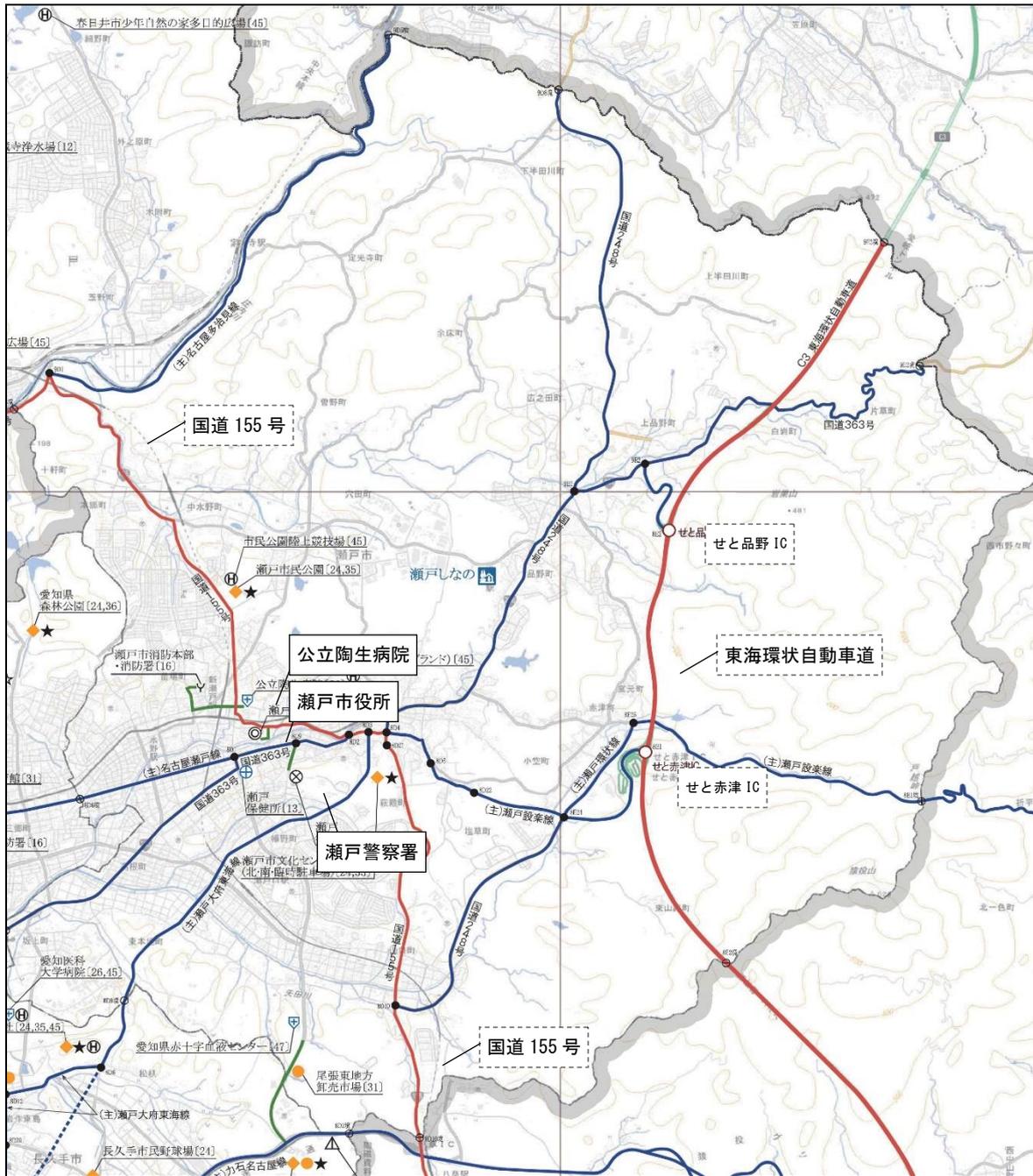
名 称	面積 (㎡)	所 在 地
堤洞防災広場	約 3,100	品野町 3 丁目 108
二又池防災広場	約 2,700	窯町 339

(注) 地域における災害応急対策機能を有し、上記の防災活動拠点を補完する施設

### 2 緊急消防援助隊活動拠点 (野営場所を含む)

名 称	所 在 地	緯度、経度
市民公園駐車場 (体育館西南側及び 武道館横) 地蔵島駐車場	上本町	北緯 35 度 14 分 28 秒 東経 137 度 4 分 51 秒
文化センター駐車場 (南駐車場及び臨時 駐車場Ⅱ)	西茨町	北緯 35 度 13 分 6 秒 東経 137 度 5 分 59 秒

# 資料5-4 緊急輸送道路



凡 例	
	第一次緊急輸送道路
	第二次緊急輸送道路
	第三次緊急輸送道路

(愛知県ホームページより抜粋)

## 資料5-5 道路通行規制区間（異常気象時通行規制区間）

担当事務所	愛知県尾張建設事務所		
道路名	国道363号線	県道下半田川・春日井線	県道名古屋・多治見線
規制区間	白岩町・片草町	定光寺町	定光寺町・下半田川町
長さ(km)	4.25	1.34	3.93
通行予備規制 (通行注意) 気象条件	連続雨量 100mm	連続雨量 100mm	連続雨量 100mm
通行規制 (通行止) 気象条件	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm	連続雨量 150mm 時間雨量 40mm
注意内容	落石・山崩れ等	落石・山崩れ等	落石崩壊
交通整理地点	瀬戸市上品野町 土岐市鶴里町	定光寺山脇線交点 名古屋多治見線交点	下半田川春日井線交点

担当事務所	名古屋市守山土木事務所
道路名	国道155号線
規制区間	名古屋市守山区大字上志段味字東谷・ 瀬戸市鹿乗町
長さ(km)	1.4
通行予備規制 (通行注意) 気象条件	連続雨量 60mm
通行規制 (通行止) 気象条件	連続雨量 120mm 時間雨量 40mm
注意内容	山崩れ
交通整理地点	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 瀬戸市鹿乗町

(愛知県地域防災計画附属資料)

## 資料 5-6 応急給水拠点・応急給水配水池等

令和 6 年 4 月 1 日現在

応急給水拠点（市民への飲料水提供場所）

- (1) 指定避難所
- (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽

設置場所	容量	設置年度
瀬戸市東本町 1 丁目 5 2 番地（市営宮川駐車場内）	100m <sup>3</sup>	平成 7 年度
〃 平町 3 丁目 1 4 2 番地（平町公園内）	100m <sup>3</sup>	平成 8 年度

- (3) 県水応急給水施設設備（空気弁）

設置場所	県水空気弁番号
瀬戸市ひまわり台 5 丁目 1 番地先	瀬 A 4
〃 上本町 1 番地先	2 瀬 A 6
〃 南山町 1 丁目 5 3 番地先	高長 A 2 9
〃 效範町 1 丁目 1 番地先	高長 A 3 0
〃 幡中町 1 0 6 番地先	高長 A 3 6
〃 東山町 7 1 番地先	高長 A 2 8
〃 幡西町 2 0 3 番地先	高長 A 3 4
〃 すみれ台 1 丁目 7 7 番地先	2 瀬 A 5

※上記「(3) 県水応急給水施設設備（空気弁）」8か所は、給水車への補給箇所としての役割も有する。

応急給水配水池（給水車への補給箇所）

取水箇所	所在地	容量	設置年度
穴田配水池（1号）	瀬戸市穴田町 1 0 0 6 の 3	7,000 m <sup>3</sup>	令和元年度
南山口配水池	〃 南山口町 5 9 7	3,000 m <sup>3</sup>	昭和 5 6 年度
針原配水池（2号）	〃 針原町 2 4 の 5	2,500 m <sup>3</sup>	平成 5 年度

※緊急遮断弁を有する配水池を記載。

民間給水施設（給水車への補給箇所）

取水箇所	所在地	協定締結日
株式会社アイラ	瀬戸市日の出町 2 0 番地の 1	平成 2 5 年 7 月 2 3 日

# 資料6-1 災害対策用備蓄資機材等

令和6年6月18日 現在

	食飲料関連		生活・資器材関連						
	アルファ米 (食)	飲料水 500ml(本)	毛布 (枚)	組立トイレ (基)	簡易トイレ (台)	携帯トイレ (袋)	簡易給水 槽(個)	発電機 (台)	投光器 (基)
市役所 等	8,000		69		37	2,700		15	14
瀬戸蔵									
市民公園		2,208		3					
西山								1	
幡山			50	3	16			2	
品野			510	5	12			5	
白山			111	3				12	40
陶原小 体育館	1,000	1,008	153	1	10	1,000		2	4
品野台小 体育館	1,000	1,008	150		10	1,000		2	4
旧道泉小	1,000	1,008	150		10	1,000		2	4
旧深川小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
朝日インテック オープンフィールド (旧古瀬戸小)	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
旧東明小	1,000	1,008	150	1	19	1,000		2	4
長根小	1,000	1,008	157	1	10	1,000		1	4
效範小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
東山小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
水南小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		1	4
水野小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
西陵小	1,000	1,008	150		10	1,000		2	4
掛川小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
下品野小	1,000	1,008	153		10	1,000		2	4
幡山東小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
幡山西小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
原山小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
萩山小	1,000	1,008	151		10	1,000		2	4

	食飲料関連		生活・資器材関連						
	アルファ米 (食)	飲料水 500ml/本	毛布 (枚)	組立トイレ (基)	簡易トイレ (台)	携帯トイレ (袋)	簡易給水 槽 (個)	発電機 (台)	投光器 (基)
八幡小	1,000	1,008	150	1	10	1,000		2	4
にじの丘	2,650	2,880	454	1	14	2,200	1	3	4
瀬戸 SOLAN小	1,600	1,848	301		10	1,200	1	2	4
水無瀬中	1,650	1,848	300	2	10	1,200	1	2	4
水野中	1,600	1,848	336		10	1,200	1	2	4
南山中	1,600	1,848	300	2	10	1,200	1	3	4
品野中	1,650	1,872	300	1	10	1,200	1	2	4
幡山中	1,650	1,872	300	4	10	1,200	1	3	4
光陵中	1,600	1,872	300	1	10	1,200	1	2	4
上半田川 町民会館			30						
下半田川 町民会館			35						
定光寺 町民会館			39						
白岩 町民会館			21						
片草 町民会館			21						
合計	41,000	37,248	7,086	39	348	32,300	8	90	163

	自主救助用資機材					
	パール (本)	のこぎり (本)	鉄線カッター (個)	救急処置セット (セット)	30mロープ (本)	
消防署・分署	90	90	30	0	0	
道泉分団	18	18	4	0	2	
深川分団	20	12	2	1	2	
古瀬戸分団	20	17	3	1	1	
東明分団	20	17	4	1	1	
祖母壊分団	8	2	2	0	0	
陶原分団	20	13	2	1	2	
效範分団	20	16	3	1	3	
水南分団	20	18	2	1	1	
水野分団	20	19	2	1	5	
下品野分団	20	16	3	1	1	
品野台分団	16	12	3	1	1	
幡山分団	20	10	3	0	1	
山口分団	21	10	3	1	2	
自 警 団	上半田川町	29	25	6	1	6
	下半田川町					
	定光寺町					
	白岩町					
	片草町					
合計	362	295	72	11	28	

## 資料 6-2 防災備蓄用倉庫等設置状況

### 1 災害対策拠点備蓄倉庫

令和 6 年 4 月 1 日 現在

名称	構造等	面積(m <sup>2</sup> )	所在地
市役所(市役所北防災広場)災害対策拠点備蓄倉庫	S造	70.4	追分町6-4-1
市民公園駐車場(地蔵島) //	S造	21.2	上水野町1-1-9
白山(埋蔵文化財センター南) //	S造	21.2	白山町1丁目4-7
幡山(幡山支所西) //	S造	14	幡山町7-1
西山(西山広場) //	S造	21.2	西山町1丁目4-3
瀬戸蔵(東外階段下) //	RC造	10	蔵所町1-1
品野(下品野地域交流センター南) //	S造	21.17	品野町6丁目10-4

### 2 避難所防災備蓄倉庫

令和 6 年 6 月 1 8 日 現在

名称	構造等	面積(m <sup>2</sup> )	所在地
旧道泉小学校 避難所防災備蓄倉庫	S造	9.3	道泉町44
旧深川小学校 //	S造	9.3	宮脇町53
朝日インテックウーブンフィールド(旧古瀬戸小学校) //	S造	9.3	古瀬戸町70
旧東明小学校 //	S造	16.1	東明町50
陶原小学校(体育館) //	RC造	24	原山町1-3
水無瀬中学校 //	S造	21.2	原山町1
長根小学校 //	S造	9.3	東長根町166
效範小学校 //	S造	9.3	效範町1丁目1
東山小学校 //	S造	9.3	東山町71
水南小学校 //	S造	9.3	東松山町154
水野小学校 //	S造	9.3	小田妻町2丁目22
水野中学校 //	S造	21.2	日の出町34
西陵小学校 //	S造	9.3	すみれ台1丁目77
南山中学校 //	S造	21.2	ひまわり台5丁目1
品野台小学校(体育館) //	RC造	27.6	上品野町1234
掛川小学校 //	S造	9.3	下半田川町592-41

名称	構造等	面積(m <sup>2</sup> )	所在地
品野中学校 避難所防災備蓄倉庫	S造	21.2	広之田町2-5
下品野小学校 //	S造	9.3	品野町6丁目223
幡山東小学校 //	S造	9.3	八幡町455
幡山西小学校 //	S造	9.3	幡西町203
幡山中学校 //	S造	21.2	幡中町106
原山小学校 //	S造	9.3	原山台3丁目98
萩山小学校 //	S造	9.3	萩山台2丁目22
八幡小学校 //	S造	9.3	八幡台3丁目1
光陵中学校 //	S造	21.2	萩山台9丁目244
にじの丘学園 //	RC造	28.0	中山町1-57
瀬戸 SOLAN 小学校 //	S造	21.2	道泉町76-1

### 3 水防倉庫等

令和6年4月1日 現在

名称	建築年月日	構造	面積(m <sup>2</sup> )	所在地
消防署水防倉庫	S47. 7. 1	消防署併設	19.7	苗場町101
消防署倉庫	H 7. 3. 8	コンテナ式	14.3	
防災資器材地域備蓄倉庫	H 7.10. 6	S造平屋建	165.6	
東分署水防倉庫	H 1. 9. 1	東分署併設	13.0	品野町1丁目190-1
南分署倉庫	S62.11.20	コンテナ式	13.7	南山口町143
陶原水防倉庫	瀬戸蔵併設		22.4	蔵所町1-1
東明水防倉庫	S 4. 3. 1	東明分団詰所併設	27.0	西窯町94
效範水防倉庫	H18. 3. 1	效範分団詰所併設	22.5	汗干町81-3
品野水防倉庫	S61. 7.31	コンテナ式	13.7	品野町6丁目108-1
水野水防倉庫	S53.12. 1	水野分団詰所併設	17.0	中水野町1丁目155
幡山水防倉庫	S58. 1.10	C・B造1階建	39.3	幡山町71
上半田川倉庫	S63. 2.22	コンテナ式	13.7	上半田川町345
片草倉庫	H 1. 1.16	コンテナ式	14.6	片草町226-5
下半田川倉庫	H 1. 9.29	コンテナ式	14.3	下半田川町843-1
道泉倉庫	H27. 3.29	コンテナ式	8.9	西谷町6
水南器具庫	S60. 4. 1	水南分団詰所併設	16.8	北松山町1丁目63-2
陶原器具庫	S60.10. 1	陶原分団詰所併設	12.6	陶原町2丁目44-1

# 資料 6 - 3 消防水利施設設置状況

令和 6 年 4 月 1 日 現在

連 区 別	合 計	防火水槽・貯水槽（公設）				防火水槽（私設）				消火栓		その他の水利		
		100㎡ 以上	60~ 100㎡ 未満	40~60㎡ 未満	40㎡ 未満	100㎡ 以上	60~100 ㎡未満	40~60㎡ 未満	40㎡未満	公設	私設	池	プ ール	そ の 他
道 泉	116 (8)			9(5)	1			3(3)		103				
深 川	81 (3)			6(3)	3			1		71				
古瀬戸	103 (2)			11(2)	4			1		85	2			2
東 明	139 (10)			10(4)	2		1	2(2)	1(1)	92		1		4
祖母懐	129 (6) ①	2(2) ①		17(9)	4					134			1	
陶 原	210 (9)			17(5)	3			7(6)		179	1		3	
長 根	252 (14)			14(6)	1			11(8)		224		1	1	
效 範	355(36) ①	2(2) ①		39(22)				14(12)		296			4	
水 南	185(15)			23(9)	1	1		16(6)		141	1		1	
水 野	441(25)			29(17)	10	1	7(2)	23(6)	19	348		3	3	1
下品野	207(13)	2(1)		19(12)	7			3		175			1	
品 野	178(10)			13(8)	5	1	1	3(2)	4	145		2	3	1
本 地	209(8)			8(3)	1		2(1)	12(3)	2(1)	181		1		2
菱 野	118(5)			5(4)	3			2(1)	2	104			2	
新 郷	144(9)			13(6)				4(3)		127				
山 口	255(12)			15(8)	6		2(2)	9(2)	2	217		2	2	
西 陵	164(10)			16(7)				2(2)	1(1)	143			2	
原山台	49(4)			4(2)				2(2)		42			1	
萩山台	79(1)			3(1)						61	13		2	
八幡台	102(2)			4(2)						82	15		1	
合 計	3,519 (201) ②	6(5) ②		275 (135)	53	3	15 (7)	112 (60)	32 (3)	2,950	32	10	27	8
		334 (140) ②				162 (70)				2,950				

凡例：( )内は、耐震性を有する防火水槽又は耐震性貯水槽を示す。

①、②は飲料水兼用を示す。

資料6-4

水防用資機材

令和6年4月1日 現在

水防倉庫名	本署	東分署	南分署	陶原	団訓練場	水野	幡山	品野	東明	效範	水南	計	
所在地	苗場町	品野町	南山口町	蔵所町	熊野町	中水野町	幡山町	品野町	西窯町	汗干町	北松山町		
面積 (㎡)	19.7	13.0	13.7	16.5	1.6	17.0	39.3	13.7	17.5	17.0	16.8		
対象河川	瀬戸川	瀬戸川	矢田川	瀬戸川	瀬戸川	水野川	矢田川	水野川	赤津川	瀬戸川	瀬戸川		
主要資材	木くい (本)	125	110	60	200		220	750	413	195	178	50	2,301
	ビニール袋 (袋)	2,988	150	500	2,000	1,000	600	5,000	2,800	1,200	2,200	2,100	20,538
	麻袋 (袋)	530		15				120				800	1,465
	かます (枚)	30					100	210	50	100		50	540
	なわ (玉)	8	6	5			5	21	4	10	1	75	135
	矢板 (枚)	23	20				100		200	100		300	743
	8番線 (kg)	50	80	50	100			400	50	200	200	600	1,730
	鉄くい (本)	201	90	25	58	50		70	60	150	30	275	1,009
主要器材	ノリツ番線 (箱)	5	6	4	1		1	4	1	1	1	17	41
	のこぎり (丁)	81	27	12	13			8	15	17			173
	なたのこセット (丁)	17	7	7									31
	なた (丁)	39	9	10	9		3	10		6			86
	ハンマー (丁)	39	13	7	2	2	2		5		5	5	80
	掛矢 (丁)	18	4	9	20	3	2	9		2	3	20	90
	たこづち (丁)	5	6		1							4	16
	シャベル (丁)	142	33	38	50	16	11	10		5	15	60	380
	つるはし (丁)	21	4	1	1		1	11		2	1		42
	かま (丁)	82	17	18	3		7	5	5	4	7	7	155
	クリッパー (丁)	34	12	10	4					4			64
	しの (丁)	29	11	9	10					1			60
	バッチぐわ (丁)	10		1						1			12
	防水シート (枚)	162	37	40	3		16	10	10	10	8	10	306
	一輪車 (台)	5	2	2		2		1					12
水防T型マット (枚)	2	3	5								24	34	

連絡先 消防本部 (85-1119)

# 資料6-5

# 所管別車両表

## 1 共用車両

令和6年4月1日 現在

所管別	台数	車種別台数							備考
		乗用	バン	貨物	軽乗用	軽貨物	二輪	その他	
市長直轄組織	1					1			危機管理課(1)
経営戦略部	1		1						政策推進課(1)
行政管理部	7	4			2			1	財政課(7)
地域振興部	2	1	1						産業政策課(1) ものづくり商業振興課(1)
市民生活部	10	1		1	2	6			生活安全課(2) 環境課(1) 税務課(7)
健康福祉部	6	1	2		2	1			社会福祉課(3) 高齢者福祉課(1) 保育課(1) 国保年金課(1)
都市整備部	11	2	2			7			都市計画課(3) 建設課(4) 維持管理課(4)
教育部	1	1							教育政策課(1)
計	39	10	6	1	6	15	0	1	

## 2 専用・業務用車両

令和6年4月1日 現在

所管別	台数	車種別台数							備考
		乗用	バン	貨物	軽乗用	軽貨物	二輪	その他	
市長直轄組織	2		1			1			まちづくり協働課(2)
経営戦略部	2	2							政策推進課(2)
地域振興部	12	2	2	1		7			産業政策課(1) ものづくり商業振興課(2) 観光課(3) 文化課(4) スポーツ課(2)
市民生活部	22			6		10		6	斎苑(1) 環境課(3) 資源リサイクルセンター(4) 水野支所(1) 幡山支所(1) 品野支所(1) クリーンセンター(11)
健康福祉部	24	1	2		2	17		2	高齢者福祉課(7) こども未来課(6) 保育課(1) 健康課(7) 児童発達支援センター(3)
都市整備部	31	2	3	6		16		4	都市計画課(2) 維持管理課(2) 下水道課(3) 水道課(20) 浄化センター管理事務所(4)
教育部	10	1	2			5	2		教育政策課(5) 学校教育課(3) 図書館(2)
消防本部	55	1					6	48	本署(18) 東分署(7) 南分署(6) 消防団・自警団(24)
計	158	9	11	14	2	55	8	59	

### 3 関係機関等

令和6年4月1日 現在

所管別	台数	車種別台数						備考
		乗用	バン	貨物	軽乗用	軽貨物	その他	
開発公社	1	1						リース
土地開発公社								
社会福祉協議会	1	1						
シルバー人材センター	16				3	13		全てリース
瀬戸旭看護専門学校								
尾張東部衛生組合	6	2				1	大型特殊3	
観光協会	1	1						
瀬戸健康管理センター								
計	25	5				3	14	3

### 4 消防車両（再掲）

令和6年4月1日 現在

消防本部	管理署所	計	タ	ポ	化	梯	空	救	査	広	積	輸	救	指	乗	水	二	
			ン	ン	学	子	中	助	察	報	載	送	急	揮	用	槽	輪	
			ク	ク	車	車	活	工	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車
	消防署	18	3	1	1	1	1	3	1	3	2	1					2	
	東分署	7	2					1	1	1					1		1	
	南分署	6	2		1			1	1	1								
	消防団・自警団	24	13					1	7								3	
	合計	55	20	1	2	1	6	10	5	2	1	1					6	

## 資料 6 - 6

## スピーカー搭載車

令和 6 年 4 月 1 日 現在

所管種別等	貨物	バン	軽四	計
市民生活部		共用車 1 1 0 号(生活安全課)		1
都市整備部		共用車 1 1 1 号(建設課)		1
健康福祉部		共用車 1 0 1 号(社会福祉課) 共用車 1 5 5 号(保育課) 専用車 2 号(健康課)		3
水道事業	1 号車 (水道課)	1 1 号車 (水道課) 2 5 号車 (水道課)	6 号車 (水道課)	4
計	1	7	1	9

# 資料6-7 通信用施設

令和6年4月1日現在

## 1 愛知県防災行政用無線

施設名	呼出名称等	局数等	設置及び保管場所
県防災行政無線	陸上移動局	ぼうさいせとしょうぼう	消防通信指令室
	固定局	ぼうさいせとし	市役所危機管理課

2 瀬戸市防災行政用無線

個別番号 (直接入力)	個別名称	配備先	放送グループ (「局番号帳」ボタン→「▽」ボタンから選択)											
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
			移動系一斉	風水害避難	地震避難所	災害対策本	市公共施設	支所	車載無線	小学校	中学校	町民会館等	庁外組織	
999	指令局	瀬戸市役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
101	災対1	瀬戸市役所(本部運営室)	○			○								
102	災対2	瀬戸市役所(統括部)	○			○								
103	災対3	瀬戸市役所(避難部)	○			○								
104	災対4	瀬戸市役所(市民部)	○			○								
105	災対5	瀬戸市役所(福祉保健部)	○			○								
106	災対6	瀬戸市役所(建設部)	○			○								
107	災対7	瀬戸市役所(消防部)	○			○								
108	災対8	瀬戸市役所(避難所管理班)	○			○								
109	災対9	瀬戸市役所(避難所管理班)	○			○								
110	災対10	瀬戸市役所(避難所管理班)	○			○								
111	災対11	災害対策本部活動班	○			○								
112	災対12	災害対策本部活動班	○			○								
113	災対13	災害対策本部活動班	○			○								
114	災対14	災害対策本部活動班	○			○								
115	災対15	災害対策本部活動班	○			○								
116	災対16	災害対策本部活動班	○			○								
117	災対17	災害対策本部活動班	○			○								
118	災対18	災害対策本部活動班	○			○								
119	災対19	災害対策本部活動班	○			○								
120	災対20	災害対策本部活動班	○			○								
121	災対21	災害対策本部活動班	○			○								
122	災対22	災害対策本部活動班	○			○								
201	道泉地交C	道泉地域交流センター	○	○										
202	深川公民館	深川公民館	○	○										
203	古瀬戸公民館	古瀬戸公民館	○	○										
204	東明公民館	東明公民館	○	○										
205	祖母懐公民館	祖母懐公民館	○	○										
206	陶原公民館	陶原公民館	○	○										
207	長根公民館	長根公民館	○	○										
208	效範公民館	效範公民館	○	○										
209	水南公民館	水南公民館	○	○										
210	水野地交C	水野地域交流センター	○	○										
211	西陵地交C	西陵地域交流センター	○	○										
212	品野台地交	品野台地域交流センター	○	○									○	
213	上半田川町	上半田川町民会館	○	○									○	
214	下半田川町	下半田川町民会館	○	○									○	
215	下品野地交	下品野地域交流センター	○	○										
216	山口公民館	山口公民館	○	○										
217	本地会館	本地会館	○	○										
218	幡山公民館	幡山公民館	○	○										
219	原山公民館	原山公民館	○	○										
220	萩山公民館	萩山公民館	○	○										
221	八幡公民館	八幡公民館	○	○										
222	新郷地交C	新郷地域交流センター	○	○										
223	鹿乗町会館	鹿乗町民会館	○										○	
224	定光寺会館	定光寺町民会館	○										○	
225	曾野町会館	曾野町民会館	○										○	
226	白岩町会館	白岩町民会館	○										○	
227	片草町会館	片草町民会館	○										○	
228	三国集会所	三国高原集会所	○										○	
229	旧品野南保	瀬戸市役所(災害対策本部)	○	○		○								

個別番号 (直接入力)	個別名称	配備先	放送グループ (「局番号帳」ボタン→「▽」ボタンから選択)											
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
			移動系一斉	風水害避難	地震避難所	災害対策本	市公共施設	支所	車載無線	小学校	中学校	町民会館等	庁外組織	
301	陶原小	陶原小学校	○		○						○			
302	長根小	長根小学校	○		○						○			
303	效範小	效範小学校	○		○						○			
304	東山小	東山小学校	○		○						○			
305	水南小	水南小学校	○		○						○			
306	水野小	水野小学校	○		○						○			
307	西陵小	西陵小学校	○		○						○			
308	品野台小	品野台小学校	○		○						○		○	
309	掛川小	掛川小学校	○		○						○			
310	下品野小	下品野小学校	○		○						○			
311	幡山東小	幡山東小学校	○		○						○			
312	幡山西小	幡山西小学校	○		○						○			
313	原山小	原山小学校	○		○						○			
314	萩山小	萩山小学校	○		○						○			
315	八幡小	八幡小学校	○		○						○			
316	にじ丘学園	にじの丘小学校・中学校	○		○						○		○	
317	水無瀬中	水無瀬中学校	○		○						○		○	
318	水野中	水野中学校	○		○						○		○	
319	南山中	南山中学校	○		○						○		○	
320	品野中	品野中学校	○		○						○		○	
321	幡山中	幡山中学校	○		○						○		○	
322	光陵中	光陵中学校	○		○						○		○	
323	旧道泉小	瀬戸市役所 (災害対策本部)	○			○					○			
324	旧深川小	瀬戸市役所 (災害対策本部)	○			○					○			
325	旧古瀬戸小	瀬戸市役所 (災害対策本部)	○			○					○			
326	旧東明小	瀬戸市役所 (災害対策本部)	○			○					○			
327	旧祖母懐小	瀬戸市役所 (災害対策本部)	○			○					○			
401	水野支所	水野支所	○				○	○						
402	幡山支所	幡山支所	○				○	○						
403	品野支所	品野支所	○				○	○						
404	浄水事務所	浄水場管理事務所	○				○							
405	体育館	瀬戸市体育館	○				○							
406	P市民SC	パルティセと 市民サービスセンター	○				○							
407	瀬戸蔵	瀬戸蔵	○				○							
408	文化C	瀬戸市文化センター	○				○							
409	図書館	瀬戸市立図書館	○				○							
410	SA医師会	瀬戸旭医師会 (休日急病診療所)	○											○
411	陶生病院	公立陶生病院	○											○
412	やすらぎ	やすらぎ会館 (福祉保健センター)	○											○
413	卸売市場	尾張東地方卸売市場	○											○
414	道の駅SS	道の駅瀬戸しなの	○											○
415	看護学校	瀬戸市役所 (災害対策本部)	○			○								
501	水道1号	水道課1号車	○								○			
502	水道14号	水道課14号車	○								○			
503	水道5号	水道課5号車	○								○			
504	110号車	110号車	○								○			
505	下水道車両	下水道課車両	○								○			
506	125号車	125号車	○								○			
507	162号車	162号車	○								○			

### 3 瀬戸市消防用無線

消防用無線 (デジタル)	種別	呼出名称等	局数	出力	設置場所	備考
	基地局	せとあさひしれい	1	10W 10W 5W	通信指令室	活動波1～3 主運用波 統制波1～3
	基地局	せとしょうぼう さなげやまとんねる	1	5W	猿投山トンネル	統制波1
	基地局	せとしょうぼう あいぎとんねる	1	5W	愛岐トンネル	統制波1
	陸上移動局	車載型	15	10W	消防署	活動波1～3 主運用波 統制波1～3
	陸上移動局	可搬型	4	10W	消防署	〃
	陸上移動局	携帯型	9	5W	消防署	〃
	陸上移動局	車載型	6	10W	東分署	〃
	陸上移動局	可搬型	1	10W	東分署	〃
	陸上移動局	携帯型	5	5W	東分署	〃
	陸上移動局	車載型	6	10W	南分署	〃
	陸上移動局	可搬型	1	10W	南分署	〃
	陸上移動局	携帯型	5	5W	南分署	〃
	陸上移動局	車載型	1	10W	救急対策室	〃
	陸上移動局	可搬型	1	10W	救急対策室	〃
	陸上移動局	携帯型	2	5W	救急対策室	〃
	陸上移動局	可搬型	1	10W	消防対策室	〃
	陸上移動局	携帯型	13	5W	消防団	〃

### 4 電話ファクシミリ

設備名	電話番号	台数	設置場所
電話ファクシミリ	21-6607	1	市役所危機管理課
	21-6605	1	消防本部
	85-0441	1	通信指令室

## 資料 6 - 8 防災用機器

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

機器名称		数量	呼称	管理又は保管場所	備考
可搬型発電機		90	台	危機管理課（災害対策本部・避難所用）	
		21	台	消防本部	3 署所配備
		19	台	消防団	各分団配備
		10	台	自警団	各自警団配備
		1	台	社会福祉協議会	
投光器		163	基	危機管理課（災害対策本部・避難所用）	
		15	基	消防本部	3 署所配備
		29	基	消防団	各分団配備
		12	基	自警団	各自警団配備
		2	基	社会福祉協議会	
		2	基	水道課	
瀬戸市防災ラジオ		863	台	自治会長・防災リーダー等に配備	
テント		18	張	社会福祉協議会（体育館：15 やすらぎ会館：3）	
消毒用噴霧機	噴霧式二兼機	7	台	環境課	
	肩掛式噴霧機	8	台		
	背負式噴霧機	2	台		
	車載式噴霧機	1	台		
小型動力消防ポンプ		24	台	消防本部(6)、消防団(13)、自警団(5)	3 署所・各分団・各自警団配備
水中ポンプ		2	台	水道課	
給水用タンク		3	基	水道課 1.8 m <sup>3</sup> (1) 1 m <sup>3</sup> (1) 0.5 m <sup>3</sup> (1)	
ポリタンク		25	個	水道課 12ℓ (7) 10ℓ (18)	
非常用飲料水袋		1,000	袋	水道課 6ℓ	
懐中電灯		344	個	危機管理課（災害対策本部用）	

## 資料 6-9 ヘリコプターの保有機関

区分 機関名	電 話	種 別	数 量 (機)	搭乗人員 (座席数)	所在地
愛知県 名古屋市	8時45分から 17時30分 名古屋市航空隊 0568-54-1190	Be11412EPIJA23AR	1	1 5	名古屋市中区三の丸 3-1-2 (ヘリポート：県営名古屋空港内)
	17時30分から 8時45分 名古屋市防災指令 センター 052-961-0119	AS365N3JA758A	1	1 4	
		AS365N3+JA08AR	1	1 4	

## 資料 6-10

## ヘリポート可能箇所

番号	名称	電話番号	施設等 管理者	面積 (㎡)	至近水 利まで の距離 (m)	所在地 (瀬戸市)	機種別			備 考 (広さ) 巾×長さ (m)×(m)	経度 (東経)			緯度 (北緯)		
							大型	中型	小型		度	分	秒	度	分	秒
1	掛川小学校	48-1993	学校長	5,709	30	下半田川町 592-41			○	80×40	137	06	29	35	17	03
2	陶原小学校	82-2243	〃	24,949	40	原山町 1-3			○	40×100	137	05	37	35	12	56
3	にじの丘学園 (グラウンド)	56-7716	〃	9,600	90	中山町 1-57		○		80×120	137	06	40	35	13	14
	6,850			60			○		75×75	137	06	40	35	13	14	
4	旧東明小学校	88-2506	瀬戸 市長	8,400	80	東明町 50		○		45×70	137	07	47	35	13	13
5	效範小学校	82-3050	学校長	7,895	45	效範町 1 丁目 1		○		55×50	137	04	23	35	13	08
6	幡山東小学校	82-4404	〃	11,300	100	八幡町 455		○		50×55	137	06	31	35	11	54
7	幡山西小学校	82-4394	〃	9,756	80	幡西町 203		○		55×70	137	04	24	35	11	57
8	下品野小学校	41-0074	〃	11,816	60	品野町 6 丁目 223		○		60×85	137	07	27	35	14	53
9	八幡小学校	82-4445	〃	12,320	50	八幡台 3 丁目 1		○		45×85	137	05	54	35	12	15
10	窯神グラウンド	82-7111	瀬戸 市長	10,231	100	東安戸町 30-1		○		70×70	137	06	00	35	13	37
11	市民公園野球場	48-0500	〃	14,149	10	上本町 1		○		70×70	137	08	05	35	23	91
計	11						0	9	2							

## 資料6-11 応急危険度判定活動備蓄備品

令和6年4月1日 現在

品 名		合 計	備 考
ヘルメット		40	
下げふり		40	
軍 手		96	
調査表	W	2,600	
	S	900	
	RC	900	
判定ステッカー	落下物	50	
	赤	900	
	黄	900	
	緑	1,900	
腕 章 (「応急危険度判定士」)		100	

(保管場所：都市計画課・倉庫)

## 資料7-1 緊急維持修繕工事協定締結業者一覧

令和6年4月1日

NO	業者名	電話番号	備考
1	(株) 川村工業所	82-2774	土木
2	(株) 神田瀬戸営業所	82-1420	土木
3	(有) 山田工務店	82-4462	土木
4	大数建設(株)	82-5318	建築
5	(有) 内藤整備	84-8819	土木
6	中日コプロ(株)	052-733-8131	清掃等特殊
7	(株) 山越	052-571-8977	清掃等特殊
8	(株) LDS	0568-84-9229	清掃等特殊
9	さくら興業(株)	56-0701	土木
10	(有) 丸起産業	84-2178	土木
11	(株) 山本工務店瀬戸営業所	86-9622	土木
12	沢田建設(株)	82-4376	土木
13	(株) オカシズ	052-981-7501	清掃等特殊
14	(株) 加藤工務店	48-1161	土木
15	指幸建設(株)	82-3356	土木
16	信和建設(株)	21-6161	土木
17	中部建設(株)	82-7145	土木
18	藤工業(株)	82-7479	土木
19	(株) 永井組	82-4296	土木
20	株式会社 一建プロジェクト	56-7932	土木
21	朝風造園株式会社	67-3668	土木

## 資料 7 - 2 水道施設緊急修繕工事協力締結業者一覧

令和6年4月1日 現在

名 称	所 在 地	電 話	備考
東海設備工業 (株)	瀬戸市共栄通 2 丁目 83 の 1	8 2 - 6 6 1 1	
岡村管工業 (株)	〃 芻田町 2 0	8 2 - 2 5 5 0	
(株) タナカポンプ	〃 共栄通 3 丁目 53 の 1	8 4 - 3 7 3 3	
藤工業 (株)	〃 川西町 2 丁目 9 5	8 2 - 7 4 7 9	
アクシス総合設備 (株)	〃 水南町 7 5	8 2 - 4 8 0 8	
(株) 都商会	〃 田端町 2 丁目 1 6	8 2 - 1 2 3 0	
瀬戸ガス水道 (株)	〃 弁天町 8 3	8 4 - 8 6 0 0	
八幡工業 (株)	〃 東長根町 2 5	8 2 - 7 8 6 1	
(株) 神田瀬戸営業所	〃 緑町 1 丁目 1 3 8	8 2 - 1 4 2 0	
(有) 瀬戸設備	〃 苗場町 1 6 8	2 1 - 8 8 3 2	
(有) 桶由	〃 熊野町 9 4	8 2 - 4 3 1 9	
瀬戸市管工事業協同組合	〃 西長根町 3 1 の 1	8 4 - 7 3 3 2	

## 資料 7 - 3 下水道施設緊急修繕工事協力業者一覧

令和 6 年 4 月 1 日 現在

名 称	所 在 地	電 話	備 考
(株) 加藤工務店	瀬戸市中水野町 2 丁目 679	48-1161	
(株) 川村工業所	〃 上松山町 2 丁目 57	82-2774	
指幸建設 (株)	〃 赤重町 72	82-3356	
沢田建設 (株)	〃 共栄通 7 丁目 16	82-4376	
信和建設 (株)	〃 山の田町 200	21-6161	
中部建設 (株)	〃 西長根町 26-2	82-7145	
(株) 永井組	〃 西本町 1 丁目 15	82-3110	
(有) 山田工務店	〃 田中町 258	82-4462	
岡村管工業 (株)	〃 勿田町 20	82-2550	
(株) タナカポンプ	〃 共栄通 3 丁目 53-1	84-3733	
東海設備工業 (株)	〃 共栄通 2 丁目 83-1	82-6611	
藤工業 (株)	〃 川西町 2 丁目 95	82-7479	
アクシス総合設備 (株)	〃 水南町 75	82-4808	
(株) 都商会	〃 田端町 2 丁目 16	82-1230	
瀬戸ガス水道 (株)	〃 弁天町 83	84-8600	
八幡工業 (株)	〃 東長根町 25	82-7861	

## 資料 7-4 し尿収集・運搬業者一覧

令和6年4月1日

名 称	所 在 地	電 話	備考
(株) アイチ衛生	瀬戸市幡野町2	82-4040	
(株) 尾東	〃 川北町1丁目97	82-2200	
(有) 品野衛生社	〃 品野町8丁目75	41-0121	

## 資料 7 - 5

## 電気工事業者一覧

令和6年4月1日

名 称	所 在 地	電 話	備 考
ナニワ電気工業 (株)	瀬戸市宝ヶ丘町 123 の 1	82-3084	
浅見電気商会	〃 東吉田町 30 の 1	82-5598	
(株) 電建社	〃 北脇町 21 の 6	82-3312	
(株) 水野電気商会	〃 川北町 2 丁目 50 の 1	82-4593	
横山電気 (株)	〃 東寺山町 113	82-4324	
加納電気工事 (株)	〃 中水野町 1 丁目 375	48-0414	
(有) 共栄電気工事	〃 東菱野町 57	83-0077	
(有) イリノ電気工事	〃 幡野町 60 の 2	82-6470	
(株) 渡辺電気設備	〃 西寺山町 64	83-6113	
(有) 福島電気商会	〃 北浦町 2 丁目 22 の 3	21-6473	
ヤマダ電気工業	〃 田中町 53	21-4249	
(有) 松山電気商会	〃 ひまわり台 1 丁目 2	48-2510	
大竹電気商会	〃 原山町 9	21-4819	
(有) 尾関電工	〃 水北町 1734	48-0580	
(有) 中村電気商会	〃 見付町 10 の 4	83-5017	
手塚電気工事	〃 陶原町 5 丁目 27	83-4181	
竹下電気	〃 品野町 3 丁目 283 の 19	41-0660	
(株) 電商	〃 美濃池町 15-3	85-1116	
(有) ワイディー	〃 水北町 521	48-2311	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
(有) ナガエ電設	瀬戸市上品野町 1206 の 1	42-0569	
(有) 松栄電気	〃 西米泉町 29	58-0783	
(株)ホクスイ電設。	〃 西原町 1 丁目 30 の 2	21-2171	
(株) 関電工事	〃 白山町 2 丁目 110	84-3022	
東設電気 (株)	〃 共栄通 2 丁目 83 の 1	82-3151	
(有) HATA でん	〃 萩殿町 2-5	89-5203	
大島電気	〃 曾野町 1405	48-1317	
(株) KDM	〃 中水野町 1 丁目 519 の 4	48-3232	

## 資料 7 - 6 輸送業者一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

名 称	所 在 地	電 話	備 考
(株)イトー急行	瀬戸市共栄通 7-11	84-1100	
(有)エムライン	〃 北山町 7	88-0585	
大橋運輸(株)	〃 西松山町 2-260	82-6116	
大義運輸(有)	〃 品野町 2-249	41-0069	
加藤機工(株)	〃 瀬戸口町 179-6 2F	83-3456	
(有)共栄商運	〃 曾野町 1667	0565-48-2823	
協進運輸(有)	〃 大坪町 8	84-2770	
(有)清澤運輸	〃 西本地町 2-13-1	84-2001	
品野陸運(資)	〃 品野町 3-27	41-0345	
柴田運輸(資)	〃 西本地町 2-24	84-6666	
(有)スター物流	〃 東安戸町 6-5	76-2276	
瀬東運輸(株)	〃 原山町 78	82-3574	
(株)セトライン	〃 鹿乗町 1252-4	0568-52-6781	
(株)ダイユー物流	〃 池田町 100-3	85-6500	
太陽通運(株)	〃 東長根町 32	21-6128	
高橋運送(資)	〃 勿田町 55	82-2677	
高見起業(株)	〃 山の田町 43-181	21-1011	
中部東進(株)	〃 小坂町 83-2	83-6822	
(株)東海サービス	〃 弁天町 67-1	85-2552	
東陶運送(株)	〃 今林町 193-1	82-4248	
(有)成田運輸	〃 山の田町 151	89-5581	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
(株)成清トランスポート	// 山の田 147-1	83-3317	
日東運送(株)	// 苗場町 85-1	82-7078	
長谷川運輸(株)	// 川西町 1-50	82-5195	
菱野陸運(資)	// 菱野町 213	82-3511	
藤喜運輸(株)	// 窯町 484-3	42-0041	
丸五運送(株)	// 平町 2-72	82-6155	
丸善運輸(株)	// 南菱野町 323	82-2710	
(株)マルニ運輸	// 西松山町 3-52	82-3547	
ミツワ運輸(有)	// 品野町 1-198	41-2411	
山田運送(有)	// 品野町 1-207-8	42-0169	
山徳運輸(有)	// 平町 2-71	82-7842	
横山運輸(株)	// 本郷町 694-3	65-5333	
渡辺建材(有)	// 幡野町 81-68	82-7285	

# 資料7-7 愛知県石油商業組合東尾張連合会東尾張瀬戸地区 会員

令和6年4月1日 現在

No	事業所名	住 所	TEL/FAX	系列	代表者
1	村瀬石油 (株) 瀬戸給油所	〒489-0809 瀬戸市共栄通 3-41	82-2102	アポロステ ーション	村瀬輝芳
			84-7827		
2	鈴一物産 (株) カーシャイン瀬戸給油所	〒489-0817 瀬戸市银杏木町 37	84-7177	ENEOS	鈴木敏志
			84-6699		
3	(株) 藤田石油建材店 陶原町給油所	〒489-0805 瀬戸市陶原町 3-22-2	82-4283	ENEOS	藤田耕司
			82-1097		
4	(株) 藤田石油建材店 本地給油所	〒489-0978 瀬戸市小坂町 172	21-7559		
			21-7525		
5	(株) マルヨシ 品野給油所	〒480-1207 瀬戸市品野町 5-45	42-0123	ENEOS	戸田 由久
			42-0463		
6	三幸石油 (株) 品野給油所	〒480-1207 瀬戸市品野町 2-21	41-0315	アポロステ ーション	加藤 建
			41-0951		
7	(株) 島倉石油 ワイワイプラザ上本給油所	〒489-0061 瀬戸市上本町 787	48-6464	ENEOS	島倉 誠
			48-1102		
8	(株) 伊藤油店 幡山給油所	〒489-0934 瀬戸市菱野町 75	82-4691	ENEOS	伊藤善和
			21-8166		
9	同和商事 (株) オートガソリン瀬戸給油所	〒489-0808 瀬戸市見付町 54	82-2588	ENEOS	秋田守彦
			82-2600		
10	品野燃料 (株) 品野給油所	〒480-1207 瀬戸市品野町 6-1230	41-1205	ENEOS	長江達也
			41-2619		
11	(有) 塚本産業 瀬戸品野給油所	〒480-1207 瀬戸市品野町 1-205	41-0885	コスモ	塚本周二
			41-3266		
12	(株) 大進石油 瀬戸共栄橋給油所	〒489-0809 瀬戸市共栄通 7-23	83-1722	ENEOS	山本恭子
			82-1103		
13	(資) 双和石油店 菱野給油所	〒489-0936 瀬戸市西脇町 123	82-7524	PB	伊藤徳子
			85-0066		
14	(有) 本郷石油 本郷給油所	〒489-0906 瀬戸市本郷町 726	48-0808	ギグナス	星原発香
			48-0978		
15	(有) 小林石油 瀬戸西山町給油所	〒489-0987 瀬戸市西山町 1-46-16	82-9409	ENEOS	小林武義
			83-4459		
16	(株) ワセ田 オアシス瀬戸給油所	〒489-0805 瀬戸市陶原町 1-38	82-1111	ENEOS	早稲田博昭
			82-1116		

No	事業所名	住 所	TEL/FAX	系列	代表者
17	(株)ワセ田 陶磁器資料館前給油所	〒489-0965 瀬戸市南山口町 86	87-0020	ENEOS	早稲田博昭
			87-0021		
18	コスモ石油販売(株)東 中部 セルフ瀬戸給油所	〒489-0926 瀬戸市川西町 1-118	82-5729	コスモ	野尻昌宏
			82-5729		
19	コスモ石油販売(株)東 中部 セルフ菱野中央給油所	〒489-0877 瀬戸市東赤重町 1-18	21-8808		
			21-8808		
20	コスモ石油販売(株)東 中部 セルフ菱野南給油所	〒489-0951 瀬戸市石田町 15	21-7571		
			21-7571		
21	ネクサスエナジー (株) セルフDD神川給油所	〒489-0933 瀬戸市神川町 33-1	83-4331	ENEOS	堀田守
			83-4336		

## 資料 7 - 8 医療関係者名簿

種 別	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
各科全般	公立陶生病院	瀬戸市西追分町160	82-5101	救急告示病院
内科・胃腸科・循環器科 整形外科・外科・小児科 アレルギー科・リハビリテーション科・放射線科・腎臓・透析内科	青山病院	〃 南山町1-53	82-1118	救急告示病院
内科・泌尿器内科・外科・整形外科 眼科・形成外科 脳神経外科 神経内科・呼吸器内科 消化器内科・腎臓内科 人工透析センター 血液内科・糖尿病内科 皮膚科	あさい病院 採	〃 矢形町178-1	84-3111	救急告示病院
内科・消化器内科 外科・リハビリテーション科 整形外科・リウマチ科	井上病院	〃 川北町2-11	83-3131	救急告示病院
内科・外科・皮膚科 リハビリテーション科	瀬戸みどりのまち病院	〃 緑町2-114-1	84-3113	療養型病末
内科・外科 整形外科・眼科 消化器内科 循環器内科・皮膚科 呼吸器内科 内分泌内科 神経内科・乳腺外科 リハビリテーション科	中央病院	〃 陶原町3-12	82-1200	療養型病末
内科・呼吸器内科 小児科	あおばクリニック	〃 西山町1-19	83-0022	
婦人科・産科・眼科	青山クリニック	〃 效範町2-34	82-1141	

種 別	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
内科・小児科 整形外科・リウマチ科 皮膚科・耳鼻咽喉科 リハビリテーション科・歯科	あさいクリニック	瀬戸市東権現町3	84-3115	
内科・小児科	浅野内科	〃 上之山町3-45-2	85-0600	
整形外科・リウマチ科 リハビリテーション科 脳神経外科	浅野整形外科	〃 幡野町2	84-3000	
眼科	有竹眼科	〃 菱野台4-7	84-1121	
内科・小児科・胃腸科	イトウ内科小児科	〃 平町1-61	21-8400	
内科・脳神経内科 代謝・内分泌内科	打田内科クリニック	〃 中水野町2-736	48-7771	
内科・呼吸器科 アレルギー科・小児科	おいわけクリニック	〃 西追分町113	82-4088	
内科・循環器科 消化器科 睡眠時無呼吸科	おおたけニコニコ クリニック	〃 西寺山町20	86-0086	
消化器科・呼吸器科 循環器科・小児科 内科・肛門科	大橋医院	〃 北脇町149	82-2052	
耳鼻咽喉科	おおの耳鼻咽喉科クリ ニック	〃 西本地町1-70-1	21-2100	
内科・消化器内科	おおわき内科クリニック	〃 水南町163	85-3331	
整形外科・外科 リウマチ科 リハビリテーション科	おがわ整形外科	〃 内田町2-106-1	97-8050	
眼科	おぐち眼科	〃 南山町1-43	84-3422	
内科・消化器内科 内視鏡内科	おわり瀬戸ひびの内科 クリニック	〃 西本町2-8	82-0222	
内科・小児科	加藤医院	〃 品野町5-333	41-0172	

種 別	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
皮膚科・形成外科 アレルギー科	加藤皮膚科クリニック	瀬戸市薬師町20	82-7290	
産科・婦人科	クリニックベル	〃 北浦町3-16	83-2828	
内科・小児科 循環器内科 リハビリテーション科	高阪内科	〃 南仲之切町111	21-5011	
内科・神経内科 リハビリテーション科	ごとう内科クリニック	〃 八幡台1-1	84-3355	
耳鼻咽喉科 アレルギー科	こだま耳鼻科クリニック	〃 水南町155-1	87-4187	
眼科	こんどう眼科	〃 山口町237-1	85-6878	
内科・循環器内科	坂田内科	〃 西本町1-11	87-0169	
外科・皮膚科 胃腸科・泌尿器科 整形外科	佐々木外科	〃 菱野台3-60	84-7211	
内科・糖尿病内科 内分泌内科	さとう内科クリニック	〃 西本地町1-128	76-5871	
内科・外科 整形外科・肛門科 リハビリテーション科	しなのクリニック	〃 品野町6-117	41-3101	
整形外科・リウマチ科 リハビリテーション科・外科	すずき整形外科	〃 川端町3-31	82-7021	
眼科	瀬戸眼科	〃 高根町3-83	85-3900	
人工透析内科	瀬戸共立クリニック	〃 平町2-19	86-0555	
心療内科・精神科 内科	せとぐち心療内科クリ ニク	〃 福元町19-4 健康陽だまりビルデ ィング 2F	89-4800	
内科・小児科・神経内 科・リハビリテーション科	せとぐち内科	〃 瀬戸口町144	21-6170	

種 別	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
整形外科 リハビリテーション科	瀬戸にしな整形外科ク リニック	瀬戸市西茨町48	87-0247	
内科・外科・皮膚科	たかはしクリニック	〃 西十三塚町53-2	87-1123	
消化器科・外科 内科・肛門科	とりいクリニック	〃 石田町45-1	89-5111	
整形外科・リハビリテーショ ン科・リウマチ科	中野整形外科	〃 北山町40-1	85-1717	
産婦人科	中原クリニック	〃 山手町327	88-0311	
内科・小児科・外科 小児外科	長江内科小児科医院	〃 前田町11	82-6235	
内科・小児科	野田医院	〃 菱野台2-29	21-3800	
内科・整形外科 肛門科	ひがしの医院	〃 赤重町11-1	85-1110	
内科・胃腸科・外科 小児科・リハビリテーション科	藤本クリニック	〃 窯神町4	87-3888	
泌尿器科・皮膚科 内科・小児科・放射線 科	ませき医院	〃 勿田町31	83-9911	
眼科	松本眼科	〃 末広町2-30	85-5500	
皮膚科・アレルギー科 小児皮膚科	まつもと皮フ科クリニ ック	〃 東横山町113 ベルメゾン青山1F	89-4112	
内科・消化器内科	三浦内科クリニック	〃 みずの坂2-26	48-6101	
内科・リハビリテーション科 歯科	水野クリニック	〃 小田妻町1-190-2	48-2231	

種 別	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
小児科・アレルギー科	みずの坂こどもクリニック	瀬戸市みずの坂5-33	48-8400	
内科・糖尿病内分泌内科・小児科	やまうち内科	〃 東横山町158-1	21-1166	
内科・循環器科	山手クリニック	〃 山手町283-1	88-0080	
内科・呼吸器科 アレルギー科	横山クリニック	〃 東長根町35	85-1212	
眼科	わたらい眼科	〃 北山町87-6	89-7100	
眼科	瀬戸おざわ眼科	〃 市みずの坂4-1	56-7630	
内科・呼吸器内科	瀬戸たかはし呼吸器内科クリニック	〃 菱野町245	76-5551	
内科・循環器内科	瀬戸みずの坂内科クリニック	〃 みずの坂4-1	76-1205	



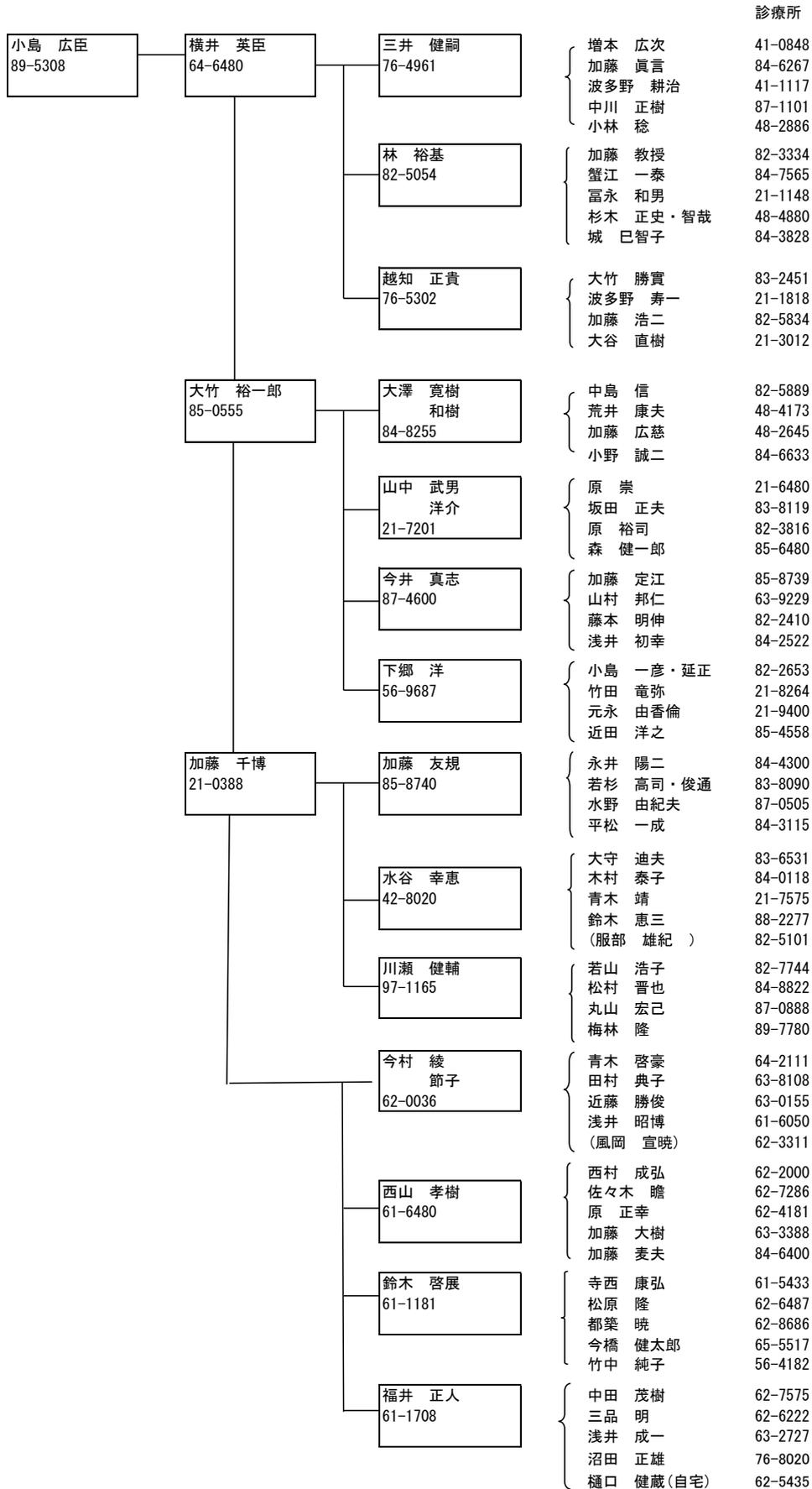
## 資料 7-10

## 歯科関係者名簿

名 称	所 在 地	電 話	備 考
あいデンタルクリニック	瀬戸市栄町28	21-8264	
あいの里歯科クリニック	〃 東横山町39	83-8119	
青木歯科医院	〃 菱野町40	21-7575	
赤津歯科	〃 八王子町1-2	84-6267	
あさいクリニック歯科	〃 東権現町3	84-3115	
浅井歯科医院	〃 美濃池町38-1	84-2522	
あらい歯科・矯正歯科	〃 中水野町1丁目503	48-4173	
いまい歯科	〃 北脇町276	87-4600	
梅林歯科医院	〃 東横山町92 バロー新瀬戸2階	89-7780	
大沢歯科医院	〃 北山町60	84-8255	
大竹歯科医院	〃 水南町89	83-2451	
大竹デンタルクリニック	〃 川北町1丁目27	85-0555	
大谷歯科クリニック	〃 東横山町138	21-3012	
小野歯科医院	〃 陶原町2丁目38	84-6633	
加藤歯科医院	〃 西谷町30	82-5834	
きむら歯科	〃 菱野台2丁目28	84-0118	
グリーン歯科医院	〃 幡野町317-3	87-0888	
Kデンタルクリニック	〃 西松山町3丁目73	97-1165	
公立陶生病院	〃 西追分町160	82-5101	
小島歯科医院	〃 末広町1丁目27	82-2653	
こばやし歯科	〃 中水野町2丁目203	48-2886	
榊原歯科医院	〃 陶原町4丁目54-4	21-9400	
新瀬戸歯科医院	〃 共栄通2丁目62	84-7565	
杉木歯科医院	〃 はぎの台3丁目1-4	48-4880	
西陵歯科医院	〃 ききょう台2丁目74	48-2645	
瀬戸セントラル歯科	〃 大坂町193-2	21-6480	
瀬戸ファミリア歯科医院	〃 東長根町5-5	85-8739	
瀬戸パークフロント歯科	〃 南山町2-37	56-9687	
たかね歯科クリニック	〃 高根町1丁目88	89-5308	
ちかだ歯科	〃 白山町1丁目38	85-4558	
東京堂歯科	〃 西原町1丁目83	82-3334	
陶原歯科	〃 陶原町2丁目7	87-0505	
富永歯科医院	〃 田端町2丁目12-1	21-1148	
なえば歯科	〃 苗場町172-1	21-0388	
ナガイ歯科	〃 陶原町6丁目10-2	84-4300	
なかしま歯科医院	〃 松原町1丁目34-1	82-5889	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
はぎの台歯科クリニック	〃 はぎの台4-86	42-8020	
波多野歯科医院	〃 東松山町136	21-1818	
林歯科医院	〃 西茨町33-3	82-5054	
原歯科医院	〃 末広町1丁目7	82-3816	
藤本歯科医院	〃 陶原町4丁目11	82-2410	
ブライト歯科こども歯科	〃 白山町2丁目176-3	87-1101	
ベル歯科	〃 共栄通5丁目13-1	88-2277	
松村歯科医院	〃 新郷町25-45	84-8822	
むぎ歯科	〃 窯神町8	84-6400	
森 歯科	〃 平町1丁目57	85-6480	
山中歯科医院	〃 五位塚町11-60	21-7201	
山吉歯科	〃 品野町2丁目8	41-1117	
ゆうデンタルクリニック	〃 川西町2丁目198	85-8740	
ライオン堂歯科	〃 品野町6丁目63	41-0848	
W DENTAL CLINIC	〃 京町2丁目2	83-8090	
若山歯科医院	〃 緑町2丁目7	82-7744	

# 資料 7 - 1 1 瀬戸歯科医師会災害時（緊急連絡網）



## 資料 7 - 1 2

## 薬剤関係者名簿

班	名 称	所 在 地	電 話
東 ○	なの花薬局瀬戸東本町店	瀬戸市 東本町 1 丁目 55	97-1200
	ケア調剤薬局宮前店	〃 南仲之切町 60-17	89-5770
	貴船薬局薬師店	〃 薬師町 17	89-5621
	シンコー薬局瀬戸品野店	〃 品野町 6-117-3	41-3535
	ファーコス薬局陶原	〃 東権現町 6	89-7727
	愛知薬局東茨店	〃 東茨町 29	83-0234
	CMS 瀬戸調剤薬局	〃 東権現町 6	21-8211
	アリーナ薬局尾張瀬戸店	〃 西蔵所町 49-1	86-0333
	マリン薬局品野店	〃 品野町 5-68	56-2551
南 ○	ウイング薬局	〃 菱野台 4 丁目 4-2-B-1	85-6301
	アリーナ薬局	〃 矢形町 182-2	87-1100
	ファーコス薬局ひしの	〃 菱野台 2 丁目 17	88-0772
	ぽぷり薬局せと店	〃 上之山町 3 丁目 34-1	97-0622
	ケア調剤薬局石田店	〃 石田町 38	97-0545
	キョーワ調剤薬局瀬戸口店	〃 福元町 19-4	76-4522
	アリーナ薬局菱野店	〃 八幡台 1-2-2	76-6672
	マリン薬局瀬戸緑町店	〃 緑町 2 丁目 114-1	85-3311
中 ○	日本調剤瀬戸山口薬局	〃 矢形町 173	89-5012
	(有)林薬局	〃 陶原町 4 丁目 31	82-2954
	アイランド薬局瀬戸店	〃 赤重町 45	84-8898
	スギヤマ薬局本地店	〃 西原町 2 丁目 95	88-0031
	アリーナ薬局幡野店	〃 幡野町 2-13	21-5700
	愛知薬局	〃 追分町 21	82-2685
	ココカラファイン薬局瀬戸中央店	〃 陶原町 3 丁目 18	84-0013
	スギヤマ薬局赤重店	〃 幡野町 295-1	85-1151
	オグラ薬局瀬戸店	〃 西本地町 1 丁目 132-2	76-2371
	さわやか調剤薬局	〃 西追分町 161-1	21-3711
北 ○	ファーマライズ薬局瀬戸店	〃 東横山町 114-3	85-4189
	ひまわり調剤薬局	〃 西追分町 161-34	85-2467
	ハロー薬局せと店	〃 水南町 156-4	86-0861
	(株)スギ薬局水野店	〃 本郷町 384	86-8560
	イオン瀬戸みずの店薬局	〃 みずの坂 2 丁目 2 5 3	48-1480
	たんぽぽ薬局追分店	〃 西追分町 161-25	21-5401
	マリン薬局瀬戸店	〃 西追分町 161-22	85-1741
	みずの薬局	〃 東横山町 182-5	89-3777
	やしのき薬局せと店	〃 山手町 283-1	86-0068
	(株)スギ薬局汗干店	〃 汗干町 61-1	89-4361
	みずの薬局みずの坂店	〃 みずの坂 5 丁目 38	97-8222
	みゆきファーマシーみずの店	〃 みずの坂 2 丁目 25	97-8711
	あい薬局 瀬戸店	〃 今池町 20	84-0080
ケア調剤薬局瀬戸北店	〃 中水野町 2 丁目 752	65-5706	

班	名 称	所 在 地	電 話
北	ハロー薬局新瀬戸駅前店	瀬戸市 東横山町 113	89-5101
	にこにこ薬局瀬戸店	〃 内田町 2-107-1	48-2801
	日本調剤瀬戸薬局	〃 西追分町 161-21	89-6393
	七福神薬局	〃 小金町 31	56-0798
西	薬草園	〃 水南町 161-3-4	83-8856
	プライム薬局瀬戸川北店	〃 川北町 1 丁目 56-2	88-1062
	もみの木調剤薬局	〃 平町 1 丁目 60	97-0303
	高見薬局	〃 南山町 1 丁目 64	82-9359
	高見調剤薬局	〃 南山町 1 丁目 44	82-1949
	たんぼぼ薬局瀬戸西店	〃 南山町 1 丁目 60	85-2171
	ケア調剤薬局水野店	〃 效範町 2 丁目 3	89-6166
	サンライズ薬局	〃 水南町 163-1	42-5565
○	たんぼぼ薬局平町店	〃 平町 2 丁目 2-12	84-6251
	スギ薬局瀬戸西山店	〃 西山町 1 丁目 17	97-0815
	しょうなん調剤薬局新瀬戸店	〃 北山町 87-5	89-7666

凡例      ○印：班長

資料 7-1-3 瀬戸尾張旭長久手薬剤医師会集団災害時  
非常連絡先

瀬戸尾張旭長久手薬剤医師会  
会長 椿井 信仁  
ぽぷり薬局瀬戸 (0561-97-0622)



瀬戸尾張旭長久手薬剤医師会  
副会長 山田 英夫  
やしのき薬局 (0561-86-0068)



ウイング薬局	85-6301	(有)林薬局	82-2954	ファーマライズ薬局瀬戸店	85-4189
アリーナ薬局	87-1100	アイランド薬局瀬戸店	84-8898	ハロー薬局せと店	86-0861
ファーコス薬局ひしの	88-0772	スギヤマ薬品本地店	88-0031	スギ薬局水野店	86-8560
ケア調剤薬局石田店	97-0545	アリーナ薬局	21-5700	イオン瀬戸みずの店薬局	48-1480
キョーワ調剤薬局瀬戸口店	76-4522	愛知薬局	82-2685	たんぼぼ薬局追分店	21-5401
アリーナ薬局菱野店	76-6672	ココカラファイン薬局 瀬戸中央店	84-0013	マリン薬局瀬戸店	85-1741
マリン薬局瀬戸緑町店	85-3311	スギヤマ薬品東赤重店	85-1151	みずの薬局	89-3777
日本調剤薬局山口店	89-5012	オグラ薬局瀬戸店	76-2371	スギ薬局汗干店	89-4361
なの花薬局瀬戸東本町店	97-1200	さわやか調剤薬局	21-3711	みずの薬局みずの坂店	97-8222
ケア調剤薬局宮前店	89-5770	薬草園薬局	83-8856	みゆきファーマシーみずの店	97-8711
貴船薬局薬師寺店	89-5621	ブライム薬局瀬戸川北店	88-1062	あい薬局 瀬戸店	84-0080
シンコー薬局瀬戸菱野店	41-3535	もみの木調剤薬局	97-0303	ケア調剤薬局瀬戸北店	65-5706
ファーコス薬局陶原	89-7727	高見薬局	82-9359	ハロー薬局新瀬戸駅前店	89-5101
愛知薬局東茨店	83-0234	高見調剤薬局	82-1949	にこにこ薬局瀬戸店	48-2801
CMS 瀬戸調剤薬局	21-8211	たんぼぼ薬局瀬戸西店	85-2171	日本調剤瀬戸薬局	89-6393
アリーナ薬局尾張瀬戸店	86-0333	ケア調剤薬局水野店	89-6166	七福神薬局	56-0798
マリン薬局品野店	56-2551	サンライズ薬局	42-5565		
		たんぼぼ薬局平町店	84-6251		
		スギ薬局瀬戸西山店	97-0815		
		しょうなん調剤薬局新瀬戸店	89-7666		

## 資料 7-14 愛知県災害拠点病院

愛知県災害拠点病院とは、愛知県にある災害時の救急医療の拠点となる病院のことで、県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、愛知県知事の要請により傷病者の受け入れや医療救護班の派遣等を行う。

### 1 基幹災害医療センター

救命救急センターの指定を受けているものから選定し、平常時からの研修・訓練を通じて県下全域の災害医療体制の機能強化の役割を担う。

広域二次救急医療圏名	病院名	所在地	指定年月日
愛知県 (尾張東部)	藤田医科大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98	平成8年11月26日
	愛知医科大学病院	長久手市岩作雁又 1-1	地：平成8年11月26日 基：平成18年9月25日

### 2 地域中核災害医療センター

救命救急センターの指定を受けているものから選定し、新たに指定する災害拠点病院の取りまとめと機能強化を通じ、当該地域の災害医療体制を強化する役割を担う。

広域二次救急医療圏名	病院名	所在地	指定年月日
名古屋	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	名古屋市昭和区妙見町 2-9	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	名古屋市千種区若水町 1-2-23	中：平成30年2月1日 地：平成19年3月31日
	(独)国立病院機構 名古屋医療センター	名古屋市中区三の丸 4-1-1	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
	(独)地域医療機能推進機構 中京病院	名古屋市南区三条 1-1-10	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
	名古屋市立大学病院	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1	中：平成23年4月1日 地：平成19年3月31日
	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	名古屋市中村区道下町 3-35	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
	名古屋掖済会病院	名古屋市中川区松年町 4-66	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
海部	厚生連 海南病院	弥富市前ヶ須町南本田 396	中：平成25年9月1日 地：平成15年4月1日
尾張西北部	一宮市立市民病院	一宮市文京 2-2-22	中：平成22年5月1日 地：平成19年3月31日
	総合大雄会病院	一宮市桜 1-9-9	中：平成22年4月1日 地：平成19年3月31日

広域二次 救急医療圏名	病院名	所在地	指定年月日
尾張北部	厚生連 江南厚生病院	江南市高屋町大松原 137	中：平成27年10月1日 地：平成20年 5月1日
春日井小牧	小牧市民病院	小牧市常普請 1-20	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
	春日井市民病院	春日井市鷹来町 1-1-1	中：平成27年10月1日 地：平成22年3月31日
尾張東部	公立陶生病院	瀬戸市西追分町 160	中：平成26年1月1日 地：平成21年10月1日
知 多	半田市立半田病院	半田市東洋町 2-29	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
衣浦西尾	厚生連 安城更生病院	安城市安城町東広畔 28	中：平成19年3月31日 地：平成15年4月1日
	刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町 5-15	中：平成23年4月1日 地：平成19年3月31日
岡崎額田	岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合 3-1	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
豊田加茂	厚生連 豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原 500-1	中：平成20年1月1日 地：平成8年11月26日
	トヨタ記念病院	豊田市平和町 1-1	中：平成23年4月1日 地：平成19年3月31日
東三河平坦	豊橋市民病院	豊橋市青竹町字八間西 50	中：平成19年3月31日 地：平成8年11月26日
	豊川市民病院	豊川市光明町 1-19	中：令和元年12月1日 地：平成19年3月31日

基・・・基幹災害医療センター

中・・・地域中核災害医療センター

地・・・地域災害医療センター

### 3 地域災害医療センター

新たに指定される災害拠点病院とし、地域中核災害医療センターと連携して地域災害医療体制の向上に努める。

広域二次 救急医療圏名	病院名	所在地	指定年月日
名 古 屋	名古屋大学医学部附属病院	名古屋市昭和区鶴舞町 65	平成19年3月31日
	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	名古屋市北区平手町 1-1-1	平成24年3月31日
	名古屋記念病院	名古屋市天白区平針 4-305	平成19年3月31日
	(独)労働者健康安全機構 中部労災病院	名古屋市港区港明 1-10-6	平成19年3月31日

広域二次 救急医療圏名	病院名	所在地	指定年月日
海 部	津島市民病院	津島市橘町 3-73	平成 19 年 3 月 31 日
尾張西北部	厚生連 稲沢厚生病院	稲沢市祖父江町本甲拾町野 7	平成 21 年 4 月 1 日
知 多	厚生連 知多厚生病院	知多郡美浜町大字河和字西谷 81-6	平成 19 年 3 月 31 日
	公立西知多総合病院	東海市中ノ池三丁目 1-1	平成 27 年 9 月 30 日
衣浦西尾	西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原 6	平成 19 年 3 月 31 日
岡崎額田	藤田医科大学 岡崎医療センター	岡崎市針崎町字五反田 1	令和 4 年 4 月 1 日
東三河平坦	(独)国立病院機構 豊橋医療センター	豊橋市飯村町字浜道上 50	平成 19 年 3 月 31 日
東三河山間	新城市民病院	新城市北畑 32-1	平成 8 年 11 月 26 日

#### 4 災害拠点精神病院

精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能（措置入院者の転院対応等）を有するとともに、被災した他の精神科病院等への支援（DPAT 隊派遣等）や他病院からの精神疾患を有する患者の受入れ、一時的避難場所の運営機能などを備えた病院。

病院名	所在地	指定年月日
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町 4-1 -7	令和 2 年 3 月 31 日
医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木 20 番地 1	令和 2 年 3 月 31 日

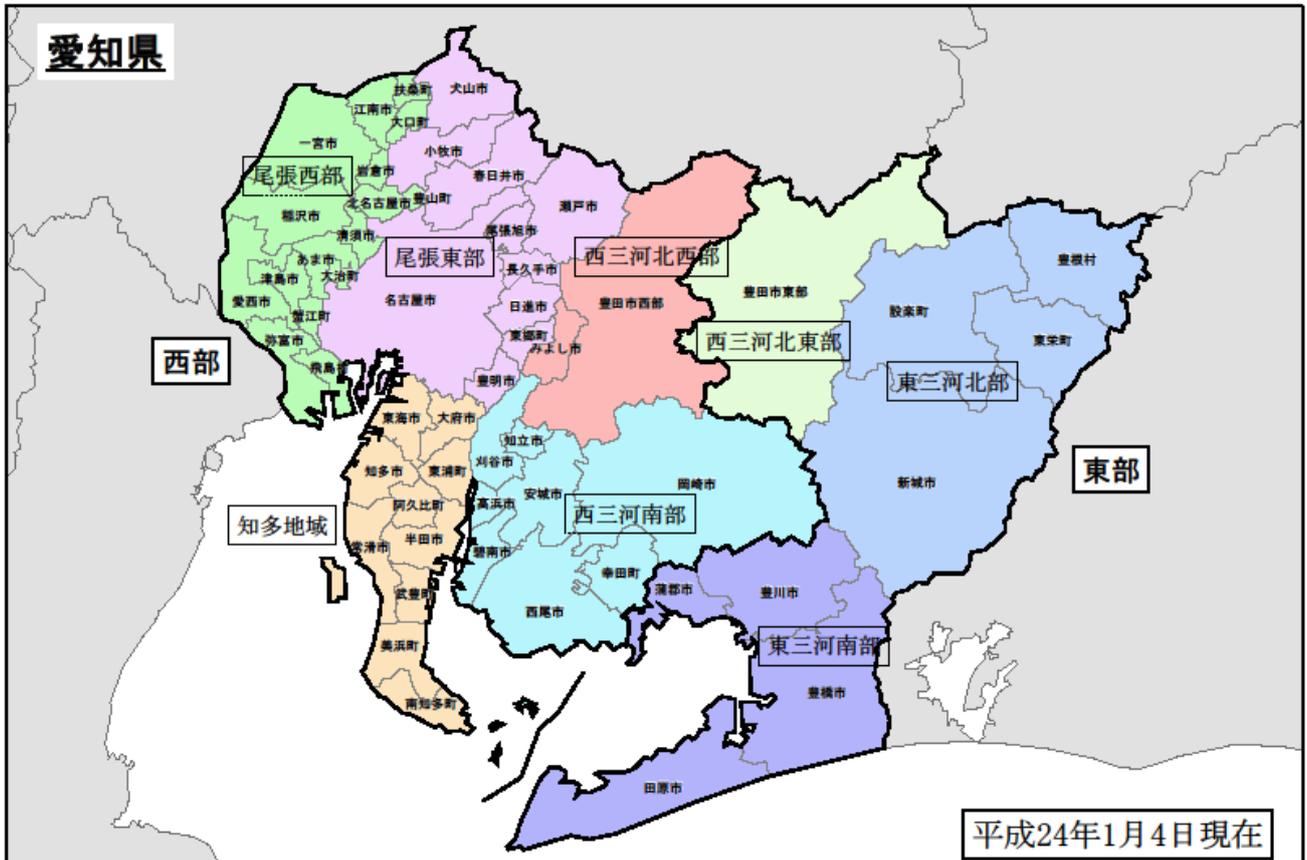
# 資料8-1 特別警報・警報・注意報の細分区域及び発表基準

## 1 特別警報・警報・注意報の細分区域（名古屋地方気象台）

(1) 愛知県の天気予報は一次細分区域(西部、東部)で、特別警報・警報・注意報は二次細分区域(市町村等)で発表される。

予報区	一次細分区域	二次細分区域（平成24年1月4日）	市町村等をまとめた地域
愛知県	西部	名古屋市、 <b>瀬戸市</b> 、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市 豊明市、日進市、東郷町、長久手市	尾張東部
		一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	尾張西部
		半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多地域
		岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河南部
		豊田市西部(西三河北東部の区域を除く)、みよし市	西三河北西部
	東部	豊田市東部(旭支所、足助支所、稲武支所、下山支所管内に限る)	西三河北東部
		新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河北部
		豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河南部

(2) 愛知県細分区域図



## 2 瀬戸市域に関わる特別警報・警報・注意報等発表基準

### (1) 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

### (2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

### (3) 気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報の種類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（※）
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合（※）
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合（※）
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合（※）

「（※）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。」

#### ● 雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨が降り続くと予想される場合に発表される。

#### ● 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表されることに留意。

#### ● 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報が発表される。

50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和5年11月1日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
愛知県	名古屋	23*	49
	伊良湖※	-	12

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。

注2) “\*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注3) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注4) 大雪特別警報は、府県程度の広がり、かつその後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

気象庁HP参照（気象庁HP内で「特別警報」で検索）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>



(4) 警報・注意報発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在  
発表官署 名古屋地方気象台

瀬戸市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	愛知県 西部 尾張東部			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	25		
		土壌雨量指数基準	141		
	洪水	流域雨量指数基準	水野川流域=16.2, 矢田川流域=19.1		
		複合基準*1	矢田川流域=(11, 17.1)		
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[志段味]		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
山地			12時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高				
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14		
		土壌雨量指数基準	95		
	洪水	流域雨量指数基準	水野川流域=12.9, 矢田川流域=15.2		
		複合基準*1	水野川流域=(7, 12.9), 矢田川流域=(7, 15.2), 庄内川流域=(7, 37.4)		
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[志段味]		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%				
なだれ					
低温	冬期:最低気温-4℃以下				
霜	晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

\*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

基準表の解説

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- 大雨、洪水、大雪、波浪、高潮の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、瀬戸市内において単一の値をとる。
- 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には瀬戸市内における基準の最低値を示している。
- 洪水の欄中、「○○川流域:13」は、「○○川流域の流域雨量指数13以上」を意味する。
- 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
- 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報にお

いては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基本を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

- ・表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- ・土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ・流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ・記録的短時間大雨情報：大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
- ・県内市町村の警報・注意報発表基準及びその他の事項は、気象庁ホームページを参照。  
「 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/aichi.html> 」

### 3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川の各河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度</p>

	を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を常時10分ごとに更新している。
--	---

#### 4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県西部・東部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### 5 全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場  
合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解  
説する場合等に発表する。

特別警報発表に伴う気象情報の例文を以下に示す。

##### ① 例：大雨特別警報を補足する気象情報（大雨特別警報とほぼ同時に発表される。）

「雨を要因とする大雨特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内  
容を補足するため「記録的な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の情報を  
発表する。

記録的な大雨に関する愛知県気象情報 第●号  
令和●●年●●月●●日●●時●●分  
名古屋地方気象台発表

（見出し）

愛知県では、●●時●●分に大雨特別警報を発表しました。  
瀬戸市（部、市、町）を中心に、これまでに経験したことのない大雨となっています。  
最大級の警戒をして下さい。（又は、この地域の方は厳重に警戒して下さい。）

##### ② 例：台風を要因とする特別警報を補足する気象情報

（②－1）特別警報発表の可能性に言及する気象情報の例

令和●●年台風第●号に関する愛知県気象情報 第●号  
令和●●年●●月●●日●●時●●分  
名古屋地方気象台発表

（見出し）

猛烈な台風第●号が●●日にかけてかなり接近する見込みです。記録的な暴風や高波と  
なるおそれがあり、特別警報を発表する可能性もあります。

台風情報等に留意し、暴風、高波、高潮、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾  
濫に対し、早めに警戒をしてください。・・・・

（本文）・・・・

(②-2) 特別警報発表直後の補足情報の例

令和●●年台風第●号に関する愛知県気象情報 第●号  
令和●●年●月●●日●●時●●分  
名古屋地方気象台発表

(見出し)

猛烈な台風第●号が●●日未明から朝にかけて上陸するおそれがあります。  
これまでに経験したことのないような暴風や高波、高潮となるおそれがあります。暴風、  
高波、高潮、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に対し、最大級の警戒をし  
てください。・・・・・・・・

(本文)

☆時★分、愛知県に特別警報を発表しました。・・・・・・・・

(②-3) 特別警報対応中の補足情報の例

令和●●年台風第●号に関する愛知県気象情報 第●号  
令和●●年●月●●日●●時●●分  
名古屋地方気象台発表

(見出し)

猛烈な台風第●号が、●●日未明から昼前に、○○地方か△△地方へ上陸する見込みで  
す。○○地方から△△地方の太平洋側を中心に、これまでに経験したことのないような  
暴風や高波、高潮となるおそれがあります。暴風、高波、高潮、土砂災害、低い土地の  
浸水、河川の増水や氾濫に対し、最大級の警戒をしてください。・・・・・・・・

(本文)

愛知県には暴風特別警報、大雨特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報が発表されてい  
ます。・・・・

## 6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等（\*）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（\*）特別警報・警報・注意報と同じ二次細分区域（資8-1-1を参照）

愛知県土砂災害警戒情報の発表例

# 愛知県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分

愛知県 名古屋地方気象台 共同発表

### 【警戒対象地域】

名古屋市 瀬戸市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町 豊田市西部\* 豊田市東部\* みよし市

### 【警戒解除地域】

春日井市 犬山市 小牧市

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

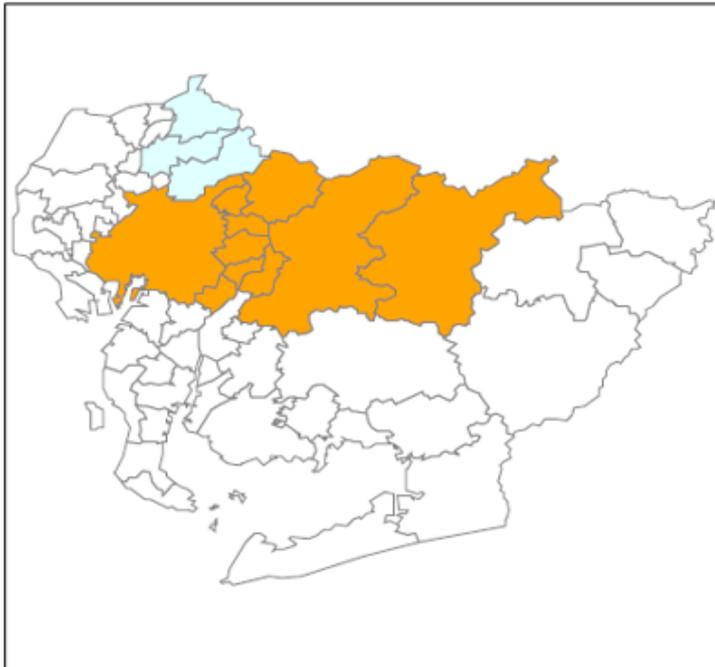
### 【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報 [土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



(注意)豊田市西部：小原地区・藤岡地区・豊田地区  
豊田市東部：旭地区・足助地区・稲武地区・下山地区

問い合わせ先  
052-●●-●●●●●● (愛知県砂防課)  
052-●●-●●●●●● (名古屋地方気象台)

## 7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

### 気象レーダーと地上の雨量計の観測を組み合わせた解析による発表例

愛知県記録的短時間大雨情報 第●号  
令和●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表

●●時愛知県で記録的短時間大雨  
名古屋市千種区付近で約110ミリ

### 地上の雨量計の観測による発表例

愛知県記録的短時間大雨情報 第●号  
令和●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表

●●時●●分愛知県で記録的短時間大雨  
常滑市セントレアで115ミリ

## 8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県西部・東部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県西部、東部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

目撃情報を活用しない場合の発表例

愛知県竜巻注意情報 第●号

令和●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表

愛知県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意して下さい。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、●●日●●時●●分まで有効です。（参考：有効時間は約1時間です。）

目撃情報を活用する場合の発表例

愛知県竜巻注意情報 第●号

令和●●年●●月●●日●●時●●分 気象庁発表

### 【目撃情報あり】

愛知県東部に竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。

愛知県は、竜巻などの激しい突風が発生する恐れが非常に高まっています。

空の様子に注意して下さい。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、●●日●●時●●分まで有効です。（参考：有効時間は約1時間です。）

## 9 早期天候情報

その時期としては10年に1度程度しか起きないような著しい高温や低温、降雪量（冬季の日本海側）となる可能性が、いつもより高まっているときに、6日前までに注意を呼びかける情報である。

## 10 指定河川洪水予報（庄内川洪水予報）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。庄内川については、庄内川河川事務所と名古屋地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

庄内川洪水予報の基準水位 (参考値)

(単位：m)

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
庄内川	庄内川	志段味	守山区 中志段味	左岸 32.70 k	3.40	4.60	5.90	6.40	7.50

指定河川洪水予報

種類	標 題	概 要
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 （氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険数水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報の発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
洪水注意報（警報解除）	「氾濫注意情報」 （警報解除）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
洪水注意報（警報解除）	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

11 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに名古屋地方気象台が愛知県知事に対して通報し、県を通じて瀬戸市や瀬戸市消防本部に伝達される。

12 災害時気象支援資料

名古屋地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

## 資料 8-2 東海地方に影響のあった主な台風

(出典：名古屋地方気象台)

### 1 昭和9年9月21日の室戸台風

この台風は、時速 20km くらいの速さで海上を進み、19 日夜沖繩の南海上に近づいた。ここで北東に向きを変え、四国沖を進んで 20 日夜半過ぎ室戸付近へ非常に強い大型台風として時速 60km で上陸した。上陸後は徳島の西、淡路島、神戸市、敦賀の西を通過したのち、速度を 70~90km に速め、勢力を衰えさせながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

### 2 昭和28年9月25日の台風第13号

台風第13号は、トラック島南東 150km の海上で発生し西から次第に北西に進んで 22 日夜沖ノ鳥島の西洋上で急速に発達して猛烈な大型台風になった。

この辺から四国沖に向けて北上し、25 日 17 時過ぎに志摩半島を横断し、毎時 40km くらいの速さで伊勢湾を経て、東日本を北東進し、カムチャッカ半島へ去った。

### 3 昭和34年9月26日の伊勢湾台風

台風第15号は、エニウエック島の西 250km の海上に発生した熱帯低気圧が発達したもので、台風となったのは、9月21日、北緯 15° 東経 150° 付近に達した頃からである。それが9月23日マリアナ諸島で中心気圧が 894hPa に発達して超大型台風になり、北上して9月26日夜の紀伊半島上陸後まであまり勢力が衰えなかった。

台風の本邦上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側 70km 付近の志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に記録的な高潮が発生した。

### 4 昭和36年9月16日の第2室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した熱帯低気圧が、9月8日15時に台風第18号となった。12日朝にはマリアナ群島の南西海上で 900hPa 以下の超大型台風に発達し、14日夜半沖繩の東側でゆっくり轉向し、16日朝には四国の南海上から室戸岬をかすめて大阪湾に向かい同日13時30分頃尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後、北東進して敦賀付近に進んだ。

台風の規模も進路も昭和9年の室戸台風に似た台風であった。

### 5 昭和37年7月27日の台風第7号

台風第7号は、硫黄島の東およそ 1,500km の海上に発生したもので、発生地が非常に北東にかたよっていた。

発生後1日目は北上、2日目から西進して、27日には四国の南東海上で北東に向きを変え、27日13時頃潮岬と白浜の間に上陸、東海地方、関東地方北部をとって三陸沖に去った。海上を進行中は 965hPa くらいの中心気圧の中型の規模だったが上陸後は急速に衰え、28日には熱帯低気圧になった。

### 6 昭和37年8月26日の台風第14号

台風第14号は、8月21日09時、マリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近にかかった頃には中心気圧 950hPa になり、にわかに注目されるようになったが、夏台風特有の小型であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から向きを北に変え、そのまま中部地方に向かって北上した。

26日04時頃三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後北上し琵琶湖付近をとって日本海へ抜けた。

### 7 昭和46年8月30日~31日の台風第23号

台風第23号は、8月21日09時、南鳥島の南西で発生しゆっくり北西に進み、28日朝、奄美大島の南東に達した。この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達しはじめ、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が 915hPa に低下した。

29日夜半頃大隈半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部をとおり 31日昼頃伊良湖岬をかすめて東へ去った。

8 昭和 47 年 9 月 16 日の台風第 20 号

台風第 20 号は、9 月 13 日 12 時、沖ノ鳥島の南 500km で発生した。ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し進行方向を北に変えた。

一方、15 日 15 時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約 400km にあり、閉塞前線が南東にのびて、愛知県付近に達していた。愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から降雨が強くなった。

台風は、16 日 18 時 30 分頃潮岬付近に上陸した。その後、三重県を経て、岐阜県西部をとおり 17 日 05 時には佐渡付近に達し、午後には北海道西岸に達した。

9 昭和 54 年 9 月 30 日～10 月 1 日の台風第 16 号

9 月 23 日 15 時ヤップ島の北西海上で台風となった台風第 16 号は発達しながら北西に進み、26 日の朝には沖縄の南南東の海上で中心気圧 920hPa となって最盛期を迎えた。26 日の昼頃から速度を落としながら北向きにコースを変え、29 日 15 時には奄美大島の東海上に達した。台風はこの頃から向きを北東に変えながら次第に加速し、30 日 18 時 30 分頃高知県室戸付近に上陸した。23 時頃大阪市に再上陸、岐阜市の北をとって本州を北東に縦断し、10 月 1 日 09 時には八戸沖へ抜けた。

10 昭和 54 年 10 月 19 日の台風第 20 号

10 月 6 日 15 時トラック島の東で台風となった、台風第 20 号は 8 日の朝から北西に進みはじめ、9 日夜グアム島の南海上を通過した頃から急速に発達。12 日 15 時には沖ノ鳥島の南南東約 400km の海上で中心気圧 870hPa を観測、大型で猛烈な台風となった。台風はその後ゆっくりとした速さで西北西に進み 16 日早朝から北北西に向きを変え、18 日 09 時には沖縄の南約 150km の海上に達した。

台風はこの頃から次第に北東に向きを変えながら加速し、19 日 09 時 40 分頃和歌山県白浜付近に上陸、名古屋市のすぐ西をとって本州を北東に縦断し、19 時には八戸沖へ抜けた。

11 平成 2 年 9 月 19 日～20 日の台風第 19 号

グアム島の北西海域で発生した熱帯低気圧は 9 月 13 日台風第 19 号となり、発達しながら北西に進み、16 日から 17 日にかけて、ゆっくり沖縄の南東海上に近づき、急激に発達した。17 日午後には中心気圧 890hPa を記録し、猛烈な台風となった。

その後台風は北東進し、950hPa 以下の勢力を保ったまま、19 日 20 時過ぎ和歌山県白浜の南に上陸した。上陸後は速度を上げて近畿地方から東海地方をとおり、本州を縦断し、20 日 12 時には三陸沖に抜けた。

12 平成 3 年 9 月 18 日～19 日の台風第 18 号

台風第 18 号は 18 日沖縄の東沖を加速しながら北東進。それに伴い南海上に停滞する秋雨前線の活動が活発となった。台風は 19 日夕方、八丈島の南をとおり、夜には銚子沖に達し、20 日早朝三陸沖で温帯低気圧となった。このため、東海地方を含め、太平洋岸各地で記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の 16 都県に及んだ。愛知県では、18 日午前中から雨となり、夜半過ぎには所々で激しく降り、18 日から 19 日にかけて 100～300mm の大雨となった。

13 平成 6 年 9 月 29 日～30 日の台風第 26 号

9 月 19 日 03 時にグアム島の南西海上で台風となった台風第 26 号は、発達しながら北に進路をとり、29 日 19 時 30 分頃大型で強い勢力を保ったまま和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は 950hPa、中心付近の最大風速は 40m/s であった。上陸後は勢力を弱めながらやや速度を速め、琵琶湖付近をとって 30 日 03 時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総降水量が 200mm を超えた。

14 平成 10 年 9 月 21 日～23 日の台風第 7 号と台風第 8 号

9 月 17 日 21 時にフィリピンの西の海上で発生した台風第 7 号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第 8 号は 9 月 20 日に日本の南海上で発生し、北上した。

日本への上陸は第 8 号のほうが早く、21 日 16 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の 22 日 13 時過ぎには第 7 号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第 8 号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21 日夜に一時風雨が強くなった。第 8 号は強い雨が顕著で、東部の山間部では 21 日の 21 時から 23 時にかけて、1 時間に 40～60mm の激しい雨が降った。

1 日遅れて上陸した第 7 号は、中型で、強い勢力を保持して 22 日 15 時頃に滋賀県をとり、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風 42.6m/s を観測した。この値は昭和 34 年の伊勢湾台風時に観測した 45.7m/s に次ぐ観測開始以来第 2 位の記録となった。

15 平成 12 年 9 月 11 日～12 日の台風第 14 号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9 月 2 日 21 時に台風第 14 号となった。

10 日 09 時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。

愛知県では県西部を流れる新川の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は 20 か所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。

この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大 1 時間降水量 97.0mm、日最大降水量 428.0mm、月最大 24 時間降水量 534.5mm は、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

台風は、12 日 19 時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み 16 日 15 時には日本海西部で温帯低気圧となった。

16 平成 15 年 8 月 8 日～9 日の台風第 10 号

台風第 10 号は 8 月 3 日 15 時にフィリピンの東で発生し、7 日 15 時には大型で非常に強い台風となった。台風第 10 号は強い勢力を維持したまま 8 日 21 時 30 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日 06 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10 日 06 時に千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風第 10 号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で 390mm の総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。

風も非常に強く吹き、名古屋で 9 日 06 時 17 分に東南東の風 28.0m/s、伊良湖で 9 日 01 時 26 分に南の風 27.3m/s の最大瞬間風速を観測した。

17 平成 16 年 10 月 8 日～9 日の台風第 22 号

台風第 22 号は、10 月 4 日 12 時にフィリピンの東で発生し、8 日 03 時には中心気圧 920hPa、中心付近の最大風速 50m/s の非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖へ進み 10 日 09 時に日本の東で温帯低気圧となった。

台風が愛知県に最も接近したのは 9 日 14 時から 15 時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで 2 日間で 300mm を超える大雨となり、9 日には約半数の観測所で 10 月としての日降水量の極値を更新した。

18 平成 16 年 10 月 20 日～21 日の台風第 23 号

台風第 23 号は、10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島で発生し、16 日 21 時には中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 45m/s、暴風半径 280km、強風半径 1100km の超大型で非常に強い台風となった。その後、台風第 23 号はゆっくり北上し、20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て 21 日 09 時に関東の東海上で温帯低気圧となった。

台風が中心が愛知県に最も接近したのは 20 日夜のはじめ頃から夜遅くで、名古屋では 20 日 18 時 39 分に南の風 33.2m/s、伊良湖では 17 時 28 分に南東の風 35.2m/s の最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で 265mm となり、東三河北部を中心に 200mm を超える大雨となった。

19 平成 21 年 10 月 7 日～8 日の台風第 18 号

台風第 18 号は 9 月 30 日 09 時に発生し、ゆっくりと西に進み、10 月 4 日 09 時にはフィリピンの東で、中心気圧 920hPa、最大風速 55m/s の猛烈な台風が発達した。

台風は 6 日から 7 日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧 940hPa、最大風速 45m/s の強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8 日 05 時すぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。

この台風の影響により、伊良湖では 8 日に日最大瞬間風速 39.9m/s を観測した（1953 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。また、名古屋では、8 日に日最大 1 時間降水量 67.0mm を観測した（1890 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。

20 平成 23 年 9 月 2 日～4 日の台風第 12 号

台風第 12 号は、8 月 25 日 09 時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30 日には小笠原諸島付近で中心気圧が 965hPa、最大風速が 35m/s の大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9 月 2 日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3 日 10 時前に高知県東部に上陸した。台風はその後ゆっくりとした速さで北上を続け、18 時頃に岡山県南部に再上陸した後、4 日未明に山陰沖に進み、5 日 15 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、愛知県では、降り始め（2 日 09 時）から 5 日 14 時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で 300 mm を超え、豊田市稲武では 330.0 mm を観測した。

21 平成 23 年 9 月 20 日～21 日の台風第 15 号

台風第 15 号は、9 月 13 日 21 時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16 日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19 日 21 時には最大風速が 35m/s の強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20 日 21 時には中心気圧が 940hPa、最大風速が 50m/s の非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21 日 14 時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。

愛知県では、19 日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ 21 日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に 20 日は、名古屋市などで激しく降るなど、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫した。降り始め（19 日 17 時）から 21 日 19 時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で 300 mm を超えたところがあり、豊田市阿蔵では 383.5 mm を観測した。また、台風が最接近した 21 日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で 21 日 12 時 34 分に日最大瞬間風速 33.0m/s を観測した。

22 平成 24 年 6 月 19 日の台風第 4 号

台風第 4 号は、6 月 12 日 15 時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18 日には沖縄の南海上、19 日 09 時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19 日 17 時過ぎに和歌山県南部に上陸した。その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20 時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20 日 9 時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。

愛知県では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19 日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で 1 時間降水量 65.5 mm の非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め（19 日 00 時）から 20 日 06 時までの降水量は、豊田市阿蔵では 239.0 mm を観測した。また、19 日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速 29.1m/s を観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

23 平成 25 年 9 月 16 日の台風第 18 号

9 月 13 日 3 時に小笠原の近海で発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北西に進みながら 14 日 09 時に大型となり、15 日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16 日 08 時前に愛知県豊橋市付近に上陸した（08 時の中心気圧は 970hPa）。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て 16 日 18 時には三陸沖に達した。

愛知県では、14 日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15 日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15 日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった 16 日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では 16 日 09 時 06 分までの 1 時間に 96.0mm の猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め（14 日 21 時）から 16 日 16 時までの降水量は、豊田市阿蔵で 321mm を観測した。解析雨量では、9 月 16 日 16 時までの 48 時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約 350mm となった。風については、15 日午後から南東よりの風が強まり、16 日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速 39.4m/s を記録した。海上では 15 日早朝から波やうねりが高くなり、16 日は大しけとなった。

24 平成 26 年 8 月 9 日～10 日の台風第 11 号

台風第 11 号は、7 月 29 日 12 時にマリアナ諸島付近で発生し、8 月 4 日 09 時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8 月 10 日 06 時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8 月 10 日の昼過ぎには日本海に達した。8 月 11 日 09 時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8 月 9 日未明から 10 日にかけて大雨となった。

三重県では 8 月 9 日の日降水量が、津市白山で 435.5mm、津市笠取山で 393.0mm、亀山で 333.0mm を観測し、統計開始以来の極値を更新した。降り始め（8 月 8 日 14 時）から 8 月 10 日 24 時までの総降水量は、三重県大台町宮川で 661.5mm、三重県津市白山で 518.0mm となった。このため、気象台は三重県を対象として 9 日 17 時 20 分に大雨特別警報を発表した。

25 平成 26 年 10 月 5 日～6 日の台風 18 号

台風第 18 号は、9 月 29 日 15 時にトラック諸島近海で発生し、10 月 2 日 09 時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4 日 09 時には南大東島の東南東の海上

に進み、次第に進路を北に変え、5日09時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6日03時には潮岬の南南西の海上、6日06時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6日08時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて6日09時には静岡市付近、6日11時には東京23区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6日21時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの5日01時から6日12時までの降水量は、豊橋市神野新田町で222.5mm、田原市伊良湖で187.0mm、新城市作手高里木戸口で179.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速21.8m/s、最大瞬間風速27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速19.3m/s、最大瞬間風速32.2m/s、を観測した。

#### 26 平成26年10月13日～14日の台風19号

台風第19号は、10月3日21時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7日21時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら10日03時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12日03時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12日夜遅くには進路を東に変え、13日08時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13日09時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13日14時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13日20時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13日23時には愛知県一宮市付近を通過し、14日00時には岐阜県郡上市付近に進み、14日06時には三陸沖に進んだ後、14日09時には温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの13日02時から14日04時までの降水量は、豊田市阿蔵町で125.5mm、愛西市江西町125.0mm、豊根村茶臼山で124.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速22.0m/s、最大瞬間風速28.8m/sを観測した。海上では波の高さが7mの大しけとなった。潮位は、衣浦で10月13日19時38分に最大潮位偏差(瞬間値)77cm、10月13日19時38分に最高潮位(瞬間値)標高147cm、名古屋で10月13日19時42分に最大潮位偏差(瞬間値)73cm、10月13日19時42分に最高潮位(瞬間値)標高150cmを観測した。

#### 27 平成27年9月9日の台風第18号

台風第18号は、9月7日03時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8日03時には硫黄島の西北西を時速25kmで北へ進み、8日09時には父島の西に達した。台風は9日01時には八丈島の西南西を時速25kmで北北西に進み、9日07時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9日11時には愛知県名古屋市付近、13時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9日21時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの7日13時から10日09時までの降水量は、西尾市一色町で219.5mm、田原市伊良湖で212.5mm、南知多町豊丘で210.5mmを観測した。風については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速17.8m/s、最大瞬間風速28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速15.9m/s、最大瞬間風速30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速14.3m/s、最大瞬間風速30.1m/sを観測した。

#### 28 平成28年9月19日～20日の台風第16号

台風第16号は、9月13日03時にフィリピンの東で発生し、20日00時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20日13時半頃和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20日21時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では19日17時までの1時間に岡崎市木下町(愛知県雨量計)で103mmの雨を解析した。また、20日17時23分までの1時間に、蟹江町蟹江で61.0mmの雨を解析した。19日00時から20日24時までの48時間解析雨量積算では、西三河南部で300mmを

超える雨量を解析した。

29 平成 29 年 7 月 4 日～5 日の台風第 3 号

台風第 3 号は、7 月 2 日 09 時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3 日は東シナ海を北東へ進み、4 日 08 時頃に長崎市付近に上陸した。この後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4 日 12 時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4 日 17 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、4 日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5 日 09 時には日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 4 日 18 時 30 分までの 1 時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約 70mm の雨を解析し、00 時から 24 時までの解析雨量は 150mm を越える雨量を解析した。

30 平成 29 年 8 月 7 日の台風第 5 号

台風第 5 号は 7 月 21 日 09 時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29 日には父島の東を南西に進み、8 月 1 日には日本の南で北西に向きを変え、6 日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7 日 10 時頃に高知県室戸市付近を通過し、7 日 15 時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7 日 19 時には三重県伊賀市付近を通過し、8 日 05 時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8 日 18 時に新潟県佐渡市付近に達した後、9 日 03 時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの 7 日 00 時から 8 日 24 時までの降水量は豊根村茶臼山で 224.5mm、豊田市阿蔵で 203.0mm を観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速 22.7m/s、最大瞬間風速 28.3m/s を観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。

31 平成 29 年 9 月 17 日～18 日の台風第 18 号

台風第 18 号は、9 月 9 日 21 時にマリアナ諸島で発生し、11 日から 12 日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進んだ。16 日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17 日 11 時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17 日 22 時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18 日北海道を北北東に進み、18 日 21 時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。

愛知県ではセントレアで最大風速 24.5m/s、最大瞬間風速は 32.4m/s、名古屋市で最大風速 16.5m/s、最大瞬間風速 30.8m/s を観測した。

32 平成 29 年 10 月 22 日～23 日の台風第 21 号

10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22 日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23 日 03 時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 22 日から 23 日にかけて、台風第 21 号や前線の影響により広い範囲で大雨や強風となり、23 日は暴風となった所があった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。

33 平成 30 年 7 月 28 日～29 日の台風第 12 号

7 月 25 日 03 時に日本の南で発生した台風第 12 号は、26 日 21 時には強い勢力となり発達しながら北上し、28 日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29 日 01 時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。

愛知県では28日から29日にかけて非常に強い風が吹き、29日は暴風となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。

#### 34 平成30年8月22日～24日の台風第20号

18日21時にトラック諸島近海で発生した台風第20号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22日12時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま23日21時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24日02時に日本海に抜けた後、24日15時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。

三重県では22日夜遅くから雨が降り、24日にかけて大雨となった。降り始めの22日22時から24日20時までの総雨量の多い所は、大台町宮川448.5mm、尾鷲311.0mm、御浜262.0mmであった。台風が三重県に接近した24日未明に、尾鷲の最大風速は24日00時31分に南南東の風19.4m/s、最大瞬間風速は24日00時30分に南南東の風36.3m/sを観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23日夜遅くには外海で9mを超え猛烈なしけとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。

#### 35 平成30年9月4日～5日の台風第21号

8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31日09時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5日09時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

愛知県では4日から5日にかけて猛烈な風が吹き、4日には県内の広い範囲で暴風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

#### 36 平成30年9月29日～10月1日の台風第24号

9月21日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。30日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速27.1m/sを観測し2005年の統計開始以来1位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は38.1m/sで2008年の統計開始以来2位であった。また、台風本体の雨雲がかかった30日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

#### 37 令和元年8月14日～16日の台風第10号

8月6日15時にマリアナ諸島で発生した台風第10号は北西に進み、14日03時には四国の南に進んだ後、進路を北に変え15日は豊後水道を北上した。11時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を、東側330km西側60kmと東側に偏った暴風域を伴って通過、15時頃

に暴風域が消滅した状態で広島県呉市付近に上陸した。上陸後台風は中国地方を縦断し15日夜には日本海に進み、北上しながら進路を次第に北東に変えて16日21時に北海道の西で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、15日朝から風が強まり始め、台風の進む速度が遅かったため強風は16日朝まで続いた。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。

#### 38 令和元年9月8日～9日の台風第15号

9月5日15時に南鳥島近海で発生した台風第15号は、小笠原近海を北西に進み、8日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9日03時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9日05時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。

静岡県では、8日夜遅くから9日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。また、8日朝から断続的に雨となり、台風が接近した8日夜から9日未明にかけては伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は天城山で440.5ミリとなった。海上では、8日から9日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では4メートルを超えるしけとなった。

このため、人的被害や建物等の被害が発生したほか、道路の通行止め、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、断水・停電などライフラインへの影響があった。

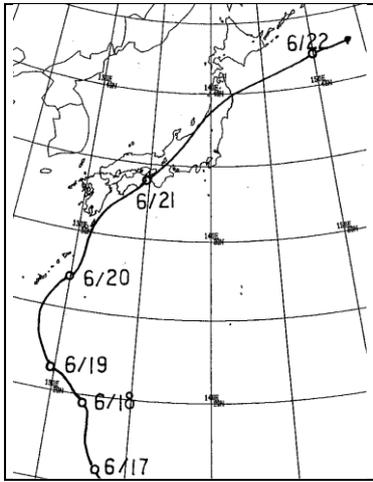
#### 39 令和2年9月6日～7日の台風第10号

9月1日21時に小笠原近海で発生した台風第10号は、5日11時には大型で非常に強い勢力となり、7日は九州の西海上から日本海西部を北に進み、8日03時には中国東北区で温帯低気圧に変わった。愛知県には台風本体の雨雲はかからなかったものの、台風東側の暖かく湿った空気と高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が合流して流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、6日から7日にかけて所々で雨となり、特に7日昼前から夕方にかけては、雷を伴い非常に激しい雨が降って大雨となった所があった。また、外海ではうねりを伴って大しけとなった。名古屋市で床上浸水などの被害が発生した。

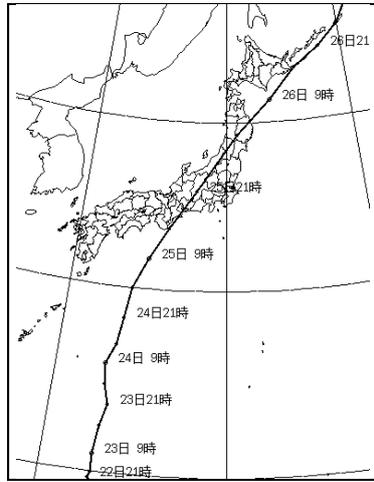
(注) 平成4年12月1日、気象庁は台風情報等に用いる気圧の単位をhPa(ヘクトパスカル)に変更した。1mb=1hPaであることから、従前のmb(ミリバール)との換算は必要なく、単位を読み替えることのみで、旧来の資料等は使用することができる。

〈 東海地方に影響のあった主な台風の進路図〉

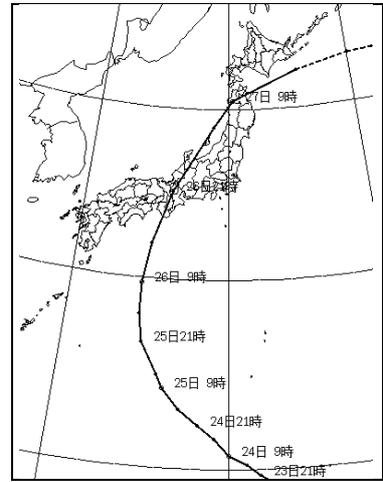
(出典：名古屋地方气象台)



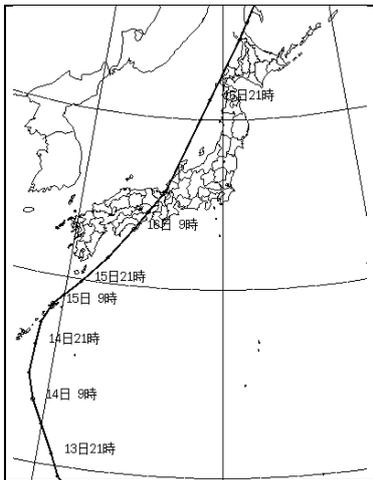
昭和9年9月の室戸台風  
(○印は06時の位置)



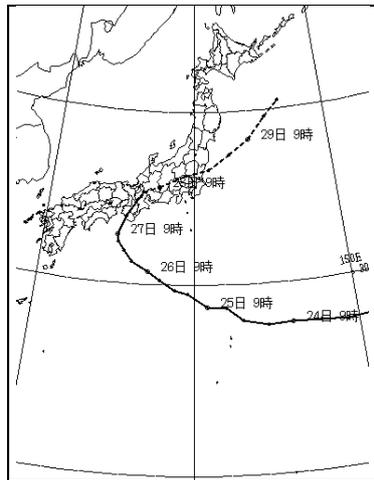
昭和28年9月の台風第13号



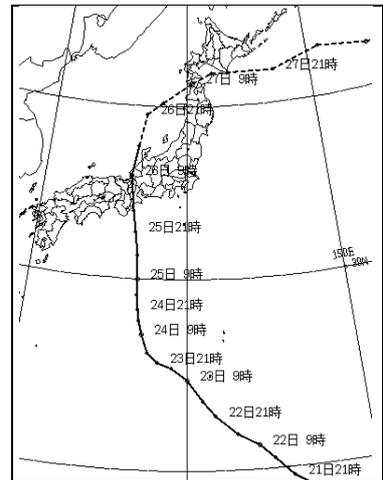
昭和34年9月の伊勢湾台風



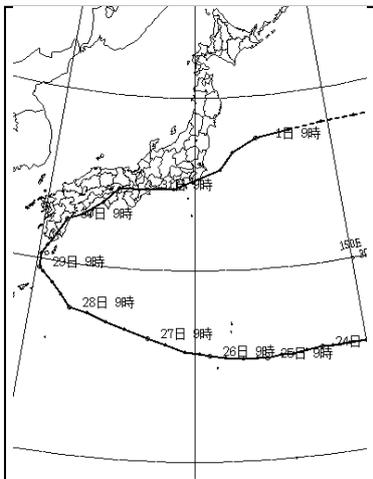
昭和36年9月の第2室戸台風



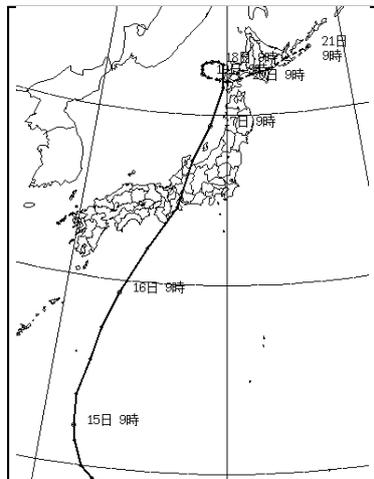
昭和37年7月の台風第7号



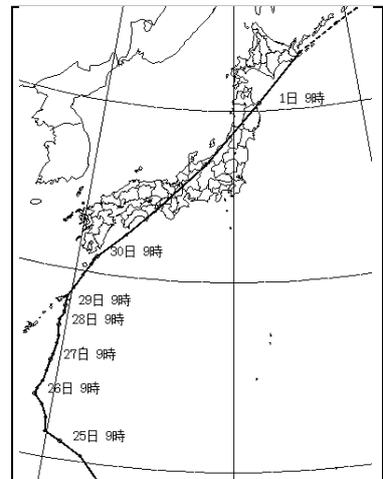
昭和37年8月の台風第14号



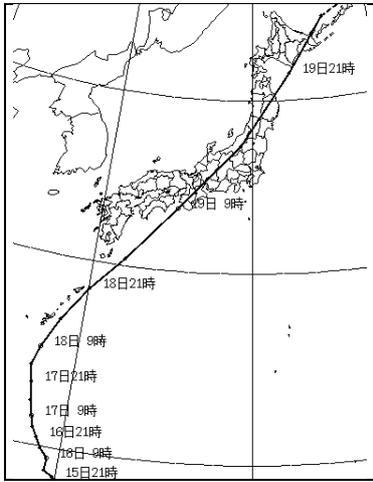
昭和46年8月の台風23号



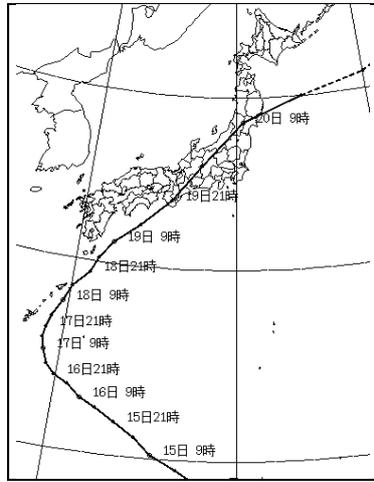
昭和47年9月の台風第20号



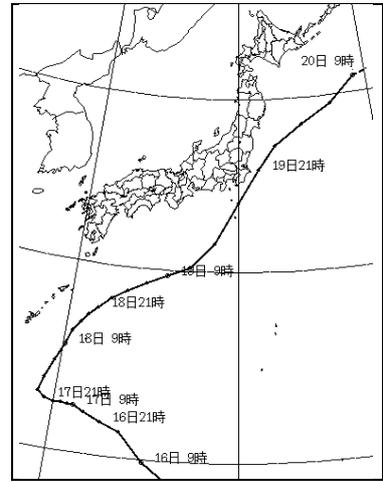
昭和54年9月の台風第16号



昭和54年10月の台風第20号



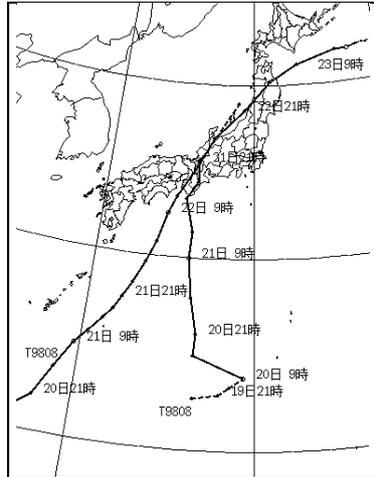
平成2年9月の台風第19号



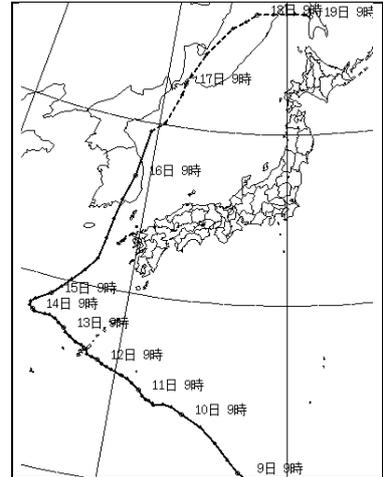
平成3年9月の台風第18号



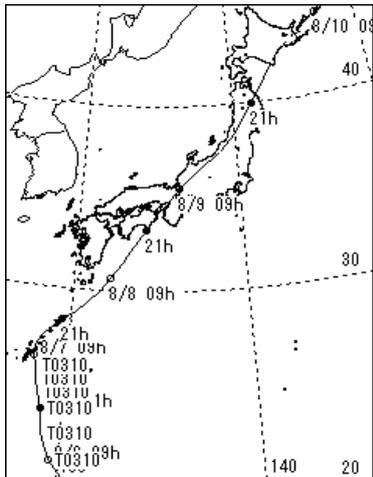
平成6年9月の台風第26号



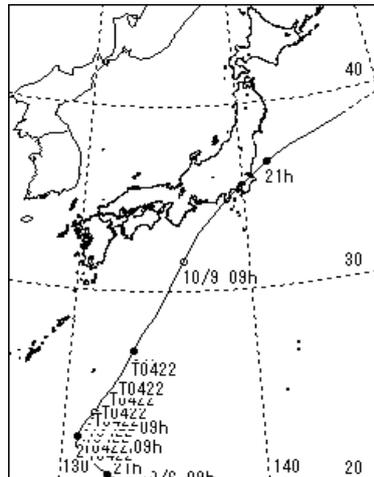
平成10年9月の台風第7・8号



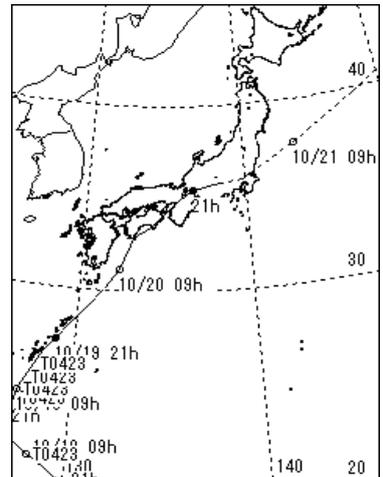
平成12年9月の台風第14号



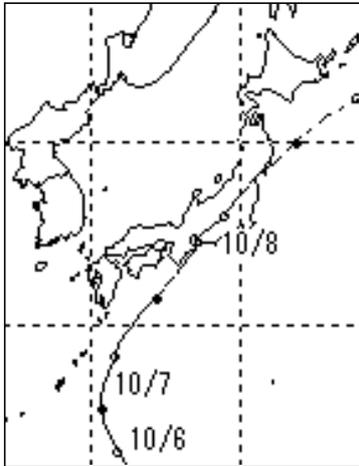
平成15年8月の台風第10号



平成16年10月の台風第22号



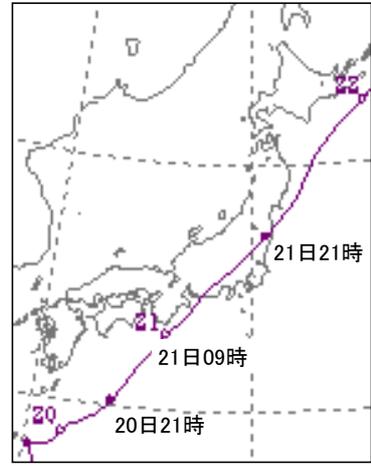
平成16年10月の台風第23号



平成21年10月の台風第18号



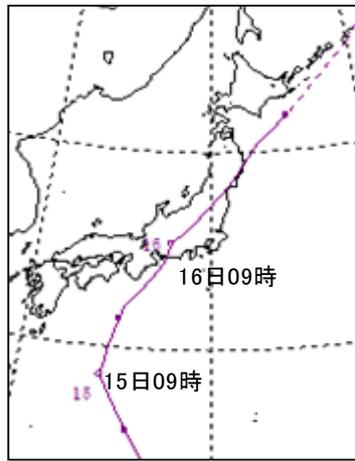
平成23年9月の台風第12号



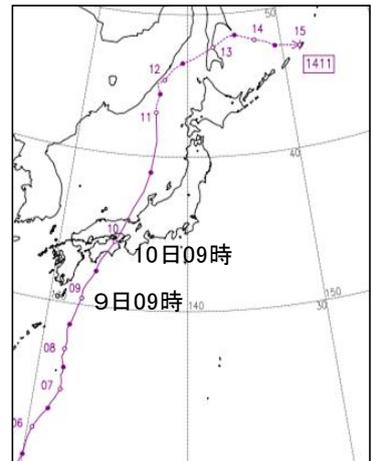
平成23年9月の台風第15号



平成24年6月の台風第4号



平成25年9月の台風第18号



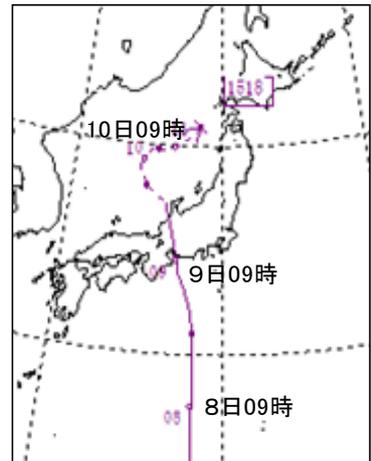
平成26年8月の台風第11号



平成26年10月の台風第18号



平成26年10月の台風第19号



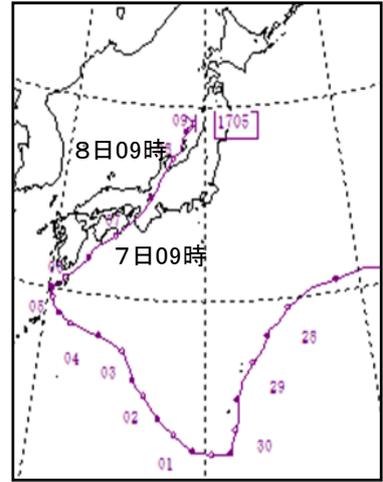
平成27年の9月の台風第18号



平成28年9月の台風第16号



平成29年7月の台風第3号



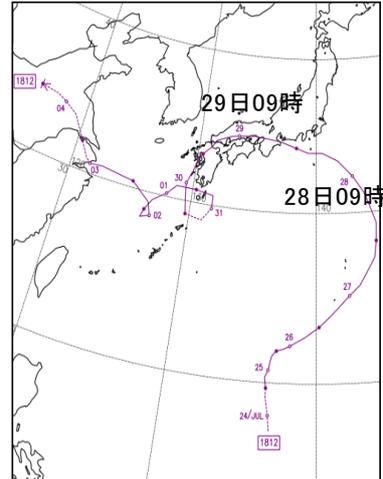
平成29年8月の台風第5号



平成29年8月の台風第18号



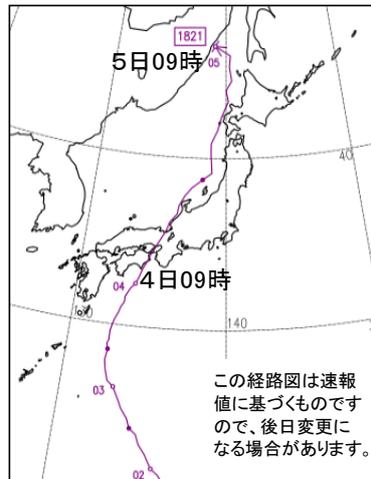
平成29年10月の台風第21号



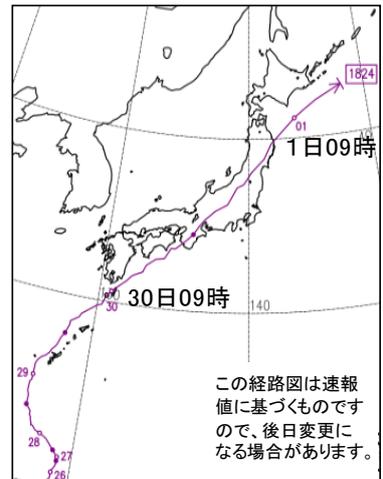
平成30年7月の台風第12号



平成30年8月の台風第20号



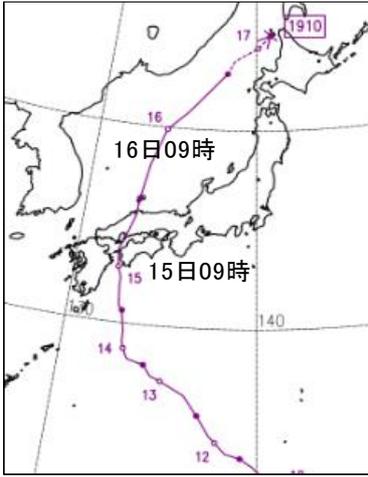
平成30年9月の台風第21号



平成30年9月の台風第24号

この経路図は速報  
値に基づくもので  
すので、後日変更  
になる場合があります。

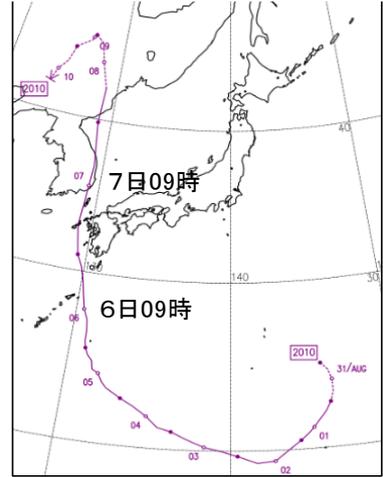
この経路図は速報  
値に基づくもので  
すので、後日変更  
になる場合があります。



令和元年8月の台風第10号



令和元年9月の台風第15号



令和2年9月の台風第10号

# 資料 8-3 台風の大きさと強さの分類

(出典：名古屋地方気象台)

大きさの階級分け

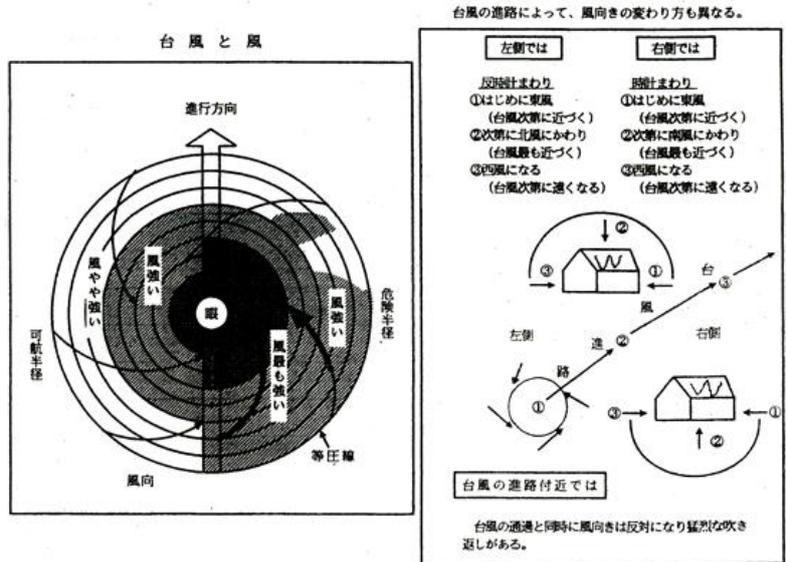
階 級	風速 15 m/s 以上の半径
<表現なし>	500 Km 未満
大型：(大きい)	500 Km 以上～800 Km 未満
超大型：(非常に大きい)	800 Km 以上

強さの階級分け

階 級	最大風速	日本	国際 (WMO)
<表現なし>	17m/s (34Kt) 以上～33m/s (64Kt) 未満	台 風	TS、STS  T
強い	33m/s (64Kt) 以上～44m/s (85Kt) 未満		
非常に強い	44m/s (85Kt) 以上～54m/s (105Kt) 未満		
猛烈な	54m/s (105Kt) 以上		

(注) TS：Tropical Storm, STS：Severe Tropical Storm, T：Typhoon, Kt：ノット



風の強さと吹き方の表

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)		
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、 高速運転中では横風に流される感 覚を受ける。	種(とい)が揺れ始める。	20		
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感 覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。			
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていけないと 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張って いない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、 転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が 広範囲に破れる。	30		
	25以上 30未満	～110km						固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯が倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	50		
	35以上 40未満	～140km							住家や倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	60
	40以上	140km～								

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。  
 (注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合は3倍以上になることがあります。  
 (注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。  
 1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。  
 2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。  
 3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

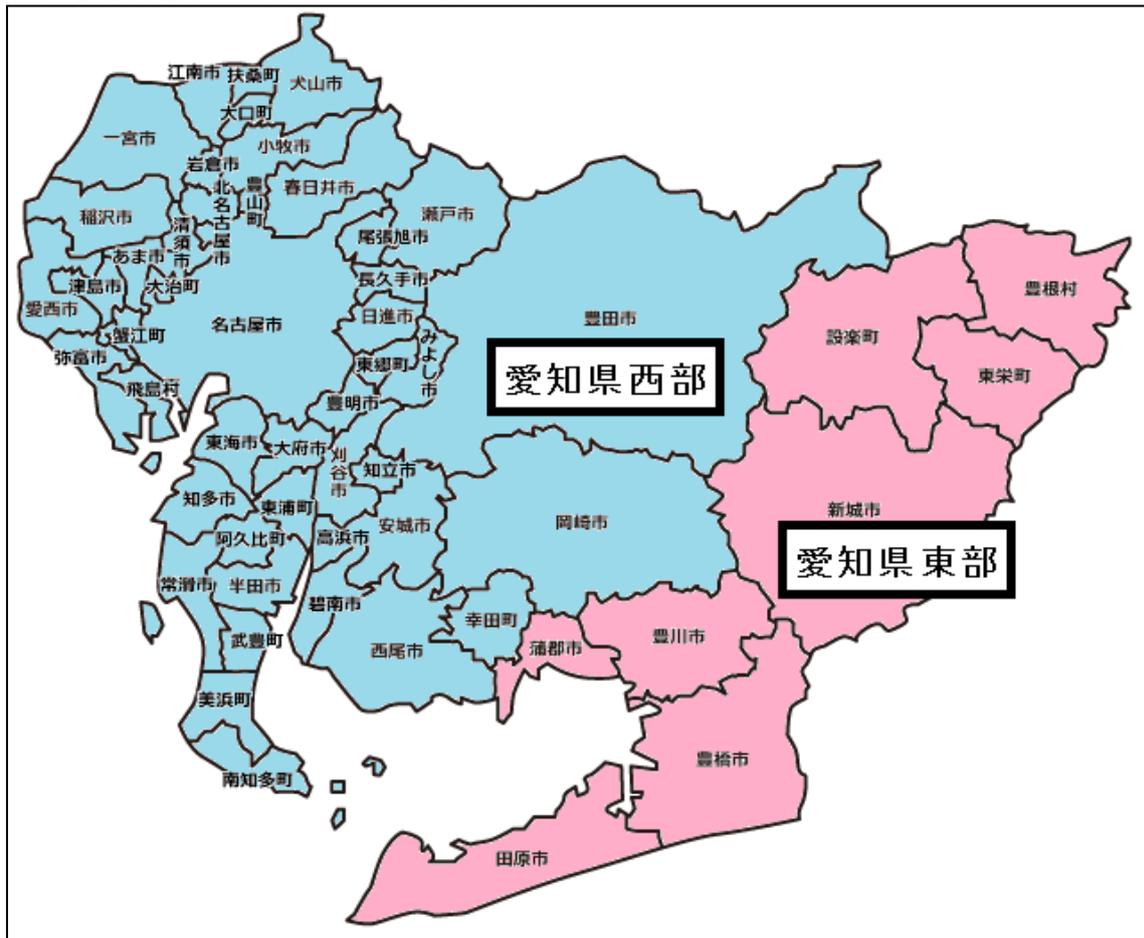
## 資料 8 - 4 緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

愛知県に発表される緊急地震速報や震度情報は、以下の区域を用いて発表される。

### (1) 緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

区域の名称		区域に含まれる市町村
【都道府県単位】	【地域単位】	
愛知	愛知県東部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡[設楽町、東栄町、豊根村]
	愛知県西部	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡[東郷町]、西春日井郡[豊山町]、丹羽郡[大口町、扶桑町]、海部郡[大治町、蟹江町、飛島村]、知多郡[阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町]、額田郡[幸田町]

### (2) 緊急地震速報や震度情報で用いる区域図



## 資料 8 - 5 愛知県に関わる地震とその被害

### 1 海溝型大地震

西暦年	地震名	規模 (M)	被害・摘要
1707	宝永地震	8.6	豊橋、渥美郡で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7～6。津波も来襲し、渥美表浜で 6～7mにもなった。
1854	安政東海地震	8.4	宝永地震に似た被害で、三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8～10m、知多半島西岸で 2～4mとなり被害が出た。震度 6～5
1944	東南海地震	7.9	死者、行方不明者 1,223 人。県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 428 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6～5、一部 7。小津波あり（波高 1m内外）名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

### 2 内陸型大地震

西暦年	地震名	規模 (M)	被害・摘要
1586	天正地震	7.8	死者 5,500 人以上。この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度 7、尾張部 6、三河部 6～5。津波波高 2～4m。
1891	濃尾地震	8.0	死者 7,273 人。県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7～6。
1945	三河地震	6.8	死者 2,306 人。三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7～6、領域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1mほどに達したが波による被害はほとんどなかった。

## 資料 8 - 6 過去の大地震と被害

### 1 国内の主な被害地震

発生年月日	地震名	M	地域	被害状況等
明治 5. 3. 14	浜田地震	7.1	島根県西部	死者 522 家屋倒壊 4,762 山崩れ 6,567
24. 10. 28	濃尾地震	8.0	岐阜・愛知	死者 7,885 家屋全壊 164,661 半壊 123,158 山崩れ 一万戸 大断層(根尾谷)
27. 10. 22	庄内地震	7.0	秋田・山形	死者 762 家屋全壊 3,885 半壊 2,397 焼失 2,148
29. 6. 15	明治三陸地震	8.2	三陸沖	死者 27,122 家屋流失全半壊 8,891 船舶流出 7,032 (津波被害)
大正 12. 9. 1	関東大震災	7.9	関東南部	死者 99,331 行方不明 43,476 家屋全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128
14. 5. 23	北但馬地震	6.8	兵庫北部	死者 428 家屋全壊 1,295 焼失 2,180
昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.3	京都・兵庫	死者 2,925 家屋全壊 12,584 焼失 3,711 断層(郷村)
5. 11. 26	北伊豆地震	7.3	静岡東部	死者 272 家屋全壊 2,165 断層(加殿、原保)
8. 3. 3	昭和三陸地震	8.1	三陸沖	死者 3,008 家屋流失 4,917 倒壊 2,346 浸水 4,329 船舶流失 7,303 (津波被害)
18. 9. 10	鳥取地震	7.2	鳥取	死者 1,083 家屋全壊 7,385 半壊 6,158 断層(鹿野 吉岡)
19. 12. 7	東南海地震	7.9	静岡・愛知 三重・岐阜 奈良・滋賀	死者 1,223 住家全壊 17,599 同半壊 36,520 非住家全壊 17,347 同半壊 24,473 流失 3,129 津波
20. 1. 13	三河地震	6.8	愛知南部	死者 2,306 住家全壊 7,221 同半壊 16,555 非住家全壊 9,187 同半壊 15,127 断層(深溝)
21. 12. 21	南海地震	8.0	中部日本以西	死者 1,330 行方不明 102 家屋全壊 11,591 半壊 23,487 流失 1,451 浸水 33,093 焼失 2,598
23. 6. 28	福井地震	7.1	福井・石川・ 富山	死者 3,895 家屋倒壊 35,420 半壊 11,449 焼失 3,691
24. 12. 26	今市地震	6.4	栃木西北	死者 8 住家全壊 290 半壊 2,994 家全壊 583
27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	北海道南部 東北	死者 28 行方不明 5 家屋全壊 815 半壊 1,324 流失 91

発生年月日	地震名	M	地域	被害状況等			
昭和 39. 6. 16	新潟地震	7.5	新潟・秋田 山形	死者 半壊	26 6,640	家屋全壊 浸水	1,960 15,297
40. 8. 3	松代群発地震	—	長野市松代 周辺	1965. 8. 3～1969. 12 までに有感地 62,621 回			
				負傷 半壊	15 4	家屋全壊 地滑り	10 64
43. 2. 21	えびの地震	6.1	宮崎・鹿児島	死者 家屋全壊	3 368	負傷者 半壊	42 636
43. 5. 16	十勝沖地震	7.9	北海道南部 東北地方	死者 負傷者 半壊	49 330 3,004	行方不明 家屋全壊 津波	3 673
48. 6. 17	根室半島地震	7.4	根室半島南 東沖	負傷者 浸水	26 275	家屋全壊 船舶流沈没	2 10
49. 5. 9	伊豆半島 沖地震	6.9	伊豆半島沖	行方不明 家屋全壊	29 46	負傷者 半壊	78 125
53. 1. 14	伊豆大島 近海地震	7.0	伊豆半島	死者 全壊	25 96	負傷者 半壊	205 616
53. 6. 12	宮城沖地震	7.4	福島・宮城	死者 家屋全壊	27 581	負傷者 半壊	1,105 5,180
57. 3. 21	浦河沖地震	7.1	北海道浦河 町沖	負傷者 半壊	167 28	家屋全壊 一部損壊	13 678
58. 5. 26	日本海 中部地震	7.7	青森 秋田西方沖	死者 家屋全壊 (津波被害大)	104 1,584	負傷者 半壊	324 3,515
59. 9. 14	長野県 西部地震	6.8	長野県西部	死者 負傷者 半壊	14 10 73	行方不明 建物全壊 道路損壊	15 14 258
62. 12. 17	千葉県東方沖 地震	6.7	千葉県	死者 建物全壊	2 10	負傷者 一部損壊	138 6万余
平成 5. 1. 15	釧路沖地震	7.5	釧路沖	死者 建物や道路の被害あり	1	負傷者	928
5. 7. 12	北海道南西沖 地震	7.8	北海道南西 沖 奥尻島	死者 負傷者 奥尻島南端火災で壊滅状態 で10Mを越えた。	202 305	行方不明 津波は青苗	29
7. 1. 17	平成7年兵庫県 南部地震	7.3	兵庫・大阪	死者 負傷者 半壊	6,434 43,792 144,274	行方不明 建物全壊 全半焼	3 104,906 7,132
12. 10. 6	平成12年 鳥取県西部地震	7.3	鳥取県	負傷者 建物全壊 建物半壊	182 435 3,101	等	

発生年月日	地震名	M	地域	被害状況等
平成 13. 3. 24	平成13年 芸予地震	6.7	広島県・愛媛 県	死者 2 建物全壊 70 負傷者 288 建物半壊 774
15. 7. 26	宮城県北部地震	6.4	宮城県北部	負傷者 677 建物全壊 1,276 建物半壊 3,809
15. 9. 26	平成15年 十勝沖地震	8.0	北海道十勝 沖	死者 1 建物全壊 116 不明 1 建物半壊 368 負傷者 849
16. 10. 23	平成16年 新潟県中越地震	6.8	新潟県中越 地方	死者 68 建物全壊 3,175 負傷者 4,805 建物半壊 13,810
17. 3. 20	福岡県西方沖地 震	7.0	福岡県玄海 灘沖	死者 1 建物全壊 133 負傷者 1,087 建物半壊 244
17. 8. 16	宮城県沖地震	7.2	宮城県牡鹿 半島沖	負傷者 100 建物全壊 1 建物一部破損 984
19. 3. 25	平成19年 能登半島沖	6.9	石川県能登 半島沖	死者 1 建物全壊 686 負傷者 356 建物半壊 1,740
19. 7. 16	平成19年 新潟県中越沖地 震	6.8	新潟県中越 地方	死者 15 建物全壊 1,331 負傷者 2,346 建物半壊 5,704
20. 6. 14	平成20年 岩手・宮城内陸 地震	7.2	岩手県・宮城 県	死者 13 建物全壊 30 不明者 10 建物半壊 143 負傷者 451
20. 7. 24	岩手県沿岸北部 地震	6.8	岩手県・青森 県	死者 1 建物全壊 1 負傷者 211 建物半壊 379
21. 8. 11	(駿河湾を震源 とする地震)	6.5	駿河湾	死者 1 建物全壊 5 負傷者 319 建物一部損 8,398
23. 3. 11	平成23年 東北地方太平洋 沖地震	9.0	三陸沖	死者 19,418 行方不明者 2,592 負傷者 6,220 建物全壊 128,809 建物半壊 278,496 建物一部破損 744,190 (消防庁 東北地方太平洋沖地震(東日 本大震災)被害報 H28.3.1 現在) 最大震度 7(宮城県栗原市) 津波の高さ 9.3m以上(相馬観測点) 16.7m(大船渡市白浜漁港・ 痕跡高)

発生年月日	地震名	M	地域	被害状況等
28. 4. 14	平成 28 年 熊本地震	7.3	熊本地方	死者 269 行方不明者 0 負傷者 2,807 建物全壊 8,668 建物半壊 34,718 建物一部破損 162,547 (消防庁 熊本県熊本地方を震源とする 地震 被害報 H30. 8. 14 現在)
30. 6. 18	大阪府北部地震	6.1	大阪府	死者 5 負傷者 454 住家全壊 16 住家半壊 472 住家一部破損 53,751
30. 9. 6	平成 30 年北海 道胆振東部地震	6.7	北海道	死者 41 負傷者 689 住家全壊 156 住家半壊 434 住家一部破損 4,068

## 2 地震の規模と頻度等

マグニチュード (M)	年間地震発生数		規模の分類 *2、*3	地震の概略 (浅い地震の場合) *3	日本周辺での発生頻度 *3	主な地震 世界の地震は1900年以降発生した地震の上位10位 ( USGS (アメリカ地質調査所) ) を掲載 国内の地震は明治以降の死者100名以上の地震または気象庁の命名した地震を掲載 数字はマグニチュード、*はモーメントマグニチュード *4
	日本及びその周辺 2001~2010年の平均回数 ( ) 内は2011年の回数 *1	世界 (USGS (アメリカ地質調査所) M7.9未満は1990年以降の平均回数 M8.0以上は1900年以降の平均回数 *1				
M9程度以上	0 (1)		大地震 (9.0程度以上を超巨大地震と呼ぶことがある)	数100~1000kmの範囲に大きな地殻変動を生じ、広域に大災害・大津波。	数百年に1回程度	1960年5月23日 チリ 9.5* 1964年3月28日 アラスカ湾 9.2* 2004年12月26日 インドネシア、スマトラ島北部西方沖 9.1* 2011年3月11日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」 9.0* 1952年11月5日 カムチャッカ半島 9.0*
M8程度以上	0.2 (0)	1	大地震 (8.0程度以上を巨大地震と呼ぶことがある)	内陸に起これば広域にわたり大災害。 海底に起これば大津波が発生する。	10年に1回程度	2010年2月27日 チリ、マウリ沖 8.8* 1906年2月1日 エクアドル沖 8.8* 1965年2月4日 アラスカ、アリューシャン列島 8.7* 2005年3月29日 インドネシア、スマトラ島北部 8.6* 1950年8月15日 チベット、アッサム 8.6* 2012年4月11日 インドネシア、スマトラ島北部西方沖 8.6* 1957年3月9日 アラスカ、アリューシャン列島 8.6* 1896年8月31日 明治三陸地震 8.2 1994年10月4日 平成6年(1994年)北海道東方沖地震 8.2 1933年3月3日 昭和三陸地震 8.1 <b>1991年10月28日 濃尾地震 8.0</b> 1946年12月21日 昭和南海地震 8.0 2003年9月26日 平成15年(2003年)十勝沖地震 8.0
M7程度以上	3 (8)	17	大地震	内陸の地震では大災害となる。 海底の地震は津波を伴う。	1年に1~2回程度	1923年9月1日 関東地震(関東大震災) 7.9 <b>1944年12月7日 昭和東南海地震 7.9</b> 1968年5月16日 1968年十勝沖地震 7.9 1993年7月12日 平成5年(1993年)北海道南西沖地震 7.8 1983年5月26日 昭和58年(1983年)日本海中部地震 7.7 1994年12月28日 平成6年(1994年)三陸はるか沖地震 7.6 1964年6月16日 新潟地震 7.5 1968年4月1日 1968年日向灘地震 7.5 1993年1月15日 平成5年(1993年)釧路沖地震 7.5 1973年6月17日 1973年6月17日根室半島沖地震 7.4 1978年6月12日 1978年宮城県沖地震 7.4 1927年3月7日 北丹後地震 7.3 1930年11月26日 北伊豆地震 7.3 1995年1月17日 平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 7.3 2000年10月6日 平成12年(2000年)鳥取県西部地震 7.3 2016年4月16日 平成28年(2016年)熊本地震 7.3 1896年8月31日 陸羽地震 7.2 1943年9月10日 鳥取地震 7.2 1972年12月4日 1972年12月4日八丈島東方沖地震 7.2 2008年6月14日 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 7.2 1948年6月28日 福井地震 7.1 1982年3月21日 昭和57年(1982年)浦河沖地震 7.1 1978年1月14日 1978年伊豆大島近海の地震 7.0 1961年8月19日 北美濃地震 7.0
M6程度以上	17 (107)	134	中地震	震央付近で小被害が出る。 Mが7に近いと、条件によって大被害となる。	1年あたり10~15回程度	1963年3月27日 越前岬沖地震 6.9 1974年5月9日 1974年伊豆半島沖地震 6.9 2007年3月25日 平成19年(2007年)能登半島地震 6.9 1925年5月23日 北但馬地震 6.8 <b>1945年1月13日 三河地震 6.8</b> 1984年9月14日 昭和59年(1984年)長野県西部地震 6.8 2004年10月23日 平成16年(2004年)新潟県中越地震 6.8 2007年7月16日 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 6.8 2001年3月24日 平成13年(2001年)茨予地震 6.7 2018年9月6日 平成30年北海道胆振東部地震 6.7 1962年4月30日 宮城県北部地震 6.5 1968年2月21日 えびの地震 6.1
M5程度以上	140 (665)	1319		被害が出ることは少ない。条件によっては震央付近で被害が出る。	1月に10回程度	
M4程度以上	約900		小地震	震央付近で有感となる。 震源がごく浅いと震央付近で軽い被害が出る。	1日に数回程度	
M3程度以上	約3,800			震央付近で有感となることがある。	1日に数10回程度	
M2程度以上			微小地震	震源がごく浅い場合に、震央付近でまれに有感となることがある。	1時間に10回程度	
M1程度以上					1分に1~2回程度	
M0程度以上				人間に感じることはない。	無数に発生している。	
M0程度未満			極微小地震			

\*1 出典：気象庁ホームページ 「よくある質問集」より

\*2 出典：地震調査研究推進本部「用語集「巨大地震」」より

\*3 出典：防災科学技術研究所「地震の基礎知識とその観測」より

\*4 出典：気象庁ホームページ

「1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位」、「過去の地震津波災害(明治以降死者100人以上)」、「気象庁が名称を定めた気象・地震・火山現象一覧」より

## 資料 8 - 7

## 気象庁震度階級

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 資料 8 - 8 長周期地震動階級関連解説表

周期 1.5 秒程度から周期 8 秒程度の揺れが生じる高層ビルを対象として、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4 つの段階に区分した揺れの大きさの指標（長周期地震動階級）と、その様な揺れにより発生する可能性がある被害を記述したものです。

＜長周期地震動階級関連解説表の使用にあたっての留意事項＞

- 1 この資料は、周期 1.5 秒程度から周期 8 秒程度までの高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 2 長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。
- 3 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、顕著な長周期地震動が解析された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 4 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある が(も)いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

### 長周期地震動階級関連解説表 高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級 1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級 2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
	長周期地震動階級 3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
	長周期地震動階級 4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

## 資料 8－9

## 火山に関する情報

### 1 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

#### (1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により住民等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期間（3時間ごと）に発表する。

イ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

#### (2) 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

イ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

#### (3) 降灰予報（詳細）

ア 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

イ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻の市区町村を明示して提供する。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

### 【参考 説明】

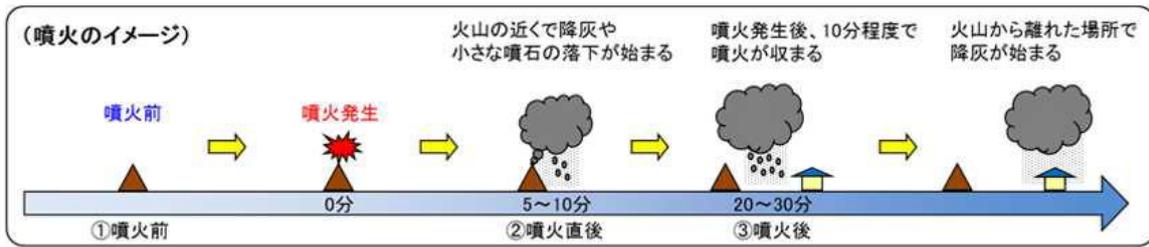
降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

2 降灰時にとるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	自動車	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<b>外出を控える</b>  慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<b>運転を控える</b>  降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ≦1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<b>マスク等で防護</b>  喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<b>徐行運転する</b>  短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある  道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<b>窓を閉める</b>  火山灰が衣服や身体に付着する  目に入ったときは痛みを伴う	<b>フロントガラスの除灰</b>  火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運行不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定



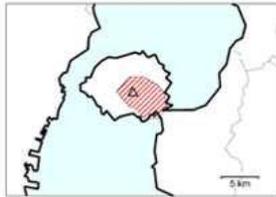
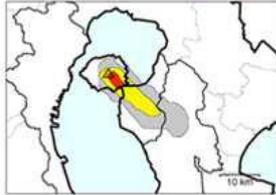
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に表示します



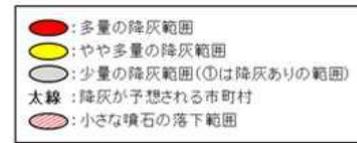
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表します



気象庁 HP 参照 (気象庁 HP 内で「降灰予報発表」で検索)

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/kouhai/jishin/ashfall.html>

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf.html>

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf\\_class.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_class.pdf)



## 資料 8-10 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域等に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

### 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

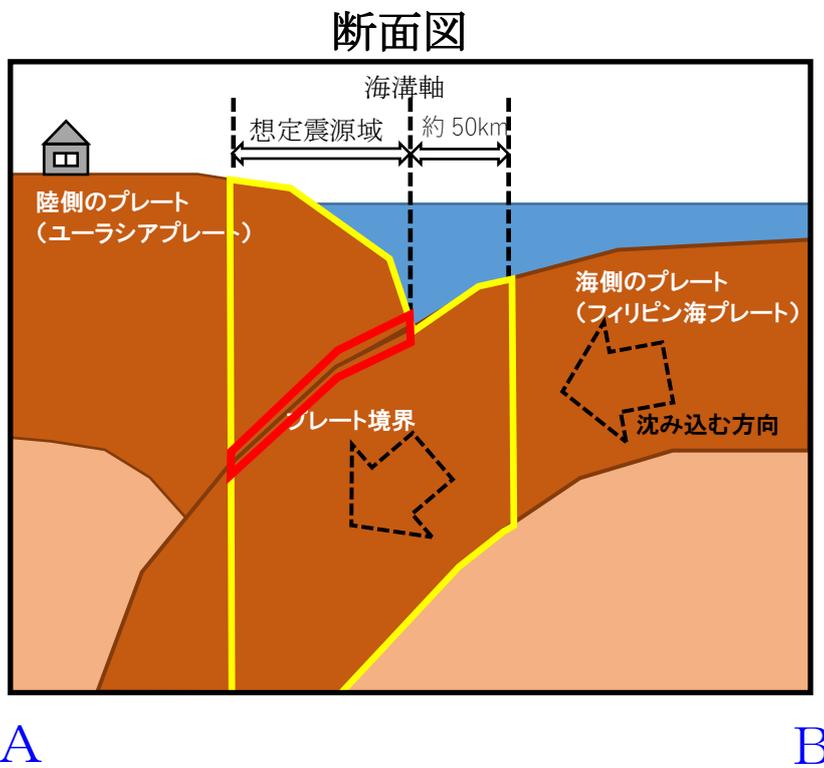
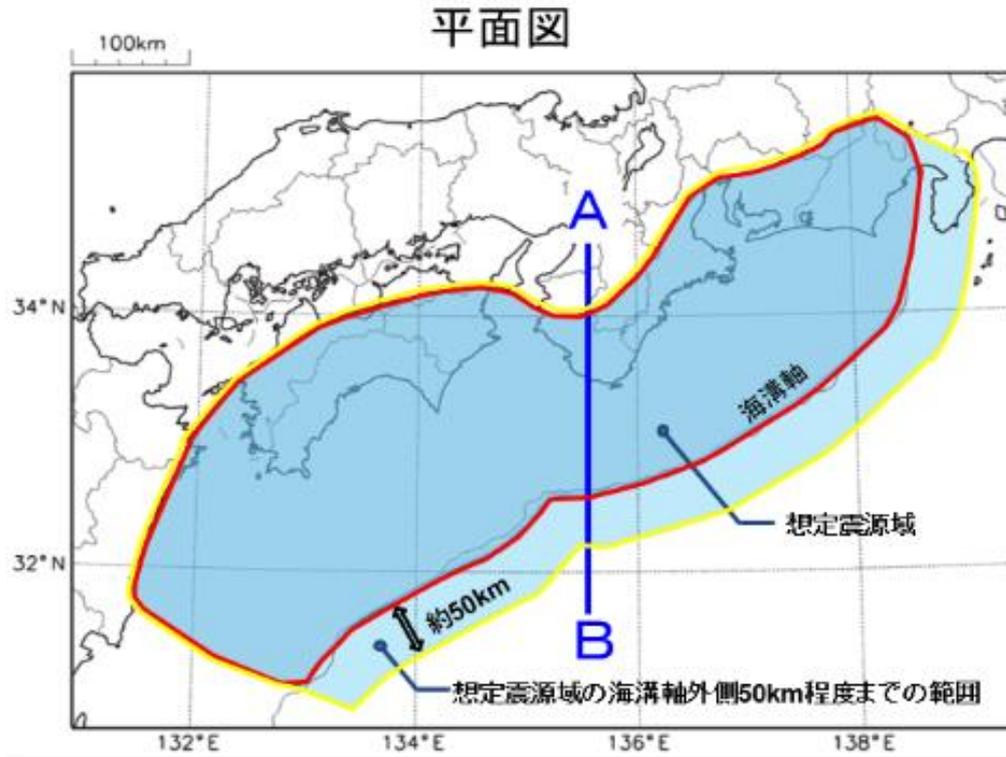
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件  
 情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」等の形で  
 情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30 分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震に関する情報の情報発表対象領域図



# 資料9-1 土砂災害警戒区域等に属する要配慮者利用施設一覧

令和6年4月1日現在

番号	関連施設 名称	所在地	施設の 管理者	施設 分類	土砂災害警戒区域			土砂災害 特別警戒区域		浸水想定 区域
					土石流	急傾斜地 の崩壊	地滑り	土石流	急傾斜地 の崩壊	
1	しなのが丘 病院	下半田川町 1683-8	院長 鬼頭清裕	J		○			○	
2	グループホー ム 悠遊荘	品野町 8-221-1	(有)たつみ	B		○			○	
3	水南保育園	東松山町 155	瀬戸市	A		○			○	
4	瀬戸北保育園	西谷町 84	社会福祉法 人 放光福祉会	A		○			○	
5	水南小学校放 課後児童クラ ブ・放課後学 級	東松山町 154	特定非営利 活 動 法 人 こどもの杜	A		○			○	
6	水南小学校		瀬戸市	M		○			○	
7	老人短期入所 事業 樹の里	紺屋田町 93-106	(社)樹の里	B		○				
	特別養護老人 ホーム 樹の 里									
	グループホー ム 樹の里									
	デイサービス センター 樹 の里									
8	古瀬戸保育園	西拝戸町 16-2	瀬戸市	A		○				
9	瀬戸ひなご幼 稚園	紺屋田町 93-41	(学)神戸学園	K		○				
10	リハビリテー ション颯 せと	萩殿町 3-39	株式会社 RASHIKS	B	○					
11	幡山東小学校	八幡町 455	瀬戸市	M		○			○	
12	もみじの里 かまど炊きご 飯のデイサー ビス	鹿乗町 306	株式会社 名駅都市開 発	B						○
13	品野台小学校	上品野町 1234	瀬戸市	M		○			○	
計	13箇所				0	12	0	0	8	1

関連施設の分類

A：児童福祉施設	G：福祉ホーム	M：生活保護法第38条第2項
B：老人福祉施設	H：精神障害者退院支援施設	から第4項に規定する施設、
C：介護保険施設	I：地域活動支援センター	学校教育法第72条に規定
D：障害者支援施設	J：医療提供施設	する学校施設、その他要配慮
E：障害福祉サービス事業所	K：幼稚園	者に関連する施設
F：身体障害者社会参加支援施設	L：障害児通所支援事業所	

## 資料9-2 瀬戸市消防警防本部設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大規模災害時等に消防本部が応急対策活動を円滑に実施するため、消防警防本部（以下「警防本部」という。）の設置及び運用に関して必要な事項を定める。

(警防本部の設置)

第2 消防長（夜間・休日は消防署当直責任者以下「消防長等」という。）は、瀬戸市内において大規模な災害、集団災害等が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、速やかに警防本部を設置する。

2 警防本部は、原則として消防対策室に置き、総務課、予防課及び通信指令室グループで構成する。

3 警防本部は、消防が行う応急対策活動を統制するとともに、現場指揮本部の活動を支援する。

4 消防長等は、警防本部を設置したときは、市災害対策本部【未設置の場合は市危機管理課（以下「対策本部等」という。）】へ連絡する。

5 市災害対策本部が設置された場合、市災害対策本部運営要綱第6条の規定に従い、消防本部を消防部として、部内に消防統制班及び消防活動班を置き、消防統制班を警防本部と規定する。

6 前項の要綱第7条に規定する総務チームを警防本部内に設置することとし、別表で定める。

(警防本部の組織)

第3 警防本部の本部長は、消防長とし、警防本部の事務を総括するとともに、警防本部の職員を指揮監督する。

2 警防本部の副本部長は、消防次長とし、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 警防本部を設置した場合は、警防本部体制とし、別表に定める職員を配置するものとする。（第1号招集の1～第1号招集の5）

4 本部長は、対策活動上必要と認めるときは、消防団本部員（団長、副団長等）及び前項に規定する者のほか関係職員を配置するものとする。（第2号招集～第4号招集）

(所掌事務等)

第4 本部長は、警防本部の事務を分掌させるため、災害等の状況に応じ、次に掲げる担当を置き、それぞれに責任者を配置することとし、各担当に配置された職員は、担当の所掌事務及び指揮者の指示に基づき業務に従事するものとする。

## 1 総務課

- (1) 統制担当
- (2) 部隊運用担当
- (3) 部隊動態担当
- (4) 情報伝達担当
- (5) 被害集計入力担当
- (6) 物資調達担当
- (7) 危機管理担当
- (8) 現地調整担当

## 2 予防課

- (1) 広報調査担当
- (2) 災害情報担当
- (3) 病院調査担当

## 3 通信指令室グループ（通常業務を除く。）

- (1) 通信担当
- (2) 通報処理担当

（休日、夜間における警防本部の設置）

第5 消防長等は、休日、夜間等で警防本部要員が速やかに確保できない場合、警防本部要員が到着するまでの間、消防署の要員を活用して警防本部の設置及び運営を行う。

2 警防本部が設置された場合、警防本部と消防署間で情報を確実に共有するため、消防署に所要の担当を配置する。

（警防本部の廃止）

第6 本部長は、次の事項に該当するときは、警防本部を廃止する。

- (1) 災害応急対策等の必要がなくなると認めたとき。
- (2) 消防現場指揮本部等による活動で処理することが適切と認めたとき。
- (3) その他警防本部の活動の必要がなくなると認めたとき。

2 消防長等は、警防本部を廃止したときは、速やかに市危機管理課に連絡する。

（雑則）

第7 この要綱に定めるもののほか、警防本部の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 2日から運用する。

附 則

この要綱は、平成20年 9月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成29年 8月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、平成30年 5月 1日から運用する。

附 則

この要綱は、令和 元年 6月12日から運用する。

(災对本部要綱との整合、総務チーム規定、署の位置付け変更)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から運用する。

(消防本部2課制に伴う語句の整理)

資料9－3

# 瀬戸市震災対策消防計画

瀬戸市消防本部

# 瀬戸市震災対策消防計画 目次

## 第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針等	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成	1
4 用語の定義	1
5 地震の想定	2
6 震災対策計画の見直し及び変更	2
7 その他	2
第2章 瀬戸市震災対策消防計画の体系図	3

## 第2編 事 前 対 策

第1章 消防力の強化	4
第1 消防水利、調査、車両の整備	4
1 消防水利の整備、確保 2 車両の整備 3 資機材の整備	
4 受援体制の確立 5 庁舎の耐震化、非常電源の確保 6 救急救命士の配置	
第2 情報収集体制の確立	5
1 119番の受信 2 愛知県高度情報ネットワーク 3 消防用高所監視カメラ	
4 名古屋市消防航空隊等のヘリコプター 5 広報車等 6 参集職員 7 消防団員	
8 災害出動消防隊等 9 災害対策本部	
第3 職員用食料等の備蓄	6
1 食料の備蓄等 2 燃料の確保 3 予備服等の確保	
第4 訓練及び教育の実施	6
1 消防職員の教育訓練 2 消防団の教育訓練	

第5 地域・事業所における防災力強化	7
1 住民に対する指導    2 事業所に対する指導	
第6 防火対象物等の防災体制の推進	8
1 防火管理体制の推進    2 予防査察の強化    3 消防用設備等の設置及び維持管理の促進	
第7 危険物施設等に対する指導	8

## 第2章 計画の作成

第1 震災時組織計画	8
第2 動員計画	9
1 勤務外職員の動員    2 参集者の輸送計画    3 部隊編成計画	
4 火災防ぎょ計画    5 部隊運用計画    6 救助・救急計画    7 支援業務計画	

# 第3編 災 害 応 急 活 動

## 第1章 災害応急活動体制の確立

第1 消防警防本部の設置	12
1 設置基準    2 警防本部の設置    3 警防本部設置後の措置    4 警防本部の縮小、廃止	
第2 職員の動員	12
1 非常招集の発令    2 参集場所    3 参集要領    4 参集途上の措置	
第3 初動措置	14
1 共通事項    2 消防本部    3 消防署所    4 通信指令室    ・休日・夜間の本署当直責任者等の任務	
第4 情報の収集と伝達	15
1 情報収集・伝達の基本    2 情報収集要領    3 情報伝達要領	

## 第2章 災害応急活動

第1 活動方針	18
1 消火活動の優先    2 救助・救急活動    3 避難者の安全確保	
第2 消防隊等の運用	18
1 通信班運用    2 警防本部長運用	
第3 消火活動要領	20
1 出場の時期    2 出場報告    3 出場途上の措置    4 水利部署    5 放水口数及び筒先部署等	
6 消火活動の心得    7 転戦要領    8 延焼防止要領    9 避難経路・避難所の防御要領	
第4 救助・救急活動要領	24

1 人命救助・救急活動の原則	2 救助・救急の活動体制	3 救助・救急の現場活動要領	
4 仮救護所の設置			
第5 広域応援要請	26		
1 応援要請基準	2 応援要請先等	3 応援要請時の通報内容	4 応援隊の受入
5 応援隊の引き上げ指示			
第6 消防用緊急車両の通行確保	28		
1 消防吏員による措置命令	2 措置命令に係る通知		
第3章 避難勧告・指示	29		
1 避難勧告・指示の要請基準	2 避難勧告・指示の実施報告		
第4章 広報活動	30		
1 広報部隊	2 地震発生直後の広報	3 時間経過後の広報	4 広報文の作成
別表第1	32		
別表第2	33		
別記様式(表)	34		
別記様式(裏)	35		

## 第4編 警戒宣言発令対応

第1章 警戒活動体制の確立	36		
第1 「東海地震観測情報」が発表されたときの体制	36		
1 職員への伝達要領	2 消防業務		
第2 「東海地震注意情報」が発令されたときの体制	36		
1 職員への伝達要領	2 職員の動員	3 警防本部の設置	
4 消防本部会議の開催	5 消防業務	6 消防署・分署の消防隊等の編成	7 部隊の編成要領
第3 「警戒宣言」が発令されたときの体制	37		
1 職員への警戒体制伝達要領	2 警防本部の継続設置	3 職員の動員	

第2章 各種情報の収集・伝達	38
1 情報の収集要領	38
2 情報の優先順位等	38
第3章 警戒活動	39
第1 警戒広報	39
1 重点的に実施する場所 2 広報実施上の留意事項 3 広報隊の発災時の措置	
第2 密集地等への重点警戒	41
第3 事業所への対応	41
第4 消防水利の確認	42
第5 緊急消防援助隊等の受け入れ準備	42

# 第1編 総則

## 第1章 計画の目的・方針等

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）に基づき、大規模な地震災害に対処するため、計画的な防災対策を実施し、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、瀬戸市地域防災計画「地震対策計画」の消防部細部計画として位置付ける。

### 3 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

第1編 「総則」

第2編 「事前対策」

第3編 「災害応急対応」

第4編 「警戒宣言発令対応」

### 4 用語の定義

本計画における用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 南海トラフ地震に関連する情報

ア 南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

イ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

ウ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

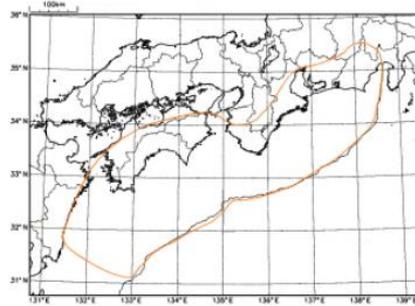
※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象で、具体的には次のとおり。

○ 気象庁が調査を開始する対象となる現象

- ・ 想定震源域（※2）内でマグニチュード7.0以上の地震が発生
- ・ 想定震源域（※2）内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計（※3）で当該地震に対応するステップ状の変化（※4）以外の特異な変化を観測

- ・ 1カ所以上のひずみ計（※3）で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計（※3）で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- ・ その他、想定震源域（※2）内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域；下図に示す南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）



※3：ひずみ計；当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用。

※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化

## (2) 警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき行われる地震予知で、異常が確認された場合、被害を最小限に抑えるために内閣総理大臣から発令される宣言。現時点では対象が東海地震に限られている。（東海地震に関連する情報は、南海トラフ地震に関連する情報の運用開始をもって発表しない方針が確定済み。今後の対応等について、平成29年11月現在検討中）

## 5 地震の想定

瀬戸市地域防災計画の「地震対策計画」と同じ。

## 6 瀬戸市震災対策消防計画の見直し及び変更

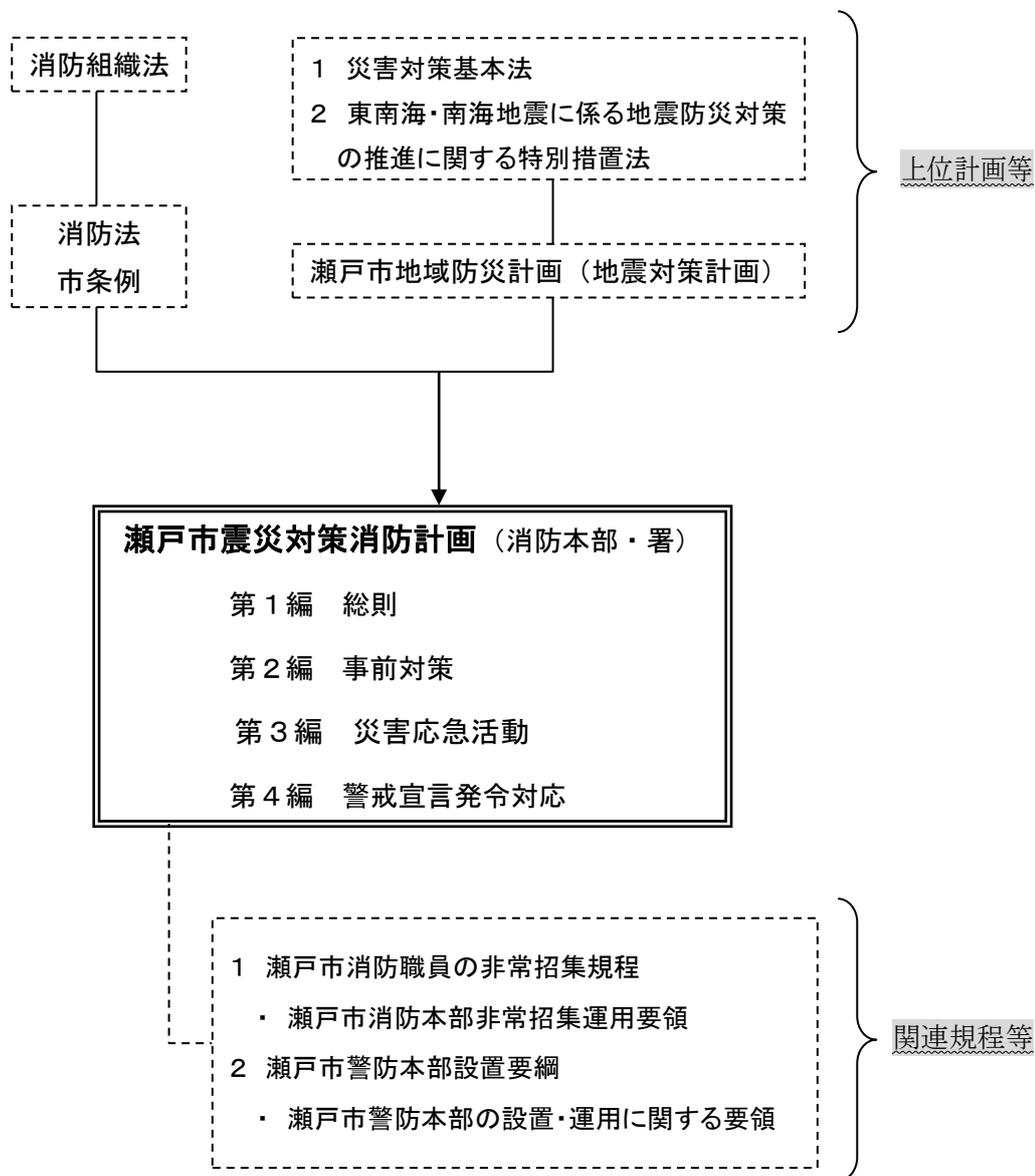
瀬戸市地域防災計画の変更や、当該計画に基づく訓練の検証結果踏まえ、見直しを行う。

## 7 その他

- (1) 平成16年3月4日 第3編施行
- (2) 平成19年5月8日 第1編、第2編、第4編施行
- (3) 平成29年2月3日 第3編一部改正（出動部隊数変更等）
- (4) 平成30年4月1日 招集区分の変更に伴う全体の改正、第4編の改正等
- (5) 令和4年4月1日 愛知県防災航空隊から名古屋市消防航空隊へ名称変更に伴う全体の改正、第3編 別表第2一部改正（車両配置場所の変更）、第4編第1章一部改正（本部会議の構成員の変更）

## 第2章 瀬戸市震災対策消防計画の体系図

瀬戸市震災対策消防計画の位置付けについては、下図に示すとおり。



## 第2編 事前対策

### 第1章 消防力の強化

#### 第1 消防水利、調査、車両の整備

第6次瀬戸市総合計画に示される将来の都市像における「地域に住まう市民が自立し支え合い、笑顔あふれるまち」の実現を目指し、震災事前対策の確立を図るため、次により整備を図る。

##### 1 消防水利の整備、確保

###### (1) 防火水槽の整備

地震時の消防水利確保のため、公用地を基本に市街地等に分散して耐震性防火水槽の設置に努めるとともに、既設水槽の耐震化及び補修を進める。

なお、年度別の設置・補修等計画については第6次瀬戸市総合計画「中期事業計画」で別に定める。

###### (2) その他の消防水利の確保

###### ア 河川、池等の活用

防火水槽整備のほか河川、池等で消防隊が常時取水可能な場所を消防水利に指定する。

###### イ 都市づくりと一体となった消防水利の整備

一定規模以上の宅地開発に伴う防火水槽の設置指導を行うほか、土地区画整理事業等の工事とリンクして効率的に設置するとともに、公共建築物については、新築、改築時に防火水槽設置等の事前協議を行い、事業者と行政が一体となった消防水利の整備を進める。

##### 2 車両の整備

地震による同時多発災害に対応するため、第6次瀬戸市総合計画「中期事業計画」に基づき、順次更新及び活動が容易な車種に変更する。

##### 3 資機材の整備

###### (1) 消防署・分署

地震時に想定される火災・救助事案に対応できるよう消防車両及び事務車両に、下記資機材を直ちに積載できるよう資機材の整備を図る。

消防車両	ホース65ミリ15・50ミリ10、バール2、のこぎり2 鉄線カッター1、救急外傷セット、毛布10
事務車両	ホース65ミリ10・50ミリ15、小型動力ポンプ1、筒先1 バール2、のこぎり2、鉄線カッター1、毛布10

(2) 消防団

消防団詰所に、地震時の救助活動が行えるよう地域防災計画資料「災害対策用備蓄資材等」のほか、地震対策用資機材として増強配備する。

地震対策用資機材（増強）		地域防災計画で定める資機材（参考）	
照明装置（発電機含む。）	一式	バール	20本
強カライト	2基	のこぎり	20本
斧	3本	鉄線カッター	3本
皮手袋	5組	応急処置セット	1組
防塵めがね	5組	30mロープ	2本
防塵マスク	10個	（救助用）	
ジャッキ	2式		
とび口	5本		

4 受援体制の確立

(1) 県内広域消防相互応援協定に基づく受援体制

瀬戸市緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）を準用し、要請後の受援が円滑、迅速に実施できるようにする。

(2) 緊急消防援助隊の受援体制

受援計画に基づく訓練を行い、検証し受援が円滑、迅速に実施できるようにする。

5 庁舎の耐震化、非常電源の確保

消防庁舎は、平成12年度に現行基準の耐震補強工事を完了している。非常用発電機の燃料は、10日以上必要量を常時確保する。

6 救急救命士の配置

同時多発災害時に、高度救命処置が行えるよう各救急隊に常時1名以上の気管挿管及び薬剤投与認定救急救命士が常務できるよう計画的に増員を図り、救命効果の向上を図る。

なお、認定救急救命士の配置計画については、愛知県の資格認定講習の実施にあわせ、年度ごとに計画する。

第2 情報収集体制の確立

1 119通報の受信

瀬戸市消防警防本部設置要綱（以下「警防本部設置要綱」という。）で定めている「災害受信票」を活用した訓練を3月/1回を目処に実施し検証する。

2 愛知県高度情報ネットワーク

通常の情報収集方法と同様であるが、瀬戸市消防警防本部（以下「警防本部」という。）への伝達方法を訓練等で確立する。

3 消防用高所監視カメラ

監視範囲を区分化し、災害規模を区分ごとに均一かつ迅速に確認できるよう定めておく。

4 名古屋市消防航空隊等のヘリコプター等

年間の合同訓練に震災における情報の発信、収集訓練を盛り込み円滑化を図る。

#### 5 広報車等

災害発生状況等の情報収集及び効率的な広報を実施するため、ルートを決めておく。→ルート図の作成

#### 6 参集職員

非常招集者からの情報提供方法、警防本部の情報集約及び整理分析方法並びに各班への伝達要領を徹底しておく。→非常招集訓練の実施

#### 7 消防団員

各分団長等から各地区における被害情報の収集を義務化し、情報収集体制の強化を図る。→瀬戸市消防団震災活動マニュアル

#### 8 災害出動消防隊等

必要な情報項目を様式等で定め、各消防隊が同一の情報を迅速に収集及び発信できるようにする。

#### 9 瀬戸市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）

市全体で危機対応訓練を定期的実施し、情報の提供、集約、整理分析が円滑に実施できるようにする。

### 第3 職員用食料の備蓄等

#### 1 食料の備蓄等

##### (1) 食料の備蓄

地震時の災害応急活動の長期化に備え、消防職員用の非常食をおおむね3日分を消防署所へ備蓄する。

##### (2) 応急炊飯用器材の整備

電気、ガス、水道等のライフライン途絶に備え、応急炊飯器材を整備する。

#### 2 燃料の確保

消防車両の燃料確保は、軽油500リットルを本署敷地内に備蓄している。

#### 【参考】

災害時の優先給油について18店舗のガソリンスタンド（愛知県旭石油商業組合東尾張連合会第一地区）と契約を結んでいる。（平成30年4月1日現在）

#### 3 予備服等の確保

職員は、地震時における消防活動に備え、活動服等の予備を確保しておく。

### 第4 訓練及び教育の実施

#### 1 消防職員の教育訓練

発災時の迅速な初動体制が図れるよう定期的に訓練を実施する。

##### (1) 初動措置訓練

本計画に基づく訓練

##### (2) 図上訓練

- ア シミュレーション訓練
- イ その他必要な図上訓練
- (3) 現場訓練
  - 「消防訓練要領」による訓練
- (4) 総合訓練
  - ア 総合訓練
  - イ その他必要な総合訓練

## 2 消防団の教育訓練

地震時に公設消防力と協同する消防力として、消防団員に必要な知識・技術を習得させる。

- (1) 消防団初級研修
- (2) 地域防災訓練前の指導者訓練
- (3) 災害対応に関する定期訓練

## 第5 地域・事業所における防災力の強化

### 1 住民に対する指導

#### (1) 住宅防火診断

あらゆる機会を利用し、住宅防火診断を積極的に行い、火災危険について自覚させ防火意識を高める。

#### (2) 救命講習の実施

定期的に開催する救命講習を始め、自治会又は町内単位での受講を案内し、応急処置能力を身につけ、市民等の救命率を高める。

### 2 事業所に対する指導

#### (1) 事業所における自助体制の確立

震災時に発生が予想される同時多発火災や、倒壊建物からの救出事案に対し、行政が対応しきれない場合の自衛消防組織等の設置を指導する。

#### (2) エレベーター

エレベーターの閉じ込め事案が多発した場合の対応マニュアル作成を指導する。

### 3 地域と事業所の連携強化

各地域に点在する事業所に対し、通常時から地域とのつながりを構築し、災害時には地域住民に向けた各種活動及び施設等の提供について指導する。

また、当該事業所の活動等に関する情報について地域住民への周知を図るなど、連携強化を促進する。

## 第6 防火対象物等の防災体制の推進

### 1 防火管理体制の推進

対象建物の防火管理者の選任及び消防計画における消防訓練を実施し、事前対策を徹底するとともに、計画の中に震災対策等を盛り込むよう指導する。

### 2 予防査察の強化

予防査察を実施し、違反是正をするとともに、消防法等に規定された消防用設備等の違反是正、維持管理及び適正な運用、防火管理制度等の円滑な推進を図るとともに、消防計画・予防規程及びその他計画に基づく消火・避難訓練等及び緊急対策の実施について指導強化する。

### 3 消防用設備等の設置及び維持管理の促進

初期消火や延焼を阻止するため、消防用設備等の設置及び維持管理を徹底し、災害に備える。

## 第7 危険物施設等に対する指導

地場産業の性格に伴い、危険物施設や液化石油ガス施設（以下「LPG施設」という。）が多く、事故が発生すれば周辺の住宅地域にも多大な被害が予想される。

事前対策として、瀬戸市地域防災計画「危険性物質防災計画」によるほか、地震発生時の対応策を含んだ予防規程（防災計画、その他）中に次の事項を盛り込むとともに、地震発生時の行動を、従業員が確実にできるよう定期的に立入検査し、管理者等を指導する。

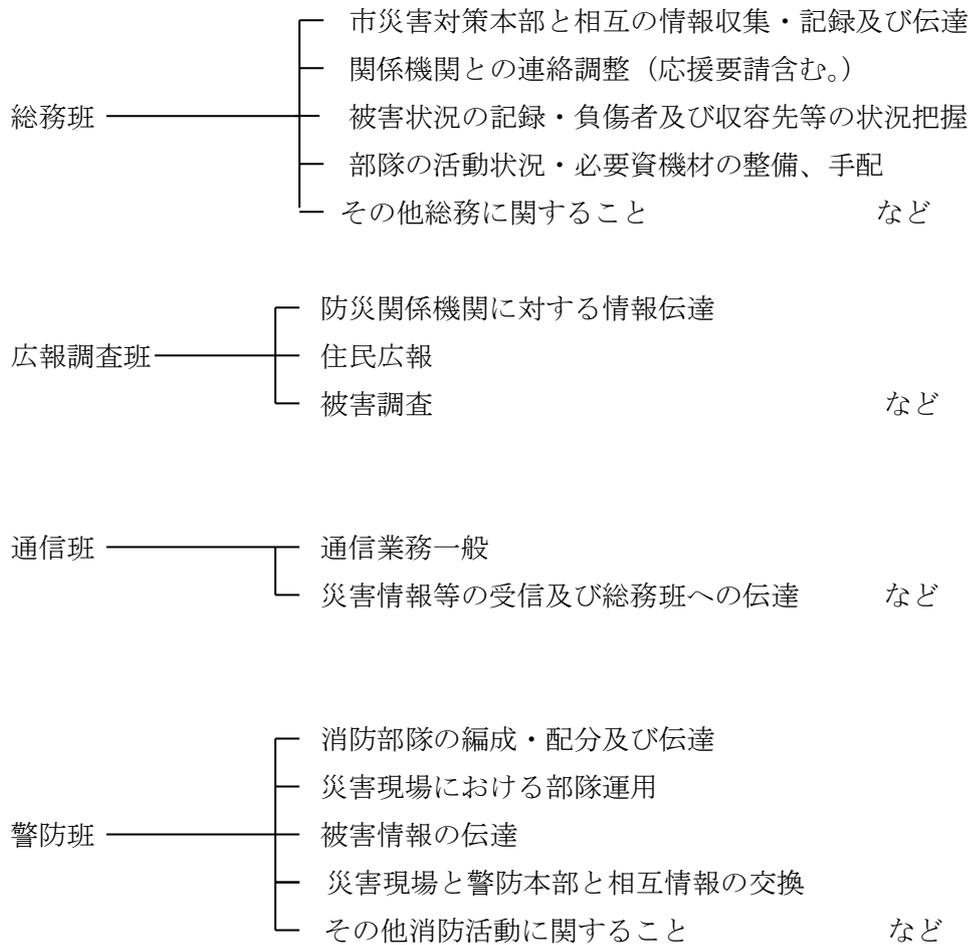
なお、毒劇物施設についても同様とする。

- 1 夜間休日の自衛消防組織等の応急措置
- 2 夜間休日の参集要領
- 3 地震発生時の装置、作業の停止
- 4 災害発生時の情報連絡方法

## 第2章 計画の作成

### 第1 震災時組織計画

次のとおり組織することとし、詳細は瀬戸市警防本部設置要綱等で規定する。



### 第2 動員計画

#### 1 勤務外職員の動員

勤務外職員の動員については、瀬戸市非常招集規程等で規定する。

#### 【参考】

参集方法別の1時間あたりの距離	
徒歩	4キロメートル
自転車	15キロメートル
オートバイ	25キロメートル

#### 2 職員の輸送計画

輸送車両の走行可能な道路を事前選定し、輸送計画を立てる。

また、幅員8メートル以上の道路のルート図を作成する。

【不足した場合の車両を調達する場所】

- ・ 市役所本庁 ……………バス等・トラック等
- ・ クリーンセンター ………トラック等
- ・ リサイクルセンター…………トラック等

### 3 部隊編成計画

- (1) 発災当初は、部隊数の確保に重点を置き必要最低人員で部隊を編成することとし、時間経過による被災状況の明確化、隊員の招集状況等により、追って各部隊への増員強化及び増隊を図る計画を作成する。
- (2) 策定した計画の有効性について検証する。

### 4 火災防ぎょ計画

震災時における消火活動上必要な事項を定める計画を策定し、以下の各種情報を表示した基本図を作成する。

- (1) 防災資機材の配置場所
- (2) 震災時に通行可能な道路及び幅員、地盤、家屋の倒壊等による交通障害予測
- (3) 震災時に使用可能な水利  
耐震性防火水槽、指定水利、受水槽、未指定水利等
- (4) 住民の避難場所、避難経路
- (5) 重要対象物
  - ア 食料、生活物資施設
  - イ 病院、医院
  - ウ 変電所、ガス製造所・販売所、浄水場（ライフライン関係）
  - エ 公共施設等の災害対策の中核となるもの
- (6) 大量危険物貯蔵所等（液化石油ガス含む。）
- (7) 延焼阻止線  
木造密集地等が大火災となった場合に有効と予想される延焼阻止線

### 5 部隊運用計画

特に、同時多発火災対応を最重要事項と位置付け、人命救助及び延焼阻止を優先した効率的な消防力運用が可能となる計画を策定する。

- (1) 計画に基づき、各種事態を想定した運用要領を作成する。
- (2) 一つの火災に出場できる部隊が限られるため、計画区域を設定する。
- (3) 木造建物密集地域、延焼拡大の危険性が高い地域等を把握し、優先的に出場する地域及び消防活動上の留意事項を定める。

### 6 救助・救急計画

救助及び救急要請が同時多発し、消防機関のみで対応不可能となる状況を想定し、各事業所の自衛消防隊、防火防災委員を中心とした地域住民、共同住宅や店舗等の各防火対象物による自衛組織等による「自助、共助」を推進するとともに、限られた救急資源の有効活用が可能となる計画を作成する。

- (1) 基本図を作成する。
  - ア 救急車の配置場所
  - イ 震災時の通行可能道路

- ウ 住民の避難場所、避難路
- エ 多数の者が出入りする高層建築物（エレベーターの有無含む。）等の位置
- オ 鉄道
  - 脱出口、進入口の表示
- カ 高速道路等
  - ランプ、進入・脱出口の表示
- キ 仮救護所予定場所
  - 雨天、季節も考慮し公園・広場も表示
- ク 病院、医院等医療機関
- ケ 保健所、支所

(2) 救助・救急活動計画を作成する。

- ア 救助隊、救急隊の出場管区
- イ 仮救護所の設置要領
  - 住民、医療機関等の協力を想定したものとする。
- ウ 搬送手段、搬送予定病院
  - 医療機関との連携体制がとれたものとする。
- エ 救助・救急活動上の留意事項

7 支援業務計画

災害の長期化に備え、物資等の調達先の一覧表を作成する。  
なお、その他の物資等について市防災部局と調整する。

- (1) 小型動力ポンプ等の動力
- (2) 燃料
- (3) 消火剤（泡、粉末等）
- (4) ホース
- (5) 救急用資器材
- (6) 救助器具
- (7) 食料、飲料
- (8) 調理器具（燃料含む。）

## 第3編 災害応急活動

### 第1章 災害応急活動体制の確立

#### 第1 消防警防本部の設置

安全かつ効率的な災害応急活動体制を確立するため、消防長（以下「警防本部長」という。）は次により消防警防本部（以下「警防本部」という。）を設置する。

##### 1 設置基準

- (1) 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき
- (2) 前記1にかかわらず、震災（地震による多発火災・救助・救急事象）が発生し、又は発生するおそれがあると認めたとき

##### 2 警防本部の設置

警防本部設置要綱に基づき警防本部を設置する。

なお、警防本部設置の発令は、通信指令室長またはその代行者（以下「通信指令室長等」という。）が無線一斉指令と庁内放送をもって行う。

##### 3 警防本部設置後の措置

職員は、警防本部設置と同時に平常業務を停止し、災害応急活動体制の早期確立に努める。

##### 4 警防本部の縮小、廃止

警防本部長は、次により警防本部を縮小または廃止する。

- (1) 災害対策本部が廃止されたとき
- (2) 消防における災害応急活動がおおむね完了したと認めるとき

#### 第2 職員の動員

瀬戸市消防職員の非常招集規程に定めるもののほか、次のとおり動員する。

##### 1 非常招集の発令

震度5弱以上の地震発生（または警戒宣言の発令）に伴う非常招集は、警防本部長の事前命令としてこれを省略し、それ以外により非常招集を行う場合は、原則として、通信指令室長等からの順次指令及び無線一斉指令とする。

##### 2 参集場所

招集対象者の参集場所は、原則として勤務署所とする。

ただし、警防本部長が事前に参集場所を指定した者は、当該指定場所とする。

##### 3 参集要領

###### (1) 服装

参集時の服装は私服とし、必要に応じてヘルメット及び手袋等の保安用具を着用する。

###### (2) 携行品

各自が携行すべき品目等は、下表に示すものを基準とする。

	品 目	数 量
1	メモ帳・筆記用具	1式
2	懐中電灯	1:夜間参集時

3	携帯ラジオ	1
4	活動服	適宜:着替え用
5	下着	適宜:着替え用
6	非常用食料	2食分
7	水筒	1(ペットボトル可)
8	受令機	配備職員に限る

### (3) 参集手段

参集手段は、自転車、オートバイ又は徒歩によることを原則とするが、一刻も早く参集できるように道路状況等に応じ自家用車の使用も考慮する。

また、平素から安全、確実な複数の参集経路を各自で選定しておく。

## 4 参集途上の措置

### (1) 情報収集・報告

参集途上における災害発生状況、道路状況、水利状況及び市民の動向等の情報をできる限り収集する。

ア 情報は、必ずメモをとる。

イ 通行人等からの伝聞情報や視認情報を得た場合は、必ず自分で確認する。

ウ 収集した情報は、参集後、緊急な事案は断片的でも速やかに通信班へ、その他の事案は所属ごとに可能な限り集約して通信班又は総務班（被害集計担当）へ報告する。

### (2) 災害現場に遭遇した場合の対応

#### ア 火災現場

##### (ア) 自力消火が可能な場合

小火の場合は、付近住民を指揮し、各家庭や事業所、街頭設置等の消火器を使用し、またはバケツリレーなどにより積極的に消火活動を実施する。

なお、これらの活動が活発化して鎮火の目途が立った時点で、事後の対応を住民のリーダー等に任せ、参集署所へ向かう。

##### (イ) 自力消火が不可能な場合

(ア) に準じて、付近住民に対して可能な範囲での延焼阻止活動を指示した後、参集署所へ急行し通信班へ火災事案の報告を行う。

#### イ 救助現場（要救助者の発見）

負傷者や倒壊家屋の下敷きになった者がいる場合、容易に救出できる場合は救出活動を行う。

ただし、救出に時間を要する場合は、要救助者の生命に危険がある場合等の特別の事情がない限り、付近住民に任せ、参集場所へ急行して通信班へ救助事案の報告を行う。

### 第3 初動措置

相当の地震動を伴った地震が発生した場合、または警防本部の設置が発令された場合、直ちに次に掲げる初動措置をとると同時に、警防本部各班・担当を設置して応急活動体制を整える。

なお、地震発生直後は、即座に震度階を判別することは困難と思われるので、初動措置はあくまでも各所属の責任者により積極的に行う。

#### 1 共通事項

- (1) 出火防止措置（初期消火含む。）
- (2) 消防庁舎、職員の被災状況の確認・把握
- (3) 落下、転落危険物の防護措置
- (4) 活動の支障となる散乱物等の排除

#### 2 消防本部の措置事項

- (1) 消防対策室への関連資機材、計画書等の設置
- (2) 初期情報の収集、集約
- (3) 災害対策本部、関係機関等への連絡
- (4) 車両等燃料、食糧、飲料水の確保
- (5) その他必要な事項

#### 3 消防署所の措置事項

- (1) 消防庁舎・車両・職員の被災状況の確認と必要な措置  
※ 庁舎・車庫の倒壊危険等が生じた場合は、直ちに消防車両を屋外へ移動する。
- (2) 無線及び有線電話の試験（通信指令室が実施する試験への応答）
- (3) 出動体制の確立  
下表による積載資機材の増強を行う。

消防車両	ホース65ミリ15・50ミリ10、バール2、のこぎり2 鉄線カッター1、救急外傷セット、毛布10
事務車両	ホース65ミリ10・50ミリ15、小型動力ポンプ1、筒先1 バール2、のこぎり2、鉄線カッター1、毛布10

☞ 水防用資機材も最大限活用する。

- (4) 消防署所周辺の被害状況の把握
- (5) 付近住民への対応  
仮救護所を開設する等の一時的な対応を原則とし、避難を目的とした住民には付近の指定避難所等を案内すること。
- (6) 非常電源の確保（自家発電装置の機能点検と燃料確保） ※ 分署のみ
- (7) 参集者の受付体制の確立（非常招集簿の設置等）
- (8) 情報連絡・部隊編成担当者（残留要員）の指定
- (9) その他必要な事項

#### 4 通信指令室の措置事項

- (1) 通信指令施設の機能確認
- (2) 無線及び有線電話の機能確認
- (3) 消防用高所監視カメラによる災害情報の収集
- (4) 非勤務者の招集指令（震度4以上から震度5弱未満時の招集及び災害が発生した場合）
- (5) 災害受信表の準備
- (6) 非常電源の確保（自家発電装置の機能点検と燃料確保）
- (7) 愛知県高度情報ネットワークシステム、テレビ及びラジオ等からの地震情報の収集
- (8) その他必要な事項

#### 休日・夜間における本署当直責任者等の任務

警防本部要員（所要の総務班要員）または通信指令室長を含む所要の通信班要員が参集するまでの間、本署当直責任者と指揮担当は次に掲げる任務を、情報管理室において行う。

- (1) 被害情報及び災害情報の収集・整理（通信班の支援）
- (2) 消防部隊の運用と活動状況の把握
- (3) 災害活動方針の決定並びに各種情報の警防本部長への報告
- (4) 署所の手持ち隊数の把握
- (5) 消防庁舎等の被災状況の把握
- (6) 警防本部（総務班・広報調査班）の開設準備
- (7) その他必要な事項

#### 第4 情報の収集と伝達

総合的な状況判断と効率的な部隊運用を図るため、あらゆる手段を活用して、火災、その他の災害発生状況等の情報収集・伝達活動を実施する。

##### 1 情報収集・伝達の基本

###### (1) 情報の種類

情報は、次の4種類に区分して取り扱う。

	種 別	内 容（例）
1	地震情報	・ 気象庁等からの地震に関する情報（テレビ・ラジオ活用） ・ 愛知県高度情報ネットワークシステムによる地震に関する情報
2	災害情報	・ 負傷者、要救助者、行方不明者及び死者に関する情報 ・ 火災の発生 ・ 建物（住家・非住家）の損壊 ・ 崖の崩壊 ・ 主要道路及び橋梁の損壊、陥没、建物及び工作物の倒壊等による交通障害

		・その他必要な情報
3	警防情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁舎の損壊、車両（部隊）出動の可否及び通信指令施設の障害</li> <li>・職員の動員状況及び消防隊等の編成状況（署所の手持ち隊数）</li> <li>・消防隊等及び消防団の活動状況</li> <li>・その他必要な情報</li> </ul>
4	本部情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部からの情報</li> <li>・避難勧告・指示に関する情報</li> <li>・その他必要な情報</li> </ul>

(2) 収集項目と優先順位

情報の収集項目と優先順位に配慮し、人命安全上又は部隊運用上重要な情報は時機を失することなく担当班等に伝達する。

なお、情報収集・伝達の優先順位は別表第1に示すものを原則とする。

(3) 情報収集・伝達体制

ア 情報収集担当と情報伝達の流れは、下表に示すものを基本とする。

情報の区分	収集担当（伝達先）	その後の情報の流れ
地震情報	<b>① 優先順位1位情報は通信班</b> <b>② 優先順位2・3位情報は、通信班又は総務班</b> （通信班の人員体制が整うまでは、指揮隊及び総務班が支援）	⇒総務班（統制担当）⇒警防本部長 ⇒広報調査班
災害情報		⇒総務班（被害集計担当）⇒警防本部長 ⇒広報調査班
警防情報		⇒総務班（統制担当）⇒警防本部長 ⇒広報調査班
本部情報		⇒通信班⇒警防本部長⇒広報調査班

イ 情報の収集は原則として通信指令室で、情報の集約（総務班）は情報管理室において行うものとする。

2 情報収集要領

119番通報により入手する災害情報のほか、各班は、あらゆる手段を講じて必要な情報を収集する。

(1) 高度情報ネットワークシステム等

高度情報ネットワークシステム、テレビ及びラジオ等あらゆる手段で地震情報を収集する。

(2) 消防用高所監視カメラ

管内全域を巡回監視し、白・黒煙の上昇地点の確認を行うとともに、建物の損壊状況その他の災害情報を収集する。

(3) 名古屋市消防航空隊

名古屋市消防航空隊へ偵察飛行を要請し、上空から災害・警防情報を収集する。

(4) 参集職員

参集職員は居住地域及び参集途上の災害・警防情報を収集する。

(5) 消防団員

消防団員は居住地域及び参集途上の災害・警防情報を収集する。

(6) 広報車等

必要に応じて広報車等を出動させ、情報収集にあたる。

(7) 災害出動消防隊等

災害現場に出動した消防隊等の指揮者は、出動途上又は災害現場付近の災害情報、警防情報を収集する。

(8) 災害対策本部

総務班は災害対策本部との連絡を密にするため、連絡担当者を派遣（携帯無線機所持）し、必要な情報を収集する。

(9) 情報収集上の留意事項

ア 誤認防止

発災当初は、家屋倒壊等のため土煙が発生し、火災と誤認することが多いので十分注意する。

イ 情報の確認

署所付近の住民や通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したかどうかを確認し、伝聞による場合は、必要に応じて複数の者から聴取するか、消防隊等を派遣して確認する。

3 情報伝達要領

(1) 情報区分と伝達要領

ア 地震情報

通信班が収集した地震情報は、無線一斉指令及び庁内放送により伝達する。

イ 災害情報

(7) 通信班が119番通報等で覚知した災害情報は、災害受信票（3枚複写）に記録した後、通信班長及び総務班へ伝達する。

(4) 参集途上に収集した災害情報は、参集後、緊急な事案は断片的でも速やかに通信班長へ、その他の事案は所属ごとに書面で集約して総務班（被害集計担当）へ伝達する。

ウ 警防情報

(7) 職員の動員状況及び消防隊等の編成状況に関する警防情報は、所属ごとにとりまとめ、編成隊数に変動が生じたその都度、通信班を経由して総務班（統制担当）へ伝達する。

(4) 消防隊等及び消防団の活動状況に関する警防情報は、通信班から総務班（統制担当）へ伝達する。

エ 本部情報

総務班（統制担当）が災害対策本部等から収集した本部情報の内、緊急を要する内容は、警防本部長及び通信班長へ、その他の内容は集約して総務班長へ伝達する。

(2) 情報伝達手段の優先順位等

ア 指令回線不通時等における情報伝達手段の優先順位は下表に示すものを基本とする。

	伝達手段	摘 要
1	内線電話	
2	加入電話	
3	電話 FAX	
4	消防系無線機	状況に応じて通信指令室が使用波の指定等の無線統制を行う。
5	救急系無線機	
6	行政系イントラ網	取り扱う情報の区分と内容に留意する。

イ 伝達手段は次の場合を除き、有線電話による伝達を原則とする。

- (ア) 緊急かつ重大な事態が発生した場合
- (イ) 基地局からの選択呼出しの場合

ウ 情報伝達時の留意事項

各局は情報量を予測し、通信内容及び方法等について細心の注意を払い、円滑な情報伝達に努める。

## 第2章 災害応急活動

### 第1 活動方針

消防が行う災害応急活動は、人命の安全確保を最優先とし、その基本方針は次のとおりとする。

#### 1 消火活動の優先

地震時は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。

したがって、地震時における警防活動は、地震発生初期段階から小型動力ポンプを含め全ての消防ポンプを効率的に運用することを最大の目的とし、炎上火災の早期鎮圧及び拡大防止に総力を挙げなければならない。

なお、運用可能な消防部隊数等は、**別表第2**のとおりである。

#### 2 救助・救急活動

大量の人命救助事象が発生した場合は、火災の発生状況により優先的にこれを実施する。

#### 3 避難者の安全確保

火災が著しく多発・拡大し、住民の生命に危険を及ぼすおそれが高い場合は、人命の安全を優先し避難場所及び避難路確保のための活動を行う。

### 第2 消防隊等の運用

地震時の消防隊等の運用は、総務班による運用と、全市的見地から防御体制をとるために行う警防本部長による運用の二種類とする。

また、出場隊の現場指揮者は各隊長とし、複数の消防隊が出場した場合は、先着消防隊の隊長とする。

なお、消防団の部隊運用については、下記によるほか「震災時における消防団活動マニュアル」により活動する。

#### 1 総務班運用

総務班長（総務班長不在時は、その代行者、夜間・休日は本署当直責任者が代行）は、119番通報、高所監視カメラ情報、望楼見張り等あらゆる手段により火災及びその他の災害情報を収集した後、管内の災害状況を総合的に判断して、次により活動方針を決定し、消防隊等を運用する。

**※ 初期段階は発生（覚知）優先対応でなく、災害の緊急度を判断することが重要！**

(1) 火災が多発しているときは、「消防隊運用の原則」に基づき、現有の全隊（救急隊を含む。）をもって消火部隊を投入するほか、職員が参集した時点で、小型動力ポンプ運用隊の編成及びポンプ隊要員の増強を図る。

(2) 震災時の火災出場は、原則として、1火災に1隊の出場とし、延焼火災については、1延焼火災に2隊の出場とする。

なお、消防団が出場できる場合は、それぞれ1隊を付加し出場させる。

#### 火災に対する消防隊運用の原則

1 火災の発生が少なく消防力が優勢と判断した場合は、攻撃的防御を展開し、火災の一挙鎮圧を図る。

2 火災の状況が消防力を上回る場合は、次の原則に基づき消防隊の運用を図る。

(1) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先する。

(2) 消火有効地域優先の原則

重要度、危険度が同位にある火災が同時に発生した場合は、消火有効地域を優先する。

(3) 市街地火災優先の原則

大規模建築物から出火し、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後に他の延焼危険部分の消火活動にあたる。

ただし、不特定多数の者を収容する対象物及び地下室等から出火した場合は、人命救助を優先に活動する。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物周辺を優先する。

(3) 火災発生件数が少なく、現有の消防力で対応できる見通しがあり、救助・救急活動が実施可能な場合は、消火活動と並行して救助・救急活動を行う。

(4) 火災は発生しているが、延焼火災がない場合は、活動部隊数を可能な限り削減し、削

減隊は消火活動ができる体制で救助・救急活動へ転戦する。

## 2 警防本部長運用

地震発生直後における消防隊等の運用は、前1によるものを原則とするが、参集職員によって消防本部・署の活動体制が時間の経過とともに強化されることから、警防本部において全市的な災害状況の把握、各種情報の整理及び分析が可能となり、全市の見地から消防隊等を運用することが、より効果的な震災防御活動を展開できると判断される時点をもって、警防本部長運用に切り替える。

## 第3 消火活動要領

### 1 出場の時期

出場は、原則としてホース増載等の初動措置（第1章第3参照）完了後とする。

### 2 出場報告

出場隊の指揮者は、指令による出場であるか否かを問わず、出場の際には、通信指令室へ出場地点（町・丁目）と災害種別を無線で報告する。

なお、この際の通信指令室からの支援情報の伝達については、通行不能情報等、必要最小限の内容のみにとどめる。

### 3 出場途上の措置

#### (1) 広報

出場途上は車載マイクにより、付近住民へ出火防止、初期消火の徹底等について広報する。

#### (2) 他の火災に遭遇した場合の措置

火災出場途上は火災発見に努め、他の火災を発見した場合は、通信指令室へ報告し指示を受ける。

#### (3) 救助事象に遭遇した場合の措置

火災出場途上、人命救助事象を覚知した場合は、原則として火災現場に直行するとともに、その旨を通信指令室へ報告する。

なお、この場合、付近の住民に協力を求め自主防災活動の活性化を図るものとする。

#### (4) 通行障害等に遭遇した場合の措置

道路、橋梁及び歩道橋等の被害により出場を阻害され、適当な迂回路がない場合は、応急処置による道路啓開に努め、それが不可能な場合は、その旨を通信指令室へ報告し指示を受ける。

## 4 水利部署

### (1) 水利の選定

水利部署は、消火栓以外の水利を原則とする。

なお、断水地域であり、かつ、消火栓以外の水利がない地域にあつては、自然流下地域及び谷状の低地にある管径150ミリメートル以上の消火栓を選定し、使用を試みる。

### (2) 部署位置

ア 消防力が優勢な場合の水利部署は、努めて火流を挟撃できる位置とする。

イ 消防力が劣勢な場合の水利部署は、風向、風速を考慮し、火勢を阻止する側とする。

## 5 放水口数及び筒先部署等

### (1) 放水口数

放水口数は、水利の給水能力やホースの積載本数及び人員等により制限されるが、ポンプ車については原則として1隊3口放水とする。

なお、人員に不足を生ずる場合は、現場付近にいる住民の協力を得て、資機材の能力を最大限に発揮できるよう努める。

### (2) 筒先部署

ア 原則として屋内進入は行わない。

イ 消防力が優勢で攻撃的消火活動が可能な場合は、延焼危険が大の方向から順次包囲態勢をとり、一挙鎮圧を図る。

ウ 消防力が劣勢の場合は、守勢的消火活動とし、未燃建物に予備注水を行うなど、延焼防止上重要な方向に筒先を配置する。

エ 避難路確保の場合は、周囲の火流から避難者を保護するため、避難路に面する部分を優先する。

オ 重要対象物がある場合は、これに面する部分を優先する。

### (3) 注水

ア 死角のない場所を選定するとともに、十分な余裕ホースをとり、移動注水により筒先担当火面長を広くとるよう努める。

イ 筒先1口の担当火面長は、火災の様相により異なるが原則として約15メートル以上とする。

ウ 注水は努めて大口径強力放水とするが、状況に応じた口径を活用する。

エ 使用水量が不足するおそれがある場合は、火点外周の延焼火面のみに注水し延焼防止を図る。

## 6 消火活動の心得

### (1) 原則

出場隊の指揮者及び隊員は、火災の様相、風向及び風速等に留意して、常に筒先の戦略を確保するとともに、限られた消防力を最大限に活用するため、消火活動中の火災は出場隊の責任において鎮圧できるよう努めなければならない。

### (2) 消火活動要否の判断

出場隊の指揮者は、出火建物の状況、延焼・人命危険、消火効果及び他の地域の火災状況等を考慮し、消火活動の要否を決定する。

### (3) 延焼防止可否の判断

出場隊の指揮者は、出火建物の火災状況により、延焼防止の可否を判断し、延焼防止できないものと判断した場合は、火災の状況を通信指令室へ報告し応援を要請する。

### (4) 応援要請

ア 現場指揮者は、延焼防止及び人命の安全を確保するため、必要な場合は応援隊数と集結場所等を明示して、通信指令室へ要請する。

イ 所要応援隊数の算定が困難な場合は、応援隊が担当しなければならない火面長を通

信指令室へ報告する。

(5) 周囲の状況判断

出場隊の指揮者は、常に火災の進展状況に注意するとともに、上位優先地域への転戦を考慮し、消防隊等の転戦路確保に留意するものとする。

(6) 飛火警戒

出場隊の指揮者は、火災の状況、風向及び風速等により、飛火火災が発生するおそれがあると判断したときは、車載マイク及び消防団員の巡回等により、風下側の住民等に対して飛火の警戒と即時鎮圧を指示し、実施させる。

7 転戦要領

(1) 転戦の時期

転戦は担当火災の他への延焼危険がなくなった時点とし、部分的な燃焼及び残火処理は消防団及び自主防災組織等に指示し転戦する。

(2) 出場隊の指揮者の判断による転戦

出場隊の指揮者は、担当火災よりも消火優先順位の高い延焼火災を認知し、自己隊が転戦する必要があると判断したときは、通信指令室へ所要の報告を行い、担当火災が鎮圧前であっても転戦することができる。

(3) 指令による転戦

出場隊の指揮者は、通信指令室から転戦を指令された場合は、延焼阻止前であっても、消防団へ依頼する等の措置をした後に転戦する。

ただし、継続して消火活動を行う必要がある場合は、通信指令室へその状況を報告し、指示を受ける。

(4) 転戦時の措置

指揮者の判断により、転戦先における消火活動に必要な最小限のホースを収納するほか、転戦途上に消防署所がある場合は、立ち寄って不足するホースを補充し転戦する。

8 延焼防止要領

火災が拡大し、大火流となった場合は、延焼阻止線を設定して消火活動を行う。

(1) 延焼阻止線の設定

延焼阻止線の設定にあたっては、水利分布状況、水利容量、道路、河川、耐火建物及び空地の状況等並びに火流の方向を十分見極めて設定する。

なお、延焼を阻止できない火災が多数あり、延焼阻止線の数を限定しなければならない場合は、延焼阻止線により得られる効果と消防力等を考慮し、最も効果的で、かつ確実に設定できる延焼阻止線を選定する。

(2) 風横における消火活動

火勢が熾烈な場合は、火流の風下寄りの両側面に筒先部署し、両側から火流を挟撃して逐次火流の幅を狭めながら、最終的に延焼阻止線において阻止する。

(3) 風下における消火活動

風下における延焼阻止線の活動は、部分破壊を併用しながら延焼方向街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢を一旦弱め、最終的には道路上で阻止する。

(4) 筒先配備

延焼阻止線上の筒先配備は、耐火建物等の焼け止まりが期待できる部分に対する筒先配備数は少なく、他の部分を強化する。

なお、耐火建物と耐火建物との間の部分は、風の影響が大きいため、筒先配備に十分留意する。

(5) 可搬式放水銃等の活用

放水は努めて大口径強力放水とし、可搬式放水銃、水幕ホース・金具等を活用する。

(6) 飛火警戒の徹底

延焼阻止線において延焼を阻止するためには、消防団、事業所自衛消防隊及び地域の自主防災組織等の協力を得て、あらゆる手段を用いて飛火警戒を徹底し、頭越しに延焼阻止線を突破されないよう配慮する。

9 避難経路・避難所の防御要領

(1) 避難経路への限定出場

要避難地域内に火災が多発し、住民の避難に支障を及ぼすと判断した場合は、発災直後から避難経路へ消防隊を出場させ、又は既に避難勧告が発令された場合には、避難経路の周辺以外に出場している消防隊等に転戦を命じ、この地域に集結を図って消火活動を実施する。

(2) 優先する防御活動

ア 火災の規模に対し、消防力が不足する場合は、避難経路等に面する部分を優先して活動し、通過する避難者の安全を確保する。

イ 避難経路全般に火災が多発し、避難経路の確保が不可能な場合は、避難所に近接した区域を優先して、可能な範囲で避難経路のための防御活動を行う。

ウ 避難経路及び避難所が全面的に危険となった場合は、避難所において周辺の火災の消火活動及び避難者への注水を行い、避難者の安全確保を図る。

第4 救助・救急活動要領

1 人命救助・救急活動の原則

(1) 救命活動の優先

人命の救助及び救命活動を優先して活動する。

(2) 火災現場付近優先の原則

規模が同じ程度の救助事象が、火災現場付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災現場付近を優先して活動する。この場合、火災の拡大状況等から総合的に判断し、救助の時機を失することのないよう十分留意する。

(3) 重症者優先の原則

救助及び救急活動は、救命措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は消防団及び付近住民に対し自主的な処置を行わせる。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出する。

(4) 幼児、高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児、高齢者等要救護者を優先して活動する。

(5) 救助・救急効率重視の原則

同時に複数の救助・救急事象が発生した場合は、救命効果の高い事象を優先して活動する。

(6) 大量人命危険対象物優先の原則

同時に複数の救助・救急事象が発生した場合は、不特定多数の者を収容し、多数の人命危険が予想される対象物における救助活動を優先する。

2 救助・救急の活動体制

(1) 発災直後の活動体制

地震発生直後（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として署所周辺の救助・救急活動を行い、仮救護所の設置と併せて積極的に大規模救助事象の発見並びに医療機関の受入体制等を把握し、署所周辺以外の救助・救急活動に対応できる体制に移行する。

また、瀬戸市地域防災計画に基づき、医療機関（医療班）及び土木建築業者（建設班）等との連携に努める。

(2) 火災が少ない場合の体制

火災発生件数が少なく、救助・救急事象が多発している場合は、早期に消防隊等を救助隊に転用して救助体制を強化する。

(3) 救助出場の優先順位

複数の救助事象を覚知した場合の出場優先順位は、概ね次表による。

ただし、事故の規模等から推定して、これにより難しい場合は、この限りでない。

順位	救 助 事 象
1	危険物、毒・劇物、可燃性ガスの流出・漏洩事故
2	大規模店舗、病院等多数の者を収容する建築物の倒壊事故
3	電車・バスの衝突、転覆事故
4	一般建物、工作物の倒壊事故
5	がけ崩れ等の事故
6	その他の事故

3 救助・救急の現場活動要領

(1) 自己覚知事案への対応

署所で自己覚知した事案については、通信指令室へ報告してから出場することを原則とする。

ただし、通信輻輳等により指令を受けることができない場合は、所属長の判断により出場し、その後あらゆる手段により通信指令室へ報告する。

なお、自己覚知報告を受信した通信指令室が、市内の災害発生状況等から出場先・対応事案等の変更を必要とすると判断した場合は、出場先を修正して指令する。

(2) 出場途上の留意事項

ア 火災を現認した場合の措置

出場途上に火災を現認した場合は、通信指令室へ直ちに報告して指示を求める。

イ 他の救助・救急事象を発見した場合の措置

出場途上に発見した救助・救急事象が、出場しようとしている救助・救急事象よりも重大で救助・救急活動の優先順位が高い場合は、その旨を通信指令室へ報告した後、順位の高い現場へ出場する。

(3) 救助現場における措置

ア 出場隊の指揮者は、災害の状況から消防隊数、救助資機材等に不足が生じると判断した時は、通信指令室へ所要事項を付加して増強要請する。

イ 救出した負傷者は、救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示して、直近の仮救護所又は医療機関へ搬送させるか、警防本部を經由して市災害対策本部へ医療救護班又は医師の派遣を要請する。

(4) 救急活動

ア 搬送順位の決定

搬送は、救命処置を必要とする重症者を優先する

なお、この場合、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、毅然たる態度で臨むとともに、このような気配がある場合は現場の警察官等へ協力を依頼し、混乱を避ける。

なお、重症者は原則として救急隊により搬送するものとし、搬送先が特定の医療機関に集中しないよう分散収容に留意する。

イ 住民等への協力要請

傷病者が多数発生して消防団員や自主防災組織等へ協力を求める場合は、可能な限り応急手当用資機材を配布して、自主的な応急手当を行わせるとともに、直近の仮救護所又は医療機関への搬送を依頼する。

4 仮救護所の設置

(1) 署所仮救護所の設置

ア 署所仮救護所は、消防署所又はその付近に開設する。

イ 署所仮救護所の要員は、発災当初は当務の救急隊員をもってあて、傷病者数に応じ順次参集した職員をもって増強する。

(2) 現場仮救護所の設置

ア 傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置し、救護活動を行う。

イ 現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心にあて、その災害状況等に応じて順次後着した隊員をもって増強する。

第5 広域応援要請

警防本部長は、災害情報と防御活動の推移状況から判断して、他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、次により広域応援要請を行う。

1 応援要請基準

警防本部長が実施する応援要請の基準は次のとおりとする。

(1) 大規模延焼火災又は同時多発火災が発生し、本市の消防力のみでは防御活動が困難又

は困難が予想される場合

- (2) 要救助者が10人以上と予測される多数救助事象が複数発生した場合
- (3) 特殊な資機材を使用することが災害活動に有効であると判断される場合
- (4) その他応援要請が必要であると判断される場合

## 2 応援要請先等

応援要請の連絡は、総務班が次により実施する。

### (1) 愛知県内消防機関への要請

愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画に基づき応援要請順位の上位消防機関へ要請する。

	要 請 先	摘 要
要請順位1位	一宮市消防本部通信指令課	尾張ブロック幹事消防機関
要請順位2位	春日井市消防本部通信指令室	尾張東部地区幹事消防機関
要請順位3位	名古屋市消防局情報指令課	代表幹事消防機関

### (2) 愛知県外消防機関（緊急消防援助隊）への要請

「瀬戸市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、要請及び受援対応をとること。

### (3) 愛知県高度情報ネットワークシステムの活用

他消防機関への応援要請は、各担当部署へ有線で実施することを原則とするが、有線途絶時には、高度情報ネットワークを活用する。

## 3 応援要請時の通報内容

応援要請時の通報内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況（場所、災害種別、程度）
- (2) 応援隊の任務の概要
- (3) 必要とする人員、車両、資機材
- (4) 応援予想期間
- (5) 連絡担当者氏名
- (6) 受入地点（集結場所）
- (7) その他必要な事項

## 4 応援隊の受入

### (1) 応援隊の運用

応援隊の運用については、警防本部長運用とする。

### (2) 受入地点（集結場所）

警防本部長は、応援要請先消防機関や災害の推移状況により、集結場所を判断し、応援側消防機関に集結場所を通報する。

なお、集結場所（暫定）は次のとおりとする。

#### ア 陸上部隊

- (ア) 本署管区：市民公園東駐車場

(イ) 東分署管区：品野陶磁器センター南広場

(ウ) 南分署管区：県立瀬戸西高校南広場

イ 航空部隊

(ア) 市民公園陸上競技場

(イ) 窯神グラウンド

(3) 応援隊の派遣先の決定及び部隊編成

警防本部長は、災害の推移状況に応じた必要消防力を判断し、応援隊の派遣先と隊数を決定し、集結場所を管轄する所属長へその旨を指示する。

(4) 所属長への指揮権の委任等

警防本部長は、災害場所を管轄する所属長に対し、応援派遣隊に対する指揮権の委任をする。

(5) 応援隊を受け入れる所属長の任務

ア 警防本部長から応援隊の集結場所の指示を受けた所属長は、案内・誘導等の人員を所定の集結場所に派遣し、応援隊を災害場所へ速やかに誘導する。

イ 災害の推移状況により、応援隊の活動方針を決定するとともに、必要な指示・徹底を行う。

ウ 応援隊の活動状況について、適宜、警防本部長（通信班）へ報告する。

5 応援隊の引き上げ指示

警防本部長は、災害の推移状況により受援の終結を決定し、災害場所を管轄する所属長に対して応援派遣隊の引き上げを指示する。

第6 消防用緊急車両の通行確保

消防用緊急車両の通行を確保するため、必要に応じて災害対策基本法第76条の3の規定に基づく措置命令及び措置（以下「命令等」という。）を実施する。

なお、当該命令等は、警察官がその場にはいないときに限り履行できるものであることに注意する。

1 消防吏員による措置命令（災対法第76条の3第4項関係）

(1) 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次に掲げる措置をとることができる。

ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者及び管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

イ 前アによる措置を命ぜられたものが、当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破壊することができる。

(2) 前(1)の「警察官がその場にはいない場合に限り」の運用については、次の点に留意する

こと。

ア 権限を行使すべきまさにその場にいる警察官のすべてが、例えば負傷しているとき、又は他の緊急の業務に専念しなければならない事情があるときは、「警察官がその場にいない場合」に含まれる。

イ 単に人手が足りず、十分に職務が果たせないと考えられる場合は、一般的には、「警察官がその場にいない場合」にはあたらない。

ウ 「警察官がその場にいない場合」の「その場」の範囲については、消防用緊急通行車両の通行を確保するため、迅速に権限を行使することが可能な範囲であること。具体的には個々の状況により判断されることとなるが、例えば、次のような場合が考えられること。

(7) 遠方に警察官がいることは見えるものの、車両その他の物件が消防用緊急通行車両の通行の妨害となっていることを認識しておらず、即座にその旨を当該警察官に伝達することが困難と認められる場合

(4) 倒壊した建物、大量の瓦礫等の障害物により、警察官が権限を行使する地点に至ることが困難と認められる場合

(3) これらの権限による処分等に係る損失補償について、当該処分等の実施主体は基本的には警察官であること等から、都道府県警察において負担する。(災対法第82条関係)

## 2 措置命令に係る通知（災対法第76条の3第6項関係）

### (1) 命令に係る通知

命令を実施した場所を管轄する警察署長へ直接、又は命令を行った場所を管轄する都道府県警察本部交通規制課を経由して、別記様式により日報形式で通知しなければならない。ただし、必要がある場合は、命令を行ったその都度通知する。

### (2) 措置に係る通知

措置をとった都度、直面する災害応急対策に支障がない限り、ただちに措置を行った場所を管轄する警察署長へ直接、又は措置を実施した場所を管轄する都道府県警察本部交通規制課を経由して通知しなければならない。通知は口頭でも可とするが、口頭による通知の後、速やかに別記様式により再度通知を行う。

### (3) 破損行為に係る写真の送付

破損を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影し、(2)の通知の際に併せて送付する。

### (4) その他

(2)の場合において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所・氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。

## 第3章 避難勧告・指示

警防本部長は、地域住民の生命、身体を保護するため、住民を避難させる必要があると判断した場合は、瀬戸市長に対し、住民の避難勧告・指示を要請するとともに、市災害対策本部、警察署長及び防災関係機関と協議、協力して次により避難の勧告、指示を実施する。

ただし、住民の生命、身体に危険が切迫していると認めた場合は、直ちに避難の勧告、指示を実施する。

#### 1 避難勧告・指示の要請基準

避難勧告、指示の要請基準は、災害の様相により異なるので一律に基準を設けることは困難であるが、概ね次のとおりとする。

- (1) 火災が随所に発生し、延焼拡大のおそれがあり、人的被害が予測される場合
- (2) 延焼拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きい場合
- (3) 避難路を断たれる危険のある場合
- (4) 爆発災害が発生し、再爆発の危険圏内にある場合
- (5) 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域な人的被害が予想される場合
- (6) 地盤沈下、地すべり及び竜巻等異常な気象状況により人的被害が予想される場合

#### 2 避難勧告・指示実施の報告

避難勧告・指示を瀬戸市長から委任された権限範囲において消防機関単独で実施した場合は、次の事項を速やかに災害対策本部へ報告する。

- (1) 避難勧告・指示実施時期
- (2) 避難勧告・指示対象地域の範囲
- (3) 避難の理由
- (4) 避難先
- (5) 避難世帯・人口
- (6) その他必要な事項

## 第4章 広報活動

警防本部長は、災害状況の進展に伴い、住民の生命、身体を火災から保護するため、災害対策本部に対し広報活動を要請するとともに、災害対策本部長及び関係機関と協議、協力して可能な限り広報活動を実施する。

なお、消防部が行う広報は、次により実施する。

#### 1 広報部隊

- (1) 広報隊（広報調査班で編成）
- (2) 消防隊（警防班で編成）

#### 2 地震発生直後の広報

出火防止及び初期消火の励行について広報する。

#### 発生直後の広報文例

- ① ガスコンロや石油ストーブの火を消してください。
- ② 地震で怖いのは火事です。落ち着いて、もう一度火の元を確かめてください。
- ③ 電気器具からの出火を防ぐため、ブレーカーを切ってください。
- ④ 火が出たら、大声で協力を求め、小さなうちに消してください。

※ 発生直後の広報は、できるだけ短くし、「火を消せ！火を消せ！」等連呼するように留意する。

#### 3 時間経過後の広報

災害対策本部の要請に基づき実施するが、特に火災の発生状況、延焼拡大状況等に関する情報を優先して実施する。

#### 4 広報文の作成

避難勧告・指示を含めた時間経過後の広報文については、災害対策本部と調整するとともに、努めて広報調査班が作成し、伝達内容の統一を図る。

別表第1（情報収集・伝達の優先順位：第1章第4・1関係）

		優先順位1位 (緊急に)	優先順位2位 (積極的に)	優先順位3位 (余裕があれば)
地震情報		管内の震度情報	① 管外の震度情報 ② 震源域と地震の規模	
災害情報	火災	① 発生場所、程度、現場活動着手の有無、延焼危険とその方向（現場活動不要のものを除く） ② 消火活動火点の鎮火可否の見通し	消防隊による鎮火火災とその程度	① 市民が消火した火災及び自然鎮火の火災 ② 焼損棟数の概数
	救助救急	大規模救助・救急事象の発生場所・程度	① 救助・救急事象 ② 医療機関の受入体制 ③ 仮救護所の場所、収容能力	消防隊等による救出・救護人員
	その他災害	① 危険物、高圧ガス等の大量流出、火災危険 ② 大量毒劇物・毒性ガスの流出事故	① 建物の損壊（死傷者・交通障害のあるもの） ② 崖崩れ（死傷者・交通障害のあるもの） ③ 重要対象物の被害状況	電気、ガス、水道の被害状況
	道路被害	① 通行不能な橋梁、歩道橋の被害 ② 主要道路の損壊による通行不能箇所		交通渋滞箇所
警防情報		① 手持ち隊数 ② 職・団員負傷の有無 ③ 庁舎の被害状況 ④ 通信指令施設の障害の有無 ⑤ 出動不能車両	① 職・団員の参集状況 ② 消防隊等、消防団の活動状況 ③ 消防水利の使用可否 ④ 活動用資機材の充足状況	食糧、飲料水、燃料等の確保状況
本部情報		① 避難勧告・指示に関する情報 ② 住民の避難状況及び避難者の動向	① 死傷者、行方不明者の状況 ② 関係機関の活動状況	

別表第2（運用可能な消防部隊数等：第2章第1・1関係）

区 分		本 署 管 区	東分署管区	南分署管区	合計隊数等
消防署	火災系 (救助系)	ポンプ1号車 タンク2号車 化学3号車 ポンプ10号車 輸送71号車 広報62号車 査察74号車 ※小型P×4台	タンク6号車 ポンプ8号車 水槽77号車 輸送75号車 ※小型P×2台	タンク5号車 ポンプ9号車 輸送72号車 ※小型P×2台	14隊  は、小型動力ポンプ運用隊を示し、特命系車両とのペア出動により、1隊相当とする。
	救急系 救助系	救助43号車 救急1号車 救急2号車 救急6号車	救急3号車	救急5号車	6隊
	特命系	梯子32号車 指揮51号車 指揮52号車 広報61号車	査察76号車	空活31号車 広報64号車	8隊 人員・資機材搬送、情報収集、広報、その他の特命活動に当たる。
消防団	火災系 (救助系)	<b>第1方面隊</b> 道泉分団車 效範分団車 水南分団車 水野分団車	<b>第2方面隊</b> 深川分団車 古瀬戸分団車 下品野分団車 品野台分団車	<b>第3方面隊</b> 東明分団車 祖母懐分団車 陶原分団車 幡山分団車 山口分団車	13隊  は、搬送車配備を示す。
合計	火災系 (救助系)	消防署 7隊 消防団 4隊	消防署 4隊 消防団 4隊	消防署 3隊 消防団 5隊	消防署 14隊 消防団 13隊 } <b>27隊</b>
	救急系 救助系	4隊	1隊	1隊	<b>6隊</b>
	特命系	5隊	1隊	2隊	<b>8隊</b>

【参 考】

自警団	火災系 (救助系)	定光寺町自警団 (搬送車付)	下半田川町自警団 上半田川町自警団 白岩町自警団 片草町自警団	5団 小型動力ポンプ運用隊 定光寺町のみ搬送車あり	
そ の 他		瀬戸市自衛消防連絡協議会に所属する15事業所と「地震等大規模災害時における消防業務に関する協定」を締結している。 ⇒ 消火活動や人命救助活動等における後方支援活動を要請するもの。			

<p style="margin: 0;">措置命令 措置</p> <p style="margin: 0;">通知書</p>			
<p style="margin: 0;">署長殿</p>		<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定により準用する</p>		<p style="margin: 0;">第1項の規定により</p> <p style="margin: 0;">第2項の規定により</p>	
<p style="margin: 0;">措置命令 措置</p> <p style="margin: 0;">を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。</p>			
<p style="margin: 0;">所属</p>		<p style="margin: 0;">氏名</p>	
<p style="margin: 0;">氏名</p>		<p style="margin: 0;">印</p>	
1	日 時	年 月 日	午前 午後
2		場 所	
3		所 属	
（命令・措置） を行った者		氏 名	
4	命令の 場 合	命令を受け た者	住 所
			氏 名
			番号標に表示 されている 番号
4	措置の 場 合	措置に係る 物件の（占 有者・所有 者・管理者）	住 所
			氏 名
			番号標に表示 されている 番号
5		（命令・措置） の内容	

<p>6 (命令・措置) を行った場所 の前後の状況</p>	
<p>7 備 考</p>	

- 備考
- 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損の状況も記載すること。
  - 2 ( )内については、該当するものを○で囲むこと。
  - 3 破損を行った場合、破損前後の状況を撮影した写真も添付すること。
  - 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさはA4とする。

## 第4編 警戒宣言発令対応

※ 平成29年11月現在、東海地震に関連する各種情報の発表は中止され、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されることとなっている。

南海トラフ地震に関連する情報については、取扱いが検討中であり、警戒宣言（東海地震発生時に限定して内閣総理大臣から発令）との関連性についても検討中である。

よって、本章は「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に代え、警戒宣言が南海トラフ地震に関連して発令される形で仮運用とし、正式な運用が確定した段階で再度修正することとする。

### 第1章 警戒活動体制の確立

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合、消防機関は総力を挙げて警戒体制をとるための機構や部隊編成を事前に定めて、速やかに通常勤務体制から警戒体制へ移行できるように計画する。

第1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表されたときの体制

#### 1 職員への伝達要領

通信指令室長等は、次により無線一斉指令と庁内放送を行う。

ただし、情報が未公開の場合は、実施せず内線電話等で伝達する。

本日〇時〇〇分、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されました。

職員は警戒体制に移行してください。

（繰り返す）

#### 2 職員の動員

(1) 通信指令室長等は、非常招集要領の第1号招集の1、第1号招集の2を行う。

(2) 招集の要領は、第3編「災害応急活動」第1章第2、3の招集要領に準ずる。

#### 3 警防本部の設置

警防本部長は、警戒活動及び応急活動を円滑に実施するため警防本部を設置する。

#### 4 警防本部会議（以下「本部会議」という。）の開催

消防長は、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の報告を受けたときは、速やかに本部会議を開催し、消防が実施すべき警戒活動の方針及び対策を指示する。

##### (1) 本部会議の構成員

構成員は本部会議のメンバーのほか消防長が指名するもの。

（参事、総務課長、予防課長、企画補佐、各主幹等、消防救急係等）

#### 5 消防業務

職員は、発表と同時に通常業務を停止し、初動措置を行い警戒体制に移行する。

庁舎、機械器具等に対する初動措置

庁 舎	機 械 器 具
①出火防止措置、初期消火の準備 ②落下、転倒物の防護措置 ③車庫の扉シャッターの開放 ④非常電源の準備 ⑤その他必要事項	①消防車両の安全確保 ②通信機器の準備、試験 ③消防資機材、応急資機材の確認増強 ④車両燃料の確保 ⑤その他必要事項

6 消防署・分署の消防隊等の編成

各署所は、消防隊等を編成し、警戒活動体制及び災害応急活動体制を整える。

当直責任者は、勤務者で次の消防隊の編成を行い、緊急出場に備える。

- (1) 火災系（救助系）部隊
- (2) 救急系（救助系）部隊
- (3) 特命系部隊

7 部隊の編成要領

第3編「災害応急活動」の第2章第1、1関係、別表第2（運用可能な消防部隊数等）による。

第2 「警戒宣言」が発令された場合の体制

1 職員への警戒体制伝達要領

通信指令室長等は、次により無線一斉指令と庁内放送を行う。

本日〇時〇〇分、南海トラフ地震の警戒宣言が発令されました。

職員は警戒活動を実施してください。

（繰り返す）

2 警防本部の継続設置

警防本部長は、警戒活動及び応急活動を更に円滑に実施するため、南海トラフに関連する情報（臨時）からの警防本部を継続する。

3 職員の動員

通信指令室長等は、非常招集要領の第4号招集（全員招集）を行う。

4 消防団員の招集

消防団員は各分団詰所に火災系（救助系）部隊として待機する。

5 関係機関との協議等

- (1) 警防本部長は、警戒宣言発令後、円滑に情報収集を図るため、愛知県防災安全局危機

管理担当課、市危機管理担当課、名古屋地方気象台等の関係機関と連絡を密にして、必要事項を事前に協議する。

(2) 災害対策本部へ消防情報担当として消防課から1名を派遣する。

(3) 自警団及び自衛消防連絡協議会所属の事業所へ警戒体制の依頼

#### 6 消防署・分署の消防隊等の編成及び編成要領

各署所の当直責任者は、前第1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合」の消防隊等編成を、参集者を含めた部隊編成とし、警戒活動体制及び災害応急活動体制の増強を図る。

なお、編成要領は前第1と同じ

## 第2章 各種情報の収集、伝達

警防本部の広報調査班長は広範な情報収集を迅速的確に行い、警戒活動の円滑な実施を図るとともに、警防本部長に重要な情報を報告し、地震の発生に備える。

なお、情報収集、伝達要領は本計画第3編「災害応急活動」第1章第4、2「情報の収集と伝達」による。

### 1 情報の収集要領

次の方法で地震情報を収集する。

種 別	情報の収集方法
地震情報	① 高度情報通信ネットワーク無線ファックス（8-8303-31） 同無線電話（8-8303-11）同電子メール ② 電話ファックス（21-6605） ③ テレビ

### 2 情報の優先順位等

情報の優先順位及び処理担当は次のとおりとする。

（参考：第3編災害応急活動の表）

情報の区分	収集担当（伝達先）	その後の情報の流れ
地震情報	① 優先順位1位情報は通信班 ② 優先順位2・3位情報は、通信班又は総務班 （通信班の人員体制が整うまでは、指揮隊及び総務班が支援）	⇒ 総務班（統制担当）⇒ 警防本部長 ⇒ 広報調査班
災害情報		⇒ 総務班（被害集計担当）⇒ 警防本部長 ⇒ 広報調査班
警防情報		⇒ 総務班（統制担当）⇒ 警防本部長 ⇒ 広報調査班
本部情報		⇒ 通信班 ⇒ 警防本部長 ⇒ 広報調査班

- (1) 誤報による混乱防止のため、情報の出所を記録し、重要な情報は複数のルートから確認する。
- (2) 通信体制の混乱が予想されるため、無線統制の実施、携帯電話、衛星電話など通信手段を確保する。

### 第3章 警戒活動

警戒宣言が発令されてから地震発生（又は解除）までの間は、次の事項を実施する。

- ① 警戒広報の実施
- ② 密集地、旧市街地の重点警戒
- ③ 事業所等への指導
- ④ 消防水利の点検、確保
- ⑤ 緊急消防援助隊等の受け入れ準備

※ 【留意事項】

- ・ 警戒活動は、管轄管区もれなく実施する。
- ・ 消防隊等の交替、職員の交替を適時行い、一つの部隊・隊員に負担がかからないよう配慮する。

#### 第1 警戒広報

警戒宣言が発令された場合は、発災に備えて管轄管区内の市民及び在留者（勤務者、旅行者、通行者等）並びに事業所等に正しい情報の伝達をするとともに、家具の転倒・落下防止・出火防止及び初期消火等など、事前対策の徹底を図るように警戒広報を実施する。

なお、巡回広報は、移動するため理解しやすく要点のみを簡潔に行う。

##### 1 重点的に実施する場所（以下「重点区域」という。）

- (1) 主要駅及び商店街等の多数の者が集まる地域
- (2) 木造建築物等の多い旧市街地及び密集地
- (3) 地域防災計画で指定する急傾斜地崩壊危険箇所
- (4) 危険物製造所等及び液化石油ガスの貯蔵・取扱所（以下「LPG貯蔵所等」という。）  
有する事業所（主に許可施設）
- (5) その他警防本部長が必要と認める場所

##### 2 広報実施上の留意事項

- (1) 主要駅、商店街等多数の者が集まる場所の広報は、主に行動の自粛及び正しい情報の収集について拠点広報を行う。
- (2) 現行の耐震基準をクリアしていない木造建築物等が多い地域について、倒壊危険等を巡回広報で知らせる。
- (3) 急傾斜地周辺は、当該危険箇所であること、及び避難場所について巡回広報を行う。
- (4) 危険物製造所等及びLPG製造所等は消防施設の点検、LPGボンベの固定の確認等及び操業の自粛について巡回広報を行う。

(5) 一般住宅地域の広報は、正しい情報の収集、家具の転倒・落下防止・出火防止及び初期消火等について巡回広報を行う。

### 3 広報隊の発災時の措置

広報中に地震が発生した場合は、初期の段階においては、延焼危険の高い地域及び避難路周辺等を優先して、地震発生に伴う応急処置、初期消火実施について広報を行う。

なお、人的被害等の災害に直面した場合は、災害応急活動に従事するとともに警防本部へ連絡する。

#### 警戒宣言発令の広報文例

市民の皆さん、こちらは瀬戸市災害対策本部です。

内閣総理大臣は、本日〇時〇〇分、南海トラフ地震の警戒宣言を発令しました。

瀬戸市内で、震度5程度の強い地震が予想されますので十分警戒してください。

市では、職員が非常配備し防災対策に全力を挙げていますが、市民の皆様もいざという時に備えてください。

火の使用、自動車の使用、危険な作業は自粛してください。

消火の準備や飲料水の汲み置きをしてください。

大切なのは、皆様の落ち着いた行動です。デマに惑わされず、テレビ・ラジオ、広報などで正確な情報をつかんでください。

また、避難するときは、市、消防、警察などの指示に従って行動してください。

### 第2 密集地等への重点警戒

- 1 「震災対策消防計画」第2編の「事前対策」で計画されている各ルート図を確認するとともに、延焼阻止ラインをチェックする。
- 2 前第1の「警戒広報」を行う。

### 第3 事業所への対応

各事業所に対して地震災害の未然防止、不特定多数の顧客等の混乱を防止するため、次の措置を取れるように指導する。

#### (1) 不特定多数の者を収容する施設の対策

- ア 食料品等の生活必需品を取り扱う店舗又はその部分は、できる限り営業を継続する。
- イ 多数のものを収容する娯楽施設等の営業は自粛する。
- ウ その他の施設で営業を継続する場合は、出火防止、物品の整理等地震防災対策の万全を図る。
- エ エレベーターの使用を禁止する。

#### (2) 危険物製造所等及びLPG貯蔵所等の対策

- ア 危険物製造等及びLPG貯蔵所等は、操業若しくは営業を自粛する。

イ 移送中の危険物タンクローリーの対応措置

- (ア) 目的地が大震法に基づく、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）以外であるときは、移送を継続する。
- (イ) 目的地が強化地域のうち静岡県内であるときは、移送を中止し、出荷施設へ戻る。
- (ウ) 目的地が静岡県を除く強化地域であるときは、原則として移送を中止し出荷施設へ戻る。ただし、目的地若しくは出荷施設との距離関係、道路交通態勢等の状況によっては、移送を継続する。
- (エ) 道路交通及び安全態勢の状況により、やむを得ず一時駐車する場合は、可能な限り、他の車両や民家から離れた場所に移動し駐車する。

ウ LPGボンベの固定及びバルブの閉鎖

(3) その他の事業所の対策

ア 営業又は操業を継続する場合は、出火防止、物品の整理等、地震防災対策の万全を図る。

イ 従業員の退社については、時差を設けるなど交通混乱の防止に努める。

ウ 営業又は操業を停止する場合は、電気・ガスを遮断し出火防止の万全を図る。

#### 第4 消防水利の確認

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表後は、巡回広報とあわせ消防水利、特に耐震性防火水槽を第一にチェックする。

また、待機職員は図上で確認する。

**【実施要領】**

① 消火栓

車両等の駐車が活動障害となる場合の移動要請

② 防火水槽

取水口付近の障害物の除去

③ その他の水利

プール、河川等の水利の使用の可否及び水量について確認する。

#### 第5 緊急消防援助隊等の受け入れ準備

「緊急消防援助隊受援計画」による受け入れ要領を確認する。

資料9-4

# 瀬戸市議会 B C P (業務継続計画)

令和3年3月

## 目 次

1	計画の背景と目的	3
	(1) 計画の背景	3
	(2) 目的	3
2	議会及び議員の役割	3
	(1) 議会の役割	3
	(2) 議員の役割	3
	(3) 事務局の役割	4
3	災害時の市との関係	4
4	想定する災害	4
5	議会災害対策支援本部の設置及び災害対策会議の開催	5
	(1) 議会災害対策支援本部の設置	5
	(2) 災害対策会議の開催	6
6	非常時優先業務	6
7	災害時の業務継続体制と行動基準	6
	(1) 議会事務局の行動基準	6
	(2) 議員の行動基準	7
8	感染症発生時の対応	8
9	情報の的確な収集・提供・共有	9
	(1) 基本的な考え方	9
	(2) タブレット端末等の有効活用	10
10	災害への備え	10
	(1) 議会の防災訓練	10
	(2) 防災用品等の確保	10
11	議会業務継続計画発動の解除及び議会災害対策支援本部の解散	10
12	議会業務継続計画の運用	11

参考1 各主体の主な行動の流れ

参考2 災害発生から議会業務継続計画発動・解除までの流れ

## 1 計画の背景と目的

### (1) 背景

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている。併せて震災時において専決処分が多くなされるなど、二元代表制の一翼を担う議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされてきた。

また、本市においては、幸いにも大規模災害は発生していないものの、いつ、どこで、どんな災害が起こるか想定できない状況となってきた。このことから、本市議会においても、大規模災害発生時の行動指針として、「瀬戸市議会における災害対策時の対応要領」等を策定しているが、議会は、住民を代表する議決機関として、多様な市民ニーズの反映に資するという議会機能を的確に維持し迅速かつ適切に意思決定を行うため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた瀬戸市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものとする。

### (2) 目的

議会BCPは、災害発生直後から議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会及び議員の役割や行動基準等を明らかにすることにより、迅速な議会の機能回復を図り、市民ニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことを目的とする。

## 2 議会、議員並びに事務局の役割

### (1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として市から提案される予算・決算、条例の制定・改廃や重要な契約等について、市の意思決定をするとともに、市の事務執行をチェックするなど、主権者である市民に代わり「監視・評価」する役割を担っている。

これらの役割は、大規模災害時にあっても継続して果たすべきものであり、必要に応じて審議が行えるよう体制を整えておく必要がある。加えて復旧・復興の各段階で、住民代表機関として被災地の実情や被災者のニーズを的確に反映した審議・決定を行う責務を有するものである。

### (2) 議員の役割

議員は、大規模災害時にあっても議会がその役割を果たせるよう、会議に出席できる態勢を整えるとともに、被災地の実情や被災者のニーズを的確に反映した審議・決定を行うため、特に、災害発生初期においては、被災地における救援・復旧活動等の地域活動に積極的に従事し、多くの災害情報や市民か

らの意見を集約するよう努めるものとする。

また、地域の一員として身近な連絡・相談窓口としての役割を担うとともに、瀬戸市災害対策本部等（以下「市対策本部等」という。）から収集した災害情報や被災者支援の状況等について積極的に地域住民に伝達するよう努めるものとする。さらに、議員は、議会BCPの発動に至らない程度の災害であっても、本計画の趣旨を尊重し、非常事態に即応した活動に心掛けるものとする。

### (3) 事務局の役割

事務局は、議員の安否確認をはじめ、議員の活動を支援するとともに、議会が平常に開催できるよう準備を行う。また、市対策本部等と連携し、情報を議員に伝えるとともに、議員が有する地域の情報を集約し、市対策本部に伝え情報共有を図り、災害対策を講じるものとする。

## 3 災害時の市との関係

大規模災害時において、実質的かつ主体的に災害対応に当たるのは、市対策本部をはじめ、その指揮下にある市の各組織であり、議会は、主体的な役割を果たすものではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で災害に対応することとなる。

このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が情報収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態に陥ることが予測されることから、議員個人からの問い合わせや情報の提供、要請等の行動は、極めて緊急性が高いと判断する場合以外には行わないなど、市職員が応急対策業務に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議員自らの役割である監視機能や審議・議決機能を適切に実行するためには、正確な情報を迅速に収集し、整理することが必要である。そのため、議会と市とは、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

## 4 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、市対策本部等が設置される災害基準を概ね準用し、次のとおりとする。

災害種別	災害内容
地震	・震度5強以上の地震
風水害	・市の全域又は相当な地域に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合で、本部長が必要と認めたとき
その他	・自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合又はその恐れがあるもの

## 5 議会災害対策支援本部の設置及び本部員会議の開催

### (1) 議会災害対策支援本部

#### ア 設置

瀬戸市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置については、瀬戸市議会災害対策支援本部設置要綱の規定によるものとし、瀬戸市災害対策本部が設置された場合で第3非常配備体制（震度5強以上又は甚大な被害が予想される場合で本部長が認めるとき（全職員配備体制））においては自動的に設置される。それ以外の時は、議長が必要と認める場合に設置し、議会BCPを発動するものとする。

ただし、議長が発動の決定を行うことが困難な場合は、代理者が行う。

<代理者の順位>

①副議長 ⇒ ②議会運営委員長 ⇒ ③総務生活委員長 ⇒④厚生文教委員長  
⇒⑤都市活力委員長 ⇒⑥期数年齢順上位議員

議会本部の設置は、議長又はその代理者が市役所に到着した時点をもって設置とする。

議会本部の構成員及び所掌事務は、瀬戸市議会災害対策支援本部設置要綱に定めるとおりとする。

#### イ 役割

議会本部は、議会BCP発動中における議会及び議員の活動の司令塔としての役割を担うものであり、議会本部が主体となって行う災害情報の収集・伝達等を通じて、本部員である各議員が機能的かつ効果的・効率的に地域活動が行えるように支援する。さらに、議会としての意思決定に当たっての事前調整・協議の場として本部員会議を開催するとともに、執行部の災害対応状況を監視し、災害対応の協議を行うなど議会としての的確な災害対応を行うものとする。

#### ウ 任務

議会本部は、以下の任務を担う。

- 1 議員の安否確認
- 2 議会BCPに基づく議会機能の回復・維持
- 3 市災害対策本部との災害情報共有
- 4 議員への災害状況の情報提供
- 5 議員から提供される情報の集約、整理
- 6 地域活動を行う議員への支援
- 7 議会本部本部員会議の開催
- 8 執行部の災害対応状況の監視・評価
- 9 災害対応の協議・指示

## 10 その他、災害対応に必要と判断される業務

### (2) 議会本部本部員会議

議会本部の本部長である議長は、必要に応じて本部員を召集して議会本部本部員会議を開催し、瀬戸市議会災害対策支援本部設置要綱に掲げる所掌事務のほか、次の業務遂行の意思決定を行う。

- ・議会BCPに基づく議会機能の回復・維持業務
- ・議会運営委員会、全員協議会等の各種会議開催要否の検討
- ・近隣・関係自治体との連携、協力
- ・その他災害対応に必要と判断される業務

## 6 非常時優先業務

大規模災害発生時において実施すべき非常時優先業務を定めることで、限られた人員及び資源等の有効活用が可能となり、業務立ち上げ時間の短縮を図るものとする。

内容は、概ね次のとおりとし、順次行っていく。

No	業務名	業務種別	着手時期 (以内)
1	議員の安否確認業務	応急対策	3時間
2	正副議長への災害状況の情報提供業務	応急対策	6時間
3	議会本部の設置・運営補助業務	応急対策	6時間
4	市対策本部との災害情報の共有化作業	応急対策	6時間
5	議員への災害状況の情報提供業務	応急対策	1日
6	議員から提供される情報の整理業務	応急対策	1日
7	本会議、委員会等の開催業務	応急対策	2週間
8	その他議会運営に関する通常業務	応急対策	1か月

## 7 災害時の業務継続体制と行動基準

### (1) 議会事務局の行動基準

#### ① 事務局職員の初動対応

ア 平日日中（会議等開催中）における初動対応

- 1 議長又は委員長（以下、「会議の長」という。）に状況を報告し、直ちに本会議又は委員会を休憩又は延会する
- 2 自身の安全確保
- 3 会議の長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導並びに被災者の救出・支援
- 4 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務

イ 平日日中（会議等開催時間以外）における初動対応

- 1 自身の安全確保
- 2 来庁している議員の避難誘導及び安否確認

- 3 来庁していない議員の安否確認、家族の安否確認等
- 4 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務

ウ 平日夜間・休日における初動対応

- 1 自身と家族の安全確保、住居の被害状況確認及び安否確認
- 2 身近に被災者がある場合は、その救出及び支援
- 3 市対策本部規程に基づく配備職員は、市役所に参集
- 4 議員、その他事務局職員の安否確認等の初動対応
- 5 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務

② 事務局職員の参集基準

事務局職員は、「瀬戸市地域防災計画」の「瀬戸市災害対策運営要綱」に位置づけられている「瀬戸市災害対策本部等の非常配備体制」に基づいて参集する。

③ 安否確認事項

「議員安否確認表」（別添様式1）に基づき、次の内容を確認する。

- 1 議員の安否状況
- 2 議員の所在地
- 3 議員の居宅の被害状況
- 4 議員の連絡方法及び連絡先
- 5 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- 6 地域の被災状況

(2) 議員の行動基準

① 議員の初動対応

ア 平日日中（会議等開催中）における初動対応

- 1 会議の長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は延会する
- 2 自身の安全確保
- 3 会議の長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導並びに被災者の救出・支援
- 4 議長への自身の安否報告、家族の安否確認等
- 5 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務
- 6 正副議長以外は、議会本部員会議の参集指示があるまで地域での救援・復旧活動等に従事する

イ 平日日中（会議等開催時間以外）における初動対応

- 1 自身の安全確保

- 2 議員の避難誘導並びに被災者の救出・支援
- 3 議長への自身の安否報告、家族の安否確認等
- 4 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務
- 5 正副議長以外は、議会本部員会議の参集指示があるまで地域での救援・復旧活動等に従事する。

ウ 平日夜間・休日における初動対応

- 1 自身と家族の安全確保、住居の被害状況確認及び安否確認
- 2 身近に被災者がある場合は、その救出及び支援
- 3 議長への自身の安否報告
- 4 議会本部の議員は、市役所に参集
- 5 その他の議員は、地域で災害支援活動に従事
- 6 議会本部の設置・運営等の非常時優先業務

8 感染症発生時の対応

① 連絡

議員、議会事務局職員が感染者、濃厚接触者になった場合、議会事務局に連絡する。

② 議員、議会事務局職員、傍聴者に感染が発生した場合

ア 定例会中（定例会前を含む）

- ・一時的に事務局、議員控室、会議室等を閉鎖し、消毒。その後、議員、職員の健康を確認の上、閉鎖を解除。
- ・感染した議員、職員は、医師指定期間若しくは2週間の登庁（出勤）停止（入院・自宅待機）。
- ・感染していない議員、職員で濃厚接触者となった場合は、原則自宅待機。症状が出た場合は保健所に連絡する。
- ・感染していない職員は執務室や感染者の控室などを消毒。
- ・必要により、議会運営委員会において日程変更や議会運営方法の変更を協議。
- ・傍聴者へも感染状況を伝達する。（傍聴許可申請用紙に電話番号欄追加済み）

イ 閉会中

- ・一時的に事務局、議員控室、会議室等を閉鎖し、消毒。その後、議員、職員の健康を確認の上、閉鎖を解除。
- ・感染した議員、職員は、医師指定期間若しくは2週間の登庁（出勤）停止（入院・自宅待機）。
- ・感染していない議員、職員で濃厚接触者となった場合は、原則自宅待機。

症状が出た場合は保健所に連絡する。

- ・感染していない職員は執務室や感染者の控室などを消毒。

- ③ 議員、議会事務局職員が濃厚接触者（家族が感染者等）に特定された場合
- ア 該当する議員、職員は、原則自宅待機とする。感染者及び濃厚接触者が検査において「陰性」となった場合登庁（出勤）可とする。
  - イ 濃厚接触者ではない職員は執務室や濃厚接触者の控室などを消毒。
- ④ 庁内での感染者の発生や市内での感染者が増大した場合
- ア 定例会中、定例会前の場合、議会運営委員会を開催し、日程変更や議会の運営方法の変更等について協議。
    - ・定例会の日程の変更
    - ・本会議や委員会への議員・理事者の出席者の調整
- ⑤ 議員が感染症について、感染者や濃厚接触者となった場合の報告等について
- ア 速やかに議会事務局に報告する。正副議長に報告するとともに、全議員に周知する。併せて市対策本部に報告する。
  - イ 議員が感染者となった場合のマスコミへの公表。
    - ※ 公表：年代、性別、保健所から認定を受けた日、現在の状態（入院、軽症、自宅待機等）等
- ⑥ その他
- 市庁舎管理部門で作成する庁舎全体のガイドラインについても順守するものとする。

## 9 情報の的確な収集・伝達・共有

### (1) 基本的な考え方

災害時における議会の役割として、復旧・復興の各段階における被災地の実情や被災者のニーズを的確に反映した審議・決定を堅実に実行するためには、議会として被災地の状況や被災者のニーズ等を的確かつ迅速に情報収集する必要がある。

また、議会として適正な審議、決定を行うにあたっては、議会と市民、執行部が正確な情報を共有することが重要であり、それぞれが有する情報を集約し、共有できる仕組みが必要である。なお、議員の情報収集にあたっては、「情報収集連絡表」（別添様式2）を用いて情報収集するものとする。

#### ① 議会本部による情報の収集・提供・共有

災害情報は、様々な情報が集積される市対策本部からの情報が不可欠であ

る。そのため、議会BCP発動中に市対策本部の本部員会議が開催される際は、本部員である議会事務局長が会議に出席し、最新情報の収集に努めるとともに、各議員に情報提供し、議会本部で情報共有を図る。

また、議会本部は、議員が地域活動を通じて得た情報を集約・整理し、議会本部内で情報共有を図るとともに、市対策本部へ情報提供する。

## ② 議員による情報の収集・伝達

議員は、市の把握する災害情報に加え、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は議会本部からの参集の指示があるまでは、地域での救援活動などに従事するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集及び把握に努めるものとする。

議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど有益ではあるが、一方で情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障となる恐れもあるので議会本部で情報を整理する必要がある。

## (2) タブレット端末等の有効活用

大規模災害が発生した場合は、被災地への電話が殺到して電話回線が混雑し、固定電話、携帯電話ともにつながりにくくなる。一方、インターネット回線による通信は、災害時にも比較的つながりやすいと言われており、グループウェアの通信手段を活用する。

また議員は、被災地域における救援・復旧活動等の地域活動を行う際、議会事務局から貸与されているタブレット端末等を携帯し、写真や動画を撮影し、記録する。また、議会本部に情報を伝達する場合は、その状況が分かる写真や動画を添付して議会本部へメールする。

## 10 災害への備え

### (1) 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを点検・検証し、より実効性のあるものとするため、議員と議会事務局を対象とした防災訓練等を毎年1回は実施することとする。

(例：情報伝達訓練、参集訓練、安否確認訓練、避難訓練等)

### (2) 防災用品等の確保

大規模災害が発生し、議会BCPを発動した場合は、正副議長及び事務局職員が数日間にわたって議会に滞在し、非常時優先業務を中心に継続的に業務に従事することが想定されるため、概ね3日間分の食料、飲料水を確保するほか、携帯トイレ、衛生用品等の生活必需品を含んだ防災用品のセットの確保に努めるものとする。

### 1 1 議会BCP発動の解除及び議会本部の解散

議長は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営に移行したと判断するときは、議会BCPの発動を解除する。

また、議会BCPの発動の解除をもって、議会本部は解散とする。

### 1 2 議会BCPの運用

#### (1) 議会BCPの見直し

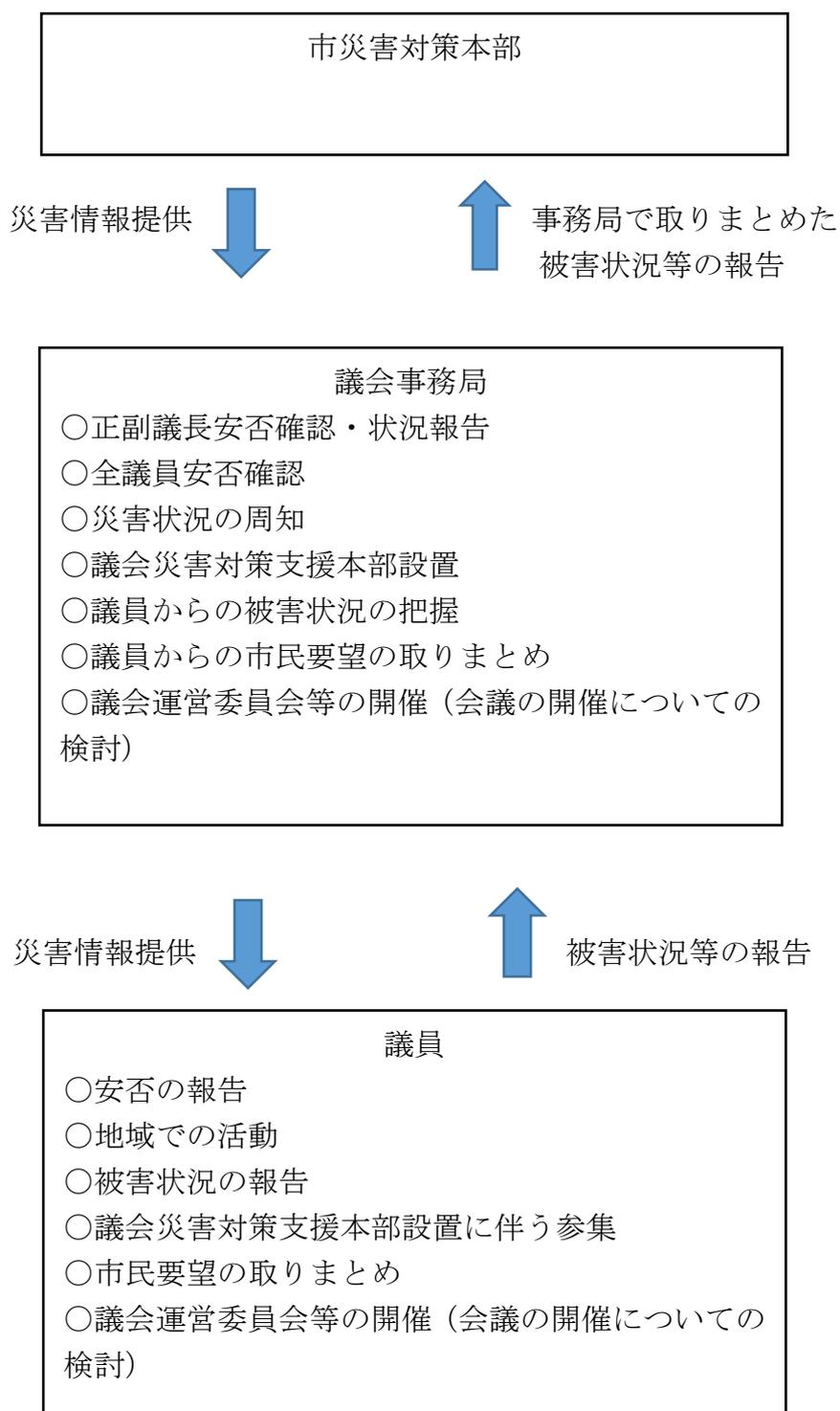
防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていくため、議会BCPは、その必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

#### (2) 計画の体系図

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害が休日又は時間外に発生した場合を1つの基本的行動パターンとして整理する。(別添フロー図参照)

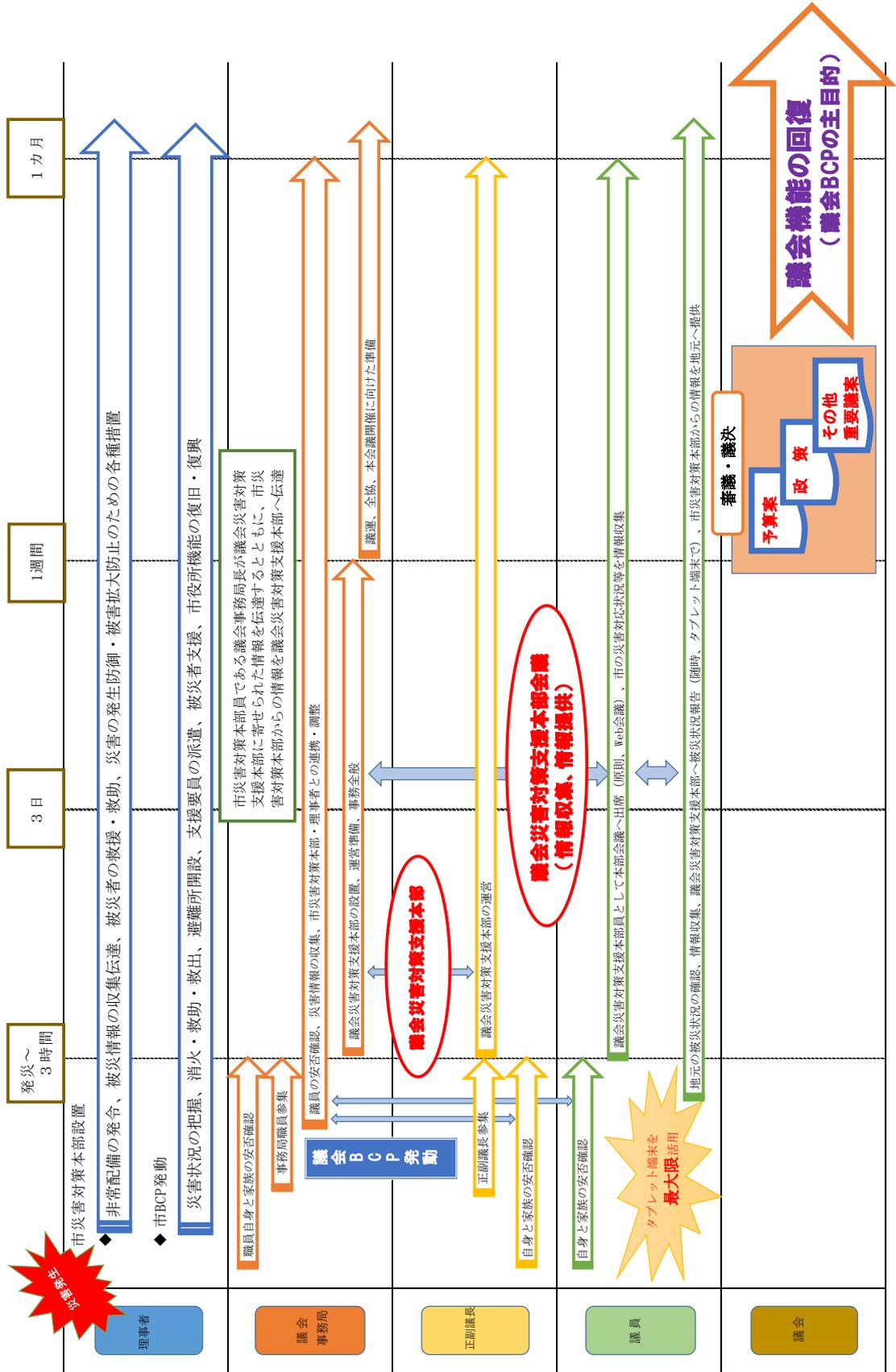
## 各主体の主な行動の流れ

### ○災害発生



○ 発災発生から議会業務継続計画発動・解除までの流れ（地震・風水害編）			
時期	休日又は時間外		
	議会	議員	事務局
発災時 ～ 3時間		①自身と家族の安全を確保	①自身と家族の安全を確保し たうえで登庁
	①正副議長は、議会災害対策 支援本部を設置  【当日に会議開催の場合】 災害対応を優先し、会議を延 期	②正副議長は市役所登庁	②登庁した職員は議員及び職 員の安否確認
		③安否を事務局へ報告	③登庁した職員は議場等の被 害状況を確認
2時間 ～ 4時間	①正副議長は、議会災害対策 支援本部の運営  【翌日に会議開催の場合】 災害対応を優先し、会議を延 期	④正副議長以外は、地域での 救助・救援活動、避難所運営 支援	④局長は、市対策本部員会議 に出席、情報を各議員へ提供
		①正副議長は、市対策本部の 情報を収集	①市対策本部の情報を各議員 へ情報提供
		②各議員は、地域の被災状況 を収集、必要に応じて本部へ 報告	②各議員からの地域情報を集 約し、市対策本部へ報告
2時間 ～ 4時間 ～ 8時間	①議会災害対策支援本部の運 営	③各議員は、地域での救助・ 救援活動、避難所運営支援	③議会災害対策支援本部の運 営補助
		①各議員は、地域の被災状況 を収集、必要に応じて本部へ 報告	①市災害対策本部の情報を各 議員へ情報提供
		②各議員は、市対策本部の情 報を地域へ提供	②各議員からの地域情報を集 約し、災害対策本部へ報告
3日 ～ 1週間	①議会災害対策支援本部の運 営	③各議員は、地域での救助・ 救援活動、避難所運営支援	③議会災害対策支援本部の運 営補助
	②必要に応じて議会本部本部 員会議の開催	①各議員は、地域の被災状況 や地域ニーズを収集、本部へ 報告	①市対策本部の情報を各議員 へ情報提供
		②各議員は、市対策本部の情 報を地域へ提供	②各議員からの地域情報を集 約し、市対策本部へ報告
1週間 ～ 1か月	①必要に応じて議会本部本部 員会議の開催	③各議員は、地域での救助・ 救援活動、避難所運営支援	③議会災害対策支援本部の運 営補助
	②議会運営委員会、全員協議 会の開催に向けた準備及び開 催	①各議員は、地域の被災状況 や地域ニーズを収集、本部へ 報告	①議会災害対策支援本部の運 営補助
	③本会議の開催に向けた準備 及び開催、通常業務への移行	②各議員は、市対策本部の情 報を地域へ提供	②議会運営委員会、全員協議 会の開催に向けた準備及び開 催
	③各議員は、地域での救助・ 救援活動、避難所運営支援	③本会議の開催に向けた準備 及び開催、通常業務への移行	

◎災害発生時における行動（フロー図 地震・風水害）



## 瀬戸市議会災害対策支援本部設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市内で地震等の大規模災害が発生したときに、瀬戸市議会及び瀬戸市議会議員（以下「議員」という。）が瀬戸市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議員の適切かつ迅速な対応により、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全・安心の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 瀬戸市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置された場合において、これに協力し、支援する必要があると認めるときは、瀬戸市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

### (議会本部の構成)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を総括し、本部員を統括する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長及び副本部長を除く議員をもって充て、本部長の統括の下、議会本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、積極的に被災地域に出向き、被災市民の相談・情報伝達業務に従事する。

### (所掌事務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本部員の安否の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 本部員からの災害情報を収集及び整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地域の支援及び避難所運営等に協力すること。
- (5) 必要に応じて国、県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

### (本部員の活動指針)

第5条 本部員は、災害の発生を認知した場合は、次に掲げる指針により活動するものとする。具体的には、議会本部が設置されたときは、議会本部の指示に基づいて活動する。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡先を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 被災地域の救援活動に協力すること。
- (3) 被災者の相談に応じること。
- (4) 被災地域及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて議会本部へ報告すること。
- (5) 議会本部を通じて市対策本部から収集した災害情報や被災者支援等の状況について、地域住民に伝達すること。

(議会本部への参集)

第6条 議会本部を設置したときは、本部長及び副本部等は、瀬戸市議会に参集するものとする。

2 本部長は、必要に応じて本部員の参集を求めることができる。

(議会事務局の職員の職務)

第7条 議会事務局の職員は、議会本部の事務を補助する。

2 事務局長は、市対策本部の本部員会議に出席し、情報収集に努めるとともに、議会本部に対してその情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会本部において協議し定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

## 議員安否確認表

議 員 氏 名	
報 告 日 時	令和    年    月    日                      午前・午後    時    分
内容確認者	

議員本人の被災状況	無・有（重体   重症   軽傷   その他（                      ））
所 在 地	自宅・自宅以外（                      ）
居宅の被害状況	無・有（全壊   半壊   一部損壊（                      ） 床上浸水   床下浸水   その他（                      ））
連 絡 方 法	固定電話   携帯電話   ファックス   携帯メール   メール
連 絡 先	本人：    家族：
参集の可否	可・否
参集可能な時期	
地域の被災状況	
そ の 他	

## 情報収集連絡表

議員氏名	
報告日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
受信者氏名	
連絡先	

発生概況	発生場所	瀬戸市			
	発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分			
	概況				
被害状況	死傷者	死者	負傷者	不明者	合計
	建物	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水 床下浸水
	その他				
応急対応の状況					
避難状況					
市民のニーズ					